第10編

治安と消防

消防団の防災訓練

第一章　治　安

第一節　警察制度の変遷

一　概説

人間が、集団生活をする場合、衣食住その他の生産・分配や秩序を維持するため、自ら自他を規制することが必要になってくる。これが治安である。いかなる時代になっても、治安はゆるがせにできない。治安の維持が確保できないときは、その地域社会やその国家は乱れ、ついに滅亡へとつながるのである。

戦国時代から徳川時代にかけて、幕府は地方に代官を置き、治安の確保と税収、一般施政上の出先機関として管轄内を支配させ、犯罪の検挙、不穏行動の抑圧、訴訟、裁判など行政いっさいの政務を行っていた。

江戸時代になって徳川幕府は「治安の基は上より下に」と法を定め、武家には武家法度、公家にたいしては公家法度を定め、僧侶、旗本に対しても一定の規制を定めていた。一般市井の庶民、百姓に対しては各村々の名主を通じて禁制、法度を周知させた。

江戸には町奉行所を設けて、戸籍取り扱いの事務（宗旨人別帳など）年貢取り立て・治安・裁判その他すべての政務を扱っていた。町奉行は老中の配下にあって与力、同心などがあり犯人の捜査や検挙、弱者の保護などに当たっていた。在郷の村方では、名主や寺院が協力のうえ宗門改めなどを行い、浪人や無頼の怪奇な徒の不穏行動の探索を行うに都合のよい制度が設けられていた。

庶民の間における五保制は五人組制度となり、整備された形の中で相互監視や共吟味として、犯罪の告発や犯人の逮捕、あるいは犯罪の未然防止、交通取り締まりなどの役割を果たした。

二　近代警察制度の沿革

明治の新政権となっても社会の混乱は続き、人心は恟々として不安はその極に達していたが、当初は幕府時代の保安形態をとり、藩兵や藩の警察機関が治安の維持に当たっていた。明治元年六月八日には

「当国古関警衛今般彦根藩へ仰付けられ候……」

（加藤善吉著下部町郷土史年表）とあり、上下一六名の彦根藩士が広泉院に仮営して、古関の関所を警護した。政府は同三年治安維持のために刑部省をおき、翌四年には廃藩置県を契機として、東京にはら卒をおき、各県には捕亡吏をおいたが、明治八年にはら卒として統一し、十月には巡査と改められた。

東京・大阪・京都をはじめ各県におかれたら卒、捕亡吏は取締り番人としてその任にあたったが、帯刀を禁じ護身用として三尺の棍棒を帯していた。これらのら卒、捕亡吏には幕府の扶持をはなれた幕臣も、その職についたものもいた。

本県には捕亡吏がおかれたが、六年には警察制度が採用され、三月には庶務課中には取締掛をおき、七月には監察と改められ、同八月には県下四地区一六カ所に取締出張所が設けられると共に、番人章程が設けられ、取締番人によって治安が維持された。

同七年には監察を廃して警察掛を設置した。同八年には聴訟課を設置して警察事務をつかさどらせた。これよりさき明治六年八月には、県下四地区一六か所に取締出張所が設けられたが、同年十二月には出張所は四か所とし、他に一六か所の屯所をおいて治安の任に当たらせた。

県令藤村紫朗は、警察の出先機関として甲府八日町、山梨郡勝沼村、八幡村、八代郡市部村（現石和町）浅利村、市川大門村、巨摩郡鰍沢村、西条村、古市場村、河原部村（現韮崎市）、若神子村、下条西割村、台ケ原村都留郡下谷村、下吉田村、上野原村の一六か所に出張所を設けたのである

が、明治七年政府は内務省を設け行政警察制度が確立し、翌八年番人・ら卒は巡査・警部と改められ巡査は一等から四等級までの階級が、また警部は一等から六等級までが定められた。

明治十年二月、取締出張所及び巡査屯所を廃し警察署と改め、四つの本署と一六の分署を設けた。

本署　分署は次のとおりである。

本署	分署
甲府警察署	久保・石和・平等・勝沼・右左口・常永
韮崎警察署	若神子・小淵沢・台ケ原
鰍沢警察署	小笠原・市川・南部
谷村警察署	吉田・初狩・猿橋・上野原

明治十年八月に、甲府警察署の分署石和、谷村警察署の分署猿橋が本署に昇格した。

同十四年警部・巡査の等級を廃し、その後も階級の改正は何度も行われた。

明治十五年十二月二日から全国の巡査の帯剣が定められ、また特務巡査を置き、同十六年九月地方警視が置かれた。

また明治十五年七月、大部分の分署を廃止して甲府・石和・日下部・竜王・小笠原・韮崎・日野春・鰍沢・南部・市川・谷村・吉田・猿橋・上野原の一四警察署とした。

徳川時代の鎖国政策によって、長い間外国との交易を絶たれていた日本は、明治維新後はじめて諸外国の文明の進歩に驚き、その導入にきゅうきゅうとしていた時代で、種々の制度もまた外国にならったものが多く、警察制度も例外ではなかった。戸数・人口などの調査は各村の戸長役所より警察に報告することになっており、学校教育についても警察の指示を受ける面が多く、行事のすべてを届け出ていた。

日清戦争により、日本の存在がようやく世界に認められるようになり、それとともに軍国主義と、資本主義経済は次第に強大となってきたなかで明治三十三年警察法が発布され、警察力は一層強化された。権力の強化は一般民衆とは次第に遠ざかって来て「警察は行きにくい役所である、巡査は怖いものである」との印象を一般から持たれるようになったのは、制度のしからしむるところであろうか。

警察は犯罪捜査・防犯抑止のほか衛生・保健関係の種痘・伝染病の予防・隔離・精神病患者の収容・監視・性病の予防・治療などに関与し、また風俗営業である料理店、飲食店、宿屋、遊戯場、船舶。危険物関係として、銃砲、刀剣類。火薬類を取り締まり。防犯関係として古物商、質屋、周旋など、その他治安に関するすべての取り締まりに当たった。

明治四十三年警察部に林野警察課を新設し、同時に林野巡査を配置した。森林の盗伐や乱伐、放火または失火による森林災害の取り締まりに当たった。

明治四十年、同四十三年の豪雨による大災害のため、疲弊困窮に陥った県民救済の方途として、皇室の御料林が御下賜になった明治四十四年三月以後、林野警察の機能は十分に発揮されてきたが、時代の変遷に伴い昭和二十一年十月廃止された。

大正十二年九月の関東大震災の事後処理や、次第に進展してきた思想運動および農村問題、小作争議などのため、昭和三年七月特別高等警察課、いわゆる特高警察を新設して思想関係、労働、農村問題などの社会問題を担当することになり、さらに昭和六年以後、満州事変、日華事変など国策遂行上の憲兵強権とともに、国家的警察制度として行政の各分野に進出した。

太平洋戦争となるにおよんで、警報の伝達、防空訓練の強化、救護、配給、闇物資の流通取り締まりなどのほか、翼賛愛国運動や、思想取り締まりなど諸般にわたり多忙を極め、戦時下における活動は著しいものがあった。

軍事政権による国策遂行も、昭和二十年八月遂に支えることができず、ポツダム宣言の受諾により太平洋戦争は終結した。

昭和二十年十月連合軍総司令部の覚書に基づき、軍閥政治の一翼をになった特高警察は、治安維持法廃止とともに廃止された。その後、中央警察の最高機関としての内務省が廃止されたことは言うまでもない。

昭和二十二年五月三日、新たに日本国憲法が施行され、民主主義国家としてすべての機構が一新した。一般から敬遠されがちな警察から、地域住民への奉仕的精神に基づく警察として生まれかわった。すでに昭和二十一年三月帯剣・詰衿服は、警棒・開衿と欧米並に親しみある服装となり、護身用として拳銃を所持することになった。

人間尊厳の確保、個人の自由と権利の保護などの趣意の憲法からして、警察の地方分権をねらい米国式に自治体警察設置を指示した。人口五、〇〇〇人以上の市街化町村では、その町村の負担により、自治体警察を設置するよう指示があり、西八代郡下では、市川大門町に自治体警察署が設置された。しかしその運営などに負担の限度があり、十分な警察活動は不可能であった。米国の自治体警察とは事情が相違しており、町村財政の関係上警察規模が小さく、実情に添わなかった。このような状況下で、住民投票によりこれを存続しないことにした町村は、昭和二十六年十月県下一七か町村に及び残る甲府、富士吉田、小笠原、西桂なども昭和二十九年六月廃止となった。廃止された自治体警察の職員は県警に帰属し、警察運営は都道府県単位として組織はすべて一本化され、現在に至っている。

第二節　治安の機関

一　江戸時代における機関

(1) 代官

幕府が天領行政の拠点として設けたのが代官である。代官は五万石位を支配する地方官で、勘定奉行に属して、年貢の徴収や司法権、検察権を行使して、民政全般にわたるのがその任務である。多くは二〇〇俵どり位の旗本が任命された。代官の管轄区域を支配所といい、その役宅を代官屋敷または陣屋ともいった。その属僚には手付、手代などがいて、支配所の一般行政や治安について、代官を補佐していた。

下部町はその時代、時代によって、岩間市川御代官所の支配所に属していた。町内に所蔵する文書の中には、年貢の割付、皆済の目録、刑事事件や山論水論、入会山の裁断など、代官所へ訴え出たもの、または通知などが多く所蔵されている。

岩間代官支配所時代（『岩間村誌』より）

寛永十一戌年から子年まで三年間　堀田加賀守
寛永十四年から正保二酉年まで九年間　秋山半右衛門
正保三戌年から承応元辰年まで七年間　松本三太夫
承応二巳年から寛文元丑年まで九年間　松田勘左衛門
寛文二寅年から同巳年まで四年間　稲葉兵左衛門
寛永五午年から延宝七未年まで十年間　野田三良右衛門
延宝八申年から天和二戌年まで三年間　辻　弥五右衛門

岩間代官所廃止後は石和代官の支配下にはいり、さらに安永四年から市川代官所に属した。この間柳沢吉保が甲府城主となり、その子吉里に至る十九年間は一藩の経営になったが、享保八年大和郡山へ転封されるにおよび、甲斐は再び幕府の直轄領となった。

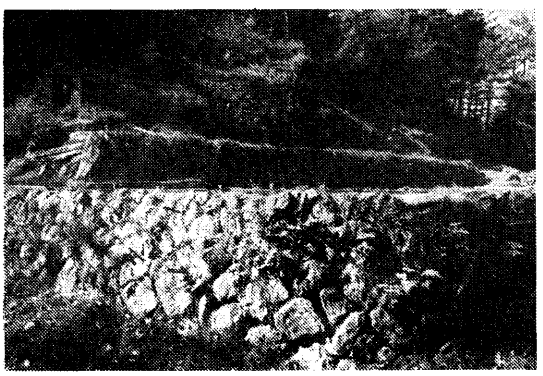

古関口留番所跡

代官氏名	在任期間	
平岡治郎右衛門	天和元年―宝永元年（二十年）	石和役所
宝永二年―享保八年の十九年間　柳沢氏（吉保・吉里）時代		
亀田　三良兵衛	享保九年―同十三年（五年）	飯田役所
小宮山　杢之進	享保十四年―（一年）	石和〃
奥野　忠兵衛	享保十五年―同年（――）	甲府〃
坂本新五右衛門	享保十五年―同十八年（四年）	飯田〃
江守　伝十郎	享保十九年―元文二年（四年）	甲府〃
大久保　内蔵	元文三年―同年（――）	石和〃
山田　治右衛門	元文三年―元文四年（一年）	飯田〃
小川　新右衛門	元文四年―寛延二年（十年）	甲府〃
上倉　彦右衛門	寛延二年―寛延三年（一年）	石和〃
泉本　儀左衛門	寛延三年―宝暦五年（六年）	〃
鵜飼　佐重郎	宝暦五年―宝暦八年（四年）	〃
今井　平三郎	宝暦八年―宝暦十年（三年）	飯田〃
吉田　源之助	宝暦十年―明和元年（五年）	石和〃
藤本　甚助	明和元年―安永四年（十二年）	甲府〃
小田切　新五郎	安永四年―天明元年（七年）	市川〃
柴村　藤三郎	天明二年―寛政二年（九年）	〃
武島　左膳	甲斐郷土年表便覧に「天明八年市川代官所甲府平岡彦兵衛石和武島左膳当分お預り」とありまた「寛政元年平岡彦兵衛（駿府代官）市川代官となる」とある	〃
平岡　彦兵衛		〃
小笠原仁右衛門	寛政二年―寛政六年（五年）	〃
榊原　小兵衛	寛政六年―同十年（五年）	〃
堀谷　文左衛門	寛政十年―享和二年（五年）	市川役所
山田　茂左衛門	享和二年―文化三年（五年）	〃
中村　八太夫	文化三年―同十一年（九年）	〃
鈴木　伝市郎	文化三年―同十一年（九年）	〃
林　金五郎	文政三年―同十一年（九年）	〃
野村　彦左衛門	文政十一年―天保三年（五年）	〃
山口　鉄五郎	天保三年―同七年（五年）	〃
小林　藤之助	天保七年―同十二年（五年）	〃
高山　又蔵	天保十二年―弘化四年（六年）	〃
福田八郎右衛門	弘化四年―嘉永二年（三年）	〃
荒井　清兵衛	嘉永二年―安政元年（五年）	〃
森田　岡太郎	安政二年―同五年（四年）	〃
佐々井　半十郎	安政五年―万延元年（二年）	〃
加藤　余十郎	万延元年―文久三年（三年）	〃
安藤　伝蔵	文久三年―慶応元年（二年）	〃
成沢　勘左衛門	慶応二年八月―九月	〃

(2)　村方三役

武士と町民は原則として町に、百姓は村に、という身分による「住み分け」があったが、領国経済の基礎は農業であり農民であった。そして農民統治の基本単位を村とし、村には村方三役として名主・長百姓・百姓代がおかれた。村政の実際はすべて代官の支配をうけて、村役人がこれにあたった。その任務は年貢の割賦と取り立て、宗門改・人別改などの戸籍事務、水利土木工事、陳情、金銭の貸借、土地争い、縁談、離縁、跡式、けんかの後始末のような民事的なものから、警察訴訟のような事柄、あるいは村の諸規制（入会権、祭祀）の裁断に至るまで、いわゆる百姓代官という

形で、村の行政や治安の責任者ともなり、指導者ともなり、また上へ向かっては村民を代表し、村民の行為に対しては連帯責任を負うなど、その任務は幅広いものであった。名主がすべて管掌し、長百姓は補佐役に任じたのであるが、百姓代は年貢米出納の監視、村入用などの諸割賦の立ち合いなどと、時には名主の目付役もかねるものであった。

村名主は村人の入札（選挙）の結果により、連印の願い出によって代官が任命したものであるが、村役人になるには家柄が重視されたことはいうまでもない。

幕府は施策の浸透をはかるために「郷村条目」の類を多く発布してはいるものの、その趣旨を徹底させるために、政令を遵守することを年々誓約させ、連帯責任をとらせるという立場から「組請」とか「村請」として、村全員が捺印した連印状を提出させた、村人の共同責任による誓約履行は村方三役が中心となって行われた。制度上には「村自治」という保障はなかったが、一種の自治機能はおのずから生じ、生活を支えていた。

村人の争いや訴訟沙汰を穏便に解決させる方法として、村のおもだった人が立ち入り人となって双方と熟談して、その事件をもらい請け、裁断をくだして事件を解決したようである。また村と村との事件については、他村の名主・長百姓が立入人となって事件を解決した。

差上申御請書之事

一　国家無宿・博徒・盗賊共厳重取締之義被仰出候義ニ付而者　一村限仕法相定以来取締方行届候様可取斗旨　今般御出役様御廻村之上村役人中江被仰渡候ニ付　仕法立左之通取極申候

一　無宿無頼悪徒一夜たりとも差置并食料与へ候ものは　早速御役所江訴上可奉御吟味請事

但隣家之もの平常乍故ニ御村許江不申出候ハ、其段御役所江申立尤右入用差出申事

一　村方百姓悪徒はたらき候歟　悪事等江加候者共者風聞たり共差押早速御役所江可申立事

但隣家之もの当人御吟味仕置済之上其次第ニ寄右入用迄差出可申事

一　博奕宿致候もの者早速御役所江御訴申上御仕置済之上　三十日之間戸〆之事

但隣家組合十日之間戸〆之上右入用も当人江準シ出銀可致事

一　博奕江携候もの者　早速御役所江御訴申上御吟味済之上村法ヲ以三十日之間戸〆之事

但隣家組合共次第寄戸〆右入用之義当人者勿論隣家組合よりも出銀可致事

前書之通御取締筋ケ条ヲ以壱人別ニ被仰聞承知仕候　然上者御役人中昼夜不限御見廻被成候義ニ付　万一如何之仕業御目当御役所御訴可相成候　御吟味御仕置済等相成候上　村法受候とも決而御恨申間敷候　加之右一件ニ付諸雑費別入少も村高役江相掛ケ受度様申間敷候　仍之一同連印以御受書差上申処如件

慶応二寅年　　八代郡大炊平村

七月　日　　小前組頭　文　蔵

丈左衛門
久左衛門
利右衛門
彦右衛門
駿太郎
嘉右衛門　　組頭
善右衛門
喜宇兵衛
岩右衛門
作兵衛
政兵衛　　組頭
丈右衛門
儀右衛門
庄兵衛
助右衛門　　組頭
啓　助
喜右衛門

村方　御役人中

前書之通御取締　私共村方仕法立之義可為読聞壱人別請印取置候間　此段ヲ以

写奉差上候処相違無御座候　以上

市川御役所

大炊平村　名主　庄右衛門
長百姓　源兵衛
〃　恒右衛門
百姓代　清兵衛

水船村　与左衛門
忠七
嘉吉
長左衛門跡
甚左衛門
丈左衛門
富右衛門
弥左衛門
善之亟
新兵衛
忠兵衛
惣内
千蔵
常右衛門
重郎左衛門
半右衛門
勇八
平次郎

名主　奥右衛門
長百姓　千之亟
同断　幸七

(3)　村極

さらに政令を遵法させる意味で「村極」（村定ともいう）を行わせた。村極は村法度とも村儀定書ともいい、江戸時代には、村内の団結をはかるためにも、倹約を履行させるためにも農村生活全般にわたって規定をもうけた。「村極」を守らせるためには、村八分とか、闕所とか、賤役賦課などの制裁の手段がとられた。現在からすれば人権じゅうりんも甚だしいものである。

相定申一札之事

一　奉重御公儀前々被仰付候御法度之趣旨　弥以竪相守可申候事
一　御年貢之義ハ名主方ゟ相触候ハヽ日限之通り急度上納可致候事
一　前々相定置候村定法之義弥竪相守可申候事
一　五人組頭之義組合ニ猶〇〇ヶ間敷義無之様ニ平和取計可申候事
一　於小前中ニ願之筋有之候ハヽ其組合之組頭江可相願候、尚又組頭事済候様取計可申候事
一　他組ゟ他組江相掛リ候義有之候ハヽ、両組頭立会双方江異見指加　事済候様ニ取計可申候事
一　組頭ゟ組頭江相掛候義ハ両組下并百姓代立会内済可仕候事
一　前書定メ之通り諸事内済可仕様取計可申候　無拠難済義ハ組頭指添相願出可申候事
一　願之義有之候ハヽ十一月朔日迄ニ相訴出可申候夫割之節相願候而者御年貢勘定之指支ニ相成候間訴出候而茂取上不申候事

右之趣急度相守可申候　以上

寛政十二年
申三月　日

(4)　五人組

五人組とは江戸時代、古代の五保制にならった庶民の隣保組織で、その長を五人組頭、または組頭判頭（はんがしら）と称した。戦国時代下級武士の軍事編成にも五人組が見られたが、民間の組織として制度化されたのは江戸幕府成立以後である、初めはキリシタンや浪人の取り締まりを主眼としたが、後には政令の遵守、相互監察による犯罪の予防と取り締まり、あるいは連帯責任による貢租の完納、および成員による相互扶助的機能に重点が置かれるようになった。町内車田二宮家に保存されている「五人組御

仕置帳」によれば、全部で六四個条からなる膨大なものであるが、これについては第三編第四章第七節で詳説してあるので、ここでは治安に関する項のみについて、要約して掲げておく。

一、五人組は五軒ずつ組み合わせてあるので、悪事をせぬよう組中油断なく詮議を遂げ、名主の申し付けを聞かない者は、訴え出ること。

一、百姓に似合わず遊芸を好み、悪心を以って公事による事を不幸と考え、非公事をすすめ、偽りをなす者や、不孝の輩は申し出ること、何事によらず神水を飲み、誓紙を書くが如き事はするべからず

一、盗賊悪党人あらば訴え出ずること、褒美をとらせる。

一、捨子をしてはいけない、若し他所の者が捨子をした場合は村中で養育し、その旨届け出ること。

一、猟師の他鳥獣一切取るべからず。猟師といえども鶴・白鳥は捕えてはならない。売買する者があれば訴え出ること。

一、出家・社人・山伏・行人・道心・非人・穢多等常に吟味し胡乱（うろん）な者は一夜も泊めてはならない。

一、他所の者当村内へ住みついた時は、その者の出所家職を調べて名主へ申し出ずること。又出所村方の名主長百姓の請人を要すること。

五人組仕置帳の一部

一、能・操り・角力・狂言・その他見せ物等一切致させまじきこと。

一、遊女・野郎一切さしおくべからず。一夜の宿もしてはならない。

一、行方知れざる者、旅人その他堂宮・山林・道路などで死人あれば所持品等改め名主組頭立合い書き付けにて注進のこと。

一、行路病者発見のときは医師に見せ、よくよく介抱すること。若し死亡した時は所持品等改め封印すること。

一、他殺自殺者ある時は番人付け置き早速注進のこと。

一、村中喧嘩口論あらば名主組頭裁判すべし。他村にて喧嘩口論あれば集まるべからず。人数立退いた者があれば隣郷の者まで捕えて注進すること。捕え難い場合は後をつけて落付き先きへ申し渡すこと。

一、水論・境論の場へ刀・脇差し・弓・鑓・長刀等持参して加担する者あれば、その罪本人より重いこと。

一、村中申合せ番屋を造り番人をつけ置き火の用心入念に申し付くべし、出火の際は直ちにかけつけ消火につとむること。

一、鉄砲は猟師に猪鹿を防ぐために渡し置くものなれば他に村中かくし置いてはいけない。又お定め月の外うつべからず。

一、博奕すべての賭勝負あるいは百姓講と名付けまたは商売にことよせて博奕などをしてはいけない。

一、百姓に似合わざる風俗をし、長脇差し、喧嘩口論を好み酔犯行蹟あしき者は訴え出ること。

一、他所へ参り二晩以上泊るときは名主へ断わること。若し他所他国へ奉公又は用事で行く場合は名主・長百姓へ断わり、公事訴訟公儀へ出す時はその趣を名主、五人組へ届け出ること。

享保十乙巳年正月

(5)　関　所　（番所）

関所は、大化の改新のころから全国的に整備され、水陸交通上の要所に置かれ、通行者の検査統制にあたり、また関銭などの税を徴収する仕事を行ったところである。関所の性格は時代によって一様ではなかったが、主として軍事や治安上の目的のものが多かった。

関所では手形改めが行われたが、手形とは現在風にいえば通行証明書の

女通行手形（桃ケ窪）

ことで、それには人数・種別・風姿・容貌・黒子（ほくろ）おはぐろ（昔の結婚した婦人は歯を黒く染めた）など詳細に記載されていた。

手形改めは男子の通行人は比較的ゆるやかで、特に役者、相撲取り、興行師などは手形なしで通行することが許された。これに反し女子は厳重であった。これは江戸防衛のため極度に警戒したからである。

昔は、本町古関に口留め番所が設けられ、治安の維持にあたっていた。詳細は第九編第一章第二節及び第十三編第一章を参照されたい。

享保九年甲斐山梨・八代・巨摩三郡之定書（関所の掟）には次のように記されている。

古　関　定

一　御定之番人昼夜おこたりなく　勤番可仕事

一　朝六ツ時御番所扉開　晩六ツ時〆可申候　夜中猥ニ往来させ申間敷候、断り次第聞届可通候

一　鉄炮出入共掛等（代官）証文にて可通事

一　御国（当）中より他国江おもむく女　有之者是又我等共証文ニ而可通事

附、御直参之面々罷通候節　為持候　鉄炮之儀は当人ニ断次第聞届可相通候

大員数　承届後日ニ役所江書付可差出事（文化三年八月）

一　何者によらず急用とて御番所江参懸り　ならびに疑敷様子のもの有之ハ　留置府中江注進可致事（陣屋江可注進事）

一　士民僧侶ニ限らず　様子のあやしき躰ニて　大勢相伴ひ　御番所を通らハひそかに人を附て見送らせ　大府中江（陣屋江可注進）注進致し、且又御国中之者大勢相伴ひ　御番所ニ参りかゝらハ　是ヲ押へ留置、早速府中江注進可致事

附　手負人　同断之支

一　女往来之儀　東西河内領を其所ニて名主証文に而可通之　其外ハ我等共証文ニて可通之　尤身延山久遠寺会式小女参詣ハ先規の如く久遠寺末五ケ寺の証文ニ而可通事

一　当国中境外によらず　物忽の聞ありて　往来の人繁く、其外疑敷様子あらば、早速府中江注進スへし　勿論騒動之節ハ大切ニ御番所ヲ守り　加番人等之儀　常可示合事

一　御番所近辺山林幽谷之内　人畜によらず　疑敷者有之ハ早々府中江可致注進事

一　大風雨地震の時分別て不可致油断　万一　御番所ノ扉并ニ御番所破損ニ及ニおゐてハ　御番所の内外つかり　御番所を居　昼夜　是を守り早速其趣府中江可致注進　尤其節ハ加番人を出し可申候

一　御番所火の用心随分大切に念を入るへし　若し近辺火事有之時分ハ一番組の者早速馳セ参じ　御番所警固スへし　若、可防方便於無之ハ番人以下　御道具ニ附添近辺を立離べからず　従令番所焼失ニ及共　御番所近辺　不可離事

一　御番所道具取扱大切ニ念を入るへし　毎年府中（陣屋）より其改を受紛失無之様可致事

一　誰人ニよらず　御番所ニ宿すべからず　親類縁者たりとうとも制外に通べからざる事

一　御関所近辺間道有之ハ　私ニ往来有之由　是を聞付ニおゐてハ　早速人ヲ遣シ　見届させ府中江可致注進事

右条々堅可相守者也

享保九年

尚、口留番所覚帳には

八代郡河内領古関村　村役百姓番人弐人つつ

・番所　弐間　梁三間

・門　高九尺　門九尺

・左右柵　高七尺五寸　右拾四間　左六間

置物　突棒・指俣、鍜壱本宛、棒五本　本縄早縄壱筋つつ

一　八代郡　湯奥村

右者甲州、駿州之国境此所抜道有之ニ付矢来にて〆切置、往来之者、無之　番

所　番人　無御座候

二　明治以降における機関

明治二十一年十月、内務省訓令第六四〇号をもって「警察官吏配置及勤務概則）が公布され、その第十六条で「受持巡査ハ其受持区域内ニ駐在セシメ　其宿所ヲ以テ駐在所トス」と定められ、全国各府県に駐在所が設置されることになった。

発足当時は、ほとんどが民家の建物を借り受け、駐在所にあてていた。

本町においても、旧村ごとに巡査駐在所が設けられた。駐在所を役場の所在地に併置したのは、各町村の管掌する衛生、火災、道路、戸籍に関する事務は警察官の執行業務と、密接な関係があったからである。

大正五年七月、久那土村三沢に、久那土巡査部長派出所が設置され、昭和五十四年四月廃止されるまで六十有余年間、岩間、楠甫、落居、宮原、葛籠沢、鴨狩津向（現西八代郡六郷町）久那土、古関、富里、共和の各村を担当（下部部長派出所設置とともに管轄区域から富里村のうち下部上之平波高島、桃窪、川向、大子、湯之奥を除外、下田原、宮木区は分町により鰍沢警察署に移管）管内駐在所の指導監督及び司法行政事件の処理にあたっていた。

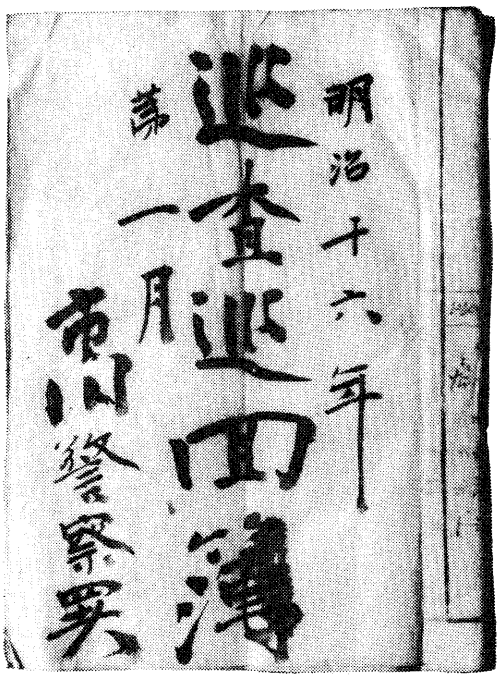

巡査巡回簿

昭和三十七年四月本町下部に、下部部長派出所が設置された。同四十年四月巡査部長派出所は幹部派出所と改称され、同四十四年四月には幹部派出所は警察官派出所に、巡査駐在所は警察官駐在所と改称された。

本町内には現在（昭和五十四年四月）下部警察官駐在所をはじめ、常葉、古関、久那土に警察官駐在所があり、連絡機関として車田小坂に、市川警察署久那土連絡所が設けられている。

なお、昭和五十四年十一月、下部町六郷町管内にパトカー一台を配置し、地域住民の治安維持に貢献している。

(1)　市川警察署の変遷

本郡は、市川に代官所が置かれ、明治初年まで現在の西八代、南巨摩両郡下二四七か村もその管轄下で、代官により司法と行政がつかさどられていた。

明治四年七月廃藩置県を契機として、警察制度も一新した。

本県における警察署の設置は、明治十年で前述のとおり四つの警察署と一六の分署が設けられた。

市川警察署は当時、小笠原、南部とともに鰍沢警察署の分署として、西八代郡下を管轄（除富里村、このとき富里村は南部分署の管轄であった）し、明治十二年鰍沢警察市川分署が市川警察署となり、西八代郡下一円の治安をつかさどり、同二十四年市川警察署は、西八代郡警察署と改称された。その後、明治二十七年四月栄村に西八代郡警察署栄分署を置き、栄・大河内の二か村を管轄してきたが、明治二十九年制度の改正により、栄分署は廃止となった。これに伴い同分署管内は、南部警察署の管轄となった。

大正八月四月、上九一色村の精進、本栖の両部落は地勢、交通などの関係で吉田警察署の管轄となった。

昭和二十三年三月警察法の改正により、県下に一三か所の国家警察と、二一か所の自治体警察が設けられたが、同二十九年七月一日新警察法の施行に伴い廃止され、山梨県警察として発足し、山梨県市川警察署と名称を変更した。同時に山梨県公安委員会規則も改正され、警視一、警部一、警部補四、巡査部長四、巡査二二、主事一、雇二、小使一、計三六名となった。

庁舎は、明治十九年築造の藤村式建築であったが、長い歳月を経て老朽し、社会機構の複雑化と、警察組織の変遷により、警察事務遂行上支障をきたすようになったので、庁舎の建築問題が起こり、昭和二十八年郡町村長会及び関係団体により庁舎建築促進同盟会が組織された。

市川大門町は、土地二・九七五平方メートル（九〇〇坪）を寄付、昭和二十九年七月、同町字竹越に新庁舎の建設を始め、本館及び諸建物のほか演武場（修道館）など工費一、二三八万余円を要し、翌年三月完成した。

(2)　下部町管内警察官駐在所の沿革

①下部警察官駐在所

一　名称　市川警察署下部警察官派出所

一　位置　西八代郡下部町下部九九六番地

身延線下部駅より東南下部川に沿い約一キロ県道湯之奥上之平線沿いに在り。

一　管轄区域　下部町の内、下部、上之平、波高島、桃ケ窪、川向、大子、湯之奥

一　設置年月日　昭和四年五月六日

一　敷地建物等　敷地一二八・七平方メートル、建物六六平方メートル木造平屋建一棟

一　所有区別　土地、建物とも県有

沿革の概要

富士身延鉄道の開通により、下部温泉の浴客が急増したので、従来の林野警察巡査をして兼任させていたものであるが、昭和四年富里村有志の寄附により、下部巡査駐在所が新築され同年五月六日から警察事務が開始された。同十年三月類焼により、さらに同四十五年老朽化のため改築、現在に至っている。

昭和三十七年四月一日巡査駐在所は巡査部長派出所に昇格、下部巡査部長派出所として発足、同四十年四月一日警察法の改正により下部幹部派出所とまた同四十四年四月一日下部警察官駐在所となり、巡査部長一名が常駐している。

駐在所及び派出所に勤務した警察官の氏名及び期間は次のとおりである。

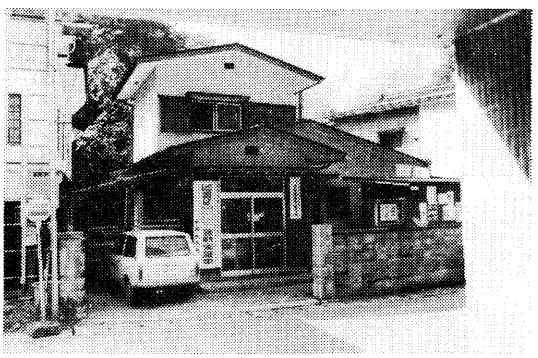

下部警察官駐在所

氏名	就任年月日	退任年月日
小尾　正広	昭和・45・6	昭和5・3・18
井上　桂	〃 5・3・18	〃 6・7・6
原　元二郎	〃 6・7・6	〃 7・1・19
竹内源三郎	〃 7・1・19	〃 9・8・20
笠井　勉	〃 9・8・20	〃 10・12・10
新津市三郎	〃 10・12・10	〃 13・9・23
米永　緑	〃 13・9・23	〃 16・1・31
雨宮　広	〃 16・1・31	〃 21・3・29
猪又　栄	〃 21・3・27	〃 24・10・31
遠藤　巌	〃 24・10・31	〃 27・7・17
古屋　利光	〃 27・7・17	〃 29・7・6
猪又　栄	〃 29・7・9	〃 33・1・21
遠藤　巌	〃 33・1・21	〃 37・3・26

長沢　一男	〃	不詳	〃　不詳
原　重良	〃	不詳	〃　不詳
岡　徳次	〃	不詳	〃　不詳
沢登　四雄	昭和50・3・23		昭和51・3・24
網野　通樹	〃	51・3・24	〃　52・3・23
野口日出男	〃	52・3・23	〃　53・3・23
中沢　栄使	〃	53・3・23	〃　54・3・15
和田　明	〃	54・3・15	〃　55・3・25
茅野　秀巳	〃	55・3・25	

②　常葉警察官駐在所

一　名称　市川警察署常葉警察官駐在所

一　位置　西八代郡下部町常葉七九八番地

身延線甲斐常葉駅より東方約一〇〇メートル、下部町役場より西南方約二〇〇メートルの地点、国道三〇〇号線沿いに在り。

一　管轄区域、下部町の内、常葉、清沢、大炊平、岩欠、杉山、市之瀬、北川

一　設置年月日　明治二十四年月日不詳

一　敷地建物等　敷地一六五平方メートル、建物六〇・三平方メートル、木造トタン葺平屋建

一　所有区別　土地、常葉二、七七四番地　赤池忠則所有。建物　下部町有。

沿革の概要

駐在所の設置された年月については定かではないが、明治二十四年の初め民家を借り受けて設置されたもので後年役場の附属建物である人民控所をもって充当していたが、大正二年七月村有志の寄附により現在地に、旧富里郵便局舎を譲り受け移転改築した。さらにその後、建物が老朽化したので、昭和四十二年旧駐在所建物は町当局により一般入札に付して競売され、同年六月二十一日仮駐在所を小林正吾所有の富里郵便局裏の住宅を借用して充当、同年十月四日下部町波高島下部工業株式会社により総工費一三八万円をもって竣工、同月九日新駐在所に移転執務を開始、現在に至っている。

駐在所に勤務した警察官の氏名及び期間は次のとおりである。

氏　名	就任年月日	退任年月日
内藤房太郎	明治24・　・	明治32・1・8
春田　賀堂	〃　32・1・27	〃　32・6・10
萩原幸太郎	〃　32・6・13	〃　34・2・4
井上重次郎	〃　34・2・4	〃　36・5・13
天野　沢吉	〃　36・5・16	〃　37・1・3
丸山　与吉	〃　37・1・3	〃　37・5・12
新津　其仲	〃　37・5・12	〃　37・6・5
星野和一郎	〃　37・6・5	〃　不詳
高野　浜吉	〃　37・10・5	〃　38・1・8
白沢　喜六	〃　38・1・8	〃　38・11・2
雨宮吉太郎	〃　38・11・2	〃　38・12・22
金丸　又一	〃　38・12・22	〃　39・5・22
篠原　輝	〃　39・5・22	〃　40・8・7
丸山　与吉	〃　40・8・7	〃　42・8・21
丸山　新吉	〃　42・8・21	〃　42・12・25
野沢　広作	〃　42・12・25	〃　44・9・12
佐藤徳之助	〃　44・9・12	〃　45・6・12
今福芳太郎	〃　45・6・12	大正元・11・15

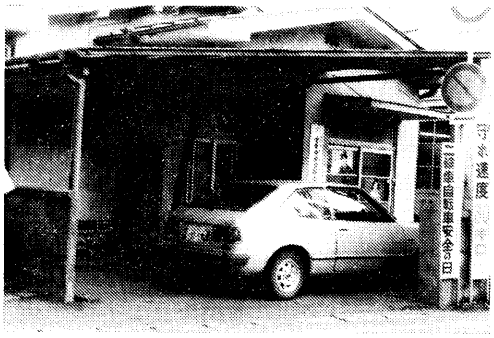

常葉警察官駐在所

竹内源三郎	大正元・11・15	〃	大正2・2・19	
矢崎　藤作	〃 2・2・19	〃	〃 2・5・22	
沢登　　登	〃 2・5・22	〃	〃 3・4・1	
深山喜之助	〃 3・4・1	〃	〃 4・9・10	
黒部　茂一	〃 4・9・10	〃	〃 5・5・6	
柳本津弥義	〃 5・5・6	〃	〃 6・3・7	
小野　智雄	〃 6・3・7	〃	〃 10・2・6	
堀内　一平	〃 10・2・6	〃	〃 12・12・9	
小林　　闇	〃 12・12・9	昭和2・1・12		
島津　信康	昭和2・1・12	〃	〃 2・10・12	
若尾　徳秋	〃 2・10・12	〃	〃 4・2・24	
小尾要次郎	〃 4・2・28	〃	〃 4・10・4	
原　元次郎	〃 4・10・4	〃	〃 5・6・7	
井上　　桂	〃 5・6・7	〃	〃 7・1・12	
小宮山体三	〃 7・1・12	〃	〃 7・5・6	
小林　好友	〃 7・5・6	〃	〃 8・4・3	
武井　政吉	〃 8・4・4	〃	〃 8・10・31	
羽田宇之吉	〃 8・10・31	〃	〃 10・12・15	
雨宮　　広	〃 8・12・15	〃	〃 12・8・26	
渡辺　高徳	〃 12・8・26	〃	〃 14・8・4	
渡辺　　勇	〃 14・8・4	〃	〃 18・1・2	
雨宮　　広	〃 18・1・2	〃	〃 20・4・1	
猪又　　栄	〃 20・4・1	〃	〃 21・4・1	
望月　　喬	〃 21・4・1	〃	〃 23・4・1	
竹内才一郎	〃 23・4・1	〃	〃 25・7・3	
桂原佐次郎	〃 25・7・3	〃	〃 27・10・6	
深沢　重広	〃 27・10・6	〃	〃 28・7・5	
竹内才一郎	〃 28・7・5	〃	〃 32・8・21	
古泉　秀雄	昭和32・8・21	昭和37・3・27		
遠藤　　巌	〃 37・3・27	〃 38・8・6		
羽中田富夫	〃 38・8・6	〃 39・3・22		
須田　正明	〃 39・3・22	〃 40・8・16		
吉田　辰夫	〃 40・8・16	〃 43・3・26		
飯室　親雄	〃 43・3・26	〃 45・2・2		
丸山　清貴	〃 45・3・23	〃 46・8・23		
松下　　保	〃 46・8・23	〃 48・3・23		
中込　　博	〃 48・3・23	〃 49・3・23		
原　　義仁	〃 49・3・23	〃 50・8・25		
河西　　宏	〃 50・8・25	〃 52・3・29		
望月　真澄	〃 52・3・29	〃 現在		

③古関警察官駐在所

一　名称　市川警察署古関警察官駐在所

一　位置　西八代郡下部町古関一三九―一番地、下部町役場古関支所西方約五〇メートル、国道三〇〇号線三宮司橋より東方約一〇〇メートル、県道古関割子線沿いに在り

一　管轄区域　下部町の内、古関、釜額、中之倉、瀬戸、根子、大磯小磯、折門、八坂

一　設置年月日　明治二十四年八月九日

一　敷地建設等　敷地八八・〇三平方メートル　建物六八・〇八平方メートル、鉄筋ブロック二階建

一　所有区別　土地　下部町有、建物　山梨県有

沿革の概要

明治二十四年以前は駐在所の設置がなかったので、村民の生命・財産の保護はもちろんのこと、願届申請、許可手続などに非常な不便を来たし、日常生活にも支障があるので、駐在所の必要を訴える村民の要望により村

当局が懇請し、明治二十四年八月九日古関村古関三番地に設置されたが、同三十五年三月二十五日古関一八番地に移転、大正十三年十月二十五日古関二三番地に移転、さらに昭和二十三年二月十一日古関一三九番地の一に移転し、同五十一年三月二十五日、工事費六四二万九千円を投じ、鉄筋ブロック二階建に改築、現在に至っている。

駐在所に勤務した警察官の氏名及び期間は次のとおりである。

氏名	就任年月日	退任年月日
春日　賀宗	不詳	明治32・3・25
町田　安要	明治32・3・25	〃 32・7・21
萩原幸太郎	〃 32・7・21	〃 32・9・6
小沢　春吉	〃 32・9・6	〃 33・1・10
近藤　安政	〃 33・1・10	〃 33・5・15
沢登熊太郎	〃 33・5・15	〃 35・12・10
高野　浜吉	〃 35・12・10	〃 37・6・5
小林　貞陳	〃 36・10・14	〃 38・5・1
中山　嘉丸	明治37・6・5	明治38・5・1
興石　正重	〃 38・5・1	〃 38・8・1
中山　嘉丸	〃 38・8・1	〃 38・11・5
星野　荒江	〃 38・11・5	〃 38・11・29
新津　玄仲	〃 38・11・29	〃 38・12・4
長田　重雄	〃 38・12・4	〃 39・4・11
篠原　輝	〃 39・4・17	〃 39・9・4
小泉順之助	〃 39・9・4	〃 42・12・28
志村　彦恕	〃 42・12・28	〃 43・12・30
佐藤政之助	〃 43・12・30	〃 45・6・11
今福芳太郎	〃 45・6・11	大正2・12・30
篠原　静	大正2・12・30	〃 5・6・5
志村　金作	〃 5・6・5	〃 6・1・6
平賀　一三	〃 6・1・6	〃 6・5・14
古屋　利政	〃 6・5・14	〃 6・5・17
藤森　泉	〃 6・5・17	〃 7・12・26
大柴　穂積	〃 7・12・26	〃 8・7・8
三枝　家久	〃 8・7・8	〃 10・10・30
有泉栄太郎	〃 10・10・30	〃 13・9・27
雨宮　俊二	〃 13・9・27	〃 15・4・5
渡辺　勘次	〃 15・4・5	〃 15・6・4
雨宮　俊二	〃 15・6・4	〃 15・7・22
三井　勇	〃 15・7・22	昭和3・2・4
伊藤　嘉蔵	昭和3・2・4	〃 4・9・15
小泉　佐吉	〃 4・9・15	〃 5・10・1
若尾　徳秋	〃 5・10・1	〃 6・6・14
小池　朝光	〃 6・6・14	〃 8・4・4
小林　好友	〃 8・4・4	〃 8・8・23

古関駐在所

石川　直道	昭和8・8・23	昭和8・10・31
新津市三郎	〃 8・10・31	〃 10・9・15
羽田宇之吉	〃 10・12・10	〃 12・9・15
渡辺　勇	〃 12・9・15	〃 14・8・5
五味　林平	〃 14・8・5	〃 16・3・30
山中　弘喜	〃 16・3・30	〃 16・4・30
山本　武	〃 16・4・30	〃 16・9・30
古屋　利光	〃 16・9・30	〃 18・7・30
降矢　金明	〃 18・7・30	〃 20・9・1
神宮寺　孝	〃 20・9・1	〃 24・6・2
古屋　利光	〃 24・6・2	〃 27・4・17
遠藤　巌	〃 27・4・17	〃 27・12・20
渡辺　平二	〃 27・12・20	〃 28・6・5
深沢　重広	〃 28・6・5	〃 29・2・15
清水　正光	〃 29・2・15	〃 33・4・4
曾根　斉	〃 33・4・14	〃 34・8・1
吉田　辰夫	〃 34・8・1	〃 35・9・1
田中　昌和	〃 35・9・1	〃 37・3・30
佐藤　忠治	〃 37・3・30	〃 37・8・15
志村　誉通	〃 37・8・15	〃 38・3・22
須田　正明	〃 38・3・22	〃 39・3・21
飯室　親雄	〃 39・3・21	〃 41・3・25
渡辺　哲夫	〃 41・3・25	〃 41・9・27
保坂　橿	〃 41・9・27	〃 42・3・31
鈴木　正美	〃 42・3・31	〃 43・4・1
長坂　和男	〃 43・4・1	〃 44・4・1
市川　敬司	〃 44・4・1	〃 45・3・23
小林　広徳	〃 45・3・23	〃 47・3・23
堀井富士夫	昭和47・3・23	昭和48・3・23
三浦　正人	〃 48・3・23	〃 50・3・17
河西　宏	〃 50・3・17	〃 50・8・25
斉藤　豊	〃 50・8・25	〃 53・3・23
後藤　敏明	〃 53・3・23	〃 55・3・25
平井　澄夫	〃 53・3・25	〃 現在

④ 久那土警察官駐在所

一　名称　市川警察署久那土警察官駐在所

一　位置　西八代郡下部町三沢一、〇八〇番地
身延線久那土駅東方約二〇〇メートル、県道市川下部身延線沿いに在り

一　管轄区域　下部町の内、三沢、車田、切房木、道、水船、芝草、樋田、熊沢、三保、上田原

一　設置年月日　明治二十二年十月一日

一　敷地建物等　敷地二二五・五四平方メートル、建物　七二・七二平方メートル、鉄筋ブロック平屋建

一　所有区別　土地・建物とも県有

沿革の概要

明治十九年、西八代郡中部地帯（割石峠以南、湯川以北）有志の寄附により、鰍沢警察署市川分署三沢交番所として三沢字西田一、〇八〇番地に設置され、警察事務を取り扱ったのがはじまりで、同二十二年七月、警察制度が一変し、建物は県有財産に編入され、同年十月久那土巡査駐在所となった。

大正五年七月、この地に久那土巡査部長派出所が置かれたので、駐在所は車田に移転、小林藤次郎方の建物を借り執務していた。その後、車田字小坂無番地に三沢にあった駐在所を移築、永年にわたり執務していたが、建物の老朽化と位置的条件などにより、昭和四十二年三月車田一、一一四〜

一、一一五番地に、総工費一二六万七千円をもって庁舎を新築した。同五十四年四月三沢一、〇八〇番地にあった久那土警察官派出所が廃止されたので、これに伴い車田から移転、現在に至っている（註、車田にあった旧駐在所は警察連絡所となる。旧久那土警察官派出所は昭和五十三年秋、老朽化のため取り壊し、新築して現駐在所となっている）

駐在所に勤務した警察官の氏名及び期間は次のとおりである。

氏名	就任年月日	退任年月日
山本　義久	明治22・10・1	明治33・12・11
古屋作太郎	〃 33・12・11	〃 35・1・25
雨宮作太郎	〃 35・1・25	〃 不詳
丸山　興喜	〃 不詳	〃 38・5・1
興石　正重	〃 38・5・1	〃 38・8
中山　嘉丸	〃 38・8	〃 38・11・5
星野　荒治	〃 38・11・5	〃 38・11・29
今福芳太郎	大正元・12・4	〃 不詳
佐藤徳之助	〃 不詳	〃 不詳
平賀　一三	〃 不詳	〃 5・9・5
古屋　利政	〃 5・9・5	〃 不詳
反田　政行	〃 不詳	〃 8・4・17
小林　閏	〃 8・4・17	〃 不詳
辻　金治	〃 不詳	〃 10・5・1
山下勇盤甫	〃 10・5・1	〃 不詳
小林栄太郎	〃 不詳	〃 14・2・4
細田　正彦	〃 14・2・4	〃 不詳
飯島　義清	〃 不詳	〃 15・4・5
雨宮　俊二	〃 15・4・5	昭和2・1・25
藤巻　麻一	昭和2・1・25	〃 3・8・
野田　甚内	昭和3・8	昭和4・2・1
中沢　清隆	昭和4・2・1	昭和4・8・8
伊藤　嘉蔵	〃 4・8・8	〃 4・9・14
雨宮　五郎	〃 4・9・14	〃 不詳
小林　好友	〃 不詳	〃 不詳
小松　金次	〃 不詳	〃 6・7・
小林　好友	〃 6・7・	〃 6・7・9
秋山　保市	〃 6・7・9	〃 7・5・3
石川　直道	〃 7・5・3	〃 8・10・30
辻　豊平	〃 8・10・30	〃 9・8・19
深沢　政寿	〃 8・8・19	〃 10・8・24
神戸　勇	〃 10・8・24	〃 11・7・22
飯島　義清	〃 11・7・22	〃 11・8・16
山下　善治	〃 11・8・16	〃 15・7・26
山田　義明	〃 15・7・26	〃 16・4・23
小沢喜久松	〃 16・4・23	〃 17・3・17
小林　偉伸	〃 17・3・17	〃 18・4・25
興水　良文	〃 18・4・25	〃 不詳
名執　穂	〃 不詳	〃 19・8・10
興水　良文	〃 19・8・10	〃 不詳
河野　正義	〃 不詳	〃 20・5・7
興水　良文	〃 20・5・7	〃 不詳
降矢　金明	〃 不詳	〃 不詳
斉藤　康雄	〃 22・11・5	〃 23・2・10
遠藤　巌	〃 23・2・10	〃 23・5・11
橋本　善弥	〃 25・5・11	〃 25・6・22
三井　幸蔵	〃 25・6・22	〃 27・4・21
竹内才一郎	〃 27・4・27	〃 28・7・1
渡辺　平二	〃 28・7・1	〃 28・11・1

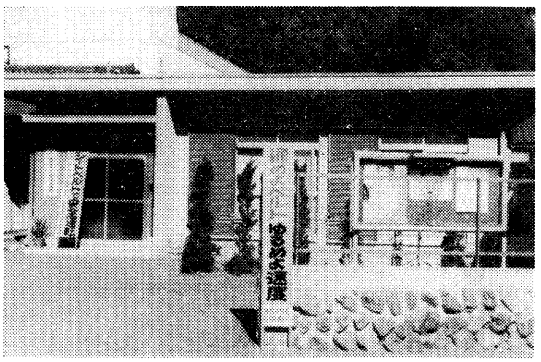

久那土警察官駐在所

曾根　斉	昭和28・11・1	昭和33・3・13	
清水　正光	〃 33・4・13	〃 35・4・1	
小島　茂	〃 35・4・1	〃 36・3・25	
猪又　正治	〃 36・3・25	〃 37・3・27	
中村　博	〃 37・3・27	〃 40・9・22	
平賀　一忠	〃 40・9・22	〃 41・6・20	
渡辺　哲夫	〃 41・6・20	〃 41・9・27	
保坂　橿	〃 41・9・27	〃 42・3・22	
鈴木　善衛	〃 42・3・22	〃 42・8・15	
塚原　忠茂	〃 42・8・15	〃 44・8・16	
飯室　憲雄	〃 44・8・16	〃 46・3・8	
中込　博	〃 46・3・8	〃 48・3・23	
神沢　要	〃 48・3・23	〃 50・3・15	
三浦　正人	〃 50・3・15	〃 51・10・1	
内藤　洋一	〃 51・10・1	〃 53・3・23	
向山　孔朗	〃 53・3・23	〃 現在	

⑤　旧久那土警察官派出所

明治四十四年四月十三日山梨県告示第一三〇号で、市川警察署管内ではじめて、西八代郡岩間村（現西八代郡六郷町岩間）に岩間巡査部長派出所が設置されたが、大正五年七月十日同派出所が廃止され、同日付告示第一二四号をもって、久那土村三沢一、〇八〇番地に久那土巡査部長派出所が設置された。

村では同月十一日、巡査部長派出所庁舎新築のため建築委員会を設置、委員二五名を嘱託、当時村長であった深沢義政を委員長に選任、建築資金捻出のため日夜奔走、久那土村をはじめ近隣村々（富里、古関、共和、山保、落居、鴨狩津向）有志の寄附により、総事業費一、五九五円五銭五厘をもって同年十二月二十四日竣工した。当時の建物は本館木造四方隅木、瓦葺平屋造（間口四間、奥行六間）に附属建物及び外柵などであった。

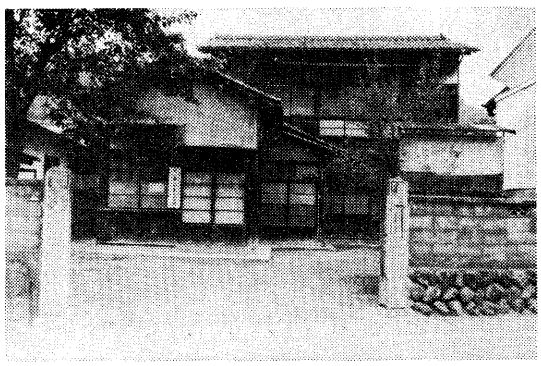

旧久那土警察官派出所

前述のとおり派出所の設置が決まったので、従前同所にあった駐在所の建物を取り壊し、車田小坂無番地に移築、派出所庁舎が竣工するまでの間、三沢深沢豊造所有の建物を一時借り受け警察業務を行っていた。

昭和十三年庁舎老朽化のため改築をしたが、犯罪の広域化、悪質化、車社会への対応など諸情勢や警察機構の変遷に伴い、設置以来六十有余年間、割石以南（時代によって管轄区域の変更はあったが）の管内駐在所の指導監督と、地域住民の治安維持警察行政にと数多くの足跡を残しながら、久那土警察官派出所（巡査部長派出所）は昭和五十四年四月一日をもって廃止された。

警察官派出所（幹部、部長派出所）に勤務した警察官の氏名及び期間は次のとおりである。

氏名	就任年月日	退任年月日
吉田　博策	大正5・7・10	大正7・・
三枝　家久	〃 7・・	〃 8・・
広瀬	〃 9・・	〃 10・・
沢登　登	〃 10・・	〃 12・・
中山　徳重	〃 12・・	〃 13・・
武藤　匡一	〃 13・・	〃 15・・
古屋　芳隆	昭和2・・	昭和4・・
保坂　孝一	〃 4・・	〃 4・6・
有賀　美篤	〃 4・6・	〃 7・5・

市川　美篤	〃	7・5・	〃 8・・
近藤　亀吉	昭和	8・・	昭和 9・8・
安部　忠平	〃	9・8・	〃 11・1・
古屋　斉	〃	11・1・	〃 13・10・
市川　親舎	〃	13・10・	〃 17・3・
斉木　義富	〃	17・3・	〃 18・4・27
輿水　良文	〃	18・4・27	〃 24・10・
古清水勝美	〃	24・10・	〃 27・4・8
太田　宗伍	〃	27・4・8	〃 30・7・29
小林　勇	〃	30・8・4	〃 31・8・23
小沢　金雄	〃	31・8・21	〃 35・4・1
奥山　昭	〃	35・4・6	〃 36・9・1
田村　義明	〃	36・9・1	〃 37・3・24
平賀　一忠	〃	37・3・31	〃 43・3・26
山下　忠男	〃	43・4・1	〃 44・8・16
穴山　冷	〃	44・8・25	〃 45・3・20
横瀬　利男	〃	45・3・21	〃 48・3・31

(6) 旧富里林野警察巡査出張所

本県面積の大部分は山林で占められているが、当時林野の荒廃は著しく、水害、盗伐、放火、出火など多発したため、明治四十三年四月全国に類例をみない林野警察課を設置し、各警察署に林野巡査を配置して、林野警察が発足した。同月十一日訓令甲第二六号をもって市川警察署管内を二分し、林野警察巡査受持区域が定められ、本町（旧富里、久那土、古関、共和、楠甫、落居＝現西八代郡六郷町）の各村を二区とし林野警察行政が行われていた。

翌四十四年三月、本県における皇室ご料地を県有財産としてご下賜になったので、さらに厳重取り締まりを行う必要から林野巡査を増員した。同年四月十三日告示第一二九号をもって、富里村下部に富里林野警察巡査出張所が設けられ、富里、久那土、古関、共和の各村を受持区域として、山林の保護と取り締まりにあたっていたが、大正八年四月受持区域の変更により、富里林野警察巡査出張所の管轄区域は富里、古関、共和村となり、久那土村は市川警察署直轄となった。

大正十三年十二月林野警察課は廃止され、その事務は保安課に移った。

当時は、民家の一部を借り受けて出張所に当てていたが、富里村民有志の寄附により昭和元年十二月出張所を建築、同四年五月富里村下部に下部巡査駐在所が設置されたので、林野警察巡査出張所は波高島に移転した。

その後、一般駐在所と兼務させる方法で順次縮少され、昭和二十一年十月警察制度の改革により、波高島にあった林野警察巡査出張所は、廃止となった。

第三節　警察協力団体

政治、経済の進展と、社会情勢の変化に伴い、警察対象事案も複雑多岐にわたり、これが職責を遂行して行くためには、地域住民の理解と協力が必要である。昭和二十三年新警察制度が発足して以来、警察への協力団体が次々に結成され、犯罪や事故のない町づくりに努めている。その主なものは次のとおりである。

一　市川民主警察協議会

警察と公衆の融和を深め、相互の理解と協力により、民主警察の推進確立に寄与するため、市川警察署管内の有識者をもって昭和二十三年九月結成された。

この会の目的を達成するため、次の事業を行っている。

1　公衆と警察の融和
2　公衆に対する警察広報活動への協力
3　民主警察推進のための活動
4　警察の運営改善に協力

5　その他本会の目的を達成するために必要な事業

二　山梨県防犯協会市川支部

犯罪のない明るい社会をつくることを理想として、管内住民の防犯思想をたかめ、その自主的活動によって各種犯罪の防止ならびに青少年非行を防止し、あわせて犯罪捜査その他非常事態発生の際警察機関に協力して民警一体のもとに、管内の治安を確保することを目的として、市川警察署管内の消防団員及び消防主任をもって、昭和二十四年四月結成された。

この会の目的を達成するため、次の事業を行っている。

1　防犯対策の調査研究
2　防犯思想の普及徹底
3　防犯施設の拡大強化
4　各地域および職域ならびに婦人団体の行う防犯活動の支援
5　犯罪予防、検挙の協力
6　防犯功労者、協力者の表彰または報償
7　その他目的達成のため必要な事項

三　市川地区防犯連絡所協会

防犯連絡所を通じて、地域住民と警察が密接に意志交流を図り、相互の理解と協力のもとに一体となって、地域に適合した警察行政を推進し、犯罪や事故のない明るい町づくりをすすめるため、昭和四十五年七月結成された。駐在所単位に支部を設置し、自治組織、住宅状態、地理的条件、犯罪発生状況などを考慮、一〇～三〇世帯を基準に一か所指定、管内九支部に四〇五か所の連絡所が設けられているが、そのうち本町内には一一九か所がある。

防犯連絡所の横の連絡と、活動を円滑適正に行うため、次の事業を行っている。

1　警察に対する区域住民の意見・要望の収集と連絡
2　区域内住民に対する警察の要望の連絡
3　急訴事件の連絡
4　警察と区域内住民の間における犯罪及び事故情報の交換
5　区域内における防犯・防火対策の推進
6　その他この会の目的を達成するため必要な事項

四　西八代職域防犯協会

各職域の営業者が営業法令を遵守し、社会環境の浄化につとめ、青少年の非行を防止し、飲酒運転や暴力を追放して、犯罪のない明るい社会をつくるため料理、飲食、遊技、芸妓、古物商その他これに類する業者をもって昭和四十九年六月結成された。

市川警察署管内の会員数は二一八名で、本町内では下部温泉旅館組合をはじめとして九三名が加入している。

この会の目的を達成するため、次の事業を行っている。

1　営業関係法令の調査研究。
2　環境浄化のため防犯施設の強化。
3　飲酒運転の追放。
4　暴力追放のための防犯活動。
5　防犯功労者・協力者の表彰。
6　その他目的達成のため必要な事項。

五　市川地区建設業者防犯協力会

工事場における防犯活動を通じ盗難、事故防止をはかり、管内全域の建設工事の円滑な進展に寄与するため、建設工事を行う事業主をもって、昭和三十五年七月結成された。本町内の会員数は九名である

この会の目的を達成するため、次の事業を行っている

1　職場に対する防犯思想の普及宣伝に関すること
2　職場における犯罪、事故などの防止に関すること

3　警察の防犯捜査に対する協力
4　防犯功労者の表彰
5　その他この会の目的達成上必要と認められること

六　市川地区森林防犯協議会

県森林防犯協議会、市川警察署、鰍沢林務事務所と密接な連絡をとり、森林の盗伐、盗石、狩猟犯罪の取り締まり、自然環境破壊事犯の取り締まりに徹底を期して、森林原野の被害を防止して緑化の助長をはかり、林野火災防止について相互に研究工夫し森林愛護育成と森林資源の確保を図り、国土の保全と国民生活の安定に寄与することを目的として、市川警察署管内の恩賜県有財産保護組合および管理会、木材林産物協同組合、町村森林組合、製材業者、木材販売業者その他林産関係者、治山林道関係者、猟友会並に関係団体をもって昭和三十二年十二月に結成された。

この会の目的を達成するため、次の事業を行っている。

1　森林犯罪の未然防止に関する研究と啓発宣伝。
2　林野火災の未然防止に関する研究と啓発宣伝。
3　森林犯罪取り締まり機関の活動に対する協力援助
4　森林犯罪及び林野火災防止の功労者の表彰
5　その他本会の目的を達成するため必要な事項

七　銃砲保安協会

会員相互の親睦と猟銃等所持使用の保安確保を図るため、昭和四十四年十二月結成された。

会員は、猟銃・空気銃を所持する県猟友会の会員・クレー射撃協会の会員、ライフル射撃協会の会員で結成されている。本町内の会員は現在二一〇名である。

この会の目的を達成するため、次の事業を行っている。

1　銃砲関係法令の周知徹底
2　銃砲に関する犯罪事故の防止のための啓蒙及び取り締まり機関に対する協力。
3　その他目的達成に必要な事業。

八　市川警察署管内少年補導員連絡協議会

会員が一体となって少年補導を推進し、少年の非行と事故を防止するため、市川警察署管内の少年補導員をもって昭和五十年十一月結成された。町内の補導員は一一名である。

この会の目的を達成するため、次の事業を行っている。

1　少年補導方策の研究および推進。
2　補導活動の推進。
3　関係機関、団体との連絡協調。
4　その他目的達成のため必要と認める事項。

九　市川警察署管内金融防犯協議会

金融機関に対する犯罪の防止と、金融機関利用者の防犯意識を高揚し、被害を未然に防止するため管内の銀行、郵便局、農業協同組合、信用組合などの金融機関によって、昭和三十九年十二月設立され、本町内の各郵便局、農業協同組合支所が加入している。

この会の目的を達成するため、次の事業を行っている。

1　防犯対策の調査研究。
2　防犯思想の普及。
3　防犯施設の整備。
4　その他目的達成のため必要な事項。

一〇　学校・警察連絡協議会

市川警察署管内、小・中・高等学校の教師と警察によって、地域児童・生徒の生活指導を中心とする非行化防止の機関として、昭和三十一年七月

設立された。

学校と警察が緊密に連絡提携して、校外生活の補導と、心身の健全なる育成を図ることを目的として、次の事業を行っている。

1　非行防止対策と調査研究。
2　校外生活の実態の把握。
3　街頭補導と事後補導。
4　善行児童・生徒等の表彰
5　その他目的達成に必要な事項。

一一　市川警察署管内警友会

会員の親睦と、かっての経験を生かして、治安維持確保に協力することを目的に、管内退職警察官をもって、昭和四十五年四月結成された。

全国的組織をもち、都道府県単位にも組織されている。地区会員は現在三六名（昭和五十三年）で、本町内の会員は八名である。

注　協力団体の会員数は、昭和五十五年一月現在である。

第二章　消　防

第一節　消防団の沿革

一　消防のはじまり

火は、有効に使えば恵み深い力であるが、その扱いを誤れば火災となり、尊い生命や営営と築いた財産を灰にしてしまう魔力をひめている。このような火災に対処するため、生活の知恵から消防組織が生まれた。古い時代の消防は、少人数の者が極めて幼稚な機具を使って消火を行っていたが、社会、文化の発展に従い、火災の脅威が生ずるにつれて、消防の組織及び手段も発達してきた。なお現在の消防は、火災だけでなく、他の災害をも対象としていることはいうまでもない。我が国で組織された消防としては、平安時代に、宮殿の防火のため「禁裡火消」があったという記録がある。

二　江戸時代

消防が発達したのは、江戸時代に入ってからである。寛永六（一六二九）年に江戸幕府は、江戸城を守るため大名に火の番を命じ、大名火消が設けられた。火災の際には老中の名をもって火消に関する奉書を出して大名を非常召集したので、これを奉書火消ともいわれていた。大名火消については、その後、寛永十六年には、火消の場所を定められた「所々火消」が、明暦三（一六五七）年には、火消の方面を定められた「方角火消」が、享保二（一七一七）年には、大名の私設の「各自火消」がそれぞれ設けられた。これら大名火消のほかに、明暦の大火の翌万治元（一六五八）年には、江戸幕府は、旗本に火消役を命じ、これを幕府直属のものとした。これは「定火消」といわれた。しかしこれらの大名火消や、定火消はすべて江戸城、大名邸またはその周辺を守ることを主な目的としていたため、一般町家にはその恩恵がほとんどなかった。そこで幕府は、月行事（月々交替で家主や名主が町内や商人の組合を代表して事務を執る）や五人組（近隣の五戸の家長によって組織された団体）などに、火の用心や初期消火活動を行わせたが、効果が少なかったので、店火消（町組織としての火消組）を作ることを許し、町内から火消の者を出させて消火にあたらせた。享保四（一七一九）年に、八代将軍徳川吉宗は、江戸南町奉行の大岡越前守に命じて、これを編成替えして町火消いろは四八組を設けさせた。この町火消は名主や月行事に統率させ、奉行所の与力、同心が指揮に当たったが、活動の出費については、町費をもってまかなう仕組みでそれぞれ分担させ組員は無報酬であった。このように後期の江戸時代においては、大名火消や、定火消及び町火消がそれぞれ消火活動に当たった。定火消はいわば官設消防に相当し、町火消は消防団の前身といわれる。この時代、江戸以外の消防としては、京都所司代のもとに、大名火消と町火消、大阪では、町奉行のもとに町火消、堺では御所所属の火消と町所属の火消、長崎では長崎奉行の統轄のもとに町火消が置かれた。各大名のおひざもとである城下町では、多くは江戸の消防制度をみならって、武家火消（定火消）と町火消が置かれた。村落では江戸をはじめとする城下町のような組織的なものではなく、駈け付け消防で、その主力は五人組であり、若者組であった。五人組は幕府の命による官制的な組織であったのに対し、若者組は自然発生的な若い者の集団であった。

三　明治時代

江戸の定火消をはじめ、武家火消は江戸幕府の崩壊とともに明治元年五月十九日、永い伝統の灯を消すことになったが、いろは四八組と、本所深川の一六組の町火消は、町奉行から新しく生まれた南北市政裁判所に、次

いで東京府に移管された。明治三年東京府では消防局を置き町火消を消防組に改組した。その後、消防事務の所管について数次の変遷があり、明治七年に新設の東京警視庁に移された。警視庁では、直ちに消防組に関する「消防章程」を制定、これが明治の消防制度の組織活動の基礎となったもので、各県に消防組が設置される契機となった。消防章程は「第一章消防規則「第二章消防組役割」「第三章、ポンプ組役割」「第四章消防組頭以下心得」からなっている。

明治十年、東京警視庁は廃止され、内務省警視局内に、東京警視本署が置かれ、明治十三年に消防掛が消防本部に改められた。明治十四年警視庁が再び設置され、消防本部が消防本署に改められたうえ六分署が置かれ、明治二十四年には、消防本署が消防署と改められ、さらに明治二十九年には消防署が消防本部に、分署が消防署に改められた。当時、全国的に公設消防は少なく、ほとんどが、自治的な私設消防であったので、明治二十七年「消防組規則」を制定、消防組の組織及び運営の基準を定め、これを府県知事の管掌とし、全国的統一を図ろうとした。

明治二十七年勅令第十五号による消防規則の大要は、

一　府県知事が水火災警戒防禦のため、必要の地に消防組を設置するときは、この規則による（第一条）

二　消防組は、原則として、市町村の区域を単位として設置する（第二条）

三　消防組は、組頭一人、小頭若干名及び消防手若干名にて組織し、これらの者は警部長又は警察署長が命免する。（第三条）

四　消防組は、府県知事の指定した警察署長が指揮監督し、さらに地方全体の消防組は、警部長が府県知事の命を受けて指揮監督する。（第六条、第八条一項）

五　消防組は、水火災警防のためでなければ、集合又は運動することができない（第八条二項）

六　消防組の挙動が治安に妨害あると認めるときは、府県知事は、これを解散することができる（第十条）

七　消防組の使用に必要な器具及び建物は、府県知事の定めるところに従って、その市町村又は町村組合において設備する（第十二条）

八　消防に関する費用は、市町村、又は町村組合の負担とする（第十三条）

九　この規則は、沖縄県及び東京市には適用しない。

四　大正・昭和の前期

昭和四、五年ころから、防空業務に従事する活動団体として、軍部の指導で防護団が各地で設置されてきた。昭和十二年四月「防空法」が制定され、同年七月に日支事変がぼっ発し、防空体制の整備が急がれることになった。それにもかかわらず防護団と消防組が併立し、ときには対立することがあったので、両者を発展的に解消して、新しく強力な警防組織を設けるため、昭和十四年一月、警防団令が公布され、四月一日から施行された。これにより長い歴史と伝統をもつ消防組は、警防団に改組された。

昭和十四年、勅令第二十号による警防団令の大要は次のようになっている。

一　地方長官は、職権又は市町村長の申請により、防空、水火消防その他の警防に従事する警防団を設置する。（第一、二条）

二　警防団は団長、副団長、分団長、部長、班長及び警防員で組織し、その区域は、原則として市町村の区域とする。（第四・五条）

三　団長、副団長は地方長官が命免し、その他の団員は警察署長が命免する。

四　警防団は、地方長官が監督し、さらに警察署長が地方長官の命を受けて、指揮監督する。ただし、特設消防署の管轄区域内においては、水火消防に関する警察署長の職務は、消防署が行なう（第八・十一・十二条）

五　団員の服務、紀律及び懲戒に関する規程は、地方長官が、定員、給

与及び警防団に必要な設備資材については、市町村会に諮問して、地方長官がそれぞれ定める（第十三・十四条）

六　警防団に関する費用は、市町村が負担する。（第十五条）

七　内務大臣の指定する市においては、市長は地方長官の認可を受けて、警防団のほかに、防空業務に従事する団体を設置することができる。（第十八条）

警防団は、終戦とともに、その戦時的任務を終了し、昭和二十一年一月三十一日勅令第六二号により、警防団令の一部改正が行われ、警防団の任務中「防空」が抹消され、以後、水火災の警務を主たる任務とすることになった。

第二次世界大戦の終了した翌月、九月二十二日に「降伏後における米国の初期の対日方針が発表され、政府は、これに基づき、日本の民主化のため、新憲法を制定する方針をきめ、これと並行して、地方制度（消防制度を含む）の改革を重要な項目としてとりあげた。内務省警務局では、警察制度審議会の答申を受けて「消防法案」を作成し、数次にわたって検討を重ね、消防の組織及び作用の規定を一本化にしたもので、地方分権の形をとった。

なお、答申のうち、警防団を消防団に改組することについては、昭和二十二年五月一日に消防団令（勅令第一八五号）が公布され、即日施行されるとともに、同令附則において警防団令が廃止された。これによって従来の警防団は解消され、新たに消防団が組織されることになった。

消防組織法の施行を機に、消防は警察から完全に独立し、地方自治の本旨に基づき、地方自治体が責任を負う、市町村消防が誕生した。さらに同年、消防法が施行され、火災の鎮圧だけでなく、予防行政がとり入れられるようになった。市町村には、常設の消防行政機関としての消防本部および消防署と、火災時などに出動消火にあたる非常勤の消防団とがあるが、消防本部や、消防署を設置する市や町は、政令で定められている。常設消防は都市と一部の町だけで、本町をはじめ、ほとんどの町村は非常勤の消防組織である。また単位町村だけでは防ぎきれない災害、特殊災害が発生しているので相互に応援し、また共同の組織（事務組合、事務委託）をもって、広域災害に対処する体制がとられている。

五　旧村の消防組（団）

(1)　富里消防組

明治十一年三月、藤村県令が初めて消防規則を制定して以来、消防活動は次第に発達してきた。災害のなかで火災より恐ろしいものはないとし若し消防活動をゆるがせにすると、多くの家屋を焼失すると共に、これに加えて人畜を殺傷し家財を失ってしまうという非常に恐ろしいものであると言う認識から、消防に対しての重要性は知りつつも、民費がかさむと同時に、事務も煩雑になるということで延々になって来た。これ以上延ばす理由がないとして、戸数や、人口の疎密、地理地形及び財産など、それぞれ地方村々によって異なるが実状に応じた「富里村消防定則条例」を明治十二年十二月制定した。（註、この時代は私設消防組織であった）この条例によると、消防の業務は、戸長において統轄し、消防区域を四組（清沢・大炊平・岩欠・杉山組、北川・市之瀬組、常葉組、上之平・波高島・桃ケ窪・下部・湯之奥組）に分かち、各組に組頭一名、小頭四名を置き平組（消防人夫）の員数は区域の実情により一定していなかった。年令一五才以上四五才までの者で体格強壮にして、盗罪などを犯したことのない者は、すべて消防人夫として採用した。頭取、小頭の役員の任期は一か年とし（その後、明治十五年九月、消防定則条例の一部改正により任期三年となる。）毎年七月区域の毎戸で選挙投票し、戸長がこれを調査し役員を任命した。各区域内には消防器械器具として、高張提灯壱張、大旗一旒、腰指提灯五張、竜吐水四台、鳶口一五丁、刺又五丁を備えていた。いったん出火したときは、戸長は速やかに現場に行き、出火の原因などを調査し、この結果を警察署またはその分署に届けいで、災地附近に仮の事務取扱所を設け高張提灯や、大旗を掲げてその所在を明らかにし、消防活動を統轄した。また

区域内や隣区域以外の隣接他村に火災が発生した場合も、村内火災と同様この定則によった。火災現場に至る迄、また現場における消防活動、鎮火後の行動などの指揮はすべて、戸長または頭取及び小頭がその任にあたった。消防人夫は、平素互いに相教え放漫粗暴の行為などをはじめ仲間同志が分かれて抵抗したり、他人に害を加えることなど固く禁じられていた。

富里村消防定則条例を記すれば

第一条　消防夫ハ年令十五年ヨリ四十五年迄体格強壮ニシテ盗罪等ヲ犯セシコトナキ者ヲ採ル。

第二条　消防区域ハ該村四組ニ区分シ各組ニ頭取壱名小頭四名ヲ置キ諸般ノ担任トス而平組定員ナシト雖家倚区域人民内ヨリ第一条ニ依集シ挙ル者トス尤毎年七月ヲ以頭取小頭ニ於テ取調消防人夫名簿正則ヲ綴リ壱通ハ扣置キ壱通ハ当村役所可差出戸長ニ於テ調査ノ上一村取纒メ一綴シ備置クヘシ但（清沢、大炊平、岩欠、杉山）（北川、市ノ瀬）（常葉）（上ノ平、波高島、桃ケ久保、下部、湯ノ奥）右四組区分ノ事。

第三条　頭取・小頭交代ハ壱ケ年トシ毎年七月中消防区域毎戸ニ於テ撰挙投票シ村役所ヘ差出戸長之ヲ調査シ任免スヘシ

第四条　頭取以下トモ給料ナシ尤消防ノ際非常ノ尽力アルカ又ハ平素行状奇特ニシテ区域中ノ標準トモナル者ハ相当ノ賞誉ヲ与フルコトアルヘシ戸長之ヲ担任ス

第五条　消防器械并ニ属具区域内ニ備江左ノ如シ

高張提灯壱箇、大旗壱個、腰指提灯五箇、竜吐水四個、鳶口十五箇、刺又五個

右四組同一尤新調備具等ハ毎年定例会ニ附シ増加ノ義アルヘシ、但シ本条村会議決ノ外其ノ区域内ニテ支弁シ別ニ器械ヲ要スルモ妨ナシ

第六条　器械属具物品等消防及召集ノ節ノ外猥リニ着用携携シ又ハ他人ヘ貸与スルヲ禁ス

第七条　器械等消防ノ為ニ毀損シタル節ハ村役所申出戸長ニ於テ検査ヲ遂ケ修理又者改造新調シ相渡スヘシ、但誤リテ私シニ遺失スルカ又ハ破損スル時ハ自費ヲ以テ弁償セシムヘシ

第八条　失火ノ信号ヲ聞ク時ハ戸長速ニ災場ニ趣キ発火ノ原因ヲ検シ直チニ警察署或ハ分署ヘ可相届順序ヲナサシムヘシ

第九条　戸長及警察官出張所ハ災地家寄便宜ノ地ニ仮設シテ火災中目下ノ事務取扱所トス故ニ目標トシテ前第五条ニアル高張提灯、大旗ヲ掲クヘシ

第十条　消防区域内或ハ隣区内ハ勿論仮令更ニ他村ト雖接近ノ場所ニ失火信号ヲ頭取小頭以下平組ト雖之ヲ聞ク時ハ迅速鐘ヲ鳴シ各員ニ報知シテ人夫過半数集ルニ至テハ頭取之ヲ率ヒテ片時モ早ク現場ニ駈ケ付ヘシ

第十一条　現場ニ在リテハ人夫進退其他消防ニ係ル一切ノ指揮ハ戸長及頭取之ヲ専任トス尤頭取他出其他事故ヲ以テ不在ノ節ハ小頭ヲシテ代理セシムヘシ

第十二条　小頭四人ノ内弐員ハ専ラ災地ノ人民ヲ助ケ財産ヲ保護ス又盗難ノ憂ヒナカラシメン為メ災地周囲ヲ見廻リ消防ノ障害トナル者ヲ除クニ注意スヘシ

第十三条　消防人夫災場ニ至ル時ハ進退掛引都ヘテ戸長及頭取小頭ノ指揮ヲ受ケ専ラ協力ヲ旨トシテ区々ノ進退ヲナスベカラス

第十四条　人夫ハ仮令鎮火スルト雖頭取ノ指揮ヲ受ケス災場ヲ猥リニ退散ヲ禁ス

第十五条　鎮火ノ上ハ戸長頭取ノ指図ニ従ヒ大旗亦者高張提灯ノ下ニ整列シ小頭以下人員ノ検査ヲ請クヘシ

第十六条　火災中左ノ件々ハ警察署或ハ分署ヘ申出スヘシ

一　被災者差向キ仮住居ノ場所ナキ者
一　目下衣着ニ差閊ルモノ
一　死者ノ検視
一　負傷者ノ治療
一　盗賊ヲ捕ヘタル者
一　盗難ニ罹リタル者

一　物ヲ遺失シタル者
一　遺失物ヲ得タル者

第十七条　消防ノ庇蔭ヲ受ケタル人民等ヨリ報労ノ意ヲ以テ金貨若シクハ物品ヲ消防組ニ送ル者アル時ハ頭取ヨリ戸長エ申出戸長其情実ニ倚リ受納スヘシ而該物品或ハ金貨等ハ前第四条中ノ特ニ消防尽力ノモノ賞与金ノ内ニ加入シ遣払ヘシ

第十八条　消防人夫平素互ニ相教決シテ傲慢疎暴ノ振舞等アルヘカラス

第十九条　仲間ト喀ヒ彼是党ヲ分テ抗抵シ其他他人ノ妨害トナルヘキ所業ヲ厳禁ス

第二十条　区域内人夫ノ内何リ不都合アルハ頭取小頭ヘ申出懇篤説諭ヲ受ケ官署及他人ヲ煩ハサザル様深ク注意スヘシ

第二十一条　左ノ件ヲ犯シタル者アル時ハ其区頭取ヨリ村役所ニ申出戸長之ヲ糺問シ軽キハ呵責シ置キ重キハ警察署或ハ分署ニ差出スヘシ

一　頭取ノ指揮ニ違背シタル者
一　消防ノ際怠惰ニシテ尽力セサル者
一　不正ノ所業アルカ亦ハ喧嘩口論等ナシ組中ノ名誉ヲ汚ス者

右ノ外此定則中ノ条件ヲ遵行セサル者

第二十二条　前条ノ如ク処分スルト雖其犯ス所他ノ法律規則ニ触レル者ハ猶其法律規則ニ依テ処分スルコトハ勿論ノ義ト相心得ヘシ

第二十三条　前五条ノ科目掲タル経費ハ一般協議員ニテ支弁スヘシ其他消防ニ関スル一切ノ費用ト雖別々掛ル時ハ第二条但書ニ有ル消防区域内ヨリ課出スヘシ

その後、明治二十七年消防組規則が制定され、各村々（部落）に私設消防組が組織されるようになった。常葉区日影部落でも青年団体をもって、明治三十四年一月富里村常葉区日影消防組を組織し、火災水難などの警備にあたった。消防思想の普及と消防組の必要性を絶叫し、同志に呼号するなかで、部落住民の献身的努力の結果、明治四十二年一月には、同区日向消防組が、また翌四十三年一月下部消防組が、それぞれ私設消防として発足した。消火用具として手桶、コタガ、長柄杓、竜吐水、雲竜水、破壊用具として鳶口などが用いられた。時代の推移とともに、腕用ポンプが導入され、消火活動は一段と効果を奏するようになった。消防の運営費は以前から火災、盗難など、自衛の為の存在だったため、それぞれの部落負担または寄附によるものであった。明治四十四年富里村では私設消防補助として九円を計上し、前記三私設消防組へ三円宛村費より支出した。

当時の常葉日影組消防規則は、

名　称

一　富里村常葉区日影消防組トス
一　当消防組ハ日影青年団体ヲ以テ組織ス

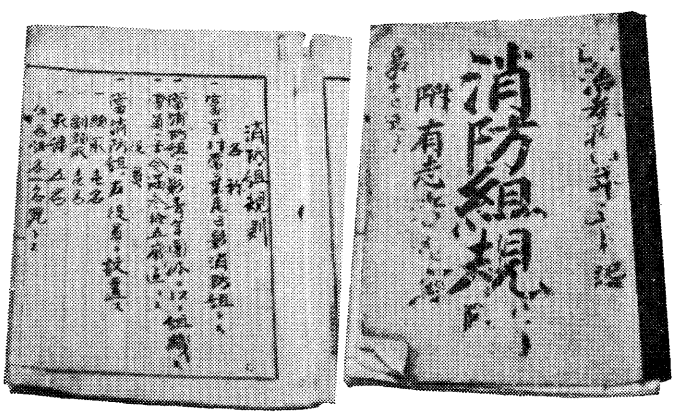

消防組規則　常葉区日影消防組

一　会員ハ年令満参拾五才迄トス

役　員

一　消防組ニ左ノ役員ヲ設置ス

○　頭取壱名　○　副頭取壱名　○　取締五名但シ各組壱名宛トス○各組ヲ部ト称シ各部ニ部長ヲ置ク

一　喞筒ヲ使用スル為、喞筒世話掛五名ヲ置ク

一　喞筒使用ヲ監督スル為世話掛長一名ヲ置ク

一　諸器械ヲ使用スル為器械掛五名ヲ置ク

一　各役員ノ任期ハ満二ケ年トス

会員ノ義務

一　集会アル毎ニ会員ハ必ス出席スヘキコト

一　集会ニ出席相成カタキ場合ハ必ズ届書ヲ差出スコト、但シ場合ニ依リテハ他人ヲ依頼シテ必ス口頭ニテ届出ルベシ

一　無断欠席三回ニ及ビタルトキハ団体交際ヲ遮絶ス

となっている。

大正三年五月十四日、山梨県令第十八号をもって日影消防組を第一部、日向消防組を第二部、下部消防組を第三部とし、組頭一名、小頭一名、消防手一四〇名の定員により公設の富里消防組が設立された。その後順次、各部落に私設消防組が組織されたが、同五年三月二十日には、常葉岩下消防組を第四部とし、大正九年六月十四日には波高島消防組を第五部として大正十年二月十日上之平消防組を第六部とし、大正十四年三月二十六日市之瀬消防組を第七部、昭和二年二月三日北川の内長塩を第八部と組織変更がなされた。

昭和二年二月三日附県報掲載の組織表によれば、富里消防組の現勢は下表のとおりである。

組織表の組頭、役員以外に大正十三年二月十一日から、村独自の副組頭一名を置き、組頭の職務を補佐させた。公設消防組設置後大正十年九月まで組頭は村長が兼任しその指揮にあたっていたが、その後、役員会において組員中より選挙することになった。公設の消防組が設置されていない部落においては、消火施設や機械器具を有する自警組合や、私設消防組織があり、火災水災の警護にあたっていた。

消防組（団）の予算について。

公設消防組設置以前から昭和三十年度までの消防組関係予算（含警察）の推移は、次表のとおりである。

組名	部名	定員	設置区域
富里消防組 四八七名		組頭一名	
	第一部	小頭五名 消防手八三名	常葉の内日影
	第二部	小頭四名 消防手六〇名	常葉の内日向
	第三部	小頭三名 消防手四五名	下部
	第四部	小頭四名 消防手六七名	常葉の内岩下
	第五部	小頭三名 消防手五二名	波高島、桃川
	第六部	小頭三名 消防手三八名	上之平
	第七部	小頭四名 消防手五八名	市之瀬
	第八部	小頭四名 消防手五三名	北川の内長塩

明治一二年度　予算総額　六七八円九五銭二厘
消防費　四四円二〇銭（六・五％）
内　三八円二〇銭　器具購求代
六円　賞与費
明治三二年度　予算総額　二、四一二円六〇銭一厘
警備費　三円（〇・一二％）
㈠防火費　三円　消防諸費
大正五年度　予算総額　六、五五三円七七銭七厘
警備費　八五円七五銭（一・三〇％）
㈠雑給　八〇円七五銭
イ、手当七五円七五銭　消防組頭一人、部長四人年額四円此金二〇円、消防手二二三人出場手当一人一回金五銭
ロ、賞与　五円　功労者賞与
㈡需用費　五円
イ、雑費　五円　雑支出
昭和一〇年度　予算総額二三、〇九二円
警備費　七〇〇円（三・〇三％）
㈠雑給　一一七円五〇銭
イ、手当　一一七円五〇銭　組頭手当三〇円、消防手出場手当三五〇人
㈡需用費　二二〇円
イ、器具費　一二〇円　器具購入費
ロ、雑費　一〇〇円　雑費
㈢修繕費　三六二円五〇銭
昭和三〇年度　予算総額　一八、六七九、〇五〇円
警察消防費　五六〇、七〇〇（三・〇〇％）
1、消防費　五六〇、七〇〇円
㈠旅費　一五、〇〇〇円
イ旅費　一五、〇〇〇円　出張旅費
㈡消防団費　一三七、〇〇〇円
イ雑手当　一三七、〇〇〇円　団長手当五、〇〇〇円、副団長年一人二、〇〇〇円六、〇〇〇円。部長一五人一人一、〇〇〇円一五、〇〇〇円指揮三人一人一、〇〇〇円三、〇〇〇円訓練出場手当一人一回五〇円年三回五四〇人分八一、〇〇〇円。技術手当ガソリンポンプ整備四部分月五〇〇円年二四、〇〇〇円災害補償料一件当り一〇〇円三〇人分三、〇〇〇円。
㈢需要費　四〇八、七〇〇円
イ、報償費五、〇〇〇円　報償費五、〇〇〇円
ロ、消耗品費三一、六〇〇円　事務用紙文具料三、六〇〇円。印刷費及提灯張替八、〇〇〇円被服補修二〇、〇〇〇円。
ハ、燃料費　二二、六〇〇円　モビール四、〇〇〇円。グリス六〇〇円。揮発油応急用、演習用一〇、〇〇〇円。木炭二〇俵八、〇〇〇円。
ニ、食糧費　三〇、〇〇〇円　出初式、秋季演習費二〇、〇〇〇円。役員会賄料一〇、〇〇〇円。
ホ、通信運搬費一〇、〇〇〇円　郵便料応急輸送用。
ヘ、修繕料　六二、〇〇〇円　ガソリンポンプ一台当り五、〇〇〇円四台分二〇、〇〇〇円。腕用ポンプ一台当り二、〇〇〇円八台分一六、〇〇〇円。消火栓修理一ヶ所一、〇〇〇円二六

ケ所分二六、〇〇〇円。
各部々旗新調一五旒二、〇〇〇円宛三〇、〇〇〇円。ラッパ新調六丁三、〇〇〇円、一八、〇〇〇円。火の用心幕一五枚八〇〇円一二、〇〇〇円。

ト、備品費　六〇、〇〇〇円

チ、原材料費　二、五〇〇円　薬品代

リ、負担金補助　一四五、〇〇〇円
消防協会負担金二〇、〇〇〇円
防犯協会負担金一五、〇〇〇円
連合演習団長会負担金一〇、〇〇〇円。
各部施設に対する補助金一〇〇、〇〇〇円。

ヌ、研修費　三〇、〇〇〇円
幹部講習会一〇、〇〇〇円。
消防員教養訓練二〇、〇〇〇円

ル、普及費一〇、〇〇〇円　防犯、防火思想普及費。

○　久那土消防組

火災水災に際しては、身を挺し直ちにこれにおもむき敏速果敢、犠牲的精神をもってその任にあたり、また郷土愛の精神にのっとって地方自治発展の為に貢献するという、いわゆる消防精神の必要性をいち速く自覚し、明治二十三年六月私設三沢消防組を設立、同二十四年十月二十日新たに消防規則を定めた。当時の文書には、次のように記されている。

（註・原文のママ）

端　書

今ヤ駸々トシテ文明之境域ニ際遭シ日用什器及ビ陸海運信之機関ニ至ル迄デ日一日ヨリ発明ナラザルハナシ亦水火ト云ウテ人間一日モ欠ク可カラズシテ却テ一朝激烈ナルトキハ斯之如ク恐ルベキモノハナシ之其ノ予防ヲ等閑ニ付スベケンヤ近世堤防ニ沈床粘土石腸等アリ消防ニ喞筒アリ竜吐水アリ附属諸器械アリ村内若者輩屢会合シ消防組設置セントセシモ未ダ時機致ラズシテ止ム然ル処昨冬隣村鴨狩ニ失火アリ赴キ救ウ岩間并ニ西島ヨリ喞筒提ゲ来リ盛ニ防禦ヲナス我々赤手之輩手ヲ袖ニシテ傍観スルノミ或ハ手ヲ下スモ喞筒組ノ内援ニ止リ敢テ一方ノ名誉ヲ奏セズ続イテ車田ニ失火アリ大草組ヨリ喞筒持参シ忽ニシテ消シ止ム帰途大ニ組内有志家ノ称賛スル処トナリ次イデ吏員総会ヲ開キ曰クコノ機目今適実ノ万事焉ンゾ購求シテ以テ其ノ急ヲ救ハザランヤト茲ニ於テ評議一決スト爾云フ

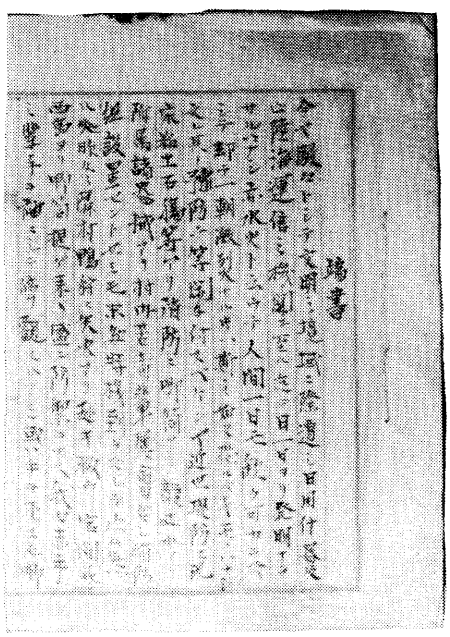

端　書

明治廿四年十月廿日

消防規則

第一条　名称ハ西八代郡久那土村三沢私設消防組ト云ウ

第二条　区域ハ組内ヲ分割シテ十組トナス

第三条　消防器械ハ半喞筒二台、竜吐水二個外附属品鳶口十丁梯二丁トス

第四条　修置場所ハ川北字大草第五十番地ヘ壱台、川南字矢之花第千八百八十八番地ヘ壱台字大石第百五十六番地ヘ竜吐水二個トシ鳶口ハ各組ヘ

一丁階子ハ川ノ南北ヘ一丁ツツトス
但シ附属品購求増加スルトキハ別紙目録之ヲ調製シ本書ヘ連綴スベシ
第五条　受持区川北ハ第一組ヨリ第四組迄デ川南ハ第五組ヨリ第十組迄デ
第六条　消防費ハ組費ヲ以テ支弁ス
第七条　消防組ハ世話掛リ六人、小頭十人ヲ置ク、但シ世話掛リハ川北ニ三人、川南ニ三人、小頭各組ニ壱人ツツトス
第八条　消防組小頭ハ各組ヨリ撰挙シテ世話掛リハ小頭ニテ全体之内ヨリ撰挙ス
第九条　消防世話掛并ニ小頭ノ任期ハ二ケ年トス、但シ満期再撰セラルルモ妨ゲナシ
第十条　私設消防夫ノ年齢ハ満十八年以上四十五年以下トス
第十一条　消防夫ノ員数ハ毎戸壱人宛ヲ以テ組織ス　但シ戸主不合格ニシテ家族ニ合格者夥多ナル時ハ其出務者ハ年長者タルベシ
第十二条　消防ノ為負傷シ帰宅後寝ニ就キ夥多ナル時ハ平治セズ夫レガ為医薬ヲ用ユル事夥多ナル時ハ用掛世話掛協議之上幾分ナリ手当料ヲ給スルコト有ベシ
第十三条　私設消防組世話掛リハ用掛ノ指揮ヲ受ケ小頭以下消防夫ノ取締ヲナスベシ
第十四条　私設消防組小頭ハ世話掛之指揮ヲ受ケ部下消防夫ノ取締ヲナスベシ
第十五条　消防組ハソノ消防上ニ付テハ総テ警察官吏之指揮ニ従フベシ
第十六条　消防組ハ警察官吏之指揮ヲ受ケズシテ濫ニ建造物ヲ毀壊スベカラズ　但シ警察官吏不在之時ハ此限ニ在ラズ
第十七条　私設消防組ハ当組内ハ勿論其他隣村ニ失火アル時ハ速カニ担当ノ器械ヲ携持シ現場ニ馳集スベシ　但シ隣村東樋田ヨリ車田、切房木、西ハ鴨狩迄デ其ノ他ハ場合ニヨル
第十八条　消防器械担当順回出向之中ハ常番ソノ最寄之両組ニテ携持シ帰路ハソノ他ノ両組ニテ携持スベシ
第十九条　消防組ハ鎮火後警察官ノ指揮ニより一組ヅツ必ス現場ニ止リ火気再燃ノ警防ニ従事スベシ　但シ火気再燃之虞ナキ場合若クハ警察官吏ニ於テ退散ヲ命スル時ハ此ノ限ニアラズ
右者追テ新設消防規則御達相成候迄デ仮ニ旧規ニ基キ適宜編製シ紛議ヲ醸成セザル為茲ニ各員署名捺印スルモノ也

西八代郡久那土村大字三沢

用掛　今村兵重郎㊞
同兼管理者　上田順策㊞
同　断　深沢栄三郎㊞
同　断　深沢重平㊞
管理者兼消防世話掛　上田吉胤㊞
管理者　上田徳兵衛㊞
同兼消防世話掛　深沢儀喜㊞
管理者兼消防世話掛　桐戸太重㊞
組長　上田勝左衛門㊞
同兼消防世話掛　深沢正次郎
組長　上田喜代平

続いて、明治三十五年七月、車田区を一円とする私設車田消防組が発足した。本町公設消防組の内で一番早く、明治三十九年四月三十日県令第二八号により、同年六月消防組員六〇名で公設車田消防組が設立された。同年八月十三日の村会において公設車田消防組へ補助金として金八円の支出を決議した。同年の久那土村事務報告によれば警備の項に

一　水防具ハ三沢字見世向ニ設置アルノミ
一　火災予防具ハ「本村第一部車田消防組ノ公設アリ」と記されている。

（註、当時第一部は誤って記載されたもので、久那土消防組発足時に第一部となる）

翌四十年、公設車田消防組においては、被服その他機械器具を新調、整備するため、多額の費用が必要であるとの申し出により、村費より二五円

の補助支出が決議された。明治四十一年十一月、三沢区全域をもって、組員総数七〇名とし、公設三沢消防組が設置され同年十二月十日、山梨県令第三六号をもって従前の公設車田消防組を第一部、公設三沢消防組を第二部として、ここに久那土消防組が発足した。大正三年十月九日大字切房木区全域をもって第三部の設立を村会で議決した。

当時消防組員は組頭一名、部長三名、小頭一八名、組員一八六名であった。昭和四年一月七日樋田私設消防組を公設消防に編入、村長から消防組織変更の申請がなされ、同年二月十一日県告示第二〇号によって認許され、久那土消防組第四部となった。昭和六年四月二十六日道区域を一円とする公設消防組第五部を設立、当時消防手の定員は三〇名であった。同年十二月未設置の水船・芝草両区の区長及び代理者、村会議員並びに両区の有志、正副組頭、駐在巡査出席の上種々懇議した結果、両区の将来を考慮し設立することに取りきめしたが、その後どのような事情か、公設消防の設置をみるに至らなかった。時代の変遷と共に、昭和十四年警防団令が制定され、消防組は警防団へと移り変わっていった。

消防組（団）の予算について

本村発足当時（明治二十二年）から昭和三十一年度までの消防関係予算（含警察）の推移は、次表のとおりである。

明治二二年度　（七月～三月）予算総額　二七八円一五銭二厘
　消防関係予算　〇円
明治三五年度　予算総額　一、四五六円四二銭五厘
　消防関係予算　〇円
大正　五年度　予算総額　五、九〇七円八二銭八厘
　警備費　四五円（〇・七六％）
　㈠雑給　四五円
　イ、消防夫手当　四五円消防夫手当一部一五円ヅツ
昭和一〇年度　予算総額四八、六八七円
　警備費八三〇円（一・七〇％）
　㈠雑給五八〇円
　イ手当五四五円　組頭八円副組頭五円、一部一二四円二部一八九円、三部一〇四円、四部六〇円五部六八円
　ロ、費用弁償三五円　組頭副組頭費用弁償
　㈡需用費　二五〇円
　イ、消耗品費六五円　諸用紙代一五円、ガソリン五〇円
　ロ、被服費一八〇円　第二部被服新調費
　ハ、器具費五円　器具修繕費
昭和三一年度
　予算総額一一、五四〇、四一五円
　一、消防費三〇九、〇〇〇円（二・六七％）
　㈠消防団費六九、二〇〇円
　イ、雑手当六九、二〇〇円　出役手当一人一二〇円三一八人分三八、一六〇円夜警手当一人三〇円計九、五四〇円、消防委員手当一人七〇〇円五人分三、五〇〇円団長手当年額四、〇〇〇円、副団長二人、指揮者一人各二、〇〇〇円合計六、〇〇〇円、消防書記手当三、〇〇〇円、本部ガソリン部員出場特別手当五、〇〇〇円
　㈡旅費一六、〇〇〇円
　イ、旅費一六、〇〇〇円　団長費用弁償一〇、〇〇〇円　出張旅費六、〇〇〇円
　㈢需用費一七七、七〇〇円
　イ、消耗品費四八、〇〇〇円　ガソリンポンプ四台分、モビール、ガソリン代四五、〇〇〇円、提灯張替その他消耗品代三、〇〇〇円
　ロ、燃料費三五、〇〇〇円　夜警用木炭代各部三、五〇〇円九

部分三一、五〇〇円、本部分三、五〇〇円

ハ、食糧費二七、六〇〇円　春秋二季出初式八、〇〇〇円、役員会賄料五、〇〇〇円、夜警賄料三、〇〇〇円。ガソリン部試運転賄料本部四、八〇〇円二部二、四〇〇円五部二、四〇〇円九部二、〇〇〇円

ニ、光熱水費三、一〇〇円　消防団機庫電灯料

ホ、修繕料四八、〇〇〇円　ポンプ一台につき五〇〇円一六台分八、〇〇〇円瓦斯輪ポンプ修繕費二部一〇、〇〇〇円、本部五部九部三〇、〇〇〇円

ヘ、備品費一五、〇〇〇円　議長副議長用法被、帽子及び団員法被、ズボン等。

ト、印刷製本費一、〇〇〇円　諸印刷代

㈣納付金。三九、一〇〇円

イ、負担金補助三九、一〇〇円　消防団員公務災害及び交付金補償組合納付金

㈤奨励費五、〇〇〇円

イ、報償費五、〇〇〇円　優良部及び功労者表彰

二、水防費二、〇〇〇円

㈠需用費二、〇〇〇円

イ、食料費一、〇〇〇円　出水の際炊出賄料

ロ、原材料費一、〇〇〇円　応急用諸資材費

○古関消防組

明治の時代には、各部落に消防器具を備え消防活動を自主的に行う私設消防組があり、火災予防についても、部落ごとに火防組合を設け火災の警備に当たっていた。その後、消防組織の重要性に鑑み、大正二年九月二十八日に開催された村会において、公設消防に関する件が審議され、その結果、既設の消防組（私設）から自主的に公設消防組設置の申請があった場合は直ちに設置の議決をすることに決定した。大正五年四月十七日大字古関を区域とする非常組（註、私設消防であったのでこの組織の名称）より村宛公設消防組設置についての申請書が提出され、同月二十九日の村会において設置を決議同年十一月二十七日、山梨県告示第二〇七号をもって、古関村大字古関を区域として、組頭一名、小頭三名、消防手四七名による公設の古関村消防組が発足した。

当時の申請書によると、

本村大字古関非常組ヲ公設消防組ト変更致度候間村会ノ御決定相仰度此段申請候也

大正五年四月十七日

古関村大字古関非常組

正頭取　内藤照雄

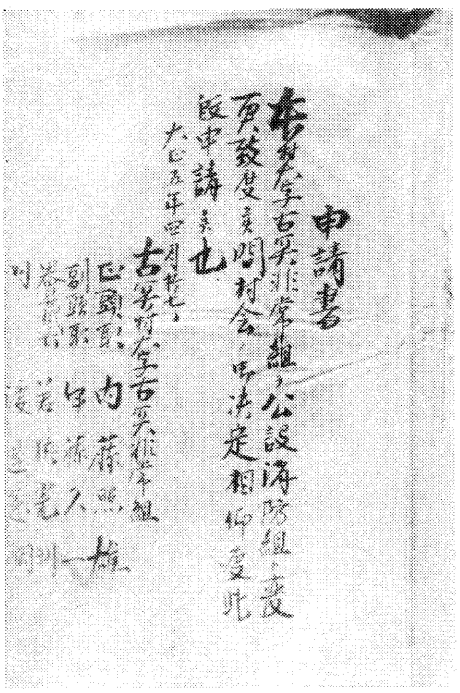

公設消防申請書（村会会議録）

副頭取　伊藤久一
器具掛長　若狭光利
同　渡辺憲綱
第一部長　渡辺常寿
第二部長　渡辺福勇
第三部長　若狭勝元
第四部長　土橋信義
第五部長　内藤八百松
第六部長　伊藤豊作

西八代郡古関村長
土橋重一殿

また　同組より村宛、機械器具の寄附願が提出されその内容は、

寄附願

一　金、参百参拾壱円六拾五銭也

内訳

吸管附喞筒（車輛共）壱個　金壱百弐拾円也
〃　ホース　二五間　弐拾五円也
〃　吸管　一五尺　拾弐円也
〃　口金　一本　参円五拾銭也
格納用建物（幅六尺、長一〇尺）一棟　弐拾五円也
竜吐水喞筒　壱個　五拾円也
ホース　二五間　弐拾五円也
口金　一本　参円五拾銭也
鉄葉製水籠　五一箇　七円六拾五銭也
非常組大提灯　一個　壱円也
刺又　二個　弐円也
滝吐水喞筒格納建物一棟　弐拾五円也
役員用提灯　二二個　五円也
警鐘　一個　弐拾円也
右用櫓　一脚　五円也
喞筒及ホース用回螺器二個　弐円也

右ハ、公設消防組設置ニ関シ寄附致度候間御採納被成下度正頭取以下各役員連署ヲ以テ此段奉願候也

大正五年四月十七日
古関村大字古関非常組
正頭取　内藤照雄
以下役員九名署名捺印

西八代郡古関村長、土橋重一殿

このような申請、寄附願により、村会で次のごとく決議した。

決議書

一　本村大字古関非常組ヨリ機械器具寄附願出タルニヨリ之ヲ受入レル事ヲ決議ス
二　古関村公設消防組設置ヲ決議ス

大正五年四月二十九日
古関村会議長
村長　土橋重一
村会議員　赤地由松
山口今朝松
土橋甚右衛門
内藤市造
伊藤八十吉
渡辺国一郎
赤池正治

大正八年二月十七日県告示第二〇号をもって組織変更の認可があり、小頭一名、消防手一二名が増員された。昭和八年十二月十四日古関村第四区（瀬戸）区長より、大字瀬戸一円を区域として、部員三〇名による消防組

の設置申請があり、消防組織の変更が決議され、第二部として発足した。第四区長より村長に提出した誓約書によると、

本部落ヲ警備区域トスル古関消防組第二部ヲ部落民ノ申請ニ依リ設置セラレ候ヘドモ費用全部当部落ノ負担トシ本村警備費等ノ支出ノ要求致サズコト。

右誓約候也、追テ本村全部ノ消防組が公設トナリタル時ハ右費用ノ支出ヲ請フコトアル可ク候。

このように、公設消防組ではあったが、運営上必要な経費は、その部落の支弁であった。村費から支出される警備費は、当時五四円で雑給手当として、年額頭取二円、副頭取一円、小頭五〇銭、夜警費として、一人一夜につき二銭五厘で、そのほか賞費及び需要費であり、喞筒や機械器具の修繕、薪炭代、ローソク代などの消耗品であった。翌年一月二十二日消防組員五名の増員を決議し、組員三五名となった。昭和十一年十二月四日古関村第六区（大磯小磯）区長より大磯小磯区域をもって、消防組設置の申請に基づき、消防機械器具など指定寄附採納をなし、組員三七名により第三部が設立された。翌十二年二月二十七日根子区域を一円として部員五六名をもって第四部が設けられ、いずれも区長より指定寄附がなされている。

以下各区長よりの寄附採納願によると、第二部では、

腕用喞筒（附属品一式）一台、給水用バケツ二〇個、梯子二丁、鳶口二丁サシコ一着、高張提灯一張、提灯四張、建物木造トタン屋根間口六尺、奥行二間となっており、また第三部では腕用喞筒一台、給水用バケツ二一箇鳶口七丁、提灯七箇、第四部、腕用喞筒二台、高張提灯二箇、給水用バケツ二〇箇、水嚢二〇箇、鳶口一〇丁、提灯二〇箇、梯子七丁となっている。

その後に至り、消防組員にハッピ、股引、はらかけ、帯などが貸与されると共に、機械器具の整備、防火用水池の完備、消防精神、教育の普及、訓練など常に行われ、消防組としての本格的活動期にはいった。

時代の変遷と共に、機械器具が発達し、社会に即応した優秀な性能をもつガソリン喞筒の購入に熱意を燃やし、大正十五年十月に開催された幹部会において、ガソリン喞筒を購入することの発議がなされ、古関出身の在京者伊藤彦七氏より金壱百円の寄附がなされたのを機に、寄附金を募ると共に組頭、伊藤久一ほか八名の役員連名にて、個人より千参百円を借用、連日連夜にわたり、並々ならぬ努力の結果、同年十一月二十三日新鋭ガソリン喞筒を導入、各所で披露を兼ね放水試験が行われた。ちなみに購入費などを記すれば、本機及び水管六〇〇尺で一、二五〇円であった。

東京森田喞筒製作所より鰍沢渡しの契約をなし、関係役員出役の上、鰍沢から古関まで貨物自動車で運搬した。交通機関も発達していない時代だったので、鰍沢渡しとなったのであろう。

消防組発足以来、機械器具の整備、社会奉仕、水利の開発、林野火災の予防などの功績により、幾多の栄誉に輝いた。昭和十四年三月二十五日、警防団令により、古関消防組を改組し、警防団として発足した。

消防組（団）の予算について

公設消防設置以前から昭和三十年度までの消防関係予算（含警察）の推移は、次表のとおりである。

表

明治四〇年度　予算総額二、一八〇円一三銭三厘
　消防予算　〇円
　予算総額三、四九〇円五二銭
　警備費五四円（一・五四％）
　㈠雑給四四円
　　イ、手当六円　組頭一人二円副組頭一人一円、小頭六人一人五〇銭
　　ロ、夜警費三六円　一夜一二人一人ニ付二銭五厘ヅツ一二〇日分
　　ハ、賞与二円　勉励及功労者賞与費
　㈡需用費八円
　　イ、備品費四円　喞筒其の他器具機械修繕費

大正五年度

ロ、消耗品費三円　薪炭代一円、ローソク代二円
ハ、賄費五〇銭　演習出場年一回延五〇人一人一銭ヅツ
ニ、雑費五〇銭
㈢修繕費二円
イ、機械器具修繕費二円、喞筒其の他機械置場火見梯子修繕費

昭和一〇年度
予算総額一一、三六二円一九銭
補助費四〇円（〇・三五％）
㈠消防組補助四〇円
イ、消防組補助四〇円　消防組補助

昭和三〇年度
予算総額一八、三四八、二〇〇円
消防費二九〇、〇〇〇円（一・五八％）
㈠消防費一四五、〇〇〇円
イ、雑手当一四五、〇〇〇円　団員出場手当
㈡需用費六〇、〇〇〇円
イ、消耗品費九、〇〇〇円　被服費文具消耗機械
ロ、燃料費二〇、〇〇〇円　ガソリン代、木炭代
ハ、食糧費一六、〇〇〇円　出初式費、役員会費
ニ、修繕費一〇、〇〇〇円　倉庫修繕費
ホ、備品費五、〇〇〇円　消防器具費
㈢交際費五、〇〇〇円
イ、交際費五、〇〇〇円　正副団長会議
㈣女子消防後援隊費二〇、〇〇〇円
イ、雑手当二〇、〇〇〇円　出動手当
㈤納付金六〇、〇〇〇円
イ、負担金及び六〇、〇〇〇円　消防団員公務災害補償組合
交付金　納付金二五、〇〇〇円
防犯協会負担金二〇、〇〇〇円
民衆警察協会負担金一五、〇〇〇円

消防組から警防団へ

昭和十二年、内外の時局はいよいよ急を告げ、日華事変は拡大の一途をたどり、昭和十四年警防団令が公布され、長い伝統をもつ消防組と、民間自治体である防護団が合併して警防団となり、戦時国策遂行の協力団体として発足した。

警防団組織の誕生とともに、新たに団旗が調整され長い間着なれた紺のハッピから国防色に黒衿という団服へと変わっていった。

昭和十四年勅令第二〇号をもって公布された、警防団令第一条には「防空・水・火消防其の他の警防に従事するをもって目的とする」とある。この時すでに空襲を予見しての改組だと思われる。

昭和十六年十二月八日太平洋戦争勃発と共に、防空演習は一層重要となり、灯火管制の実施、家庭防火群の活動指導、警戒・空襲警報の伝達、避難訓練、焼夷弾に対する処置などの教育訓練、指導など、戦時体制下における最大の活動団体であった。

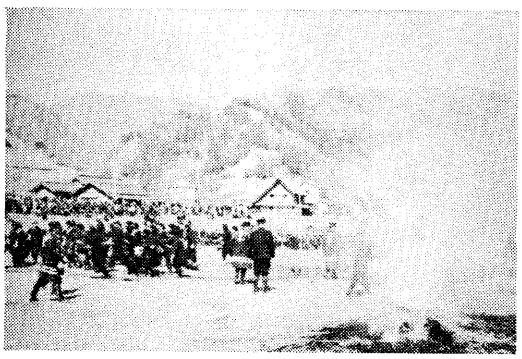
家庭防火群の活動

昭和十四年二月六日市川警察署長の命により、各町村長、消防組頭の合同による警防団設立協議会が開催され、その後、山梨県知事宛各町村長から、警防団設置申請書が提出され、本町（旧村）警防団がここに誕生した。

久那土村においては、昭和十四年二月二十七日、村長から次のような申請がなされている。

警防団設置申請書

一　名称　久那土村警防団
一　設置区域　久那土村一円
三　組織及び定員　別紙の通り

四　設備資材概要　別紙の通り
五　給与　金九百五拾九円也
六　予算　別紙の通り
右之通り警防団設置致度候条此段及申請候也
昭和十四年二月二十七日
西八代郡久那土村長　日向　保印

山梨県知事　土居　章平殿

警防団編成表

警防団名	部名	定員 団長	副団長	部長	副部長	班長	団員	計	設置区域
久那土村警防団		一	二					三	
	第一部			一	三	三六	四〇		車田区、戸七五
	第二部			一	五	六九	七五		三沢区、戸二一〇
	第三部			一	二	三二	三五		切房木区、戸六〇
	第四部			一	一	一三	一五		樋田区、戸二五
	第五部			一	二	二二	二五		道区、戸六〇
	第六部			一	一	一三	一五		水船区戸二〇
	第七部			一	一	一三	一五		芝草区戸一七
	ガソリン部								三沢・車田・切房木区
		一	二	七		一五	一六	三三	

別紙

設備資材概要

一　手輓ガソリン喞筒　一台
一　腕用喞筒　九台
一　水管車　九台
一　梯子　九挺
一　刺又　一八挺
一　大型斧　九挺
一　小型斧　九挺
一　吸管　ガソリン用　三本
一　同　腕　用　二七本
一　水管　ガソリン用　六本
一　同　腕　用　四五本
一　管鎗　ガソリン用　二本
一　同　腕　用　一八本
一　団旗　一本
一　バレン　六挺
一　鉄熊手　三八丁
一　鋸　二五丁
一　鉈　一五丁
一　唐鍬　二五丁
一　火ノ見櫓　二個
火ノ見梯子　一二個
以上

別紙

久那土村警防団経費予算書（昭和十四年経費予算総額）

一　金　壱千壱百九円也

内訳

金六百六拾九円也　一人三〇食、二二三人分食費
金　三拾円也　出席者一人↓一〇銭費用弁償
金　二拾円也　団長一〇円、副団長五円二人手当

金　五拾円也　機械器具費
金　五拾円也　ガソリン費
金二百三拾円也　一部三〇円、二部六〇円、三部三〇円、四部一五円、五部二五円、六部一五円、七部一五円、ガリン部四〇円
金　五拾円也　被服費
金　拾円也　本団事務費
以上

このような申請に基づき、山梨県知事は、久那土村会に対し、次のような諮問がなされた。

警防収第二六〇号　久那土村会

西八代郡久那土村ニ設置スル警防団ノ定員給与及設備、資材ヲ久那土村長申請ノ通定メントス仍テ其ノ会ノ意見ヲ昭和十四年三月二十日迄ニ答申スベシ

昭和十四年三月十一日　山梨県知事　土居章平　㊞

諮問に基き、村会は、市川警察署長を経由し、知事に答申した。

答申書

昭和十四年三月十一日付警防収第二六〇号ヲ以テ御諮問ニ相成候警防団ノ定員給与及設備、資材ニ関し左ノ通リ答申仕リ候也

左　記

西八代郡久那土村ニ設置スル警防団ノ定数給与及設備、資材ヲ久那土村長申請ノ通リ御決定相成度

昭和拾四年参月弐拾九日　久那土村長　日向　保㊞

山梨県知事　土居章平殿

（註、当時村長は即議長であった）

前記答申により、昭和十四年四月五日久那土村警防団、発団式を挙行、その第一歩を踏み出した。

富里村では、昭和十四年四月一日富里尋常高等小学校において消防組の解散式と警防団の結団式が挙行され、団長に磯野辰一、副団長に小松斌、高野忠男が、市川警察署長より任命され、富里村警防団として、村内を一三区域に分け部を設置、各部には部長一名、副部長一名、団員数一〇～一五名に対し一名の班長を置いて、その活動にあたった。当時の編成区域は、次のとおりである。

部名	区域
第一部	常葉区日影組
第二部	常葉区日向組
第三部	下部区
第四部	常葉区出口、杉ノ木、竹之島組
第五部	波高島区、桃ノ窪組
第六部	上之平区、大子区
第七部	市之瀬区
第八部	北川区長塩
第九部	清沢区
第十部	大炊平区
第十一部	岩欠区
第十二部	杉山区
第十三部	北川区丸畑、横手

また、古関村においては、昭和十四年三月二十五日消防組を解散、古関村警防団が、同年四月一日発足した。団長に土橋兼一が就任、副団長一名・部長七名、副部長一七名、団員一八四名をもって組織された。当時の管轄区域は、次のとおりである。

部名	管轄区域
第一部	古関区
第二部	釜額区

第三部　中之倉区
第四部　瀬戸区
第五部　根子区
第六部　大磯小磯区
第七部　丸畑

このようにして、各村々に発足した警防団は、戦時体制一色となって、日夜防空態勢の強化のため奔走、愛国婦人会と国防婦人会が合併した大日本婦人会と共に、銃後の守りをかため、国運をかけて、第二次世界大戦の中に突入、東京をはじめ、多くの主要都市が空襲によって灰燼にきし、未曾有の大混乱のうちに終戦を迎えた。困窮の中で、郷土の安寧秩序を保持し得た警防団が果たした役割は、高く評価しなければならない。

敗戦による極度の荒廃と、混乱の中より、新しい日本の再建が始まり、消防組織についても抜本的に改正され、昭和二十二年消防組織法を制定、続いて、勅令第一八五号をもって消防団令が公布された。これを機に、警防団は解消された。長い官治統制から脱し、消防組から警防団へ、警防団から自治体消防となり、警察から分離独立、民主的組織をもつ新しい消防団として、地方自治体の発展とともに地域社会の中核的団体として再出発し、地域住民の付託にこたへながら、消防近代化へと限りない前進を続けている。

○ 林野消防

本町の面積の約八一・五パーセントは、山野で占められている。森林資源保持の立場から、林野火災防止の必要性が生まれ、大正の時代から、昭和初期にかけて、各村々（当時）に林野消防組が設けられた。林野消防組員は、消防組消防手を充用編成され、林野火災の消火に、また火災防止のため入山者に、注意を呼びかけてきた。

消防器具として、鋸、鎌、掛矢槌、熊手、鉈、鍬、遠州鍬などが備えられていた。林野火災の場合、草木を切り払い防火線をつくるほか、松、杉、檜などの常緑樹の枝葉をもってたたき消す方法であった。この林野消防も、昭和の中ころには廃止された。

○ 自警組合（団）

公設消防組織のない部落などにおいては、火災・盗難などを防止するため、自発的に組織し警備にあたった団体で、消火器具など整備されていた。また冬期及び養蚕、その他、火気の取り扱いが多い季節には、詰所を設け毎夜輪番に出動し警戒にあたった。自警組合活動の一片を「大正山梨県誌」には、次のように記されている。

「大正十二年九月一日、関東地方稀有の大震災あり本県も又非常の災害を被って家屋・社寺等の壊破甚だしく且人畜に死傷あり、加之不逞鮮人来襲説盛んなりしゆえ、各地概ね自警団を組織して鮮人来襲及盗児跳梁に備へた。而して其の余震漸く衰へ、鮮人来襲説又声を収めて社会の秩序全く恢復したるに及び、往々之を解体して其の終結を告げたる地方あれ共、或は

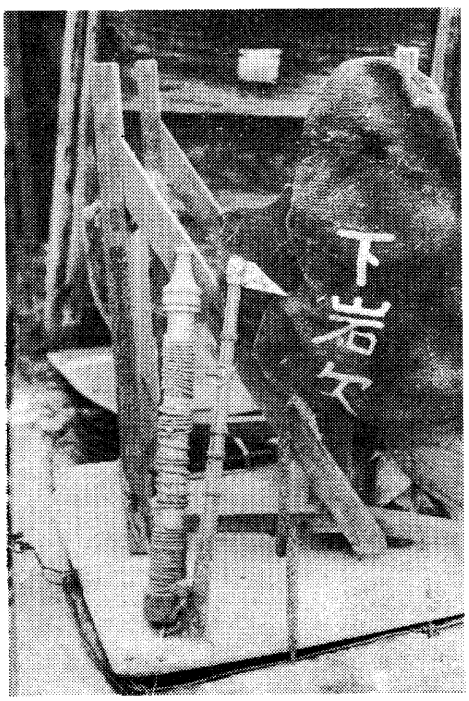

自警組合消火器

依然之を存続して盗難火災を警防せしめ居る処もある。」と、

本町においても、震災数日後、警察署の依頼により、自警組合員と、青年団員の応援によって、部落の要所に仮事務所を設け、また組合組織のない部落には、本部より組員を派遣し、約一週間にわたって、日夜その警備にあたった。

関東大震災の時、久那土自警組合長（消防組頭）から、消防未設置部落の区長と青年団支部長へ宛てた依頼状によると、

拝啓

陳者昨夕中山巡査部長殿ヨリ此際不逞鮮人ニ対シ自警組合ニ於テ警備可致様依頼有之候ニ付御区内ニハ組合員無之ニ依リ当組合ヨリ組合員出張警備ノ任ニ可膺候ニ付、就テハ青年団員ニ応援被致度旨被申候間御区内適当ナル個所御撰定事務所ニ仮用セラレ度其辺可然御取計相成度御依頼申上候也、書外委細ノ点ニ就テハ出張員ヨリ巨細御協議可申候間万事御協議被成下度此段申添候也

大正十二年九月六日　　久那土自警組合長

久那土村道、水船、芝草、樋田区長　同青年団支部長殿

当時の警備費下附申請書によると、一日一箇所の警備の費用は二円であった。

富里村の郷土誌（昭和四年七月五日・富里村青年団発行）は、「岩欠自警組合の創設は、昭和二年七月にして、部落は上岩欠・下岩欠の二組に分れ、各組共部落の上方山巓百尺乃至二百尺の位置に貯水池五個を（上岩欠四個下岩欠一個）を設け落差に依る水勢の圧力を以て放水する設備なり、組合は上岩欠を第一部、下岩欠を第二部とし、組合員第一部二十五名、第二部二十名なり、両部を統率する組合長は、同区の区長その任に当り、組合の行う事項は、公設の消防組と何ら変ることなし…」と、郷土愛の精神に基づき、部落ごとに自衛のため、このような組合が組織されていた。

○　防護団

昭和十一年、移り変わる社会情勢により、村々に防護団が結成された。翌年七月、日華事変が起こると共に、戦時体制となり、戦火は日に増し拡大されていった。その後統後奉公会や、家庭防火群が組織され、外地将兵への慰問袋の作製、発送、遺家族の慰問、勤労奉仕などのほか、万一の敵機来襲に備えて空襲時の心構えや、その処置など、防空防火に対する訓練が、順次実施されるようになってきた。防護団は、他の諸団体と共に、銃後を守る大きな役割をもつ協力団体であったが、昭和十四年消防組と合併して警防団となり、発展的解消をした。

第二節　本町消防団とその活動

一　消防団の組織

昭和三十一年九月三十日、久那土村、古関村、下部町及び共和村の一町三か村が合併して、下部町として発足した。（昭和三十三年四月一日、下田原・宮木は分町の上南巨摩郡中富町へ編入）

長い歴史と伝統をもつ、四か町村消防団の物心両面の完全なる統一を図るため、消防法と消防組織法とに準拠した関係条例を制定し、下部町消防団として出発した。

その後、一部下部町消防団条例の改正をみたが、ここに、昭和四十一年十二月二十八日公布の「下部町消防団の設置等に関する条例」のおもなる条文を抜粋すれば次の通りである。

下部町消防団の設置に関する条例

（昭和四十一年十二月二十八日条例　第百九十八号）

（趣旨）

第一条　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第十五条第一項に規定する消防団の設置、名称及び区域について

は、この条例の定めるところによる。

（消防団の設置、名称及び区域）

第二条　法第九条第三号の規定に基づき、次の消防団を設置する。

下部町消防団

2　前項の消防団の名称及び区域は別表のとおりとする。

附則

この条例は公布の日から施行する。

別表

名称	設置	管轄区域
下部町消防団	下部町	下部町全域

下部町消防団の組織等に関する規則

（昭和四十二年一月九日規則第三十五号）

（通則）

第一条　下部町消防団の組織及び消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制等については、この規則の定めるところによる。

（内部組織等）

第二条　消防団の内部組織及び所掌事務は、法令又は条例に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（組織）

第三条　消防団に、団本部（以下「本部」という）及分団をおく

2　分団には、必要に応じ部をおくものとする。

3　分団及び部の担当区域は、別表一に定めるところによる。

（本部）

第四条　本部に団長、副団長及び本部員をおく

2　副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ定める順序に従いその職務を代理する。

（分団及び部）

第五条　分団に分団長、副分団長を、部に部長、班長及び団員をおく

2　分団長は上司の命を受け分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。

（団長及び各役員の任期）

第六条　団長及び役員の任期は四月一日から翌々年三月三十一日までの二年とする。但し、再任することをさまたげない。

2　欠員補充による団長及び各役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（宣誓）

第七条　団員は、その任命後別表二による宣誓書に署名しなければならない。

（退職）

第八条　団員は退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出てその許可を受けなければならない。

（服務）

第九条　団員は、次の事項を遵守しなければならない。

一　住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に対しては、その使命遂行のため十分な任務に当らなければならない。

二　規則を厳守して礼節を重んじ、上司の指揮命令のもとに行動しなければならない。

三　機械器具その他消防団の設備資材の維持管理にあたり、職務のほかこれを使用してはならない。

（災害出場）

第十条　消防車が水火災現場に出動するときは道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）その他の法令の定める交通規則に従うとともに正常な交通を維持するためサイレンを用いるものとする。但し、引き返す途中での警戒信号は、鐘又は警笛に限るものとする。

（消防車の責任者の遵守事項）

第十一条、水火災現場への出場及び引き返す場合、消防車に乗車する責任者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一　機関担当員の隣席に乗車すること。

二　病院、学校、劇場等の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。

三　団員及び消防職員以外の者を消防車に乗車させてはならないこと。

（管轄区域）

第十二条　消防団は、町長の許可を受けないで管轄区域外の水火災その他の災害現場に出動してはならない。但し、管轄区域が確認しがたい場合、又は別に定めるところによりあらかじめ相互応援に関し協定が結ばれていて上司の命令があったときはこの限りでない。

（消火及び水防等の活動）

第十三条　水火災その他の災害現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高限度に活用して生命、身体、財産の救護にあたり損害を最小限度にとどめて水火災を防ぎょ及び鎮圧に努めなければならない。

（現場指揮）

第十四条　火災現場に先着した指揮者は、上級指揮者が到着するまで全指揮を執り責任を負わなければならない。

（死体発見の場合の措置）

第十五条　水火災その他災害現場において死体を発見したときは、責任者は町長に報告するとともに、警察職員又は検死員が到着するまで現場を保存しなければならない。

（放火の疑いのある場合の措置）

第十六条、放火の疑いのある場合は、指揮者は、次の措置をとらなければならない。

一　直ちに町長及び警察職員に通報すること。

二　現場の保存に努めること。

三　事件は、慎重に取り扱うとともに、公表しないこと。

（教養及び訓練）

第十七条　消防団員は、品位の向上及び消防技能の練成に努め、定期的に訓練を行うようにしなければならない。

（団員の階級並びに訓練、礼式及び服制）

第十八条　消防団員の階級並に訓練、礼式及び服制については、消防庁が定める基準による。

（表彰）

第十九条　町長又は、消防団長は、分団、部又は団員がその任務遂行にあたってその功績が顕著である場合は、これを表彰することができる。

2　表彰は次の各号の種別により表彰状又は賞状及び記念品を授与して行う。

一　表彰状は、消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団に対してこれを授与する。

二　賞状は、消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与する。

（感謝状の贈呈）

第二十条　町長は、消防団以外の個人又は団体で次の各号の一に該当し、その功労が顕著である者に対し感謝状及び記念品を贈呈することができる。

一　水火災の予防又は鎮圧。

二　防火思想の普及

三　消防設備の強化拡充についての協力

四　水火災現場における人命救助

五　水火災その他災害時における警戒、防ぎょ、救助に関し消防団に対してなした協力。

（文書簿冊）

第二十一条　消防団は、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

一　団員名簿
二　人事発令簿
三　沿革誌
四　日　誌
五　設備資材台帳
六　区域内全図及び消防設備等配置図
七　消防計画
八　金銭出納簿
九　各種手当支給簿
十　給与品、貸与品台帳
十一　消防法規及び諸通知文書綴

（補則）

第二十二条　この規則の施行について、必要な事項は別に定める。

附則

1　この規則は、公布の日から施行する。

消防団を三箇分団とし、その管轄区域を前記別表一のように定め、以下宣誓、水火災その他の災害時の出動、消火及び水防救助等の活動、文書簿冊、設備資材、教養及び訓練、表彰、制服など全文二二条よりなり、消防団員の火災及び水防活動等の基本事項を定めている。

本町消防団は町村自治の発展と、自治体消防の確立、近代的消防の組織を強め、消防本来の使命である防火防水の業務に挺身し、逐年発展しつつここに自治体消防発足三十有余年を迎えたのである。

二　施設、設備、消防団の現勢

本町消防団発足時（昭和三十一年）の消防力は、消防団員数一、二四五名手引動力ポンプ一三台、小型式動力ポンプ二台、腕用ポンプ四〇台であった。その後時代の変遷とともに、社会情勢に呼応し、常備消防の設置、ポンプ積載車の配備、道路網の整備など、消防環境が大きく変わるなかで、

別表一

分団及び部の担当区域

分団			部		
分団・名称	担当区域		部の名称	担当区域	
第一分団	下部町の内大字常葉・清沢・大炊平・岩欠・杉山・北川・市之瀬・上之平・大子・波高島・桃ケ窪・川向・下部・湯之奥・一色の地域		一部	大字常葉の内日影及び大字清沢	
			二部	大字常葉の内日向	
			三部	大字下部・湯之奥及び大字常葉の内雨河内並びに上之平の内川振石	
			四部	大字常葉の内岩下	
			五部	大字波高島・桃ケ窪・川向	
			六部	大字上之平・大子	
			七部	大字市之瀬及び北川の内北川	
			八部	大字北川の内北川を除く全域	
			九部	大字大炊平・岩欠	
			十部	大字杉山	
			十一部	大字一色	
			一部	大字車田	

第二分団	下部町の内大字車田・三沢・切房木・樋田・道・水船・芝草・熊沢・久保・峰・山家・大山・上田原の地域	二部　大字三沢
		三部　大字切房木
		四部　大字樋田
		五部　大字道
		六部　大字水船
		七部　大字芝草
		八部　大字熊沢
		九部　大字久保・峰・山家・大山
		十部　大字上田原
第三分団	下部町の内大字古関・瀬戸・釜額・中之倉・根子・大磯小磯・折門・八坂の地域	一部　大字古関・瀬戸
		二部　大字釜額
		三部　大字中之倉
		四部　大字根子・折門・八坂
		五部　大字大磯小磯

順次消防団員数も削減され、他方、時代に相応した機械器具、諸施設の整備が必要とされてきた。

昭和五十四年四月一日現在の本町の消防力は、次のようになっている。

消防団員数　四一五名
自動車ポンプ　二台
小型動力ポンプ　三三台
積載車　三七台

となっており、団員数においては、昭和三十一年に比し、八三〇名削減され、機械器具については、機動力をもつ新鋭ポンプなどが、多く導入された。昭和五十四年四月一日現在の団員数、ポンプ保有台数など、分団別にみると、次のようになっている。

別表二

宣　誓　書

私は、日本国憲法及び法令を遵守するとともに、消防の目的及び任務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に消防職務に当たることを固く誓います。

昭和　年　月　日

氏名　　印

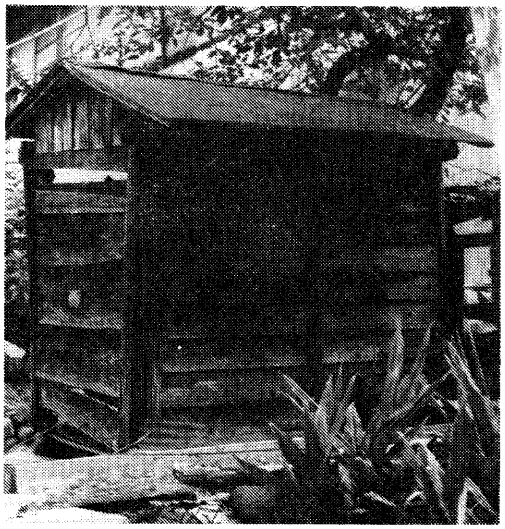

自警当時の機庫（中之倉）

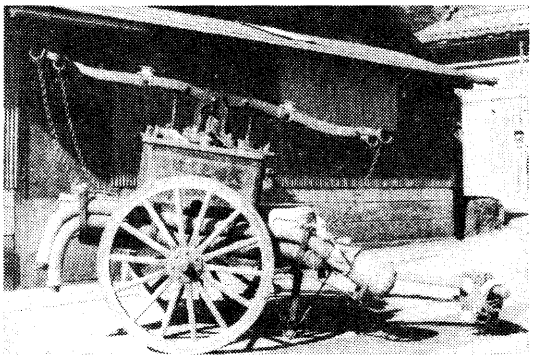

腕用ポンプ（大草部落）

小型動力ポンプと積載車（古関中にて）

第一分団

部名＼数		分団	第一部	第二部	第三部	第四部	第五部	第六部	第七部	第八部	第九部	第十部	第十一部	計
団員数	分団長	(一)												(一)
	副分団長	(二)												(二)
	部長		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一一
	班長		七	三	七	二	二	二	三	三	二	二	三	三五
	団員		二六	一三	二四	九	九	一〇	一三	一四	九	四	一三	一四
	計	(四)	三四	一七	三二	一二	一二	一三	一七	一八	一二	六	一七	一九〇
ポンプ数	自動車ポンプ		一		一									二
	小型動力ポンプ		二	一	四	一	一	一	一	一	一	〇	二	一五
積載車			一	一	二	一	一	一	一	一	一	〇	二	一二

第二分団

部名＼数	団員数						ポンプ数		積載車
	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	自動車ポンプ	小型動力ポンプ	
分団	(一)	(二)				(三)			
第一部			一	三	九	一三		一	一
第二部			一	四	一九	二四		二	一
第三部			一	二	八	一一		一	一
第四部			一	二	六	九		一	一
第五部			一	二	八	一一		一	一
第六部			一	二	五	八		一	一
第七部			一	二	五	八		一	一
第八部			一	二	五	八		一	一
第九部			一	四	一三	一八		二	一
第十部			一	三	一一	一五		一	一
計	(一)	(二)	一〇	二六	八九	二五(三)		一二	一〇

第三分団

部名＼数	団員数						ポンプ数		積載車
	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	自動車ポンプ	小型動力ポンプ	
分団	(一)	(二)				(三)			一
第一部			一	六	二〇	二七		一	一
第二部			一	二	六	九		一	一
第三部			一	二	九	一二		一	一
第四部			一	五	一九	二五		二	一
第五部			一	二	九	一二		一	一
計	(一)	(二)	五	一七	六三	八五(三)		六	五

広域簡易水道の竣工により、飲用水と同時に、非常の場合給水区域内の火災による被害を、最小限にとどめるため、公設消火栓が一七三基備えられており、このほか町内には私設消火栓一八四基が完備されている。公設防火水そう（貯水池）は、二〇～四〇立方メートル未満のもの三五箇所、四〇～一〇〇立方メートル未満のもの二五箇所、井戸（私設）四〇立方メートル以上のもの二箇所、その他河川など九箇所、湖一箇所、プール四箇所（昭和五十四年四月一日現在）となっている。

昭和三十一年（合併時）山梨消防統計によると、私設消火栓四八基、貯水そう（池）二〇～四〇立方メートル未満六〇箇所、四〇立方メートル以上一二箇所、井戸二〇～四〇立方メートル未満のもの八箇所と記されている。

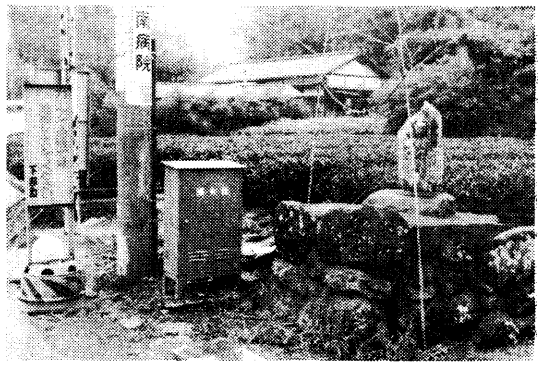

公設消火栓

明治初期の消火器（深沢天通蔵）

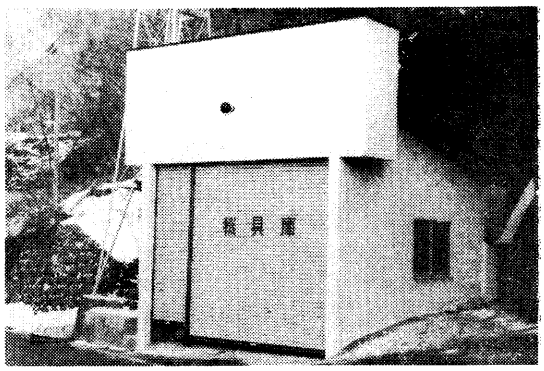

機　庫（第一分団第九部）

従前は、公私設をとわず、消防組（部）には、消火機器を格納する場所としての機庫と、警戒などのため待機している場所（詰所）が併設されているところが多く、これらの施設の多くは、木造建築であった。消火用具も、腕用ポンプ、そして燃料を用いるガソリンポンプへと、時代の進歩と共に移り変わり、現在は新鋭大型化した消火機器が備えられるようになった。これらの諸情勢から、各施設とも新築または改善されるようになり、従前の建物は順次その姿を潜め、近代化した耐火性建造物と変わってきた。また火の見櫓は、火災の場所の確認と報知のために、部落の高所または中央に設けられた。古くは木製といっても、木そのものの現形を保つ一本建のものに半鐘を取り付け、部落から部落へと報知した。時代の移り変わりに従いはしご式火の見櫓となり、従前のものに比しその高さも一変した。

第二次世界大戦中警戒、空襲警報がひん発され、緊急報知の必要性から、半鐘の取り付け箇所も地上に近くした時代もあった。戦後は耐久性とその利用価値を考慮し、鉄塔火の見櫓へと移行していった。昭和五十一年四月一日現在の調査によれば、四本柱火の見櫓一八基、三本柱一八基、二本柱二八基となっている。

機　庫（第一分団　第九部）

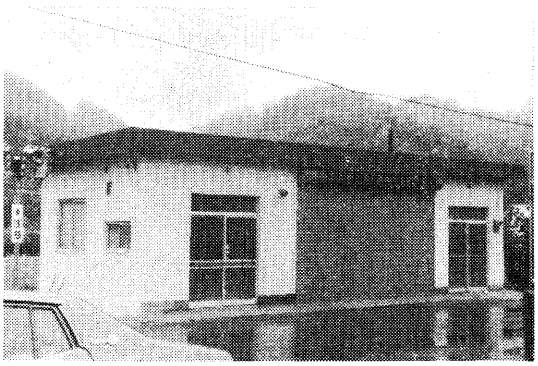

機庫（第三分団　第一部）

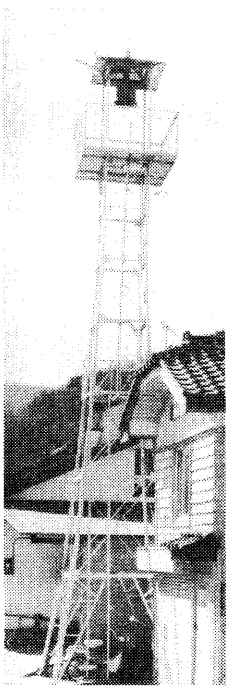

火の見やぐら
（第一分団　第二部）

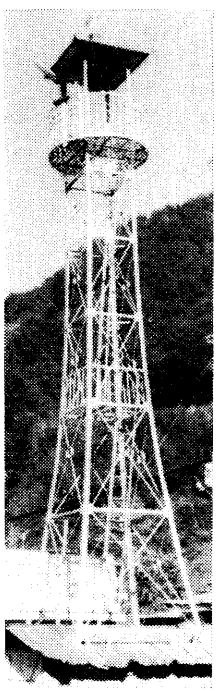

火の見やぐら
（第三分団　第二部）

火の見やぐら
（第二分団　第五部）

三　消防団の活動

一　教育訓練と災害予防対策

本町消防団においては、消防の責務を正しく認識するとともに、人格の向上、学術技能の修得、体力の練成、規律の保持、協同精神のかん養を図るため、常時教育訓練をするほか、消防学校に団員を入校させ、または消防学校の教員、消防署の職員を招き移動消防学校を開校し、次のような教育、訓練を実施している。

一　入団して一年に満たない消防団員に対して基礎的な学科および実技の習得

一　上級幹部（団長、副団長、分団長）の階級にある者に対して必要な学術、技能を習得、部下を指揮監督する人格、識見などの向上。

一　中級幹部（副分団長、部長、班長）の職にある者に対し、必要な学術、技能の修得。

一　機関員およびポンプ車要員の専門的運用技術の習得

一　幹部団員の階級にある者に対し、指揮に必要な学科および技能の習得

一　音楽隊員に必要な学科および吹奏技術の習得

教育訓練（湯町にて）

旅館の予防査察（湯町にて）

二　災害予防について

現在の消防業務は、火災の鎮圧ばかりでなく、火災を未前に防ぐ、予防消防の立場から、本町消防団においても春、秋、火災予防週間の運動実施にあたり、町内全域の防火パレードの実施、また峡南消防職員との合同による、ねたきり老人の家庭及び旅館などの予防査察や、毎年九月一日の防災の日を中心に、防災訓練を実施して、町民の防災意識の高揚をはかると共に、文化財を火災から守るため、文化財に対しての防火訓練などを実施火災予防に務めている。また年末、年始には特別警戒を実施して、火災の未前防止につとめている。

三　防災対策とその活動

本町においては、昭和三十七年十月二日条例第一〇八号をもって「下部町防災会議条例」を制定、防災のための措置を講ずることとしている。ここにその条例を記すれば

（目的）

第一条　この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第五項の規定に基づき、下部町防災会議（以下「防災会議」という）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第二条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一　下部町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。

二　町の地域に係る災害が発生したる場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

三　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第三条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2　会長は、町長をもって充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

一　山梨県の知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者。

二　山梨県警察の警察官のうちから町長が任命する者。

三　町長がその部内の職員のうちから任命する者

四　教育長

五　消防団長

六　前項第一号、第二号及び第三号の委員の定数は、それぞれ七人、一人及び八人とする。

（専門委員）

第四条　防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、町の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験者のうちから町長が任命するものとする。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第五条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附則

この条例は、昭和三十七年十月一日から施行する。

また、昭和三十七年十月二日下部町条例第一〇九号で（下部町災害対策本部条例）が制定され、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、防災の推進を図るため、もうけられたものである。この条例は。

（目的）

第一条　この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二二三号）第二十三条第六項の規定に基づき、下部町対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第二条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の業務に従事する。

第三条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4　部長は部の事務を掌握する。

雑　則

第四条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は昭和三十七年十月一日から施行する。このような条例に基づき災害対策本部の活動に関する事項について定められている。

地域防災計画

災害対策基本法第四二条の規定にもとづき、本町に係る防災に関し、町の処理すべき事務を中心として地域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、もって防災活動の効果的な実施を図るとともに、地域住民の生命・身体及び財産を災害から守るため町及び防災関係機関は、次の事務又は業務を処理しなければならない。

一　下部町

下部町の事務又は業務についての防災対策

一　消防団

消防法・下部町消防団員の定員・任免・服務等に関する条例・下部町火災予防条例等による事務又は業務についての防災対策、地域住民の防災思想の向上、災害時における地域住民の誘導、気象の予報及び警報並びに被害状況等の伝達又は放送

一　市川警察署及び町内警察官駐在所

災害時における治安、警察通信及び警察行政に関する調整対策

一　小・中学校及び保育所

児童生徒、保育園児の学校等における災害時の応急対策

一　農業協同組合

主要食糧の需給対策、災害応急用種子の確保対策、災害時における営農資金貸付対策、災害時における有線放送対策

一　農業委員会

災害時における農政に関する調整対策、農地及び農業用施設の防災対策。

一　交通安全協会

災害時における安全輸送の確保及び自動車の応急手配

一　東京電力身延営業所

災害時の電力の供給確保。

一　町内郵便局

㈠郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設の等保全に関すること。

㈡被災者救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除、被災者に対する郵便はがき等の無償交付。

㈢為替貯金および簡易保険、郵便年金の非常取り扱い、郵便振替による被災者救済のための寄附金送金のための無料扱い、ならびに地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金、積立金の応急融通資金等の運用管理に関すること。

一　日本電電公社、鰍沢青柳電報電話局

㈠災害時の非常通話の取り扱い及び調整。

㈡気象の予報及び警報の伝達対策

一　甲斐常葉駅

災害時における鉄道対策に関すること。

この防災計画を大別すると

第一章　総則

第一節　目的

第二節　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第三節　地勢と災害記録

第二章　災害予防計画

第一節　防災知識普及計画

第二節　防災訓練計画

第三節　災害危険区域の指定

第四節　災害危険箇所の調査

第五節　災害通信計画

第三章　災害応急対策計画

第一節　組織計画

第二節　職員の配置及び動員計画

第三節　気象の予報及び警報の伝達計画

第四節　災害通信計画
第五節　被害状況等報告計画
第六節　広報計画
第七節　避難計画
第八節　食糧計画
第九節　給水計画
第十節　衣料・生活必需品等の物資供給計画
第十一節　応急仮設住宅計画
第十二節　医療及び助産計画
第十三節　防疫、清掃計画
第十四節　救出計画
第十五節　死体保護計画
第十六節　障害物除去計画

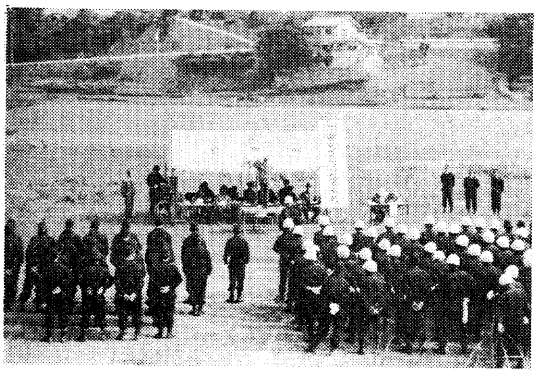

災害対策本部（常葉川原にて）

第十七節　教育計画
第十八節　輸送計画
第十九節　交通施設災害応急対策計画
第二十節　消防計画
第二十一節　水防計画
第二十二節　自衛隊派遣要請計画

第四章　災害復旧計画
第一節　農林水産業応急融資
第二節　生活確保資金融資

となっており、その一部を記すれば

防災訓練計画

（総合防災訓練）

台風、出水期に対処して毎年防災組織を動員して総合的な防災訓練を実施する。

町が主催し、町内関係防災機関の参加を求め水害などの災害の発生が予想される河川などおよびその附近一帯を中心に、通信連絡、水防工法、避難誘導、災害警備、救出、物資などの輸送、給水、たき出しなどを行う。

（基本防災訓練）

㈠ 気象警報等伝達訓練

県で実施する伝達訓練と並行して、災害対策基本法及び気象業務法に基づく予報、警報及び情報、水防法に基づく水防警報ならびに、消防法に基づく災害気象通報を、住民その他関係ある公私の団体に対し、正確かつ迅速に行うための伝達訓練の実施。

（避難訓練）

人命、身体をあらゆる災害から保護するため大規模の災害に対しては、集団的避難が必要とされるので、総合防災訓練を通じて住民の避難訓練を積極的に行なうほか、部落に呼びかけて地域ごとに臨時実施する。なお学校における訓練は次の事項に留意して行う。

イ　平素から災害に際して、的確に処置できるようにあらゆる場合を想定して行う。

ロ　人命、身体の安全を守ることを重点目標に行う。

ウ　学用品その他の物品に心をうばわれ、避難の時期を逸することのないようにする。人命、身体の安全確保のためには、いかなる物品も物惜しみすることなく捨て去る態度を常に養うようにする。

エ　授業中のみを想定することなく、休み時間等児童、生徒等が自由の立場にある場合をも想定して行う。

（消防訓練）

火災その他各種災害の発生に対処するため、消火、避難を重点に訓練を行うほか、随時ポンプ操法の訓練を実施して防ぎょ戦術に習熟する。消防法で定める防火管理者は、自己の属する防火対象物の消防訓

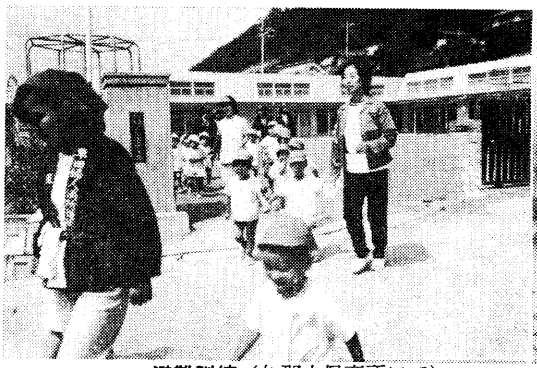

避難訓練（久那土保育所にて）

油火災消火訓練（常葉川原にて）

放水訓練（常葉川にて）

水防訓練（三沢川原にて）

救　助　訓　練

練を実施し、消防機関は積極的にこの訓練を指導する。又地域住民の自主的な消防訓練を奨励するため婦人消防隊、自衛消防隊等の結成を部落へ呼びかけ初期消火、通報等の訓練を行う。

（水防訓練）

台風または洪水等から予想される時期以前に、水防活動が円滑に遂行されるよう、水防本部と協力、水防訓練を実施する。

災害応急対策計画

災害に際し効果的に対処するため必要な組織編成により、被害を最小限に防止し、軽減しようとするものである。災害が発生し、災害救助法による救助を要する場合で、なお防災の推進を図るため又は災害が広範な地域にわたり、またはわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とする場合「災害対策本部」を設置する。

下部町災害対策本部

下部町災害対策本部の組織および編成は「下部町災害対策本部条例」及び「下部町災害対策本部活動要領」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(一)　系統

山梨県防災会議 ― 山梨県災害対策本部 ― 西八代地方連絡本部 ― 下部町防災会議 ― 下部町災害対策本部

(一)　町本部の編成

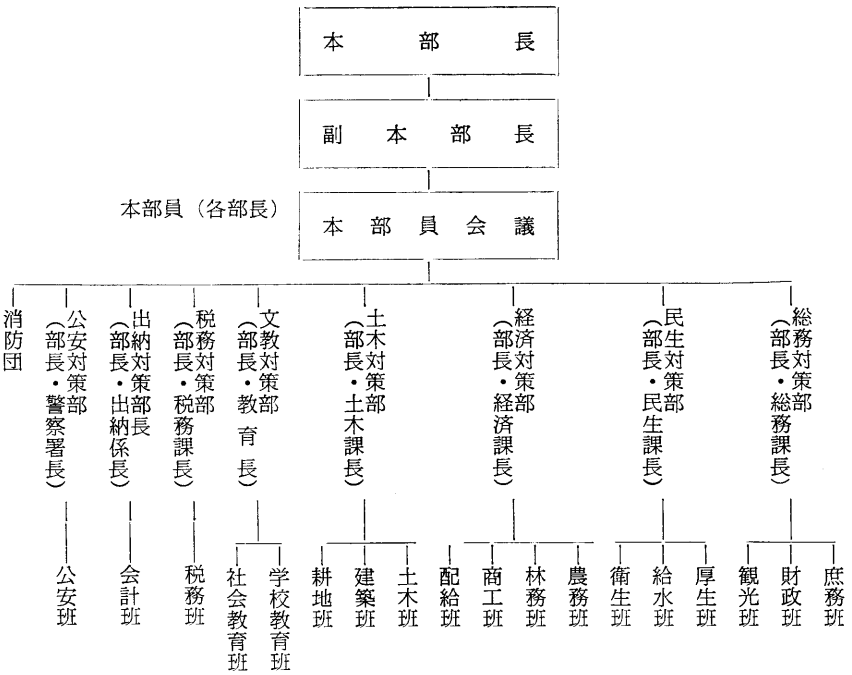

(二)　分担任務

ア　本部には部及び班をおき、部には部長、班には班長をおく。

イ　部長は本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

ウ　部長会議は災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

エ　班長は当該班の所属事項について、応急対策の処理にあたる。

オ　班長に属する課、所等の職員は、その班員となり、上司の命を受けて応急対策にあたる。

カ　別に定めた分掌事務表に定めていない事項については部長会議でその都度定めるものとする。

各班の分掌事項省略

水防本部

1　水防に関すること。

消防団

1　消防活動に関すること

（気象の予報及び警報の伝達計画）

災害対策基本法及び気象業務法に基づく予報、警報及び情報、水防法に基づく水防警報ならびに消防法に基づく火災気象通報を住民その他関係ある公私の団体に対し伝達する場合の取扱いは次のとおりである。

1　警報等の種別

気象に関連する警報等は次のとおりである。

(1)　気象の予報および警報の種類等

気象業務法に基づき気象台が発表する気象に関する情報、注意報及び警報は、おおむね次のとおりである。

気象情報

台風その他異常気象についてその状況や経過、見とおし等具体的にすみやかに地域住民に知らせるものである。

注意報

（水防関係）

風雨、大雨、洪水、大雪等の注意報

（凍霜害関係）

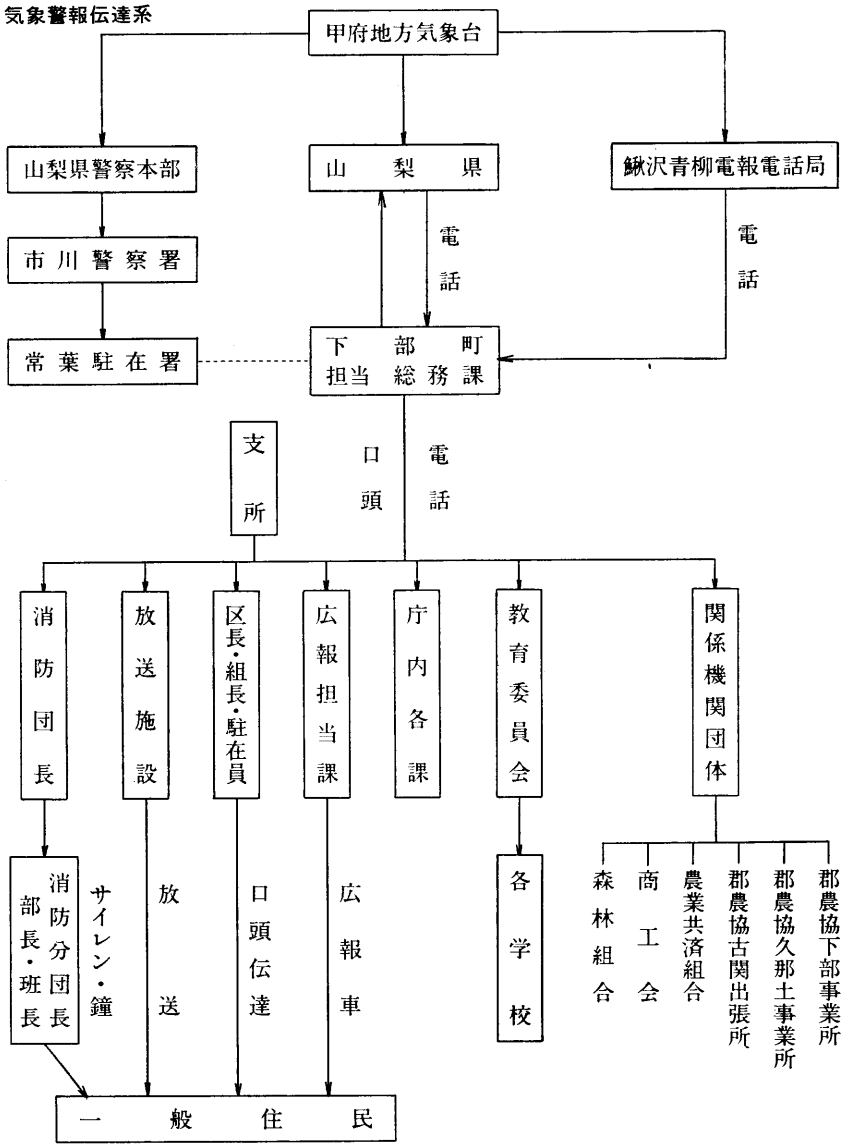

暴風雨、暴風雪、大雨、大雪、洪水等の警報

○注意報及び警報等の伝達

気象警報等の伝達系統及び方法は、おおむね次のとおりである。

（被害状況等の報告計画）

被害状況調査等の措置

(1) 被害状況の調査は、町が関係機関、諸団体および住民組織等の協力を得て実施する。

(2) 災害の状況により現地の実情を把握するため災害調査班を編成して被害状況を調査する。

(3) 被害が甚大のため町において調査が不可能のとき、または調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

(4) 被害状況の調査については、西八代地方県民室と密接な連絡を図り、脱ろう、重復等のないよう十分留意し、異なった被害状況はその理由を検討する

(5) 町長は調査し、は握した被害状況およびこれに対してとられた措置の概要をすみやかに西八代地方県民室長に報告する。又災害救助法関係の報告は、峡南福祉事務所長に報告する。

6 下部町防災会議構成機関はそれぞれ収集した被害状況等を必要に応じて町と相互に連絡する。

霜、異常低温等の注意報

（火災関係）

強風、異常乾燥等の注意報、このほか濃霧、着雪（氷）なだれ、雪雨等がある。

警報

被害報告の種類

被害報告は、災害の発生及びその経過に応じて次の三種類に区分する。

(1) 発生報告
災害が発生したとき直ちに報告するもので、災害の原因、災害の日時および場所または地域、災害発生時における被害状況等。

(2) 中間報告
被害状況が判明した都度、応援措置の完了するまでの間逐次報告するもので、被害状況、災害に対してとられた措置の概要等。

(3) 確定報告
被害状況が確定し、応急措置が完了した直後直ちに報告するもので、確定した被害状況、災害に対してとられた措置の概要の全般。

被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響をおよぼすものであるから、適正に行なうよう努めるものとし、その基準は次のとおりである。

(1)死者、当該災害が原因で死亡し、死体が確認された者または死亡したことが確実であると推定される者

(2)行方不明、所在が不明であり、かつ、生死が不明の状態にある者。

(3)重傷者、災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもののうち、一ケ月以上の治療を要する者。

(4)軽傷者、災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもののうち、一ケ月未満で治療できる見込みの者。

(5)住家、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。

(6)棟（むね）建築物の単位で独立した一つの建築物をいう。主屋に主屋よりも延べ面積の小さい付属建築物が付着している場合は一棟とみなす。渡り廊下のように二つ以上の主屋に付着しているものは切半して各主屋と同一棟として取扱う。

(7)世帯、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

(8)被害者、物的被害の概算を千円単位で計上するものとし、千円未満の端数は、四捨五入する。

(9)全壊（全焼）（流失）住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の七〇パーセント以上に達した程度のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の五〇パーセント以上に達した程度のものとする。

(10)半壊（半焼）住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積二〇パーセント以上、七〇パーセント未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住宅の時価の二〇パーセント以上五〇パーセント未満のものとする。

(11)床上浸水、建物の床上以上に浸水したものおよび全壊または半壊には該当しないが土砂、竹木等のたい積のため一時的に居住することができないもの。

(12)床下浸水、建物の床上に達しない程度に浸水したもの。

(13)一部破損、建物の破損の程度が半壊に達しないもの。ただし、窓ガラスが二、三枚割れた程度の軽微な被害は除く。

(14)非住家、住家以外の建物をいう。なお官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする、ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該物分は住家とする。

(15)学校、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園および各種学校をいう。

(16)公共建物、国、県、市町村、国鉄、電電公社等の管理する建物で、前記の学校は除くものとする。

(17)河川、河川法適用河川、準用河川および普通河川をいい、堤防、護岸

水制床上等河川の付属物を含めるものとする。

(18)砂防、砂防法適用の砂防設備および同法の砂防施設をいう。

(19)道路、高速自動車国道、一般国道、県道および市町村道をいう。

(20)橋梁、市町村道以上の道路に架設した橋をいう。

(21)農作物、主要食糧作物、園芸作物、工芸作物、肥飼料作物、茶、桑等をいう。

(22)流失埋没、田畑の耕土が流失し、また土砂等のたい積のため耕作が不能となったもの。

(23)冠水、植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。

(24)農業用施設、水路、ため池、頭首工、揚水機、農道等をいう。

(25)林地、新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地をいう。

(26)林業用施設、治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等をいう。

(27)林産物、立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、薪、しいたけ、わさび、竹等をいう。

(28)鉄道不通、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。

(29)通信被害、電話、電信が故障し、通信不能になった回線数をいう。

(30)船舶被害、船舶とはろ・かいのみをもって運転する舟、以外の船をいう。被害とは、沈没（船体が没し航行不能になったもの）流失（所在一不明になったもの）破損（修理しなければ運行できない）をいう。

(31)り災世帯、災害により被害を受け通常の生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊（流失）半壊および床上浸水に該当する世帯

(32)り災者、り災世帯の構成員をいう。

（避難計画）

災害のため被害を受け、又は受けるおそれのある人の生命、又は身体を保護するため一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

避難の実施責任者

避難の指示等をすることができる者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害対策の第一次的の実施責任者である町長を中心として相互に連絡をとり、住民を安全な場所へ避難させるようにするものとする。

(1)町長（災害対策基本法第六〇条）

(2)知事又はその命を受けた県職員（水防法第二二条）

(3)水防管理者（水防法第二二条）

(4)警察官（災害対策基本法第六一条警察官職務執行法第四条）

(5)災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（自衛隊法第九四条）

避難の勧告、指示区分の基準

(1)事前避難

イ警報が発令され、避難の準備又は事前に安全な場所へ避難させる必要があるとき。

ロ河川が警戒水位を突破し、なお水位が上昇する恐れがあるとき。

ハその他諸般の状況から避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。

(2)緊急避難　地震・火災・洪水・なだれ等により危険が切迫しているとき。

(3)収容避難、事前避難として利用した避難所に危険が生じ、他の安全な場所に避難させ、又は救出者を安全な場所へ避難させようとするとき。

3災害救助法による避難所

災害救助法が適用された場合の避難場所は次のとおりである。

避難場所一覧表

避難場所	使用する地域
下部小・中学校	常葉・清沢
常葉保育所	常葉
下部温泉会館	下部・上之平・大子
下部保育所	下部・湯之奥
波高島区集会所	波高島
一色公民館	一色
妙円寺	市之瀬・北川
元長塩分校	長塩・丸畑
大炊平公民館	大炊平・岩欠・杉山・和名場・栃代
久那土小中学校	三沢・車田・樋田・熊沢
県立峡南高等学校	三沢・上田原
切房木区事務所	切房木
慈観寺	道・水船・芝草
古関中学校	古関・中之倉・丸畑
根子満福寺	根子
折八公民館	折門・八坂
釜額民宿集会所	釜額
方外院	瀬戸
元磯分校	磯
三保小学校	三保

（消防計画）

組織計画

1 法定上の組織

○消防団の設置・位置・下部町条例第一九八号、下部町消防団の設置等に関する条例

○消防団の名称・区域・組織・下部町規則第三五号、下部町消防団の組織に関する規則

○消防団の定員・下部町条例第一九九号、下部町消防団の定員・任免・給与・服務等に関する条例による。

事務機構

(1)平常時の事務機構

比較的規模の小さな通常火災・救急業務の災害事務は総務課及び本部員により次の事務を行なう。

イ　関係機関との連絡。
ロ　物資の調達輸送
ハ　団員の食糧輸送
ニ　公務災害補償
ホ　保健衛生
ヘ　情報収集
ト　火災予防
チ　火災原因の調査および損害調査
リ　その他

(2)非常災害時の事務機構

災害防ぎょの各部隊の活動が円滑にでき、また情報の報告・通報および広報等が迅速にできるように次のとおり事務分掌を定める。

総務班（総務課員及び本部員）

1 関係機関との連絡
2 物資の調達輸送
3 隊員の食糧輸送
4 貸与品の調整支給
5 公務災害補償
6 保健衛生
7 その他

予防班（総務課員と本部員）

1情報収集・広報
2火災予防（一般危険物）
3火災原因の調査および損害調査
4その他

警防班（各分団警防員）
1応急修理
2通信保守修理
3消防機器の修理および整備指導
4消防水利
5その他

部隊編成

平常時災害については、各所轄区域ごとに災害防止に努めるが、非常時災害に際しては、消防力を投じて防災にあたり、なお治まらない場合は、応援協定に基づき、他町村の消防団より応援を求め、災害に対処する。

（調査計画）

調査計画は、消防機関が火災、風水害、地震等が発生した場合に適切な防ぎょ活動ができるように、調査に関する計画をたてておくもので消防団員に消防地理・消防水利・危険地域を明らかにさせ、災害が発生した際に人命危険、災害拡大化を未然に防ぎょするよう次の調査を行う。

1消防地理調査
2消防水利調査
3災害危険区域調査

（教養訓練計画）

教育

消防組織法第二六条の二及び教養基準に基づき実施するもの

- 消防学校教養
  - 校内教育
    - 初任（四日以上）
    - 現任（四日以上）
    - 専科（その内容に応じた日数）
    - 幹部（四日以上）
  - 校外教育
    - 初任（六か月以上）
    - 現任（一か月以上）
    - 専科（その内容に応じた日数）
    - 幹部（一週間以上）
- 町が行なうもの
  - 一般教養
    - 資料配付
    - 実技大会
    - 点検・訓練礼式・消防操法
    - 招集訓練
  - 委託教養 ―― 日赤・自衛隊・各種大学校等に教養を委託する。

消防組織法第四条の四に基づき実施するもの

- 消防大学校教養
  - 本科
  - 専科
  - 別科

(1)消防学校教養

ア初任教養（移動教室）消防団員を新たに任命したときは、消防学校等に入学させ、基礎的理論や技術を習得させる。

イ現任教養（移動教室）初任教養修了後、一定期間実務の経験を経た消防団員に対し、さらに資質の向上と高度の防ぎょ知識と技能の習得を図る。

ウ専科教養、専科教養は、現在の消防団員に対し、専門的教養を実施する。

エ幹部教養、団長、副団長、分団長、副分団長の教養。

(2) 一般教養

訓練

(1) 基礎訓練

消防団員の規律を養成し、訓練・礼式・点検については、くりかえし実施するとともに、消防活動を有効適切に行う。

ア規律訓練（一般規律）一般規律は、消防団員が平常守るべきことをいい、訓練方法としては、消防団員の自律心の養成・礼儀秩序の保持・職務遂行上の適切な判断力の育成をなす。

(2) 火災防ぎょ訓練

火災防ぎょは技術であり、科学であり、火災という急迫した状態において、被害を最小限度に止めることを目的とするものである。それがためには機械力以上に特殊の訓練を遂げた組織体が多年の研究と経験によって、つちかわれた理論と手段によって活動してこそ、その目的が充分達成されるわけである。

ア　基本訓練

(ア) 召集・出動訓練
(イ) 人命救助訓練
(ウ) 防ぎょ訓練
(エ) 水利統制訓練
(オ) 通信連絡訓練
(カ) 避難誘導・警戒訓練
(キ) 破かい消防訓練

イ　建物火災防ぎょ訓練

(ア) 木造建物の防ぎょ訓練
(イ) 防火造建物の防ぎょ訓練
(ウ) 耐火建物の防ぎょ訓練
(エ) 木造大建築物の防ぎょ訓練

ウ　林野火災防ぎょ訓練

（災害予防計画）

火災予防の指導

火災予防の指導は防火管理者、危険物取扱主任者、消防設備士及び各団体などを対象として消防関係法規の周知、消防計画の策定指導、再検討消防施設など、自主検査の強化、および自衛消防組織の促進を重点に指導する。

火災予防査察

火災を未然に防止し、若しくは火災の被害をより少なくするために、消防法第四条および同法第一六条の四に基づく防火対象物の査察を実施する。査察の種類は次のとおりである。

(1) 定期査察
(2) 臨時査察
(3) 特別査察

風水害等の予防指導

風水害は、暴風、豪雨、洪水など自然現象によるもので、従来はただ被害発生そのものを防ぐにすぎなかった。しかし、今後は一歩進んで被害を起こさないと言う予防面に重点を向けなければならない。暴風雨など自然現象により、事前に被害発生が予想されるので、被害想定図により、危険地域の巡視、警戒を行い地域住民にその実態を認識させる。

広報活動

火災、その他災害の実態とこれら災害の未然防止、火災の初期消火、早期通報および各種災害に対処する心構えについて、時期に応じた広

報活動を次のとおり行う。

(1)報道機関等による普及

新聞、公報、雑誌、テレビ・ラジオ、有線放送、広報車による巡回広報

(2)諸行事による普及

春・秋火災予防運動。防災の日、消防の日、国民安全の日、その他

(3)民間協力機関による普及。

消防協会、女子消防後援隊、少年消防クラブ、防火管理者連盟、その他

(警報発令伝達計画)

火災警報

(1)火災警報の発令

消防法第二二条に基づいて、甲府地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに県、西八代地方県民室を経由して、町長に通報することになっている。町長はこの通報を受けたとき、または気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災警報を発令する。この火災警報発令中は、町内の居住者のみならず、その時点でその地域にいる者は、町火災予防条例二九条により、火の使用制限にしたがわなければならない。

(2)火災警報の発令基準

ア　異状乾燥注意報発令基準　実効湿度六〇パーセント以下、最少湿度三〇パーセント以下で秒速一〇メートル～一五メートルの強風が、一時間以上継続する場合及びその見込みのとき。

イ　強風注意報発令基準　秒速一五メートル以上の風が吹くとき。

(3)単独火災警報の発令　消防法第二二条三項により、町長が単独で火災警報を発令することができる。

(4)火災警報の解除　火災警報の解除は、平常気象に復したときに解除するが通常であるが、それ以外でも、いくら一〇メートル以上の風が連続して吹いても、たまたま降雨、降雪により火災の危険が少なくなったときは解除する。

(5)火災警報の伝達および周知　火災警報を関係機関へ伝達および住民に対して周知させるため、町役場から電話などにより迅速確実に伝達する。伝達担当は総務課庶務係で行う。

(6)住民に周知の方法　住民に対する周知の方法としては、サイレン・

警報伝達系統図

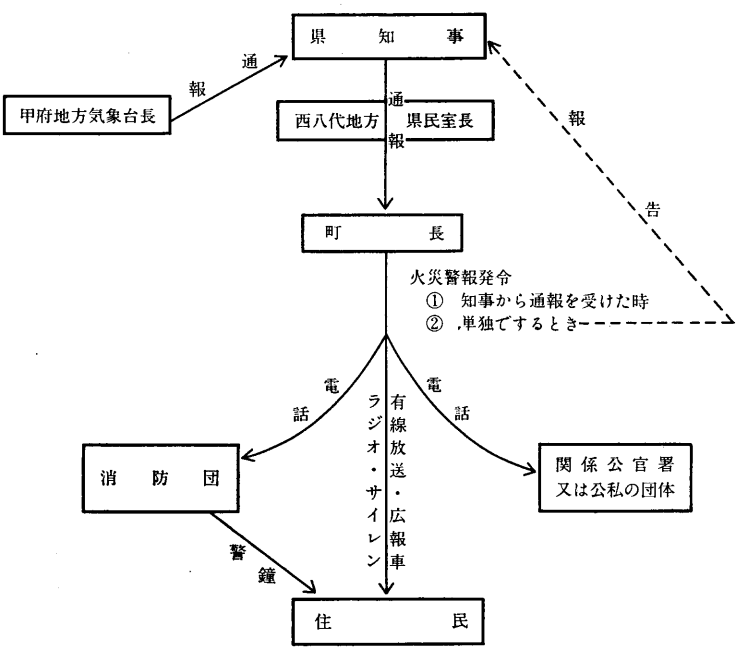

警鐘・旗・吹き流しおよび掲示板による場合とその他消防車・広報車・ラジオ・テレビ・街頭放送および有線放送などによる場合ががあるが、本町では次の方法による。

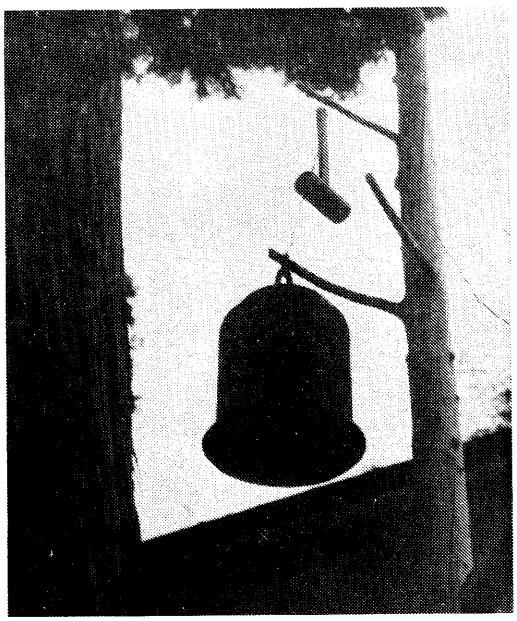

半　鐘（勝坂部落）

ア　サイレンによる警報

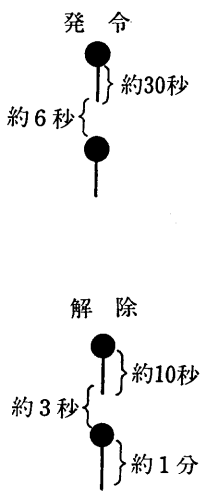

イ　警鐘による場合

一点と四点の班打

一点二個と二点との班打

(3) 消防団音楽隊

本町の消防団音楽隊は、昭和四十九年に結成され、同五十一年七月「下部町消防団音楽隊設置規定」をもうけ、その任にあたっている。設置規定をあげれば次のとおりである。

下部町消防団音楽隊設置規定

（設置）

第一条　下部町消防団に下部町消防団音楽隊（以下「音楽隊」という）を置く。

（任務）

第二条　音楽隊員は、消防団員の職務に従事するほか、団長の命令により、消防団活動における合図、又は指揮命令の連絡、団員の士気の高揚、儀式又は広報等のための吹奏を行なうことを任務とする。

（本務以外の活動）

第三条　音楽隊は、前条に規定するもの以外の吹奏を行なうときは、団長の許可を得なければならない。

（定数）

第四条　音楽隊の隊員（以下「隊員」という。）の定数は二十五名とする。

（任用）

第五条　隊員は各部団員のうちから隊長が推せんし、部長の承諾を得て、団長が任命するものとする。

2　隊長は音楽隊員の推せんにより団長が任命するものとする。

3　副隊長は隊長が推せんし、団長が任命するものとする

（役員の職務）

第六条　隊長及び副隊長（以下「役員」という。）の職務は次に掲げるところによる。

一　隊長は団長の命を受け音楽隊を統轄する。

二　副隊長は隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、あらかじめ定める順序に従い、その職務を代理する。

（役員の任期）

第七条　役員の任期は、四月一日から翌々年の三月三十一日までの二ケ年とし、再任をさまたげない。

2　補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

（練習及訓練）

第八条　音楽隊員は、資質の向上及び技能の練成に努め定期的に練習及び訓練を行なわなければならない。

（庶務、会計）

第九条　音楽隊の庶務、会計は、隊長が指名する副隊長が処理する。

附　則

1　この規定は、昭和五十一年七月二十六日から施行する。

2　この規定施行の日に、現に音楽隊の役員の職にある者の任期については、昭和五十二年三月三十一日までとする。

音楽隊員は第二条の任務を達成するため、隊長を中心として計画的に練習・訓練にはげんでいる。昭和四十九年十一月十七日県下消防団総合訓練大会が行われた際、音楽担当を依頼され、見事にその大役を果たして関係方面から好評をはくした。また火災予防期間には、音楽隊を先頭にパレードを実施し、火災予防の一翼を担っている。

現在（昭和五十五年一月）隊員数は二三名（欠員二名）で、音楽隊の今後の活躍が大いに期待される。

消防音楽隊による防火パレード（湯町にて）

(4)殉職消防団員

昭和五十三年十月二十日、山梨県消防殉職者銘碑が、県消防学校（中巨摩郡田富町今福九九）に建立され、遺族並びに消防関係者多数参列の上、慰霊祭及び殉職者銘碑の除幕式が挙行され、県下七四名（本町出身者二名）の霊安かれと祈り、今後、消防の職務に精進することを誓った。

尊い生命を消防の職に殉じた故人の冥福を祈ると共に、消防発展の礎として、本町消防史に長くその名を残している。

石部英明、富里村下部

昭和十年三月八日、下部温泉街火災の際、富里村消防組第三部消防手として、消火作業に従事中殉職、享年三五才。

小林七郎、下部町三沢

昭和五十年六月一日、月例試運転の際、下部町消防団第二分団第二部長として、部員とともに放水訓練、機械器具の整備、点検を実施、終了後、業務連絡の途上、交通事故により殉職、享年四四才。

第三節　歴代消防組頭及び団長

明治の後半から、部落に結成された私設消防組をはじめとし、公設消防組、警防団、消防団の歴代組頭及び消防団長（昭和三十二年以降は、団長・副団長、分団長）は、次のとおりである。

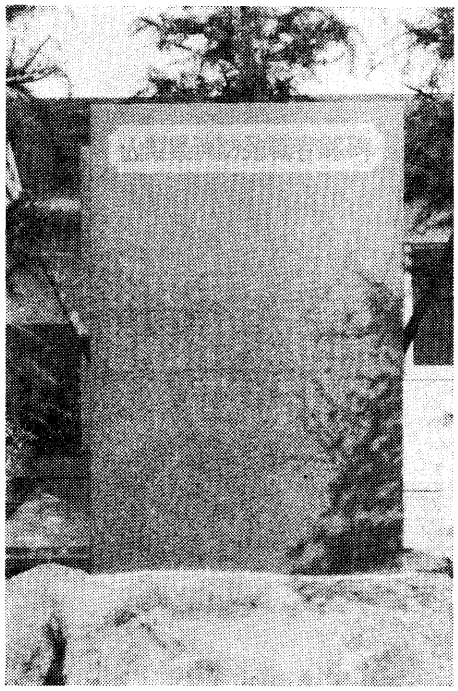

山梨県消防殉職者銘碑（中巨摩郡田富町）

○富里村歴代消防組頭及び団長

就任年月日	退任年月日	職名	氏名
明治三四・一	明治	私設日影消防組頭取	小林本次郎
〃	〃	〃	依田直次郎
〃	〃	〃	遠藤　彦作
〃	〃	〃	渡辺子之助
〃四二・一	〃	私設日向消防組頭取	赤池定太郎
〃	〃	〃	小林　利臣
〃四三・一	〃	私設下部消防組頭取	佐野佐十郎
〃	〃	〃	石部　要
〃	〃	〃	石部　一格
〃	〃	〃	石部岡太郎
大正三・五・一四	大正三・一〇・一二	富里消防組頭	佐野　喜平
〃三・一〇・二四	〃五・一・二二	〃	佐野　由房
〃五・二・一	〃九・一・三一	〃	渡辺徳次郎
〃九・二・三	〃一二・一二	〃	馬場　留重
〃一二・一二	〃一五・二	〃	石部　要
大正一五・二	昭和三・二	〃	堀内　卓三
昭和三・二	〃五・二	〃	遠藤　倫之
〃五・二	〃七・二	〃	堀内　勝喜
〃七・二	〃九・二	〃	馬場　正臣
〃九・二	〃一一・二	〃	石部　孝
〃一一・二	〃一三・二	〃	佐野　隆三
〃一三・二	〃一四・二	富里村警防団長	磯野　貴信
〃一四・四・一	〃二一・三・三一	〃	磯野　辰一
〃二一・四・二	〃二二・四・一	〃	高野　忠男
〃二二・四・一	〃二四・三・三一	富里村消防団長	磯野　貴信
〃二四・四・一	〃二六・三・三一	〃	佐野　忠義
〃二六・四・一	〃二八・一・五	富里村消防団長	依田　守勝
〃二八・一・五	〃三〇・一	旧下部町消防団長	馬場　文雄
〃三〇・一	〃三一・一二・三一	〃	渡辺　義一

○久那土村歴代消防組頭及び団長

就任年月日	退任年月日	職名	氏名
明治二四・一〇・二〇	明治四〇	私設三沢消防組用掛	今村兵重郎
〃三五・七	〃四一・一二・九	私設車田消防組頭取	土橋子之作
〃四〇	〃四二・三・三〇	公設車田消防組頭	土橋子之作
〃四一・一二・一〇	〃四二・八・三〇	久那土消防組頭	深沢市太郎
〃四二・四・一	〃四五・二・一	〃	土橋　美直
〃四二・九・一	大正　三・二・二八	〃	上田　竜助
〃四五・四・一	〃五・二・二八	〃	日向　孝文
大正三・三・一	〃七・三・三一	〃	上田　孝喜
〃五・三・一	〃九・三・二〇	〃	土橋子之作
〃七・四・一	〃一一・三・三〇	〃	中沢　寅松
〃九・三・三一	〃一三・二・一〇	〃	深沢　義政
〃一一・四・一	〃一三・九・三	〃	日向文四郎
〃一三・二・一一	〃一三・九・四	〃	中沢　寅松
〃一三・九・四	昭和　二・二・六	〃	桐戸　一吉
昭和二・二・七	〃　四・二・一五	〃	二宮武四郎

就任年月日	退任年月日	職名	氏名
昭和四・二・一五	昭和五・一一・三	〃	赤池　金吉
〃五・一一・一四	〃八・一・三〇	〃	上田　康吉
〃八・二・一	〃一〇・三・九	〃	日向　公
〃一〇・三・九	〃一二・二・一五	〃	深沢　大重
〃一二・二・一六	〃一二・八・三	〃	赤池　信作
〃一二・八・四	〃一四・一・一二	〃	日向　真
〃一四・一・一二	〃一六・三・三一	久那土村警防団長	桐戸　政喜
〃一六・二・一	〃一八・一・二五	〃	佐野　楠志
〃一八・一・二五	〃二〇・一	〃	上田　吉一
〃二〇・一	〃二二・一	〃	土橋　悦造
〃二二・一	〃二二・七・三一	〃	上田謙太郎
〃二二・八・一	〃二四・一	久那土村消防団長	今村　政明
〃二四・一	〃二五・一	〃	望月　恒寿
〃二五・一	〃二六・一	〃	桐戸　敬蔵
〃二六・一	〃二七・一二・三一	〃	山田　栄幸
〃二八・一・二	〃三〇・一・五	〃	上田　盛治
〃三〇・一・五	〃三一・一二・三一	〃	赤池　繁

○古関村歴代消防組頭及び団長

大正五・一・二七	大正六・一・一八	私設古関非常組頭取	内藤　照雄
〃一二・一・三一	〃一四・一・三一	古関消防組頭	土橋　重一
〃一四・一・三一	〃一四・三・六	〃	土橋　賢三
昭和二・二・六	昭和二・二・六	〃	伊藤　久一
〃四・二・一六	〃四・二・二五	〃	土橋　兼一
〃六・三・二四	〃六・二・一九	〃	渡辺　常寿
〃八・一・二九	〃八・一・二九	〃	若狭　光利
〃一〇・二・八	〃一〇・二・八	〃	渡辺　憲綱
〃一二・一・一七	〃一〇・二・八	〃	赤池　泰重
〃一四・一	〃一二・一・一七	〃	伊藤　俊一
〃一六・一	〃一四・一	古関消防組頭	土橋　兼一
	〃一六・一	古関村警防団長	

昭和一六・四	昭和二〇・二・一	古関村警防団長	渡辺　昌義
〃二〇・二・五	〃二一・一二・二八	〃	内藤　照雄
〃二一・一二・二八	〃二三・一	古関村消防団長	小林　貞光
〃二三・一	〃二四・一・三一	〃	渡辺　清
〃二四・一・三一	〃二五・二・八	〃	赤池　定良
〃二五・二・一八	〃二六・二・七	〃	赤池　優
〃二六・二・七	〃二七・一・二八	〃	渡辺　福勇
〃二七・一・二八	〃二八・一・七	〃	赤池　重造
〃二八・一・七	〃三一・一二・三一	〃	赤池　信一

○下部町歴代消防団長

昭和三二・一・一	昭和三二・一二・三一	下部町消防団長	
〃三三・一・一	〃三三・一二・三一	〃	赤池　信一
〃三四・一・一	〃三五・一二・三一	〃	山田　栄幸
〃三六・一・一	〃三七・一二・三一	〃	石部源治郎
〃三八・一・一	〃三九・一二・三一	〃	上田　晴喜
〃四〇・一・一	〃四一・一二・三一	〃	若狭　弘幸
〃四二・一・一	〃四四・三・三一	〃	中野　智一
〃四四・四・一	〃四六・三・三一	〃	伊藤　誠
〃四六・四・一	〃四八・三・三一	〃	赤池　登
〃四八・四・一	〃五〇・三・三一	〃	佐野　隆喜
〃五〇・四・一	〃五二・三・三一	〃	望月多賀治
〃五二・四・一	〃五四・三・三一	〃	内藤　延雄
〃五四・四・一	〃	〃	石部　欣一
			佐野　常義

○下部町歴代消防副団長

昭和三二・一・一	昭和三二・一二・三一	下部町消防団副団長	
〃三三・一・一	〃三三・一二・三一	〃	渡辺　義一
〃三四・一・一	〃三五・一二・三一	〃	依田　弘明
〃三四・一・一	〃三五・一二・三一	〃	若狭　弘幸
〃三四・一・一	〃三五・一二・三一	〃	上田　晴喜
〃三六・一・一	〃三七・一二・三一	〃	佐野　武雄
〃三八・一・一	〃三九・一二・三一	〃	渡辺　三宝

昭和四〇・一・一　〃四一・一二・三一　下部町清防団副団長　伊藤　誠
〃四二・一・一　〃四四・三・三一　〃　赤池　登
〃四二・一・一　〃四四・三・三一　〃　渡辺　真一
〃四四・四・一　〃四六・三・三一　〃　佐野　隆喜
〃四四・四・一　〃四六・三・三一　〃　日向　三郎
〃四六・四・一　〃四八・三・三一　〃　今村　市策
〃四六・四・一　〃四八・三・三一　〃　内藤　延雄
〃四八・四・一　〃五〇・三・三一　〃　石部　欣一
〃四八・四・一　〃五〇・三・三一　〃　赤池　武正
〃五〇・一・一　〃五二・三・三一　〃　小林　宣行
〃五〇・四・一　〃五二・三・三一　〃　佐野　常義
〃五〇・四・一　〃五二・三・三一　〃　若狭熊太郎
〃五二・四・一　〃　〃　内藤　芳基
〃五二・四・一　〃　〃　保坂　武甫
〃五二・四・一　〃　〃　渡辺　昌朋

○下部町消防団歴代分団長

昭和三二・五・一三　昭和三四・一・二　第一分団長　石部源治郎
〃三四・一・二　〃三六・一・一　〃　佐野　武雄
〃三六・一・二　〃三八・一・一　〃　渡辺　三宝
〃三八・一・二　〃四〇・一・一　〃　中野　智一
〃四〇・一・一　〃四一・一二・三一　〃　竹之内美文
〃四二・一・一　〃四四・三・三一　〃　佐野　隆喜
〃四四・四・一　〃四六・三・三一　〃　渡辺　貢
〃四六・四・一　〃四八・三・三一　〃　石部　欣一
〃四八・四・一　〃五〇・三・三一　〃　小林　宣行
〃五〇・四・一　〃五二・三・三一　〃　内藤　芳基
〃五二・四・一　〃五四・三・三一　〃　石部　元章
〃五四・四・一　〃　〃　小林　鉄夫
〃三二・一・一　〃三三・一二・三一　第二分団長　上田　晴喜
〃三四・一・一　〃三五・一二・三一　〃　内藤徳太郎
〃三六・一・一　〃三七・一二・三一　〃　伊藤　誠
〃三八・一・一　〃三九・一二・三一　〃　田中　誠明
〃四〇・一・一　〃四一・一二・三一　〃　日向　三郎
〃四二・一・一　〃四四・三・三一　〃　今村　市策
〃四四・四・一　〃四六・三・三一　〃　望月多賀治
〃四六・四・一　〃四八・三・三一　〃　佐野　常義
〃四八・四・一　〃五〇・三・三一　〃　小松　武長
〃五〇・四・一　〃五二・三・三一　〃　渡辺　強
〃五二・四・一　〃五四・三・三一　〃　佐野　種重
〃五四・四・一　〃　〃　上田　正典
三三・二・二四　第三分団長　土橋　菊水
〃三三・二・二　〃三三・一二・三一　〃　渡辺　行雄
〃三四・一・一　〃三五・一二・三一　〃　赤池三千雄
〃三六・一・一　〃三七・一二・三一　〃　赤池　晴雄
〃三八・一・一　〃三九・一二・三一　〃　赤池　登
〃四〇・一・一　〃四一・一二・三一　〃　内藤　延雄
〃四二・一・一　〃四四・三・三一　〃　伊藤　賢一
〃四四・四・一　〃四六・三・三一　〃　赤池　久経
〃四六・四・一　〃四八・三・三一　〃　赤池　良寿
〃四八・四・一　〃五〇・三・三一　〃　今福　静男
〃五〇・四・一　〃五二・三・三一　〃　渡辺　昌朋
〃五二・四・一　〃五四・三・三一　〃　赤池　一雄
〃五四・四・一　〃　〃　赤池　直方

第四節　退職報償金制度と公務災害補償

一　退職報償金制度

消防組織法第十五条の八、「消防団員で非常勤の者が退職した場合においては市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の

場合には、その遺族）に退職報償金を支給しなければならない」とある。

非常勤の消防団員が多年その職にたづさわって退職した場合にその労苦に報いるため、退職報償金を支給する制度を定めたものであって、地方自治法第二〇四条の二（法律又はこれに基づく条例によらない給与その他の給付の禁止）との関連において市町村の支給根拠及び支給責任を規定したものである。

非常勤の消防団員が退職した場合には、市町村は条例で定めるところにより、その者またはその遺族に対して退職報償金を支給する義務がある。適用の対象者は非常勤の消防団員で、一般職の地方公務員で非常勤消防団員を兼ねている者（例えば役場消防職員）にも適用される。

なお、消防職員または常勤の消防団員が退職した場合には、退職報償金ではなく、地方自治法二〇四条の二項により退職手当を支給することができるとされている。

退職報償金の支給の主体は、市町村である。

市町村が本条による退職報償金制度を的確かつ容易に実施できるようにするため、昭和三十九年の退職報償金制度の創設と同時に、消防団員等公務災害補償責任共済基金法が改正されて、消防団員等公務災害補償等共済基金が、市町村が支給責任の退職報償金に係わる共済業務と、損害補償に係る共済業務と合せて行うものとされた。したがって、市町村は、この基金と退職報償金支払い責任共済契約を締結して、基金に一定の掛金（消防団員一人につき昭和四十五年度から年間二、二四六円。ただし、当分の間、既往年度において消防団員が予想以上に退職したことに伴い赤字額を解消するため三六八円を加算し）を払い、退職報償金を支給する必要が生じたときは、請求により（市町村の条例により算定した額が満たないとき当該条例により算定した額）の支払いを受けることとなっている。

退職報償金の時効については、直接規定されていない。他の給付にみられるような権利義務の問題は生じないが、退職報償金の運用上、退職した日から二年を経過すれば請求できない取扱いとしたいとなっている。

二　退職消防団員報償金制度

昭和三十六年（消防庁告示第三号）に基づき消防庁長官が行う退職消防団員報償（銀杯）がある。この報償は、昭和三十六年度から行われており、十五年以上勤務した非常勤の消防団員に対して授与されている。退職報償金の支払いを基金に請求する者と、退職消防団員報償を消防庁長官に具申する者とは同対象者である。昭和三十九年の法律改正により新設されたもので、同年四月一日以後において退職した非常勤消防団員について適用されている。

条例の準則については、昭和三十九年五月二十二日、自消甲教発第二十四号、消防庁長官通知「非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例準則の制定について」により示されていた。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二八六条第一項の規定により山梨県町村総合事務組合規約の一部改正がなされ、非常勤消防団員の退職報償金の支給事務を同組合において、昭和五十三年四月一日から共同処理するため、昭和五十三年三月二十五日下部町条例第八号をもって「下部町非常勤消防団に係る退職報償金支給条例」は廃止された。

町村消防団員退職報償金条例を記すれば

町村消防団員退職報償金条例（昭和五十三年二月十八日組合条例第二号）

改正昭和五十三年七月三日組合条例第七号昭和五十四年六月二十九日組合条例第七号

（目的）

第一条　この条例は、消防組織法（昭和二十二年法律第二二六号）第十五条の八の規定に基づき、消防団員で非常勤の者が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することを目的とする。

（退職報償金の支給額）

第二条　退職報償金は、非常勤消防団員として五年以上勤務して退職した

者にその者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

（退職報償金の支給基準となる階級）

第三条　階級は退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が一年に満たないときは、その階級（団員を除く）の直近下位の階級とする。

（勤務年数の算定）

第四条　勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

2　前項の勤務年数の計算は、非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となった日の属する月が同じ月である場合にはその月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

第四条ノ二　非常勤消防団員が、一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

（遺族の範囲）

第五条　退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1)　配偶者（婚姻の届出をしないが、非常勤消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む）

(2)　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で非常勤消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者。

（退職報償金支給の制限）

第六条　退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。

(1)　禁錮以上の刑に処せられた者

(2)　懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受け退職した者

(3)　停職処分を受けたことにより退職した者

(4)　勤務成績が、特に不良であった者

(5)　前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不適当と認められる者

（退職報償金支給の時期）

第七条　退職報償金は、非常勤消防団員が退職時支給する。ただし、特別の必要があるときは、これによらないことができる。

（支給手続）

第八条　退職報償金の支給について必要な事項は別に定める。

附則

（施行期日）

一　この条例は、昭和五十三年四月一日（以下「施行日」という）から施行する。ただし、施行日の前日以前に既に町村の条例の規定による支給事由の発生している者に係る退職報償金については、当該町村の条例の規定の例により組合が支給することができる。

（退職報償金の支給額の特例）

二　施行日の前日において、町村の条例の規定により、勤務十年未満の非常勤消防団員について退職報償金を支給している場合は、当分の間第二条の規定にかかわらず、規則で定める町村については、同条の額に規則で定める額を加算した退職報償金を支給することができる。

退職報償金の負担金は、団員一人について九、七七五円である。

本町関係者への退職報償金支給の状況は次のとおりである。

年度	支給金額	支給人員
昭和五十年度	二、三二五、〇〇〇円	四六名
昭和五十一年度	二、二九五、〇〇〇円	一四名
昭和五十二年度	五、一〇五、〇〇〇円	四四名
昭和五十三年度	二、四八〇、〇〇〇円	一七名
昭和五十四年度	一五、一四〇、〇〇〇円	八三名

2　公務災害補償

消防組織法（昭和二十二年十二月二十三日法律第二二六号）第一五条の七の規定により「消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、市町村は政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(二)　前項の場合においては、「市町村は、当該消防団員で非常勤のものの福祉に必要な施設をするように努めなければならない。」とあり、非常勤消防団員の公務上の災害による損害を市町村が補償することを規定したものである。

本町においては、下部町消防団員の定員、任免、給与、服務などに関する条例（昭和四十一年十二月二十八日条例第一四条第三項の規定により、公務による災害補償のため山梨県町村総合事務組合に加入している。

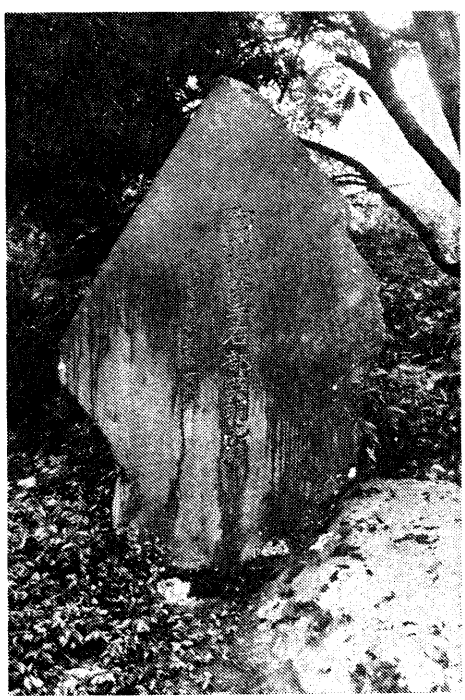

石部英明氏殉職の碑

別表　退職報償金支給額表（第二条関係）

階級	五年以上十年未満	十年以上十五年未満	十五年以上二十年未満	二十年以上二十五年未満	二十五年以上三十年未満	三十年以上
団長	七〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円	三九〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円
副団長	六〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇
分団長及び副分団長	五五、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	四一〇、〇〇〇
部長及び班長	五〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二七〇、〇〇〇	三七〇、〇〇〇
団員	四〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇

第五節　消防協力団体

一　婦人消防後援隊

消防活動の重要性にかんがみ、消防団に協力する自主団体として、婦人消防後援隊が結成された。本町は山間農耕地のため、男子は山仕事に従事するか、または出かせぎ、あるいは通勤の者が多く、日中はほとんど不在がちで、一朝有事の際は留守を守っている婦人や、在宅の者によって、積極的に消防活動がなされてきた。このように自己防衛の必要性から組織されたのが、婦人消防後援隊である。

後援隊の活動は、火災の未然防止、防火思想の普及およびカマドの検査、水火災発生時には消防団に協力応援し、幾度かの水、火災に際しては、本町婦人消防後援隊の活動は誠にめざましい働きがあり、今後の活躍が大いに期待されている。現在（昭和五十四年五月）本町に組織されている後援隊は五隊で、隊員数は一五三名である。

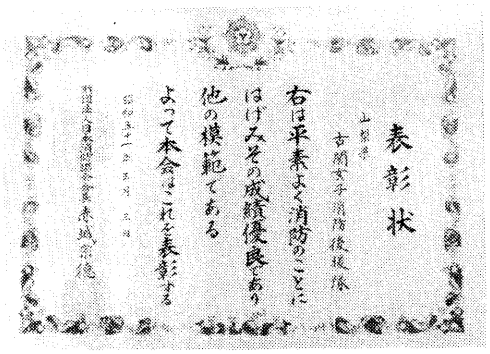

古関女子消防後援隊の表彰状

古関婦人消防後援隊

婦人消防後援隊（当時・女子消防後援隊）のはじまりは大正八年で、当時県下でも数少い存在であった。古関村大字古関部落の処女会（女子青年団）会員をもって編成、昭和三年十一月五日後援隊第一部として設置が認可され、市川警察署長及び村有志が多数出席し、盛大に結成式を挙行した。当時、村内に在住する、年齢一八歳から二五歳以下の独身者を以て隊員とし、活動してきたが、その後結婚前の女子はほとんど村内にはいなくなったため、昭和二十五年従来の女子消防後援隊を改組し、隊則を制定、未婚、既婚を問わず、年齢四〇歳までの者を隊員とし、その数五九名をもって現在に及んでいる。その間、消防団員と共に毎月一回、各戸の火の元検査を実施、また消火機械の取り扱いや、放水に至るまでの指導を受け、万一に対処できるよう訓練をなし、毎年行われる消防出初式にその技術を披露し、災害時には消防団活動を支援、負傷者の救護、たき出しなど、献身的奉仕を行ってきた。その功績により、山梨県警察本部長、県消防協会長、県知事からそれぞれ感謝状、表彰状を受け、また昭和五十一年三月七日の消防記念日には、結成以来の幾多功績が認められ、全国でも数少ない、日本消防協会長表彰を受けたことは、後援隊はもとより、本町の誇りとするところである。現在隊員数五九名

上田原女子消防後援隊

戦時中銃後を守る婦女子の役割は大きかった。戦後、災害時の補助の担い手として期待が寄せられたなかで、村議会議員をはじめ消防団、婦人会の役員を中心に、理解ある区民の協力のもとに、昭和二十八年一月十二日共和村消防団上田原婦人後援隊として、久野やよい隊長ほか二〇名の隊員をもって発足した。

区内に在住する一八才以上四五才までの女子をもって組織、以来二十有余年、消防後援隊の自覚と誇りをもって現在に受け継いでいる。

この間、ポンプ操法、機械器具の点検整備、部隊訓練など、後援隊としての必要条件を修得、また災害の未然防止のため、火の元検査の実施、防火思想の普及徹底をはかるとともに、出初式や綜合防災訓練など諸行事に参加、日ごろの成果を発揮して、有終の美をおさめている。

これら協力の結果により、県消防協会から再度にわたり表彰の栄に輝くとともに地域住民の信望厚く、今後後援隊に対する活躍が大いに期待されている。現在隊員数一四名である。

車田婦人消防後援隊

昭和三十六年二月十九日、日向寛世隊長ほか五三名をもって、車田婦人消防後援隊が結成された。

後援隊の規約によると、車田区在住の一六歳以上四五歳までの婦人を隊員とし、役員は隊長一名、副隊長一名、班長五名とし、組を単位として五班を編成、各班にそれぞれ班長を置き、指揮命令系統を詳らかにした。

結成以来隊員の努力と区民の理解協力により、順次被服の整備がなされてきた。「郷土を守るは私達の手で」を合言葉にポンプ操法、部隊訓練、消火栓の取り扱いなどを習得、火の元検査、講演、講習、映画会など開催、防火思想の普及とその徹底をはかり、また年次行われる出初式、町防災訓練にも参加している。

後援隊本来の任務を遂行したその功績により、昭和四十八年十二月、自治体消防制度二十五周年にあたり、優良婦人消防後援隊として、山梨県知事から表彰され、昭和五十三年四月ふたたび知事表彰の栄誉に輝き、地域住民が後援隊に寄せる期待は大きいものがある。現在の隊員数三一名。

切房木婦人消防後援隊

昭和三十六年二月二十一日、切房木区長、消防団第三部及び婦人会幹部により、婦人消防後援隊結成準備委員会が組織され、協議の結果次のとおり決議された。

一名称　切房木婦人消防後援隊
一年齢　満一六歳以上四五歳までの区内在住者。
一区域　第一班　上組
　　第二班　新井上沢組
　　第三班　日向組
　　第四班　日影組
一役員　隊長一名、副隊長一名、班長四名

同月二十三日準備総会が開催され、規約役員など協議決定し三月十二日町当局、消防団、関係者多数臨席の上、盛大に結成式を挙行、赤池和子隊長以下四四名の隊員よりなる切房木婦人消防後援隊がここに発足した。

その後、諸般の情勢により、隊員年齢を満二〇歳以上四五歳までと規約の一部が改正された。発足間もなく、区有志より後援隊に被服（隊服五〇着、腰ひも五〇本）の寄附がなされ、隊員に貸与順次服装も統一されてきた。

郷土愛の精神と、消防団に協力することを目的とする隊員は、ポンプ操法訓練に、部隊訓練に、また消火栓の取り扱いなど時代の要請にこたえた人工呼吸法などを修得、火災防止のため火の元検査の実施、消防行事である出初式、町防災訓練に奮って参加している。これらの功績が認められ、山梨県知事から、優良婦人消防後援隊として、表彰状が授与されたのをはじめ、幾多の栄誉に輝き現在におよんでいる。二三名の隊員は、地域住民の期待にこたえるため、日夜努力を続けている。

上之平女子消防後援隊

区民及び消防団員の理解と協力により、服装の整備がなされ、昭和四十六年六月一日、木川しげ子隊長ほか二六名の隊員をもって、上之平女子消

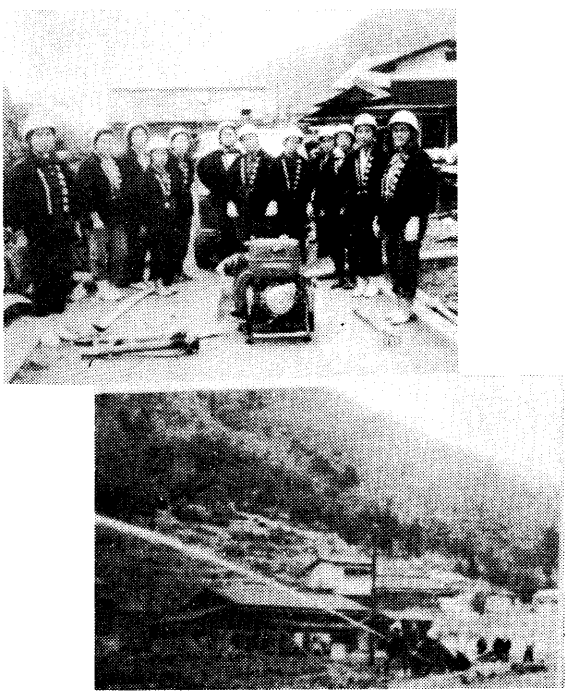

ポンプ操法と放水訓練中の上之平女子消防後援隊員

防後援隊が結成された。

当時、区内在住の年齢三五歳から五五歳までの婦人をもって隊員とし、隊長一名、副隊長二名、会計一名、庶務一名の役員構成により、隊の活動が行われてきた。後援隊は、消防団活動に協力するとともに「地域社会を守り、防災に関する知識を高め、技術的な心得を修得し、防災意識の高揚と、隊員としての資質の向上につとめることを目的とする」と隊則に制定されており、その意にそい毎月七日を「消防の日」と定め、ポンプ操法、機械器具の点検整備、部隊訓練、消火栓の取り扱い方、応急救護訓練、火の元検査の実施、講演、講習会などにより防火思想の普及徹底を図り、また台風、火災、交通事故などの災害時には出動、消防団に協力、被害を最少限にとどめており、部落民の後援隊によせる期待は、大きいものがある。前述のほか消防団出初式、町綜合防災訓練にも参加し、日ごろの成果を発揮している。このような功績が認められ、県消防協会長より感謝状が援与されたのをはじめ幾多の栄誉に輝き、今日に至っている。現在隊員数二六名

二　少年消防隊

少年消防隊は外郭的な後援団体であって、小学高学年の児童を中心として各地に結成された。

本町においては明治三十九年以降順次公設消防組が設立され、この機に乗じて少年消防隊結成の機運が芽ばえて来た。結成の時期などについては定かではないが、およそ昭和八、九年ころと思われる。昭和十一年発刊の「山梨消防現勢」によると既に富里・久那土・古関・共和の各学校に少年消防隊が組織されている。

いずれの消防隊も尋常科五年以上で組織し、村長、消防組頭、駐在巡査を顧問に仰ぎ学校長を隊長に首席訓導を副隊長に学校職員を指導員とし、高等科生徒中から小隊長を隊長が任命することになっている。係は大体警備係・給水係・運搬係・救護係・伝令係などとし、目的達成のためおよそ次のような趣旨にのっとって常時訓練を行っていた。

一　教練
二　非常時訓練
三　防火思想の宣伝
四　救護法
五　敬神崇祖
六　精神訓練
七　社会奉仕
八　その他必要なる事項

右はその本旨とするところは、ひとり消防隊としての訓練をするばかりでなく、敬神崇祖・社会奉仕などを通じて広く学校教育や、社会教育を織り込んだ精神面の教育にも役立たせようとするところにねらいがあったので、相当の成果があがっていた。

しかしながら敗戦を契機として世相が一変するに従い、自然解散になってしまった。

戦後学制改革によって新制中学校が発足したので、昭和五十一年小中学校にそれぞれ少年自衛消防隊が発足した。

本町においても下部、久那土、古関、各小中学校に結成をみている。現有数は小学校二七八人、中学校四八二人、計七六〇人で、各校とも消防計画書を作成し、この計画に基づき自衛消防訓練を実施し、防火思想の普及徹底をはかっている。

また、各校とも消防計画に則って防火管理を行い、毎年自衛消防組織により訓練を実施している。ここに古関中学校の計画の一部をあげると。

（自衛消防隊本部の設置及びその活動）

第十八条　自衛消防隊本部は、校庭の安全、かつ生徒全体をは握できる校庭東側に設置する。なお、自衛消防隊本部の構成員は隊長、副隊長、指揮係とする。

2　自衛消防隊本部には防火対象物維持台帳及び在校者名薄等関係資料

を準備し、指揮命令及び消防隊に対する情報提供体制を確立する。

（通報・連絡）

第十九条　火災を発見した者は、職員室に連絡するとともに、消防機関「一一九」に通報すること。

2　通報連絡係員は、放送設備を活用し、次の放送文例により緊急放送を行う。

㈠　授業中の場合

「只今〇〇室より火災が発生しました。生徒は全員校庭の〇側に避難しなさい」

㈡　休憩中の場合

「只今〇〇室より火災が発生しました。教室にいる者は先生がすぐいきますから教室で静かに待ちなさい。校庭にいる者は、校庭の鉄棒のある所に集まりなさい。」

3　通報連絡員は、消防機関へ通報されたかどうかを確認するとともに、火災の延焼状況や生徒の避難状況を逐次自衛消防隊本部に通報すること。

（消火活動）

第二十条　初期消火係員は、火災発生の覚知と同時に発災場所に急行し、消火器等を使用し、延焼拡大防止を主眼とした消火活動を行うこと。

2、消防隊到着後は、消防隊に協力するとともに、警戒区域設定及び自衛消防本部との連絡にあたること。

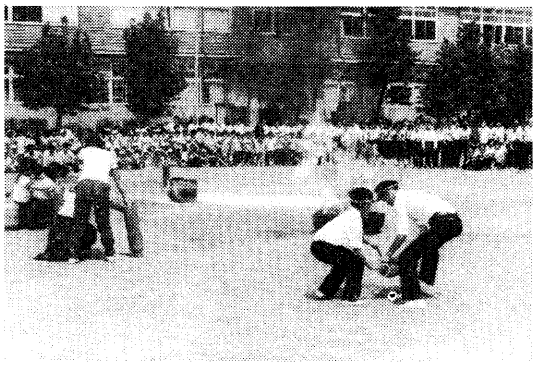

中学生による消火訓練

（避難誘導）

第二十一条　避難誘導は次により行うこと。

㈠　授業中校内出火の場合

ア　授業者は、ただちに授業を中止し、校内緊急放送を静かに聞くよう指示する。

イ　火災発生場所より反対側の階段を利用し避難させる。

ウ　学級会長は生徒名簿を持って先頭に立ち、教師は最後の生徒を確認して安全に避難させる。

エ　廊下・階段では「おさない」「かけない」「しゃべらない」を励行させる。

オ　校舎外では、かけ足で行動し、集合位置に整列させ人員点呼を行うとともに自衛消防隊本部に報告する。

カ　学用品等は、緊急の度合いを見て、持参させるか否かを指示する。

㈡　休憩中校内出火の場合。

ア　学級主任は自教室に直行し、混乱を防止するとともに定められた避難経路により避難誘導を行う。

イ　学級副主任は、特殊教室、便所、体育館に直行し、生徒を集め安全に避難誘導を行う。

ウ　校庭での人員点呼等は、授業中の活動に準じて行う。

㈢　授業中隣接建物より出火した場合。

ア　授業者は、火災を覚知した場合、窓を閉め、カーテンを開けて、隊長の命令により校庭へ避難誘導する。

イ　校庭の集合位置で人員点呼を行い、自衛消防隊本部に報告する。

2　方外院に誘導する場合は、次により行う。

㈠　避難行動は、二列縦隊とし、途中列をみだす者に注意する。

㈡　方外院に到着したならばすみやかに人員点呼を行い、自衛消防隊

本部に報告する。

（防護安全措置）

第二十二条　防護安全係員は、建物、火気使用設備器具及び高圧ガス等について次の安全措置を講ずるものとする。

㈠　給食室及び用務員室のガス栓の閉鎖及び高圧ガスボンベ、危険物等の安全な場所への移動。

㈡　暖房設備等の使用停止措置及び危険物施設の安全措置。

㈢　その他防護安全上必要な措置

（残留生徒の救出活動）

第二十三条　救助係員は、発災と同時に次の活動を行うものとする。

㈠　生徒の避難開始と同時に担当区域を巡回し、残留者の有無を確認する。

㈡　残留者がいた場合は、安全に救出する。

（応急救護活動）

第二十四条　応急救護係員は次の活動を行うものとする。

㈠　自衛消防隊本部と併設して救護所を設定する。

㈡　負傷者の応急処置を行うとともに学年・氏名・負傷程度等の必要事項を記録し自衛消防隊本部に報告する。

㈢　救急隊到着時は、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者を速かに搬送できるように努める。

（休日・夜間における防災計画）

第二十五条　休日、夜間についての防災計画は、別紙古関中学校無人化対策による。

（装備）

第二十六条　自衛消防の装備ならびにその管理と、保管場所は次によるものとする。

㈠　装備

消火器　二十個

携帯用拡声器　一個

ヘルメット　八十〃

警笛　九〃

メガホン　九〃

学年旗　三旒

㈡　装備器材の保管場所は、消火器・ヘルメットは所定の場所、学年旗は教室、他は職員室ロッカーとする。

㈢　装備器材の維持管理は教務主任が行う。

第四章　震災対策

第一節　震災予防措置

（震災予防措置）

第二十七条　自主点検検査班及び火元責任者は、地震による災害を予防するため第二章各節の点検々査と合わせて、建物及び諸施設等の点検を毎月第二土曜日に行うものとする。

2　点検々査は次の事項に留意し、実施するものとする。

㈠　建物及び建物に付随する工作物（スピーカー等）の倒壊・落下危険の有無。

㈡　戸棚・ロッカー・昇降口の靴箱等の転倒危険の有無

㈢　高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認。

㈣　窓ガラスのひび割れ及びすのこの危険個所の有無

㈤　理科室の実験用器具・薬品による災害を防止するための措置の適否。

（地震後の安全措置）

第二十八条　各火元責任者は、担当区域内の生徒の安全と教室内の窓及び天井等の安全確認及び火気使用器具（ストーブ等）の異常の有無を点検する。（被害をもたらさない地震の場合においても同様とする。）

2　各点検々査班は、地震後校舎全般にわたり、建物、火気使用設備器具及び消防用設備等について点検々査を実施し、異状の有無を防火管理者

に報告する。

3　防火管理者は、火器使用設備器具についての各報告に基づき安全を確認したうえで使用供給の開始を指示する。

（震災に備えての準備品）

第二十九条　震災に備え、次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

1　食糧、飲料水＝町教育委員会等と協議し、生徒全員の食糧を確保できる体制を確立しておく。（保管場所給食室）

2　医薬品担架＝保健室内の医薬品のほか、必要な薬品を確保しておく。（保健室）

3　毛布＝非常用として五枚を確保しておく。携帯用ラジオ、トランシーバー＝震災時に使用できるよう準備しておく（放送室）

4　学年旗、携帯用拡声機、メガホン、警笛＝自衛消防隊の装備器材を活用する。

（生徒引渡しカードの作成）

第三十条　防火管理者は、各担任教師をして、震災時に生徒を家族に引渡すためのカードを作成させ、引渡す場所及び方法等について明確にしておくものとする。

（避難場所）

第三十一条　避難場所及び避難経路は、次のとおり指定しておくものとする。

第一次避難場所　校庭北側金網附近

第二次避難場所　瀬戸方外院

（地震時の活動）

第三十二条　地震時の活動は、第三章各節によるほか、次によるものとする。

㈠　授業中地震が発生した場合の基本行動。

第一次措置、学校長等の基本行動

○火気使用器具の始末を行うとともに本部員以外の者は、校庭及び体育館等に急行し、生徒の安全措置を講ずる。

教師の基本行動

○地震発生と同時に教室に直行し机の下に入るよう指示するとともに出口を確保する。

○火気使用器具の始末をする。

第二次措置

学校長等の基本行動

○本部員は全生徒及び校舎の被害状況をは握するとともにその状況に応じた必要な措置命令を行う。

○本部員以外の者は、状況により生徒に教室にもどるよう指示する。

教師の基本行動

○地震動終了後混乱を静め、人員を確認し教室にいない生徒を調べる。

○生徒が全員教室にもどったかどうか、また負傷の有無を確認しその措置を講ずる。

○その後の行動について本部からの指示を待つ。

第三次措置

学校長等の基本行動

○授業中に準じて行う。

教師の基本行動

○授業中の避難に準じて行う。

（避難行動）

第三十三条　避難行動は、次により行うものとする。

㈠　生徒が机の下に身を防いだ時点で、座ぶとん等で防護措置をとらせ避難行動が容易に行えるようにする。

㈡　校舎外への避難開始は、周囲の状況によるが、原則として本部か

らの命令により行うものとする。

(三) 校舎外への避難方法は、校舎の一部倒壊等による出入口の閉鎖及びその他の危険性がある場合は、避難経路を即時に判断して行う、それ以外は第二十一条に定める通路に従い行うものとする。

(四) 広域避難場所への避難開始は、公共機関の避難命令及び校長の判断により避難を開始する。

(五) 広域避難場所への避難は隊列を保ち事故防止に努める。

(六) 広域避難場所への避難が完了した場合は、町教育委員会に連絡員を派遣する。

(七) 避難時における装備の携行者は次のとおりとする。

装備名	携行者	用途
担架	応急救護係	傷病者を搬送する
学年旗	学年主任	待避の際の印とする
トランシーバー	通報連絡係	避難時の連絡用として
医薬品	応急救護係	応急手当用
メガホン	学年主任	避難時の統率をはかるために使用
トランジスターラジオ	通報連絡係	情報収集するために使用
重要書類等	搬出係	非常持出品の搬出及び管理
毛布	応急救護係	傷病者の救護用具として使用
携帯用拡声器	本部員	避難時の統率をはかるために使用

（生徒の引渡し）

第三十四条　原則として部落長引卒して帰宅させるが、危険と判断される時は直接家族に引渡すようにする。その時はカードを渡し、名簿に必ずチェックする。

（以下省略）

子供クラブの防火活動

会員二〇名を有する大炊平子供クラブは、町内でもいち早く結成された。栃代川を眼下に眺めて山腹の中央に位置する二七戸の部落で、地形的に水利の便が悪く、平素火災に対する心配はたえなかった。

自分達の住んでいる地域を火災から守ろう、と自主的に防火活動を始めて三十有余年、冬期間寒さにも負けず毎日夕暮れ時に拍子木をたたき「マッチ一本火の用心」「ポンプ百より用心一つ」などと声をかけ部落内を回り、火の用心を呼びかけている。このためか大炊平部落には、火災がなく住民から喜ばれている。

子供達の防火活動が認められ、昭和五十二年四月、消防団の出初式の席上で、峡南消防本部消防長から表彰状が授与され、その功績をたたえられた。

三　山梨県消防協会峡南支部

広域消防の発足にともない、広域圏内各町の自治体消防団（団員数四、〇〇〇人）は連合して山梨県峡南消防連合会を組織し、三珠町、市川大門町、六郷町、増穂町、鰍沢町の北部消防署管内のブロックと、下部町、中富町、早川町、身延町の中部消防署管内ブロック及び南部町・富沢町の中部消防署南分署管内ブロックの三つに分かれていたが、その後、昭和五十年七月山梨県消防協会が結成されるに及んで、県下十個所の消防本部ごとに支部を設置することとなり、山梨県峡南消防連合会が山梨県消防協会峡南支部と名称を変更して今日に至っている。

よって連合会規約を峡南支部規約と改め、これに付随する施行細則と共に左に掲げる。

山梨県消防協会峡南支部規約

（名称）

第一条　この会は、山梨県消防協会峡南支部（以下「支部」という）という。

（事務局）
第二条　支部の事務局を、峡南消防組合消防本部内におく。
（会員）
第三条　支部の会員は、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鰍沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、富沢町の消防団員とする。
（目的）
第四条　支部は、防火・防災思想を普及し、消防施設の改善と消防活動の強化を図り、もって地域社会の災害を防止し、住民の福祉増進に寄与することを目的とする。
（事業）
第五条　支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1 消防団相互の連絡協議。
2 消防団の事業に対する協力。
3 防火思想の普及徹底。
4 消防に関する調査・研究・指導及び講習会の開催。
5 消防機械・器具及び関係資材の購入あっ旋。
6 会員及び消防団並びに消防功労者の表彰。
7 会員の福祉厚生事業
8 殉職傷疾会員並びに遺族に対する弔慰救済。
9 雑誌・図書・その他刊行物の頒布及びあっ旋。
10 その他支部の目的を達成するために必要な事業。

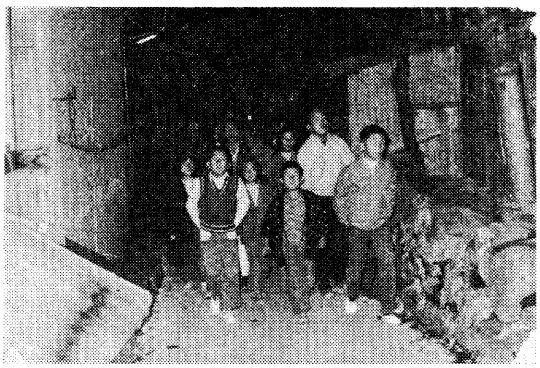
火の用心を呼びかける子供クラブ員

（役員）
第六条　支部に次の役員を置く。
1 支部長　一名
2 副支部長　二名
3 理事　十一名
4 監事　三名
5 評議員　三九名（内一一名は理事）
（役員の選出）
第七条　支部長・副支部長は理事の互選とする。
2　支部長は支部に関する一切の業務を統轄処理する。
3　副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、支部長の職務を代理する。
第八条　理事は各町消防団長の職にあるものをもってこれにあてる。
2　理事は支部の業務執行に参画する。
第九条　監事は会員の中より評議員会において推薦された者について、支部長がこれを委嘱する。
2　監事は事務の状況及び会計を監査する。
3　監事は理事を兼ねることはできない。
第十条　評議員は各町消防団の副団長以上の職にあるものをもってこれにあてる。
（役員の任期）
第十一条　役員の任期は一年とし、再任を妨げない。
2　役員は任期満了といえども、後任者が就任する迄の間は、なおその職務を行なうものとする。
3　補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
（顧問及び参与）
第十二条　支部の事業を遂行するために必要がある場合において、支部長は理事会に諮り顧問及び参与を委嘱することができる。

2　顧問及び参与は支部長の諮問に応じて意見を述べることができる。

（事務局員）

第十三条　支部の事務を処理するため事務局を置き、事務局長及び書記若干名を置く。

2　事務局長は支部長の命を受けて事務を統轄する。

3　書記は事務局長の命を受けて事務に従事する。

（会議）

第十四条　支部の会議は評議員会及び理事会とする。

第十五条　評議員会は毎年一回支部長が招集する。ただし必要に応じて随時これを開くことができる。

2　評議員会は総会にかわる決議機関として、予算・決算の承認、事業計画その他支部の重要事項を審議決定する。

第十六条　理事会は必要に応じて支部長が招集する。

2　理事会は次の事項を議決する。

1評議員会に提出すべき議案。

2山梨県消防協会理事、評議員の選出、その他功労表彰の決定。

3評議員会の議決を要する事項で緊急を要し評議員会を開催する暇がないと認められた事項

4その他支部長が必要と認めた事項。

3　前項第三号の規定によって議決した事項については、支部長は次回の評議員会に報告しなければならない。

第十七条　支部長は、理事会及び評議員会の議長となる。

2　支部長に事故あるときは副支部長がこれにあたる。

第十八条　会議の議事は理事及び評議員の過半数が出席し、出席した理事及び評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第十九条　各町の消防主任（係）は評議員会及び理事会に出席し、発言することができる。

（会計）

第二十条　支部に必要な経費は次の収入をもってこれにあてる。

1会費（負担金）

2寄附金及び補助金。

3その他の収入。

第二十一条　支部の資産中、現金は銀行預金とし、支部長がこれを管理する。

第二十二条　支部の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年の三月三十一日に終る。

（補則）

第二十三条　この規約に必要な細則は理事会の議決を経て支部長がこれを定める。又その改廃についても同様とする。

第二十四条　この規約の改廃は評議員会の議決を経なければならない。

（附則）

この規約は、昭和五十年七月十八日から施行する。

第六節　広域消防

行政は時代とともに変化するといわれているが、経済の高度成長を反映して、町民の生活様式の都市化に伴い、農山村地域でも都市と同様な行政サービスが求められている現状である。

またこれら社会環境の変化により、いわゆる近代化に附随して起こる災害、たとえば交通事故、油火災、新建材による火災誘発など、災害の内容も複雑多岐にわたり、一種の公害的様相を呈している。

消防の目的はいうまでもなく地域住民の生命・財産を災害から守ることであるが、最近は交通事故などの救急業務の必要性が痛感され、峡南十一町も昭和四十七年五月、もりあがる地域住民の総意にもとずいて「峡南消防組合」を結成し、峡南九万住民の豊かな生活が守れるよう期待し、市川

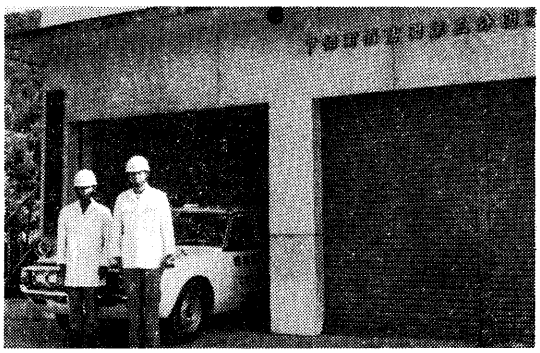

下部分駐所と救急隊員（古関）

大門町に消防本部及び北部消防署を置き、身延町に中部消防署を、富沢町に南分署をそれぞれ置いて、従来の消防団活動をこれに振り替えることでなく、従前の消防団活動はそのまま継続し、主に予防救急活動に重点を置き、消防団とも綿密な連絡をとりつつ、昭和四十八年四月一日山梨県から業務に重点出向された山本直幸を消防長に迎え、職員五十三人、ポンプ自動車二台、救急車三台、改造救急車二台で発足した。

消防組合の設置に伴い救急業務も開始して、地域社会に貢献している。道路の舗装が進み、車両は次第に大型化するとともに交通量は増加する一方交通事故も激増し負傷者や急患の輸送も日に日に多くなり、救急業務は多忙を極めている状態である。

本町は中部消防署の管内であるが、国道三〇〇号線本栖湖・下部温泉・釜額民宿など多くの人の集まる地域を持ち古関・久那土地区は中部消防署から遠隔の地域であるため急病人や交通事故など万一の場合に備えてのこの地域にも救急車の配置を要望、中部消防署下部分駐所が設けられた。

国道三〇〇号線沿い三宮司橋詰に下部町消防団第三分団第一部の消防詰所と併設、一階は消防ポンプ車と救急車の車庫。二階は消防団詰所及び峡南消防職員の待機室兼宿泊所となっており昭和四十九年二月十四日業務が開始され救急隊員二人が常時二十四時間勤務をしている。分駐所の管轄区域は古関・久那土地区及び大字北川であり、一一九番の電話が中部消防署に入ると無線指令によりキャッチし、直ちに出動することになっている。また火災が発生した場合消防団のポンプ車の出動とともに救急車をもって直ちに現場に出動することになっている。

ここに昭和四十八年業務開始から昭和五十三年六月まで、峡南消防署管内の救急活動の推移を挙げると

昭和五二年度中下部町救急出動件数

事故種別	件数	事故種別	件数	事故種別	件数
火災	〇	労働災害	一	自損	四
自然災害	〇	運動競技	二	急病	七七
水難	〇	一般負傷	三一	その他	五
交通	三五	加害	一	合計	一五六

備考　同年度における署別件数は北部署五五四件、中部署四七二件南部署一四六件である。

下部町内救急車出動年別表

区分＼年	昭和四八年	昭和四九年	昭和五〇年	昭和五一年	昭和五二年	昭和五三年
出場件数	六七一	一、〇三三	一、九〇〇	一、一七二	一、三〇五	六六六
搬送人員	六五四	九九六	一、〇九五	一、一四七	一、二二七	六三一
不搬送	六六	九二	八六	一二二	一一一	五六

註（昭和四八年は四月一日～一二月三一日まで
昭和五三年は一月一日から六月三〇日までの数である）

このように本町における救急出動要請件数も毎年増大するなかにあって下部分駐所の救急体制も強化され、地域住民の要望にこたえている。

一　峡南消防組合のあゆみ

昭和四十七年四月、設立事務組合発足、消防本部及び消防署の設置の政令指定の告示、同五月山梨県知事から一部事務組合の許可を受け、峡南消防組合消防本部発足。同年八月初代消防長山本直幸就任。翌四十八年一月消防職員五十三人採用。二月消防庁から救急車二台配車及び改造救急車二台購入、中部消防署南分署庁舎完成。同年三月ポンプ車二台購入、救急車（マイクロ型二B）二台購入、同月本部北部署庁舎完成。管内消防団と火災出動協定締結。

昭和四十八年四月一日業務開始。同月甲府・精進湖有料道路応援協定締結。甲府精進湖有料道路連絡協議会結成。同年五月職員八人採用。六月各町役場消防無線設置定時通話開始。七月ポンプ自動車購入南分署へ配置。十月及び十二月消防職員八人採用、林野工作車購入中部署に配置。救助工作車購入北部署に配置。

昭和四十九年二月早川分駐所・下部分駐所開所。三月及び十月消防職員十一人採用。十一月北部署車庫増築、化学車購入北部署へ配置。個別呼出用受信機八一基購入貸与。十二月、清水市消防本部と応援協定締結。携帯無線機十三基購入、消防職員一人採用。

昭和五十年三月増穂待機室開所、四月第二代佐々木鉄雄消防長就任。消防職員三人採用。救急車改造購入中部署へ配置。五月消防音楽隊規程制定隊長以下十五人。特別救助隊規程制定隊長以下二十四人。六月富士宮市芝川町消防組合と応援協定締結。八月救急車受領中部署へ配置。九月本部訓練所拡張五三九平方メートル、十月峡南地区総合防災訓練実施。富沢町自衛隊ヘリ参加。十一月可搬ポンプ購入北部署配置。特別救助隊陸上自衛隊北富士駐屯地入隊、隊長以下二十一人。

昭和五十一年消防職員三人採用、七月訓練塔完成。本部小会議室増築。

昭和五十二年一月軽連絡車配置替中部署。二月救助工作車配置替中部署。三月梯子車（二四メートル）消防自動車購入北部署へ配置。

昭和五十三年四月第三代保坂喜久男消防長就任、広域消防発足以来五年目を迎え、消防長以下八五人の消防職員は峡南地方九万の住民が安心して生活できるよう災害防除に万全を期している。

昭和四十七年四月峡南広域圏の一環として設置した峡南消防組合はその発足に当たって規約を制定した。同時に圏域内における従来の各町消防団の連合体をも結成して峡南消防連合会と称した。次に峡南消防組合の規約及び火災出動に関する細目協定を掲げる。

峡南消防組合規約

昭和四十七年山梨県指令地第五―三〇号

第一章　総則

（名称）

第一条　この組合は、峡南消防組合（以下「組合」という）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第二条　組合は、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鰍沢町、中富町、早川町、身延町、南部町及び富沢町（以下「組織町」という）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第三条　組合は、消防に関する事務を共同処理する。ただし、消防団に関するもの並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。

（事務所の位置）

第四条　組合の事務所は、山梨県西八代郡市川大門町一、七三三番地の一市川大門町役場に置く。

第二章　組合の議会

（議員の定数及び選挙方法）

第五条　組合の議会の議員の定数は、二十二人とし組織町のそれぞれの議会において当該議員のうちから二人を選挙する。

（議員の任期）

第六条　議員の任期は、組織町の議会の議員の任期による。

（補欠選挙）

第七条　議員に欠員を生じたときは、当該欠員を生じた議会においてすみやかに補欠議員の選挙を行なわなければならない。

2　補欠議員は前任者の残任期間とする。

第三章　組合の執行機関

（管理者、副管理者及び収入役）

第八条　組合に管理者一人、副管理者十人、及び収入役一人を置く。

2　管理者は、組織町の長の互選とする。

3　副管理者は、組織町の長の職にある者をもって充てる。

4　収入役は、管理者の属する町の収入役の職にある者をもって充てる。

（管理者の職務代理）

第九条　管理者に事故があったとき又は欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。

（職員の任免）

第十条　組合に吏員その他の職員を置き消防長は管理者が任免し、消防長以外の吏員その他の職員は管理者の承認を得て消防長が任免する。

2　前項の職員の定数は条例で定める。

（監査委員）

第十一条　組合に監査委員二人を置く。

2　監査委員は、議員及び知識経験を有する者のうちからそれぞれ管理者が議会の同意を得て選任する。

3　監査委員の任期は、議員のうちから選任された者にあっては議員の任期によるものとし、知識経験を有する者のうちから選任された者にあっては四年とする。

第四章　組合の経費

（経費の支弁方法）

第十二条　組合の運営に必要な経費は、組織町の負担金その他の収入をもって支弁する。

2　負担金の納期、納入方法は管理者の定めるところによる。

附則

1　この規約は、山梨県知事の許可のあった日から施行する。

2　第九条の規定により管理者が選任されるまでの間は、市川大門町長が管理者の職務を行なう。

峡南消防組合消防計画に伴う火災出動に関する細目協定

（目的）

第一条　火災を警戒し鎮圧するためには、各種消防事象に対する調査・研究及び化学的理論と経験に基づく防禦技術が最高度に発揮されなければならない。

それには地形・地域別・構造別・気象別等の特異の火災に対処するため、消防力を有機的かつ合理的に運用すると共に、警防計画により防禦効果を高度に上げ、火災鎮圧に対処しなければならない。

そのため通常火災時・非常火災時・火災警報時・その他火災時ごとに所要の消防職（団）員の確保・参集場所・招集地域・招集基準・指揮系統等について、消防本部と管内消防団において協定することを目的とする。

（出動計画）

第二条　出動計画には、出動区分・出動区域・火災規模及び特殊な消防対象物ごとに出動人員・出動車両等を定めるものとし、これは各消防団毎に定める。ただし、火災の状況により消防団長が認めたものについては、消防力を増減することができるものとする。

（出動及び出動区域等）

第三条　町村が管理する消防ポンプ自動車以外の消防ポンプ自動車（積載されているもの以外の小型動力ポンプ・手挽動力ポンプ等）は原則として設置地域（分団）以外の災害には出動しないものとする。

2　偵察出動とは、附近住民等より火災であるかどうか判然としない報告、又は通報があり現場確認の必要があるときの出動をいう。

3　特命出動とは、特殊な小火災（自動車・電柱落雷等）が発生したと

き、又はこれに類する火災を覚知し又は発生した時の出動をいう。

4　偵察出動及び特命出動は、各分団のみ出動するものとする。

5　第一次出動とは特命出動以上の火災が発生した時、及び火災覚知時において未だ火焔を認知せず又は他へ延焼危険性のない時の出動をいう。この場合の出動台数は二～三台とする。

6　第二次出動とは、第一次出動以上の火災が発生した時、及び火災警報発令中に第二次出動に該当する火災が発生した時の出動をいう。この場合の出動台数は四～六台とする。

7　第三次出動とは、第二次出動以上の火災が発生した時及び火災警報発令中に第二次出動に該当する火災が発生した時の出動をいう。この場合は六台以上とする。

（応援出動）

第四条　町村相互間における消防隊の応援出動は別に文書を以て相互応援協定がなされている町にあっては、当分の間その協定に基づき、その他の町村にあっては、別に定める応援出動計画によるものとする。

（現場指揮）

第五条　火災現場における消防署消防隊と、管内消防団消防隊との指揮統制を円滑に行うため、当分の間次の方法によって現場指揮を行う。

㈠現場指揮は原則として消防署消防隊、又は消防団消防隊の何れか上席幹部がこれに当り、第二次出動以上の火災現場における指揮は、団長及び署長並びに消防長が協議して行う。

㈡先着隊の指揮は、現場到着後分団長又は副分団長が到着するまでの間は、部長又は班長が指揮にあたる。

㈢分団長又は副分団長が現場に到着したときは先着隊の指揮者はすみやかに担当方面の火勢の状況及びその範囲等を報告し、指揮の引継ぎを行うものとする。

㈣出動消防隊の指揮統制は、主として分団長又は副分団長があたり、団長又は副団長が現場に出動したときは、全消防隊の指揮統制は団長又は副団長が行う。

㈤前三号の場合においては、団長又は副団長を署長（司令又は司令補）と分団長又は副分団長を司令補と、部長を士長と、班長を副士長と読み替えてそれぞれ適用する。

（警防誘導員の設置等）

第六条　警防誘導員は、管内消防団におくものとする。

二　警防誘導員は各団の各部ごとに二名を選出し、その数は四五〇名とする。

（警防誘導員の任務）

第七条　警防誘導員は災害現場において現場最高指揮者又は消防連絡員の指揮を受け、消防職（団）員及び警察官と緊密な連携を保ち、かねて次の活動を行なう。

㈠　火災現場においては、直ちに消防法第二十八条の消防警戒区域の設定を行い、火災現場における消防活動が円滑にできるよう万全の措置を行うものとする。

㈡　各消防隊の災害現場における水利並びに進入路の誘導、山林火災時の案内等十分な措置を講ずるものとする。

（附則）

この協定は昭和四十八年四月一日から施行する。

三珠町消防団長	依田　文吉	南部町消防団長	木内　幸男
市川大門町消防団長	名取　一	富沢町消防団長	望月　寿雄
六郷町消防団長	小林　幸喜	消防長	山本　直幸
下部町消防団長	佐野　隆喜	立合人　管理者	小林　豊
増穂町消防団長	斉藤　正治	南巨摩郡町村会長	籏持保太郎
鰍沢町消防団長	海野　久雄		
中富町消防団長	尾形　大作		
早川町消防団長	松田　寛正		
身延町消防団長	遠藤　実		

第三章　火　災

第一節　火　災

一　概説

「火」や「災」（災を灾とも書く）の文字の成り立ちについて「漢字の起源」によると、火は図、にも見る通り、火の燃えている形がもとで、現在の字形に変化して来たという。

災の方が面白い。上半部は、河床に砂がたまって、流れをせき止めている形で、もとは河川の災害を示したものであったが、広く一般的な災害の意味を持つようになり、下に火をつければ、火事の災害になったという、火事の災害の意味のものとしては「ウカンムリ」は家の意味で、下に火があるので、最初は、家屋の火災を表す文字であったが、今は災害一般を表す文字につかわれている、灾の語源については、さらに次のようなことがいえる「人間は、あやまちのある動物」であって、炉に火を保存している途中で、間違いから家を焼いてしまうこともたびたびあった。従って、火災の災の字は「ウカンムリにヒ」つまり「灾」の文字を用いた。

昔から地震、雷、火事、親父と、こわいものの代名詞になっていた、火災は、今も昔も変わりなく恐るべきものである。

火災文字の起源

徳川幕府法の一つに、寛保二（一七四二）年に公事方御定書上下両巻百カ条があるが、この七十条に、

火付御仕置之事

一　火を付候者、火罪

　　但焼立申さず候はば引廻の上、死罪

一　人に被頼火を付候もの　死罪

　　但頼候もの　火罪

とあり、また、正徳元（一七一一）年五月、江戸市中に出された高札には、次のようなことが記されている。

一　火を付くるものを知らば早々申出るべし、若しかくし置においてはその罪重かるべし、たとえ同類たりというも申出るにおいてはその罪をゆるされきっと御褒美下さるべし

一　火を付くるものを見付けばこれを捕え早々申出べし、見のがしにするべからざる事、あやしきものあらばせんさくをとげて、奉行所へ召連れ来るべき事

一　火事場へ下々相越し、理不尽に通るにおいては御法度の旨申聞かせ通すべからず承引なきもの搦捕うべし、万一異議に及ぶは討捨たるべき事

一　火事出来のときみだりに馳参るべからず、但役人指図のものは格別たるべき事。

一　火事出来の節、他車、大八車にて荷物を積みのくべからず。鑓・長刀・脇差等ぬきみにすべからざる事

右条々、相守るべし、もし相背くにおいては、罪科に行なわるべきものなり

正徳元年五月　　奉行

昔から、火事を出せば七代たたるといわれているが、文化、文政のころは「所払」「押込百日」とがの刑を受けただけであったが、火付けとなると引き回しの上火罪で、火焙りにされ、親類、縁者まで影響を受けて

「所払」とか「田畑、家屋敷、家財没収」などがあった。

放火の罪は、明治に入っても死罪をいい渡されたのは、新しい法律を定めるいとまがなかったものと思われる。しばらくの間江戸幕府制定の法によって処罪されたものと思われる。しかし、放火の罪は、従前火焙りの刑であったが、梟首（さらし首）にかえられた。

明治三年十二月二十日、新津綱領が発布されてその中に、放火の罪が定められている。この法律が、明治六年六月十三日次のように改正された。

第二百七十九条、凡火を放ちて故さらに自己の房室を焼く者は懲役九十日、未だ焼燬に至らざる者は一等を減ず、若し期せずして公廠、倉庫及び民舎を延焼する者は懲役二年半、因って財を盗む者は懲役終身。

第二百八十条　凡火を放ちて人の宅舎、房室を焼き、期せずして人の宅舎に延焼するものは懲役十年、さらに明治十三年七月十七日、新しい刑法が布告され、同十五年一月一日から施行された。この第二章第七節に「放火、失火の罪」によると第二百二条、火を放って人住居したる家屋を焼燬したる者は、死刑に処する。

また、第四百五条には、火を放て人を乗載したる船舶、汽車を焼燬したる者は、死刑に処する。其の人を乗載せざる船舶、汽車に係る時は重懲役に処する。

第四百六条　火を放って、山林、竹木、田野の穀麦又は、露積したる柴草竹木、其の他の物件を焼燬したる者は軽懲役に処する。

第四百七条　火を放って自己の家屋を焼燬したる者は、二ケ月以上二年以下の重禁固に処す。

第四百八条　放火の罪を犯し、軽罪の刑に処する者は、六月以上二年以下の監視に付す。

このように、時代は変わっても、放火の罪はいずれも重罪であった。

文政元年、出火により関係書帳簿を焼出した村役人は、村の衆宛次のような詫状を出している。

詫　書　之　事

一　村方入会やま約定書ならびに其の書るい。
一　御年貢勘定帳ならびに宗門帳
一　御普請箇所附帳ならびに人足帳

右は私儀火事ニ付折節大風吹凡右品物小箱のままに合兼ついに焼失仕り候ニ付御村方衆中様へ一向申訳無之何卒右之段御詫申上候間御聞届被下難有奉存候依之一札申候処如件

甲州八代郡東河内領
熊沢村
名主　〇〇〇〇

文政戌年
十一月廿九日
同村百姓代
喜右衛門様
外　御村中様

昔は火事は神業だと信じ、人間の罪悪に対するむくいであると恐れ、燃えるにまかせていたらしい。そして火が消えると焼跡に、尻久米縄を張って御神酒を献じ、火事封じの祈禱をしてそこには家を建てなかった。

神様の力によって防ごうと火伏の守護神をまつった、京都の愛宕神社、山科町来迎寺の火除稲荷大明神、静岡の秋葉神社など、今も火除けの神として祀られている。

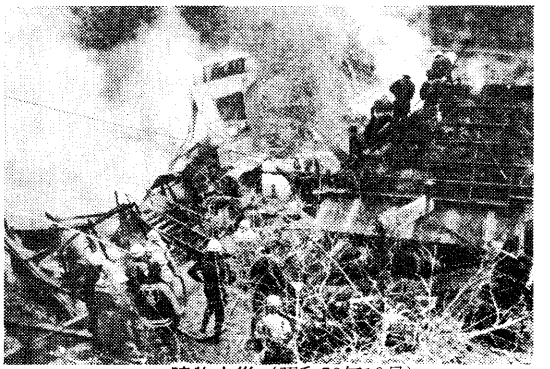

建物火災（昭和53年10月）

2　本町の火災

火災は、気象の状態、道路状況、水利関係、建物の構造、消火機器などにより、その被害の大小が決められるようなものである。

消火器材の発達していない時代には、水によって消火するよりも、建物を破壊して延焼するのを防いだ。このような状況のなかで、消火に困難をきたし、大火の原因となったものと思われる。

時代の推移により、生活様式の変遷、道路網の整備、消防施設、設備の充実、防火思想の普及徹底などにより、火災の発生は少なくなりつつあるが、もし折悪く発生した場合でも被害は最少限にとどめられている。

町内に発生した火災について、記録をひもといてみると、江戸、明治の時代に大火が多く、これらはいずれも建物の様式もさることながら、消火の設備施設が完備されていない時代であった。

次に享禄年代より昭和五十三年までの火災を神社、仏閣、一般建物に分けて列記すると、

神社・仏閣の火災

村名	発生年月日	被災状況
古関村	享禄元・一一・	諏訪神社焼失
市之瀬村	慶長九・一一・二六	妙円寺本堂他全焼
三沢村	承応三・	十五所神社拝殿全焼
常葉村	延宝五・八・一五	常幸院全焼
杉山村	享保三・二・二六	有明寺全焼
大磯・小磯村	寛延三	磯善院観音堂全焼
常葉村	天保三	正因寺全焼
熊沢村	慶応元・三・一七	住安寺全焼
切房木村	明治元・六・二六	竜泉寺全焼
中之倉村	明治三・一〇・一三	長盛寺全焼
北川村	明治五	山神社全焼
常葉村	明治六・九・二七	明珠院全焼
根子村	明治七・六・一	神明社全焼
古関村	明治八・二・一四	地蔵堂全焼
富里村	明治九・一・四	常葉、東前院地蔵堂全焼
富里村	明治一〇・旧九・八	波高島、大竜寺全焼
富里村	明治一八・三・一二	常葉、常幸院庫裡全焼
富里村	明治二〇・八・二	市之瀬、妙円寺庫裡、客殿全焼
久那土村	明治三二・一・三一	水船、水船庵全焼
古関村	明治三二・一二・二九	古関、子ノ神社全焼
久那土村	明治三六・九・八	水船、諏訪神社全焼
久那土村	明治三八・一二・一六	切房木、御崎神社全焼

富里村	大正二・二・一一	岩欠、天神社全焼
富里村	昭和六・一・二四	和名場、山神社全焼
富里村	昭和六・一・二四	和名場、宗泉院全焼
古関村	昭和一一・四・二〇	瀬戸、天神社全焼
古関村	昭和二一・一二・一六	釜額、長沢寺全焼

一般建物の火災

村部落名	発生年月日	被害状況
三沢村	元禄一三	一戸全焼
上之平村	文化七・一二・一〇	三五戸全焼
切房木村	文政六・五・一	二戸全焼
切房木村	文政六・五・八	七戸全焼
熊沢村	文政九・一一	一戸全焼
大子（宮木村）	弘化四・四・一九	
切房木村	嘉永二・一二	一戸全焼
上之平村	嘉永三・二・八	四四戸全焼
切房木村	嘉永三・	一戸全焼
切房木村	嘉永五・一二・二一	七戸全焼
上之平村	安政四・	二六戸全焼
下部村	慶応二・	一戸全焼
中之倉村	明治三・二・二	二戸全焼
常葉村	明治三・二・九	二戸全焼
常葉村	明治三・三	二〇戸全焼
釜額村	明治三・一〇・一三	四戸全焼
下部村	明治三・一一・一四	六戸全焼
釜額村	明治四・六・四	一戸全焼
折門村	明治四・一二・一六	一戸全焼
常葉村	明治五・五・一	二戸全焼
古関村	明治五・六・二八	二戸全焼
常葉村	明治五・七・二七	二戸全焼
下部村	明治六・一二・二三	二戸全焼
常葉村	明治七・四・一八	一〇戸全焼
水船村	明治七・一一・二〇	三戸土蔵一棟全焼
芝草村	明治八・二・五	一四戸全焼
瀬戸村	明治八・三・二七	五戸非住家五棟全焼
大磯・小磯村	明治八・四・一九	四戸非住家四棟全焼
車田村	明治八・七・一七	一戸非住家三棟全焼
富里村	明治八・九・一九	一戸二棟全焼
富里村波高島	明治一〇・九・八	二二戸全焼
富里村	明治一二・三・二二	四戸全焼
富里村市之瀬	明治一五・六・四	三戸全焼
三沢村	明治一五・一一	三戸全焼
切房木村	明治一七・三・一	七戸全焼
切房木村	明治二〇	一戸全焼
久那土村切房木	明治二二・一二	七戸全焼
古関村古関	明治二三	一戸全焼
久那土村切房木	明治二五	七戸全焼
久那土村切房木	明治三二・三	一戸全焼

古関村古関	明治三三・四	一戸全焼	
久那土村三沢	大正三・三・五	二戸五棟全焼	
久那土村三沢	大正三・三・一七	二戸全焼	
富　里　村	大正三・八・六	富里村隔離病舎本館全焼	
久那土村車田	大正三・八・二四	一戸全焼	
久那土村切房木	大正三・九・九	一戸全焼	
久　那　土　村	大正六・二・二五	久那土村隔離病舎半焼	
久那土村車田	大正八・六	一戸全焼	
古関村根子	大正九・一・八	四戸全焼	
久那土村芝草	大正九・四・一	一戸全焼	
久那土村樋田	大正九・四・二四	三戸全焼	
久那土村切房木	大正九・一二・二九	二戸全焼一戸半焼	
久那土村三沢	大正一三・三・九	一戸全焼	
古関村古関	大正一三・六・一八	三戸全焼	
久那土村三沢	大正一三・八	一戸全焼	
久那土村三沢	大正一五・五・四	非住家一棟全焼	
久那土村三沢	大正一五・九・二二	二戸六棟全焼	
久那土村車田	大正一五・一一・一八	非住家一棟全焼	
古関村古関	昭和二・五・五	一戸全焼一戸類焼	
久那土村樋田	昭和四・一・一六	一戸全焼非住家一棟半焼	
富里村栃代	昭和四・二・六	二戸全焼	
久那土村切房木	昭和四・五・三〇	一戸全焼	
久那土村三沢	昭和四・七・二七	二戸全焼	
富里村常葉	昭和五・九・二〇	一戸全焼	
富里村杉山	昭和六・一・二四	八戸全焼	
久那土村車田	昭和六・二・一〇	一戸全焼	
落居村熊沢	昭和六・三・六	非住宅一棟	
富里村杉山	昭和六・六・一	六戸全焼	
久那土村三沢	昭和六・一〇・三	二戸全焼	
富里村常葉	昭和七・五・一一	一戸全焼	
富里村市之瀬	昭和七・五・一一	二戸全焼	
久那土村三沢	昭和七・八・一七	非住家二棟	
富里村常葉	昭和七・一〇・二	非住家一棟	
富里村北川	昭和七・一一・八	四戸全焼	
富里村下部	昭和七・一一・二〇	二戸全焼	
富里村下部	昭和八	三戸全焼	
古関村瀬戸	昭和八・一一・一二	二戸全焼	
富里村常葉	昭和九・二・一三	一戸全焼	
久那土村樋田	昭和九・七・三	一戸全焼	
富里村市之瀬	昭和九・七・二二	一戸全焼	
落居村熊沢	昭和一〇・二・一四	一戸全焼	
富里村下部	昭和一〇・三・八	四戸全焼	
富里村常葉	昭和一一・一・二七	一戸全焼	
久那土村車田	昭和一一・二・一五	一戸全焼	
古関村瀬戸	昭和一一・四・二〇	八戸全焼	
共和村一色	昭和一二	一戸全焼	
久那土村三沢	昭和一二・六・	一戸全焼三戸半焼	
富里村常葉	昭和一二・一二・二三	二戸全焼	
富里村北川	昭和一三・一・二七	一戸全焼	
富里村常葉	昭和一四・二・二〇	一戸全焼	

富里村栃代	昭和一四・二・二七	二戸全焼
古　関　村	昭和一四・五・八	一戸全焼
久那土村三沢	昭和一四・一二・二三	非住宅二戸全焼
久那土村道	昭和一六・七・二〇	一戸全焼
久那土村切房木	昭和一七・一・八	一戸全焼
久那土村切房木	昭和一九・六・二二	非住家一戸全焼
久那土村切房木	昭和二〇・四・一四	一戸全焼二戸半焼
古関村釜額	昭和二〇	一戸
久那土村三沢	昭和二〇・一二・二〇	非住家一戸全焼
古関村釜額	昭和二一・一二・一六	一三戸全焼
久那土村車田	昭和二二・三・九	車田区事務所全焼
久那土村道	昭和二二・七・一九	非住宅一戸全焼
久那土村切房木	昭和二二・九・二三	非住宅一戸全焼
富里村常葉	昭和二三・一・四	非住宅一戸全焼
久那土村三沢	昭和二三・五・一〇	二戸全焼
山保村嶺	昭和二四・一・一七	一戸全焼
久那土村三沢	昭和二四・三・六	一戸全焼
富里村北川	昭和二四・六・四	非住家一戸全焼
富里村常葉	昭和二四・六・一二	一戸全焼
久那土村芝草	昭和二四・八・一七	一戸全焼
富里村杉山	昭和二五・三・一二	四戸全焼
久那土村樋田	昭和二六・二・八	二戸全焼
久那土村切房木	昭和二七・一〇・七	非住家一戸全焼
富里村川向	昭和二八・三・三一	七戸全焼
久那土村三沢	昭和二九・一・六	一戸全焼

下部町市之瀬	昭和三〇・一・一二	一戸全焼
下部町常葉	昭和三〇・七・一七	一戸全焼
下部町杉山	昭和三〇・一二・一一	非住家二棟全焼
下部町岩欠	昭和三一・一・九	一戸全焼
中之倉	昭和三二・一・一九	三戸全焼
清沢	昭和三二・四・六	一戸全焼
三沢	昭和三三・二・一四	一戸全焼
市之瀬	昭和三四・一一・二九	一戸全焼
丸畑	昭和三六・九・一三	二戸全焼
三沢	昭和三七・三・二八	一戸半焼
切房木	昭和三八・二・二	一戸半焼
北川	昭和三八・一二・三	一戸全焼（死者一名）
常葉	昭和三九・四・二	一戸全焼
古関	昭和四一・一・二三	非住家一棟半焼
三沢	昭和四一・一一・一〇	久那土小学校小使室
芝草	昭和四二・一・四	非住家一棟全焼
久保	昭和四二・三・三	一戸全焼
常葉	昭和四二・六・一九	一戸全焼
丸畑	昭和四四・一〇・一九	非住家半焼
市之瀬	昭和四四・一一・二〇	一戸全焼
常葉	昭和四四・一二・五	一戸全焼
三沢	昭和四五・一・二二	非住家一棟全焼
常葉	昭和四五・四・二二	一戸全焼非住家全焼
常葉	昭和四五・五・二五	一戸全焼
一色	昭和四五・五・二六	一戸全焼

下部	昭和四五・九・二一	一戸全焼
久保	昭和四六・九・四	一戸全焼（死者一名）
一色	昭和四六・九・九	一戸全焼
大磯小磯	昭和四八・一〇・六	一戸全焼
古関	昭和五〇・一・八	非住家（工場）一棟全焼
古関	昭和五〇・二・二一	非住家一棟半焼
下部	昭和五〇・一二・二三	一戸半焼
岩欠	昭和五一・四・一七	非住家一棟全焼
一色	昭和五一・一二・六	一戸全焼
大磯小磯	昭和五二・二・一五	工場三棟全焼
釜額	昭和五三・四・一九	非住家二棟全焼
清沢	昭和五三・一〇・三〇	二戸全焼
中之倉	昭和五三・一一・一九	非住家一棟

三　森林火災

森林資源の保護の上から、林野の火災防止は欠くことのできないことであるが、建物の火災に比して、一般に軽視される傾向にある。耐火建築が増加しているとはいえ、我が国の一般住宅建築様式からして、なお相当量の木材を必要としている。戦後、国土の復興に、開発にと公有林をはじめ、民有林にいたるまで、ことごとく伐採された。こうした情勢下において、森林資源の確保のため、国を挙げて緑化運動にあたっている、木材は、伐採期に達するまで、苗木の植え付けから、数十年の歳月を要するのであるが、この間、万一森林火災の被害を受けた場合は、これまでの苦心も水泡に帰することになる。

林野火災の出火原因は、たき火及びタバコの火の不始末によるものが多く、全体の六二・九パーセントを占めている。昭和四十八年から五十二年まで、五年間の林野火災について、県消防年報によると、発生件数三八〇件、損害額一億二、四〇三万七、〇〇〇円で、焼失面積は四四〇、五〇一アールとなっており、また峡南消防本部消防年報によると、西八代、南巨摩両郡（但し上九一色村を除く）に発生した林野火災は、三五件で焼失面積は、三、五六九アールである。

山林火災（昭和42年２月釜額）

いずれも年間を通じて、二月から四、五月に多発しており、気象状況からして、発火しやすい状態の場合が多く、殊に林野においては、枯れ葉の最も焼けやすい季節で、タバコやたき火が、枯れ草に引火する例が多く、入山者、林業作業者など、特に注意を払うよう心がけなければならない。

年々おこる林野火災の実態を考慮し、これの出火防止に十分なる配慮を期すべきである。大正・昭和初期ころ、林野火災の防止と、資源保持の立場から、林野警察や、林野消防組が設けられた時代もあった。

本町の林野火災について、大正の末期から昭和五十三年まで五八件の発生をみ、これら火災によって林野資源ばかりでなく、尊い人命をも失っている。

林野火災を列記すると、次のとおりである。

部落名	発生年月日	被災状況
富里村北川	大正一一・四・一三	山林約二ヘクタール
久那土村道	大正一一・四・一四	不詳
久那土村三沢	大正一五・四・一五	山林約一五アール
山保村久保	大正一五・四・二三	山林約二〇ヘクタール
久那土村水船	昭和三・三・二二	山林約一ヘクタール
富里村杉山	昭和四・二・二三	不詳
久那土村切房木	昭和六・三・一五	山林約四〇アール
富里村杉山	昭和七・一・一〇	山林約六アール
久那土村水船	昭和七・四・七	山林約五〇アール
古関村古関	昭和七・四・二六	不詳
富里村市之瀬	昭和九・三・八	不詳
古関村大磯小磯	昭和一〇・三・一三	山林約五〇ヘクタール
久那土村切房木	昭和一五・一・五	不詳
久那土村車田	昭和一六・一・三	〃
久那土村三沢	昭和一七・三・二二	〃
久那土村三沢	昭和一八・一・二七	山林約四アール
久那土村三沢	昭和一八・三・三	不詳
富里村杉山	昭和二二・四・一一	〃
富里村常葉	昭和二三・一二・二六	〃
富里村常葉	昭和二四・三・一	〃
古関村釜額	昭和二五・二・二八	〃
富里村岩欠	昭和二六・一・二四	〃
古関村中之倉	昭和二六・二・一	〃
富里村杉山	昭和二六・二・二	山林約二五ヘクタール
古関村中之倉	昭和二六・五・七	不詳
富里村上之平	昭和二八・	〃
富里村常葉	昭和二八・	〃
釜額	昭和三三・五・二七	〃
古関	昭和三四・二・二一	〃
市之瀬	昭和三四・三・一九	山林約一〇アール死者一名
常葉	昭和三五・二・二四	山林約三ヘクタール
民有林	昭和三六・四・四	不詳
古関	昭和三七・二・一	〃
折門・八坂・大磯・小磯	昭和三八・一二・一九	山林原野約一八・四八ヘクタール
大磯小磯	昭和四一・二・五	山林原野約一・〇二ヘクタール
古関	昭和四一・一一・二五	不詳
釜額	昭和四二・二・七	山林約四ヘクタール
常葉	昭和四二・四・二一	山林約四ヘクタール
大磯小磯	昭和四二・五・二〇	山林約一一ヘクタール
折門	昭和四二・五・三〇	山林約一五アール
三沢	昭和四三・二・七	山林原野約三アール
湯之奥	昭和四三・四・三	山林約一・〇二ヘクタール
三沢	昭和四四・一一・二八	原野約一アール
折門	昭和四五・一・二九	山林原野約一五アール
道	昭和四五・二・一一	山林約一ヘクタール
切房木	昭和四五・三・三一	山林約五ヘクタール
常葉	昭和四五・一一・一三	山林約三・五ヘクタール

常葉	昭和四六・四・一三	山林約二ヘクタール
市之瀬	昭和四六・一二・四	山林約二六アール
湯之奥	昭和四六・一二・七	山林約一二ヘクタール
常葉	昭和四八・二・一〇	山林約三六ヘクタール
三沢	昭和四九・四・二	山林約二〇アール
桃ヶ窪	昭和四九・四・一五	山林約一ヘクタール
清沢	昭和五一・一・二三	山林約三〇アール死者一名
瀬戸	昭和五一・三・二〇	山林約二・五ヘクタール
根子	昭和五三・四・九	山林約一〇アール
道	昭和五三・四・九	山林約一〇ヘクタール
熊沢	昭和五三・九・一	山林約二アール

第二節　今後の課題

一　戦後の火災の特性

高度経済成長政策に与えられた、昭和四十年代の前半の火災の特質は、多くの焼死者を出したホテル火災の出現である。

すなわち、昭和四十一年の水上温泉の火災、同四十三年の有馬温泉、同四十四年盤梯熱海温泉の火災などである。この三大火災は戦前、戦中、あるいは昭和二十年、三十年代の大火とは異質のものである。後半デパート、スーパー産業の一層の発展とともに、地方都市に進出する幕あけともなった。

これらの中高層ビルは機能の合理性、空間の有効利用、みかけのはなやかさ、スマートさが常に優先し、われわれがもっとも切実に望んでいる安全性は、二次または三次的なものとされたのである。一度建設されてしまうと、建築物の根本的改造は、不可能となる。

昭和四十七年五月十三日に発生した大阪、千日ビルの火災（死者一一八名）昭和四十八年十一月二十九日に発生した熊本大洋デパートの火災（死者一〇四名）などは、前述のような時代背景のもとに生じた火災である。

近年一般家庭においても、建築物の内装などに、石油化学製品を「新建材」と称し、幅広く利用されるようになった。もとが有機物だけに、可燃性が強く単に燃えるだけでなく、刺激性の強いガスを出しながら燃えるので、火災の時には人命事故に発展する恐れが大きく、また実際にこのような事故が発生している。

近年都市災害の様相が変わり、多数の死者を出す事例が多くなった。死者の多くは、早期避難に失敗して、煙死したものである。

火災対策が、人命の安全を確保することを第一にとりあげなければならないことは、今さら言うまでもないことである。

最近の一般建築様式は、新建材を使って、ほとんどが土かべのない空洞の壁体で燃えやすく、衣類は火がつくと皮膚にぴったりついて、やけどを負う化学繊維の使用など、われわれの身の囲りは文化生活の向上により、電化製品、燃料は薪から電気、ガスにうつり、家庭用具は火に弱いプラスチック製品、衣類はテトロンその他の化学製品と、火災には悪条件の積み重ねの中の生活である。

本町消防団も、進展する現在の状況に遅れることなく、日夜消防業務推進のため団員の質の向上、機具の新鋭機械化など、広域消防と相協力するなかで、ますます複雑多岐にわたる消防戦術においても、観光地下部温泉街、釜額の民宿の防火・防災をはじめ、一般民家の改造建築に伴い、積極的に、化学消防の装備の充実と、辺地部落の水利を強化して、火災はもちろん、あらゆる災害に対処できるようにすべきである。

第四章　風水害

風水害にまつわる史実伝説

「山紫水明」とも「春風駘蕩」ともいわれ清らかさ、穏やかさの代名詞であり、生命の根源である水や空気は、一度怒れば暴風洪水となって日本列島を襲い、そのもたらす災害は、はかり知れないものがある。

暴風雨の襲来は、太古から毎年のようにあったと推定されるが、四方を山に囲まれた甲斐の国は、一度豪雨に見舞われると、低地は湖沼となって葦の生い茂る不毛の地と化したという。この事を裏付けする伝説はいくつかある。「鰍沢町小柳川ニハ蹴裂明神（祭神手力雄の神）アリ、村記ニ「本州上古ノ時湖ナリシヲ、此ノ神山ヲ蹴裂キテ水ヲ行リ平地トナセリ」（甲斐国志）と蹴裂明神の由緒を伝えている。また景行天皇の御宇、日本武尊の御東征の折「国成の玉」を埋めて神に祈れば、低地一帯の湖水が退水したとも伝えられ、また養老年中（七一七～七二三）には僧行基が巡錫のみぎり衆生済度のため、禹の瀬を開さくして難民を救助したとも伝えられている。武田信虎、信玄のころには、しばしば洪水に見まわれて、領民は大いに苦しめられた。信玄はこの釜無川のはん濫を防ぐために治水に意をそそぎ、人智を尽くして堤防を構築した。今にして残る名高い信玄堤である。また慶長十二（一六〇七）年には、角倉了以が徳川幕府の命をうけて、富士川を開さくして舟運の便を開き、旅客や御回米をはじめ、生活物資の移出入路として、甲斐の国に大きな利便を与え、合わせて低湿地の解消と、洪水による被害を防いだことは、史上に残る有名な話である。

本町における状況

台風災害の中で殊に注目したいのは、台風の進行方向に対して、右側は雨が激しく左側は風が強いといわれて、場所によっては雨台風とも風台風ともいわれる。台風の来襲は年によっても差異はあるが、昭和六（一九三〇）年から三十年間の統計によれば、七月には〇・四回、八月には一・〇回、九月には一・二回、十月には〇・六回の頻数である。台風の進路について、昭和二六（一九五一）年から十年間の統計によれば、七月の台風は台湾、東支那海を北上して北東に向きを変え、朝鮮半島を横断して、日本海へと抜け、八月の台風は沖縄付近を北上して、東支那海付近で北東に向きを変え、日本海、津軽海峡を経て太平洋に抜け、九月の台風は紀伊半島に上陸して、ほとんど日本列島を縦断して、岩手県から太平洋へと抜け、十月の台風は伊豆半島、房総半島をかすめながら、北東へと進路を変えて進む台風が多いとされている。

本町の風水害はおよそ八、九月に集中し、風害よりは水害の方がはるかに大きい。本町の雨量は昭和二十六年から十か年の統計によれば、平均一、八〇〇ミリで、山梨県としては多雨地帯に属する。地質的には第三紀層に属する御坂層で、凝灰岩、凝灰質砂岩を主体としており、土壌はこれが風化分解したものからなっている。四国の山岳は壮年期の様相を呈して、高峻でしかもぜい弱な地質のために、一度豪雨に見舞われれば、山は崩壊して土砂を混入した濁流となるため、河川は急激にはん濫して堤防を決壊し、家屋や耕地を流失する場合が多く、被害は大となることが多い。

第一節　江戸時代の風水害

江戸時代とは、慶長八（一六〇三）年から慶応三（一八六七）年まで、二六四年をいう。その間大小いくつかの風水害に襲われたことであろうが、山梨県災害史に残るものだけでも六七件にのぼる。その時代には土木の工作機械もなく、すべて人畜の力に頼り、土木技術は幼稚なもので、災害はさらに大きくなって、住民の苦難は想像に絶するものであったろう。

また災害復旧工事については、地域によって村繕いでなすべき自普請所と、御役所でなすべき御普請所に分かれ、さらに災害の規模によって村費

用でなす自普請所と、御普請所とに区別されたようである。御普請所は御普請掛の検分をうけ、目論見書（計画書）に従って工事し、仕様帳、出来形帳を提出して、最後の検査を受けたようである。御普請所の請負は、請負人がするものと、村役人を中心としていわゆる村請けでする場合があったようである。左の御検分願いによっても、水害の規模がうかがえる。

天保九年
川除御普請ケ所附帳
戌正月日　八代郡　北川村

古関川通り
字矢の下
一、石腹附延長三拾間　高壱丈　横三尺　根籠弐本重
同所
一、石腹附延長弐拾九間　高九尺　横四尺　根籠弐本重
同所
一、石腹附延長三間　高九尺　横四尺　根籠六間弐本重
同所
一、菱牛五組五ケ所　元附弐間籠拾五本
字花から沢
一、中枠　壱ケ所　元附弐間籠五本
同所
一、石腹附延長弐間　高六尺　横弐尺　根籠三間弐本
字倉之下
一、石腹附延長六間　高六尺　横三尺　根籠弐本重
同所
一、籠出シ牛壱組壱ケ所　但シ弐間弐拾本重　三間四本　打欠
同所
一、石瘤出長九尺　敷壱丈九尺　高七尺　馬踏七尺
字家之下
一、菱牛弐組　弐ケ所　元附弐間籠六本
字桑原
一、石腹附延長四間　高六尺　横四尺　根籠弐本重
同所上
一、石積延長三拾間　高五尺　敷八尺　馬踏五尺　根籠弐本重
同所
一、菱牛　弐ケ所　元附弐間籠六本　牛壱組
字鍛冶屋下
一、菱牛弐組　弐ケ所　元附弐間籠六本
字紙屋下
一、石腹附延長拾間　高六尺　横三尺　根籠弐拾間弐本重
同所
一、石積長弐拾間　高五尺　敷八尺　馬踏五尺
同所
一、菱牛　三組　三ケ所　元附弐間籠九本
字瀬戸
一、石積延長三拾間　高五尺　敷八尺　馬踏五尺　根籠弐本重
同所
一、菱牛　弐組　弐ケ所　元附弐間籠六本
字田代
一、石腹附延長拾七間　高六尺　横三尺　根籠弐本重
同所
一、石積延長拾六間　高六尺　敷九尺　馬踏五尺　根籠弐本重
同所
一、菱牛　弐組　弐ケ所　元附弐間かご六本
用　水
一、中枠五ケ所
一、菱牛　三組
一、石積長拾間　高五尺　敷八尺　馬踏四尺　根籠弐本重
右者当戌ノ春川除用水御普請ケ所改　書面之通り差上申候上ハ　御見分之上御目

論見被成下候様奉願上候　以上

天保九戌正月日

北川村　名　主　仲右衛門㊞
長百姓　茂　八㊞
百姓代　常　蔵㊞

市川　御役所様

宝暦十年
辰急破仕越御普請目論見帳
辰五月　八代郡三沢村

高三百八拾五石四合　八代郡　三沢村
三沢川通り柿嶋
一、菱牛　弐組
代永四百九文四ト　人足六人
但シ壱組　永弐百四文七ト　人足三人ツヽ
一、蛇籠拾六本
此石五坪　但シ長五間差渡壱尺七寸
人足廿人四ト　但シ石取壱坪四人宛
内
五本四ト　大草右石積打掛籠九尺籠拾八本ニヽ夫
壱本六ト　同所枠打掛籠弐間籠四本ニヽ
壱本六ト　菱牛重り四間籠弐本ニヽ
壱本四ト　おくなと一口立籠
弐本　矢の花堤根籠弐本重り
右　之　寄
永四百九文四ト
蛇籠拾六本
代永壱貫百文七ト
米壱斗四升九合九夕
但シ壱本永六拾九文弐ト　米九合三夕七才
人足弐拾六人四ト
賃永弐百弐拾九文七ト
米壱斗九升八合
但シ永弐文七ト　米七合五夕
小以米三斗四升七合九夕
金壱両弐分弐百三拾九文八ト
右之通り仕越御普請ニ申付候所相違無御座候過日御伺御組入可被下候　以上
御普請役　下山仙太郎

天保五年
当午春定式川除御普請出来形帳
二月　日八代郡　波高島村

高百拾壱石壱斗七升　波高島村
富士川通シ芾
一、大枠壱組　内法　高四尺三寸　長壱丈七尺　横壱丈壱尺
但シ石取壱坪拾人
此石三坪七分　人足三拾七人
右　入　用
雑木四本　長六尺　末口壱尺　代永弐拾八文四ト
但シ　枠柱壱本　永五拾壱文壱ト
同木四本　長三間弐尺末口五寸　代永三百五拾文
但シ　長貫壱本　永八拾七文五ト
同木四本　長弐間弐尺末口五寸　代永百四拾壱文六ト
但シ　横貫壱本　永三拾文四ト
同木弐本　長三間弐尺末口四寸　代永九拾弐文七ト
但シ　根太木壱本　永拾三文九ト
同木弐拾四本　長弐間弐尺末口三寸　代永九拾弐文九ト
但シ　敷成木壱本　永拾三文九ト
同木八拾六本　長六尺末口弐寸　代永弐百六文四ト
但シ　立成木壱本　永弐文四ト

縄拾九房　弐拾尋曲　代永弐拾四文九ト
　但シ拾房　永拾三文壱ト
大工四人　賃永百五拾文
　但壱人　永三拾七文五ト
人足六人
一、蛇籠九拾九本弐ト　此石三拾壱坪四合　人足三百拾四人
　但石取壱坪拾人
　内
六拾三本弐ト　富士川廻シ芾古積籠先大枠壱組皆〻川表弐並三重鼻打廻共壱繕
　六ト枠裏弐本壱本弐重壱繕弐ト枠上六本並弐重壱繕弐下元三方
　三間かご六本並壱重弐間かご五本九尺かご拾本下繕右上五間か
　ご拾八本ニ〻芾ぐるみ九尺かご六本鼻の事
拾四本壱ト　同所先右大菱牛長六間之処三本弐本弐重壱繕弐ト右上弐間半か
　ご拾五本、九尺かご弐本芾かご
弐拾五弐ト　七芾右前心繕長六間之溥三間かご拾八本ニ〻建かご鼻之方四本
　並四重六ト五尺かご八本下繕ニ遣
一、蛇籠三拾八本弐ト　長差渡
此石弐拾坪壱合　人足六拾人五ト
　但シ　石取壱坪五人
　内
拾九本四ト　山之神壱芾古積籠長五間之処三間かご四本鼻之方下繕右上四本並
　弐重壱繕三間かご五本ニ〻芾かご
拾本八ト　四芾上古積かご長間之処三間かご拾五本ニ〻芾かこ同□三本元之
　方取合継
八本　六芾ゟ七芾迄古石積長四拾間之処根かご壱本通八継
　右　寄
永壱貫五百七文七ト
蛇籠百四拾本七ト
　米壱石三斗壱斗壱升八合三夕　永八貫八百弐拾壱文九ト
　但シ　壱ト　米九合三夕七才　永六拾弐文七ト
人足四百弐拾八人五ト
　米三石弐斗壱升三合七夕　永三貫七百弐拾七文九ト
　但シ　壱人　米七合七夕　永八文七ト
小以　米四石五斗三升弐合　金拾四両　永五拾七文五ト
右者富士川常葉川通私共村方当辰春定式川除御普請之義仕立中時々御見廻リ諸色
御遣方丈夫ニ皆出来仕御見分奉請小前一同難有仕合ト奉存候然ル上者出水之節者
村役人罷出見廻リ仕小破之場所者村繕ニ仕大破不相成様心掛ケ候様精々被仰渡承
知奉畏候右御普請之義ニ付御願筋勿論御非分成義毛頭無御座候依之出来形帳差上
申所仍如件
　天保五年午二月
　山口鉄五郎御代官所
　甲州八代郡
　波高島村
　名　主　丈右衛門㊞
　長百姓　太郎左衛門㊞
　百姓代　善　蔵㊞
御普請御掛リ
　御役人中様
右之通出来形相違無御座候以上
　御普請役　森戸十郎㊞
　長沢忠三郎㊞

万延二年
当酉春定式川除御普請出来形帳
甲州八代郡　芝草村
高四拾壱石三斗弐升壱合　八代郡　芝草村
大磯川通上川久保
一、石積欠所長　九間　平均高七尺　横弐尺
此石三坪五合
同所下

一、石腹付長　五間　　平均高四尺　横弐尺
　此石壱坪壱合
　あらゐ向
一、石積切所長　弐拾間　　平均高五尺　馬踏五尺　敷壱丈
　此石弐拾弐坪九合
　同所道下
一、同切所長　弐拾三間　　平均高四尺五寸　馬踏五尺　敷九尺五寸
　此石弐拾坪八合
　合石四拾八坪三合　人足百九拾三人弐ト
　　但シ　壱坪四人
　　右　寄
　人足百九拾三人弐ト
　米壱石四斗四升九合
　永壱貫六百八拾文八ト
　　但シ　米七合五夕　永八文七ト
　小以　米壱石四斗四升九合　金壱両弐分　永百八拾文八ト

右者此度大磯川通八代郡芝草村堤川除当酉春定式御普請之義村請仕立被仰付当正月ゟ御取掛私共日日御場所江罷出諸色人足遣方麁末之義無御座仕立方入念丈夫ニ出来仕猶又御改ヲ請書面之通無相違出来仕惣百姓一同難有仕合奉存然ル上ハ平生無油断見廻若シ小破之場所出来候ハハ、早速手入村繕仕大破不相成様心附出水之節ハ昼夜之無差別村役人共小前之者召連精々相防可申旨被仰渡承知奉畏候依之御普請出来形証文差上申処仍如件

万延二酉年二月

佐々井半十郎御代官所
甲州八代郡芝草村
百姓代　繁右衛門㊞
長百姓　友兵衛㊞
名主　重左衛門㊞

御普請御掛
御役人中様

右之通出来相違無候　以上
酉二月
御普請役
永持武兵衛㊞
桜井規矩郎㊞

天保二年
卯春定式川除御普請出来形帳
二月　日　　八代郡　釜額村

高三拾石八升四合　　釜額村
釜額川通
一、石積延長　拾五間　　平均　高五尺　馬踏五尺　敷壱丈
　内拾間　字滝之前

定式川除御普請出来形帳

五間　字わた場

滝の前

一、石腹付六間　　平均高六尺　横三尺

此石三坪

弐口石拾八坪六合　　但シ　石取壱坪四人

人足七拾四人四ト

右　寄

人足七拾四人四ト　　但シ　米七合五夕　永八文七ト

米五斗五升八合

永六百四拾七文三ト

小以　米五斗五升八合　金弐分　永百四拾七文三ト

右者釜額川通私共村所当卯春定式川除出来仕小前一同難有仕合奉存候然ル上者平生無油断見廻リ仕出水之節ハ人足召連早速罷出危難之ケ所有之候預リ之防方出精仕大破ニ不相成様防取繕候様仕村囲之義ニ付御普請所大切ニ相心得可申候旨精々被仰渡奉畏御仕立中不依何事御悲分之義毛頭無御座候後日聊御乱筋無御座候依之出来形印形奉差上候所仍而如件

天保二年

卯月　日

野村彦右衛門様御代官所

甲州八代郡東河内釜額村

百姓代　重左衛門㊞

長百姓　七郎兵衛㊞

名　主　行　蔵㊞

御普請御掛リ

御役人中様

右出来形相違無之候　以上

落合市之亟㊞

永持寛次郎㊞

御普請元〆各御掛

甲州川々定式御普請仕立村ニ申渡書付

寛政六年寅二月　　八代郡釜額村　名主

差上申一札之事

一、当春川々定式御普請被仰付候ニ付仕立方之儀ハ村請ニ被仰付候間外請負人決而差加へ申間敷旨被仰渡然ル上者諸色人足等御差図次第無滞差出、御掛リ中様御縄張之通リ念入丈夫相仕立候様可仕候、諸事麁末之儀無之様出精仕御日限通リ相仕立可申候若亥仕立方中出水手戻等御座候共引請中之義ニ付何ケ度も取繕仕増御入用ハ決而御願申し上げ間敷候

一、御普請願ケ所之儀先達而御見分有之無拠ケ所ニ御目論見奉請此度仕立方被仰付候上者此上ケ所増頼等者御取上不被遊候段被仰渡奉畏候

一、御普請皆出来之儀ハ御役所御掛中様迄御日限証文指上候通急度相仕立日々人足出来方明六ツ半時ゟ取懸り晩七ツ半時迄間為相働候様可仕候

一、竹木諸色出来方蛇籠作り方等差支無之様取計其節之御掛中様御改請御差図通遣り方仕候様可仕候村役人ハ御場所不明様不仕人足等至迄而可作法成儀者不及申ニ物毎騙リケ間敷儀無之様急度相慎正路ニ相働候様可仕候

一、願筋ニ付村役人等者御宿之ものニ対不埒之内談手入ケ間敷義申談候趣被及御聞候ハヽ厳敷御吟味被遊旨尤御家来中等御非分成儀申懸候ハヽ不隠置早速可申上候

一、御旅宿之儀御廻村中ハ御定之木銭米代御払被成候間所有合之物菜を以一汁一菜に相賄御宿之儀取繕ケ間敷儀ハ不及申ニ酒肴等聊三品ニ而も御馳走ケ間敷義ハ決而不仕御買上ケ之品ニ而も其時々売上書付差出代銭請之候様可仕候

一、人馬継之儀御朱印御証文之外ハ壱人壱疋も無賃ニ而差出申間敷候勿論御普請御見廻リ之節先達御手入ニ而被為済候間御雨具持之外ハ余計差出申間敷候

右之趣被仰渡逐一承知奉畏候村中小前迄而も無残申聞聊心得違無之様仕村入用諸失墜不相掛様可仕候依之村ゝ連印一札差上申所仍而如件

寛政六年寅二月

この文書は、御普請に対する釜額村の誓約書的な性格をもっているものと思われる。代官所としても不正が行われないように、前々より注意してあることがうかがえる。この度の川除普請は村請であるので、誰人といえども他の請負人をいれてはならないことや人足については、御指図通り差し出して、朝六ツ半時（七時）より夕方は七ツ半時（五時）まで働かせ期限内にはきっと丈夫に仕上げます。なお諸色出来方については、設計通り御指図通りにし、いやしくも不正工事などはいたしません。もし御普請中出水などがあって損害をうけても費用の増額請求はいたしませんので、普請ケ所を増したりしないようにしてもらいたい。

また御掛中様並びに御宿に対して内談をもちかけたり、酒肴などの御馳走などは一切なさず、土地の一菜一汁で賄うようにいたします。もし御買上げの折には、請求書を出して代銭を受け取るようにし、また御役人中衆の悪いことはつつみかくさず申し上げます。人足について御朱印状または御証文以外は無料奉仕などはいたさないよう村中承知しておりますので連印をしてこの証文を差し上げます。

度重なる大風害によって、住民は疲弊困窮して塗炭の苦しみを味わせられたのであるが、このような被害の届けは各村々で大切に保存されている幕府においても大災害に際して温かい救恤の手を差しのべている。

一金三両弐分　　杉山村
　但し寸潰壱軒に付金弐分つつ
一金弐分　徳　蔵
一金弐分　元右衛門
一金弐分　勝右衛門
一金弐分　幸右衛門
一金弐分　利　助
一金弐分　藤右衛門

右者杉山村之儀当八月七日夜之大風雨ニ而寸潰家出来候ニ付其段申上候処早速御見分之上御救ひ方御伺申候趣ニ御座候ニ付当節諸色高値之折柄住居にも相迷ひ難渋之段御憐察被御下書面之通御拝借被仰付難有受取拝借仕候尤右御伺申候儀ニ付万一御下知済不相成節者役人共奉引受取御沙汰次第無遅滞急度御上納可仕候依之一同連印小前帳奉差上候　以上

慶応弐寅年十月

杉山村
名　主　万　蔵
長百姓　広　蔵
百姓代　丈右衛門

市川御役所

第二節　明治時代の風水害

明治時代史は、一面においては水害との戦いであったといわれる程に、台風災害は多く、明治十年には、芝草村から次のような届が出ている。

該村風難届

山梨県第弐拾区　八代郡芝草村

一、九尺四間馬屋兼雪隠　但吹倒し　内藤　半兵衛
一、三間五間　居家　但し屋根半吹潰　内　藤　正　清
一、弐間三間　土蔵　但し屋根吹抜　内藤徳左衛門

右者本月十一日正十二時頃暴風雨ニテ前書ノ通リ家数大破ニ及　其他諸作等吹荒　該村一同風難ニ付此段不敢取書面ヲ以奉申上候　以上

明治十年十月十四日

右村　村総代　赤池周兵衛
担当戸長　内藤金兵衛

山梨県令　藤村紫朗殿

大風雨之義ニ付難渋届

山梨県第弐拾区　芝草村

右奉申上候去ル十日夕頃ヨリ雨降ノ初メ　翌日十一々日十時に至リ存外

罷有候間　此段御届ケ仕候　以上

明治十年十月十四日　　右村　村惣代　内藤忠右衛門

担当戸長内藤金兵衛

山梨県令　藤村紫朗殿

右の罹災届は一例に過ぎないが、おそらく町内各部落においても、相当の被害があったものと想像されるが、記録がないのでつまびらかにすることはできない。山梨県水害史による山梨県災害の統計から、地域の水害の程度を推測することができる。

山梨県水害史によれば、明治八、九、十一、十四年にも大きな水害があった。十五、十八、二十年と、災害の規模は増々拡大する一方で、二十五年には日川桂川の上流、河口湖畔に大きな災害をもたらした。死者六人、破損家屋五六〇戸、浸水家屋は四、九〇五戸、堤防決壊一八三を数え、三十一年九月五、六日には県下を台風が襲って各河川は、はん濫した。そして「山岳には崩壊所々に起こり、家屋の倒潰、人畜の圧死又相尋ぐ、警鐘四山を圧し、悲鳴峡中にひびきわたりて、その物凄きこと言語に絶せり」と結び、被害を次のように伝えている。「人命を損すること一五四人、流失家屋四五〇余戸、浸水家屋又無数、田畑の流亡するもの千二百余町歩に及ぶ」と、

明治四十年八月二十二日の夜半から降り出した雨は、二十三日には「雨勢漸く強く宛然篠突くが如く」二十四日には「雨勢滝の如く雨脚奔るに似たり」と伝えている。八月の雨量は四八〇ミリ（平年一五〇ミリ）に達し、県内の諸川ことごくはん濫して、死者二三二人、破壊流失した家屋はおよそ一万二千、浸水家屋一五、〇〇〇、田畑の埋没あるいは流亡七六〇町歩、浸水したもの二六〇町歩、堤防の決壊破損カ所七五、〇〇〇、道路の流失埋没破損カ所は実に二七万三千か所という空前の惨状となり、直接損害だけでも千三百万円にも及んだ。水害史の著者は「嗚呼之我が山梨県に於いて建国以来未曾有の大洪水を見たる歳にして、五十余万の生民が挙げて死地に陥りたる大厄歳也、大小諸川は悉く氾濫し、加ふるに、山岳崩壊は其数を知らず、田畑作物の流亡浸水は言うも更に、人畜の死傷夥だたしく、天地に為叫喚の声に揺がんばかりなり、嗚呼四十年の秋今これを思うだに戦慄す」と伝えている。

また四十三年八月十日またもや集中豪雨が県下を襲った。鰍沢地方は富士川のはん濫で「町内到る処浸水見ざるなく、一段高所に位置せる警察署の如き、窓より出入をなし、救護の舟は市街を往来す」と山梨県恩賜県有財産沿革誌はのべている。

明治の時代になってから、なぜこのような大水害が引き続きおきたのだろうか。幕府時代には林政極めて厳しく、御林御鷹山としては経営されていた。

釜額村のお林では、一本一本をていねいに調査して報告した程で、盗伐などには厳しいおきてもあった。明治にはいると林政のゆるみに乗じて、濫伐が激しく「世人の多くは将来の利害を考慮することなく、一斉に起ちて斧鉞を振い森林を襲った」ともいい、特に荒廃の程度が著しかったのはかっての入会御料地であった。

御料林の御下賜

山梨県管内累年水害ヲ被リ、地方ノ民力其ノ救治ニ堪エサル趣憫然ニ被思召　特別ヲ以テ帝室林野局甲府支庁所轄御料地ノ内　段別弐拾九万八千弐百参町七段七畝拾五歩ヲ、山梨県　県有財産トシテ下賜候条　善後経営ノ策国土保安ノ途相立テサセ　恩旨貫徹候様処理スヘキ旨御沙汰被為仕候　此段伝宣候也

明治四十四年三月十一日

宮内大臣　子爵　渡辺　千秋

内閣総理大臣　侯爵　桂　太郎殿

県下の入会御料林は、県の治水と重大な関係があるので、治水との直接関係者自らが経営に当たるのが、最も効果的であると考え、恩賜県有財産として、合理的経営にあたり、その結果生ずる収入をもって、県の財政を

うるおし、累年の水害から免れようとした御趣旨である。

下部町大八坂及び、川尻並びに山之神外十五山、恩賜林保護財産区に属する面積は一、二一九ヘクタール、下部町広野村上外九山恩賜林保護財産区属する面積は、二、五〇〇・六ヘクタール、計三、七一九・六ヘクタールにも及び、本町面積の約三割にも当たる。

第三節　近年における風水害

一　大正七年九月二十四日

この日の豪雨により各河川がはん濫する。富里村竹之島地内の大黒山は折柄の大暴風雨のため、十町歩余にもわたって崩壊して押し流された。大黒沢は土砂を含む濁流がはん濫して、全壊四戸、田畑の被害一町歩余りという惨事であった。この日の未明、逃げ遅れた二人のうち一人は寺の大きな石によって助けを求め、他の一人は大きな松の木に登って助けを求めたが、二人とも無事救助されたと古老は語ってくれた。なおこの台風で古関尋常小学校の根子分教場は倒壊した。

二　昭和二十年十月三―五日

㈠当年の気象概況

この年は気温が激しく変動した一年であった。一―二月は冬型の気圧配置が強く極めて寒い日が続き、低気圧もかなり多く通過したので降雪の日も多かった。三月から五月にかけては移動性高気圧がかなり通り、そのために雨は少なく晴天の日が続いた。梅雨は六月十五日ころから始まり七月の後半二十四日ころまで続いた。梅雨明けとなってもなお七月末ころまでは低気圧の通過に伴うぐずついた悪天候が続いた。八月にはいると天候は回復して夏型の天候となったが、九月ころにはまた長雨の傾向となり、下旬ころからは北高型で曇天が続く異常気象下で、九月十七日、十月五日の二回にわたって大きな台風に見舞われ、その後十一月以降は寒さが厳しく冬型の天候となった。

降雨量は二月と十月が最も多く三〇〇ミリをはるかに上まわり平年の二倍の降水量であった。日照時間も一―五月は多照傾向で六月以降は曇り日などの多い寡照傾向であった。

㈡台風通過時の気象状況

この台風は前線の影響や熱帯性の低気圧によって十月三―五日の三日間にわたるもので、総降水量は三〇八ミリという豪雨で、昭和十八年八月の熱帯性低気圧の時の一三三ミリと比較して約二倍半という降水量を示した。昭和十年九月の台風時の総降水量四二〇ミリに次ぐ大規模なものであった。

この台風は前述のような気象条件からその被害は全県下に及び、特に富士川・荒川・御勅使川のはん濫は最もひどく、各所にがけ崩れや橋の流失、田畑の冠水などが多く、県の発表によれば人的の災害として死者三六人、家屋の全半壊合わせて二五六戸、家屋の浸水六、一三〇戸とその被害の大きかったことを浮き彫りにしている。

㈢本町における被害状況

三日間に及ぶ大雨のため各河川は

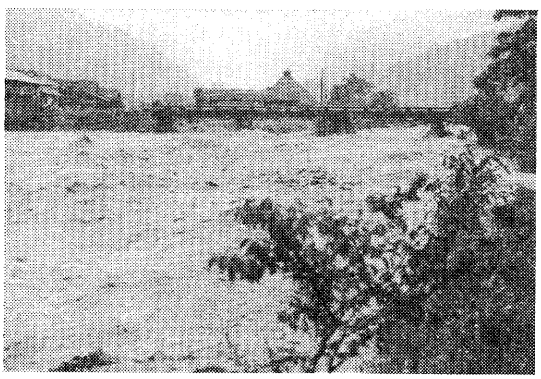

増水した栃代川（昭和34年）

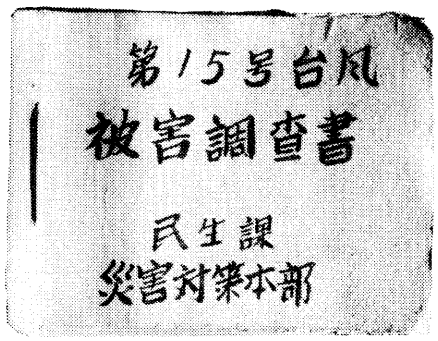

被害調査表

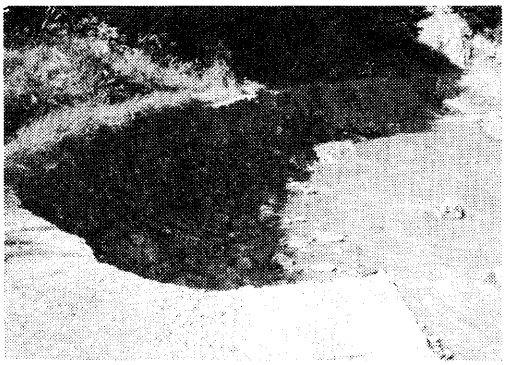

道路の決壊（昭和41年樋田地内）

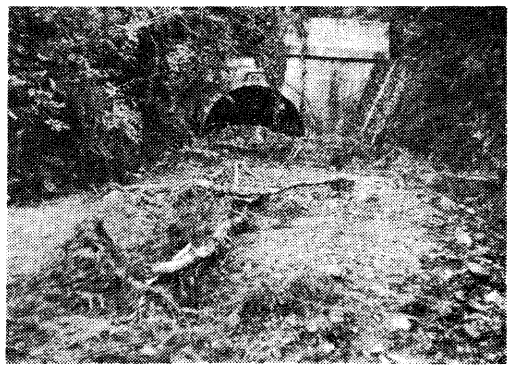

土砂崩落の鳩打隧道付近（昭和41年）

急激に増水して、町内至る所が水びたしになった。連続的に豪雨に見舞われた本町は各河川のはん濫によって堤防は各所において決壊し、道路は寸断され交通は全く途絶えた。なかでも久那土村奥抔においては折柄の暴風雨によって南側の山が大崩落した。その土石流によって全壊家屋七戸、死者五人という大惨事となった。このほかにも切房木・道村とも各一人ずつ尊い犠牲者を出している。特に三沢川のはん濫がはげしく県立峡南農工学校の運動場の大半が流失して運動にも支障をきたす程であった。身延線の被害も大きく、十一月半ばにようやく開通するという状態であった。

三　昭和三十四年八月十四日

(一)　台風の経過（台風七号）

八月十日九時ころ、マリアナ群島東方海上に一、〇〇六ミリバールの弱い熱帯性低気圧が発生した。毎時二〇～二五キロの速さで、西北西ないし北西に進み、次第に発達して十二日九時ころには硫黄島の南東方洋上にあって、中心気圧九九五ミリバールと発達して台風七号となった。台風はその後さらに発達しながら毎時三五キロの速度で北西に進み、十三日九時には硫黄島の北方洋上に達した。中心気圧は九六〇ミリバールとさらに発達して最大風速四五メートル、風速二五メートル以上の暴風半径は一一〇キロと広がり台風としては小型に属するが、中心付近の風速は猛烈なものへと発達した。十三日の夕刻には毎時五〇キロとさらにその速度を増し、ほとんどその勢力を変えることなく本土に接近した。

災害救助物資到着

(二)　通過時の気象状況

熱帯性低気圧が台風となった八月十二日、四国沖の低気圧によって、本州南岸沿いの前線が活発化し、十時前後から県下一円に雨が降り出した。特に県南東部では十三日の未明雷を伴う猛烈な豪雨となり、一時間に八〇ミリという強い雨となった。この強い雨域は北西に移動して、大菩薩峠、大蔵沢山では十一時ころには五八ミリの大雨となった。

県南部の身延、雨畑方面では、十三日の八時から九時までの一時間に、三〇ミリも降らせた雨域も漸く北上して、前線による雨も一応峠を越えて小降りとなった。

ところが台風七号の接近によって、県南部の富河、身延、下部などは、十五時ころからしだいに雨がつよくなり、台風が三〇〇キロに近づいた十四日三時ころには雨のピークとなり、上九一色では三三ミリ、甲府で一九三ミリにも達した。台風が富士川河口付近に上陸時の七～八時までの一時間に、三〇～六〇ミリという強い雨が降った。

台風が上陸するまでは、県下全般に風は弱かったが、台風が駿河湾に上陸した十四日の六時ころから急に風速が強くなり、八時ころにはそのピークに達して大暴風雨となった。甲府での最大風速は三三、九メートル、瞬間最大風速は四三、二メートルとなって、明治三十三年九月二十九日の記録を突破した。特に台風中心の東側甲府盆地、茅ケ岳山麓地帯、双葉町の寿屋農場では、平均最大風速三六、九メートルを観測した。

七号台風は、県下に大風害と大水害とを与えた。河川流域の大水害はもとより、家屋の倒壊や、ぶどうその他の農作物、山林などに甚大な災害を与え死者、行方不明合わせて九〇人、全壊流失家屋は一九八二戸、被害金額は三一億余円に達した。なお交通、通信、電力関係にも相当の被害を与え、数日間麻痺状態が続いた。

表1は県全体の被害状況であるが、洪水災害の最も大きかったのは北巨巨摩地区で、韮崎市から釜無川上流地域に集中している。武川村では二三人が濁流にのまれて、尊い人命を失った。流失全壊家屋五六三戸、死者、行方不明者合わせて七六名の多きにのぼった。道路は各所で寸断され交通が途絶して、多数の孤立部落を出すに至った。

表2は台風七号による郡下の被害状況であるが、本町としても甚大な被害をうけたのである。

㈢台風七号の特徴

1台風となった位置が東日本に近かったうえに、う回経路をとらず、ほぼ直線コースを通って本土を急襲した。

2進行速度が極めて速く、本土に接近するに従って速度を増し、台風になってから本土へ上陸するまでに、二日を要しなかった程である。

3本県では未曾有の大暴風雨となり、最大風速は東南東三三、九メートル、瞬間最大風速は東南東四三、二メートルにも達し、甲府地方気象台創立以来の記録となった。

4台風としては中程度であったが、海上の強い勢力のままで、衰えることなく本県を直撃した。

表1　台風7号による被害（山梨県気象年度報）

罹災人数			罹災戸数					
死亡	行方不明	負傷	家屋流失	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部破壊
66人	24人	794人	303戸	1,659戸	4,574	2,615	11,830	31,640

表2　台風7号による西八代郡各町村の被害（山梨県災害誌）

区分 / 町村名	罹災総数			人的被害				住家の被害				
	戸数	世帯数	人員	死者	行方不明	負傷 重傷	負傷 軽傷	流失	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
上九一色村	52	52	317	0	0	1	62	0	4	37	1	10
三珠町	140	140	756	2	0	0	27	0	22	20	18	80
市川大門町	254	254	1,279	0	0	0	10	0	5	48	30	171
六郷町	718	718	3,508	0	0	0	14	0	5	122	232	359
下部町	456	456	2,307	1	0	1	3	1	7	16	71	361
合計	1,620	1,620	8,168	3	0	2	116	1	43	243	252	981

5十二日以来の前線活動による大雨が終息しないうちに来襲したために、県下全般にわたって記録的な豪雨となり、明治四十年以来の大水害をひきおこす原因となった。

㈣本町における被害状況

八月十二日から降り続いた降雨によって、各河川は水位を増し、八月十四日駿河湾に上陸した台風は本県を直撃し、各河川ははん濫して大きな災害をうけた。十三日の昼ころには大磯では山崩れのため一戸が全壊して、死者一人、負傷者二人を出した。このほかにも山付き地帯には被害が多く、合わせて全壊七戸、半壊一六戸、床上浸水七一戸、床下浸水三六一戸となった。さらに水防管理団体の出勤人員は四七八人に達した。各河川とも決壊箇所が多く、樋田川一一箇所、一色川四箇所、栃代川二箇所、下部川三箇所、常葉川一二箇所、橋の流失四四箇所、水路二八箇所という被害を受けた。なお水防経費三四万円、人件費六万三千円であった。

四　昭和三十四年九月二十六日（十五号台風又は伊勢湾台風という）

㈠台風の経過

九月二十日、マリアナ近海に発生した弱い熱帯低気圧は、次第に発達しながら西から西北西方向へと進み、二十一日の二十一時には台風第十五号となった。二十二日十五時にはサイパン島北東方およそ一五〇キロの洋上で、中心気圧は九七〇ミリバール、最大風速三三メートルを示した。その後も発達を続けながら北西に進み、二十三日には中心気圧九〇五ミリバールと発達した。その後台風は最盛期にはいり、二十三日～二十六日までの四日間で、中心気圧は八九五～九一〇ミリバール、最大風速は六〇～七五メートル、風速二五メートル以上の暴風圏の直径は、六〇〇～八〇〇キロの超大型台風へと発達した。

その後も勢力を変えることなく、さらに時速三〇～六〇キロと、速度をはやめながら北北東へと進み、二十六日十八時には、潮の岬西方から紀伊半島に上陸した。潮の岬では十八時十三分には、最低気圧九二九、五ミリバールを観測した。上陸後も中心付近の最大風速は五〇メートルで、二五メートル以上の暴風半径も三五〇キロと、相変わらず強い勢力を保ちながら奈良、三重県の県境を通り、六時間余りで本土を横断した。二十七日零時すぎには富山市の東方から日本海へと抜け、中心気圧は九六〇ミリバールと弱まり、時速七五キロという速さで北東へ進み、秋田沖へと達した。

台風の接近に伴い、本邦南岸の前線が活発化し、二十五日昼ごろから県下全般に降雨が始まった。二十六日九時までの前線による雨量は、北部山岳方面で一〇～二〇ミリ、郡内地方で四、五〇ミリ、早川流域や県南部では五〇～一〇〇ミリであった。台風が四国南方二五〇キロ付近に達した十一時ころには、台風による降雨がはじまり、十五時ころから本格的な台風の雨となった。強風の中心は県の東部から始まった。大蔵沢山では十八時に降雨のピークに達し、一時間に四六ミリを記録した、その後雨勢はますます強まり、二十一時ごろから二十三時ころにかけては、県の南部や早川流域、釜無川上流の長坂付近とに集中豪雨があった。本町でも二一時から一時間に五九ミリの強い雨を記録した。二十四日以来の総降水量は、甲府で一〇〇ミリ内外で、雨畑では四八七ミリ、御殿山で四三九ミリ、南部で二〇〇ミリ、雨畑で三八八ミリで、本町の古関では二九四ミリと、いずれも日最大降水量を更新する降雨であった。

甲府では、二十六日夕刻までの風は十メートル内外であったが、台風が奈良県付近を通過する二十時ころから急に風が強くなり、南東風が二十メートルを超える暴風雨となった。二十一時から二十二時ころにかけて風雨はますます強く、二十一時五〇分には最大風速二九、八メートルを記録した（七号台風三三メートル）。

県下では十九時ころから風は強くなり、最も風の強くなったのは二十二時ころであったが、下部町では二十四時ころには大体おさまった。今回のこの台風は全県下におよび、七号台風より幾分弱かったとはいえ、継続時間は非常に長く、山といわず、谷といわず三〇メートル以上の烈風を伴ったことはその規模から見ても、大きい台風であった。

㈡災害状況

本県の建物は一般的に、冬季の季節風に対しては考慮されて建てられている。今回の一五号台風は、全県下にわたって南東および南西の風が強く、最大風速二〇～三二メートル、所によっては四〇メートルを超える強風が、長時間にわたって吹き荒れたために、多数の倒壊家屋を含む風水害が大きかったのである。特に早川流域を中心とした県西部山岳地帯では、日最大降水量を更新する程であったので、被害もまた大きかった。本県の被害状況は表三・四の通りであるが、七号台風より災害が小さかったことは、幸いであった。

西八代、南巨摩両郡の被害程度は、表五の通りであるが、今回の台風が、県西部山岳地帯並びに県東部山岳地帯に降水量が多く、各小中河川のはん濫が多かったために、災害は大きかった。

㈢台風一五号（伊勢湾台風）の特徴

1発生期、発達期共に極めて短かく、ほぼ二日後には台風となり、最低気圧は八九四ミリバールと発達した。

2発生以来強い中心勢力を保持しながら上陸し、その示度は本土に上陸した台風では第三位であり、紀伊半島以東では第一位であった。

3暴風雨圏の広い、超大型台風で、中心が山梨県より二〇〇キロも離れて通過したにもかかわらず、甲府では平均風速二九、八メートル、瞬間風速三七、二メートルの暴風であった。

台風は十八時には潮の岬から紀伊半島に上陸した。最低気圧九二九、五ミリバール、二五メートル以上の暴風圏半径は三四〇キロの強いものであった。二十七日零時には富山県から日本海へ抜けたが、本町では二十一時から二十二時までの一時間に、五九ミリという強い雨を記録している。二十四日以来の降水量は古関で二九四ミリであった。

本町における災害は、前回の七号台風に比較して多く、死者一人、全壊家屋三七戸、半壊七五戸という大被害を生じている。これは台風の接近が夜間であり、また日降雨量は記録を更新する程の大雨、さらには台風通過の時間が非常に長かったことが、災害を大きくしたものと思われる。

五　昭和四十一年九月二十五日（第二六号台風）

九月二十二日九時、サイパン島の東方六〇〇キロの洋上に発生した弱い熱帯低気圧は、発達しながら西北西に進み、同日二十一時サイパン島の北東三五〇キロの水域で、台風二六号となった。

この時の台風の中心気圧は、九九〇ミリバールで、四〇キロの速度で西北西に進み、二十四日の十五時には鳥島の西南西二五〇キロの海上に達した。十一時七分の飛行機の観測では、中心気圧は九六一ミリバール、中心付近の最大風速四一メートルで、中型並みの台風であった。このころが最盛期で、この勢力は本土上陸まで続いた。二十四日夜半御前崎の西方に上陸後は幾分衰えたが、依然として速い速度で進み、中心付近の最大風速は三〇メートルという大型台風であった。

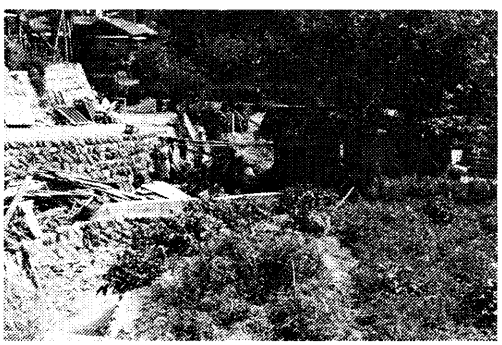

昭和41年家屋倒壊（常葉日向部落）

昭和41年災害（根子部落）

表3 台風15号による山梨県の被害（山梨県気象75年報）

項目 / 被害別	人		建物						
	死	負傷	全壊	半壊	流失	床上浸水	床下浸水	一部破損	非住宅
被害数	15	109	1,034	2,407	40	622	961	21,516	8,036

表4 台風15号（伊勢湾台風）による被害（山梨県災害誌）

項目 / 被害別 / 町村名	罹災総数		人的被害				住家の被害				
	戸数	人員	死者	行方不明	負傷 重傷	負傷 軽傷	全壊	流失	半壊	床上浸水	床下浸水
上九一色村	59	277	0	0	0	0	15	0	43	1	0
三珠町	109	595	0	0	0	19	45	0	61	0	3
市川大門町	173	851	0	0	0	0	42	0	75	2	54
六郷町	83	424	0	0	0	2	22	0	57	1	3
下部町	116	604	1	0	0	3	37	0	75	1	0
計	540	2,751	1	0	0	24	161	0	111	5	63

二十五日一時ころ山梨県の南部に侵入し、二時ころに奥秩父方面に抜け、三時ころには三陸沖で熱帯低気圧となった。

(二)台風二六号通過時における県内の気象状況

台風二六号は、二十四日夜半過ぎに御前崎西方に上陸、二十五日一時四〇分ころには、甲府で最低気圧を観測した。このころ風雨ともピーク時を迎えて、甲府の最大瞬間風速三二・七メートルであった。

雨量は一～二時の間に、上九一色で一〇〇ミリ、睦合で八四ミリ、硯島で九三ミリ、県南部では台風二四号の影響をうけて、二十五日の夕刻まで降り続いて、本町でも三五〇ミリを超える降水量となり、県北部で一〇〇ミリをこえる雨量を示した。

台風二六号は中型の台風にもかかわらず、二十一日からの秋雨前線と、台風二四号による影響で地盤が軟弱になっていたために、山津波や山崩れが発生し、そのうえ夜間という悪条件も重なって死傷者四二七人、被害金

第12図　台風26号の降水量分布
（昭和41年9月21日～25日）

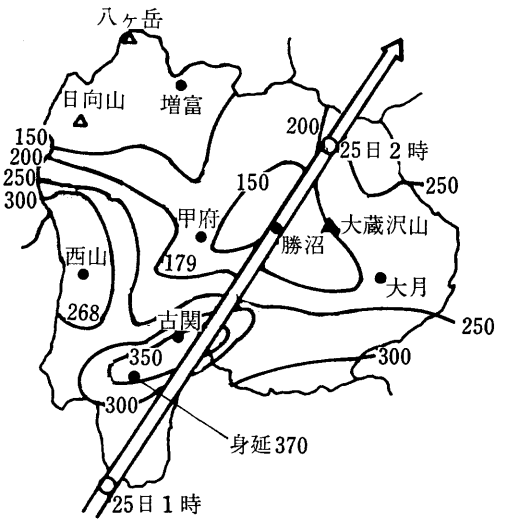

第27表　各地の雨量および風力（山梨気象75年報）

	甲府	身延	船津	初狩	精進	雨畑	古関	上九一色	富士豊茂	黒金山	奈良田
連続雨量 mm	179	376	297	178	367	295	241	300	158	190	312
最大時雨量mm	41.4	—	82.8	37	—	63	78	100	—	59	55
最大風力（階級）	8	5	10	—	7	—	—	—	—	—	—

1.　連続雨量は21日から25日まで合わせたもの
2.　最大雨量は25日0時30分から1時30分まで
3.　風力の階級
　5＝風速8.0～10.7m　7＝風速13.9～17.1m　8＝風速17.2～20.7m　10＝風速24.5～28.4m

第28表　船津及甲府の気象状況

気象	船津		甲府	
最低気圧		880.4mb		973.6mb
最大瞬間風速	南東南	40.1m	北東	32.7m
最大風速		24.7m		17.5m
最大時雨量		82.8mm		41.4mm
21日よりの降雨量		297.0mm		179.0mm

第29表　第26号台風の山梨県の被害状況（山梨県災害誌）

	区分	被害
人的被害	死者	143人
	行方不明	32
	重傷	81
	軽傷	171
	計	427
家屋の被害	全壊（流失）	312世帯
	半壊	564
	床上浸水	2,407
	床下浸水	11,061
	一部破損	3,760
	計	18,104
非住家被害	全壊（流失）	321棟
	半壊	448
	その他	1,717
	計	2,186
公共建物被害	全壊（流失）	18棟
	半壊	15
	その他	187
	計	220

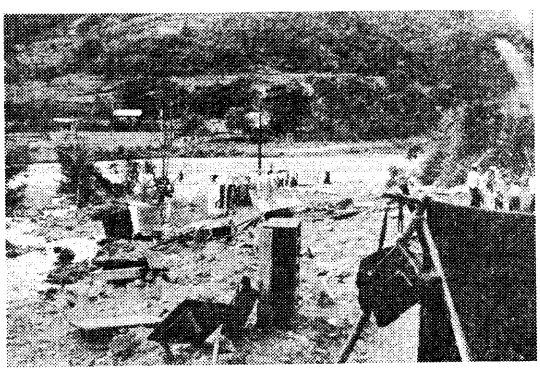

山腹崩壊による二戸全壊（桃川地内）

額二七五億円という災害であった。第二九表は県全体の被害をまとめたものであるが、死者数は昭和三十四年の第七号台風に比較して、二倍に達し、一九市町村で災害救助法の適用を受ける、大災害を被ったのである。

最も被害の大きかったのは、足和田村根場部落で、住民二一八人中、死者・行方不明合わせて六三人の犠牲者を出した。全戸数四一戸のうち全壊三二戸、半壊五戸、床上浸水四戸という惨状であった。また上九一色村では寺川が二十五日急増水して一瞬のうちに九戸を流失、二〇人が行方不明となった。

芦川村鶯宿では二十五日一時半ころより土石流がおこり、死者・行方不明者合わせて一六人を出し、全壊家屋一四戸、半壊家屋七戸を出し、笹子村においても死者・行方不明者九人、全壊家屋二三戸、三富村でも死者五人、流失家屋七戸という大災害をうけた。

㈢本町における被害状況

昭和四十年九月十七日の台風二四号の来襲に引き続いてまた大災害を被る。二十四日夜、御前崎西方に上陸した台風は、中心付近の最大風速は三〇メートルという大型台風で、二十五日午前一時ころには本県南部に達し、二時ころには奥秩父方面へ抜けていった。

本町は台風二六号の進路にあたり、しかも二十一日以来の降雨によって水かさは増し、時あたかも夜間の通過であったために、避難対策が十分でなかったのみならず、山付き地帯では一〇〇ミリを超える豪雨となって、

第30表　26号台風による各市町村の災害状況　山梨県災害誌

区分 / 市町村名	人的被害				住家被害					
	死者	行方不明	重傷者	軽傷者	全壊（流失）	半壊	床上浸水	床下浸水	一部破損	小計
					世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数
足和田村	81	13	55	38	80	11	28	40	100	259
上九一色村	12	8	6	20	15	4	57	110	—	186
六郷町	—	—	1	11	—	5	122	236	6	369
市川大門町	1	—	2	1	2	7	151	650	35	845
下部町	6	—	1	5	15	16	90	174	305	600
三珠町	—	—	—	—	6	26	43	176	130	381
鰍沢町	1	—	—	9	8	22	193	115	130	468
中富町	2	—	2	5	13	64	76	333	51	537
身延町	1	—	3	6	24	30	171	411	11	647
南部町	3	—	—	1	5	17	84	242	21	369
富沢町	2	1	1	8	8	18	99	160	250	535
芦川村	13	3	1	5	14	17	25	4	—	60
一宮町	—	—	—	2	7	5	93	409	—	514
三富村	5	—	—	4	7	21	40	5	12	85
牧丘町	—	—	—	1	12	29	53	35	98	227
上野原町	—	—	—	—	12	71	2	35	134	254
大月市	6	3	1	5	23	38	17	108	276	462
都留市	—	—	—	6	14	31	5	32	84	166
甲府市	1	—	—	23	—	3	685	4,004	11	4,703
全県	143	32	81	171	312	564	2,407	11,061	3,760	18,104

（昭和41年10月31日現在）

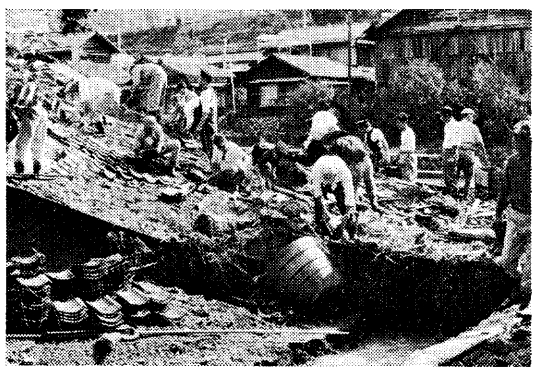

全壊家屋（常葉地内）

短時間で増水した。

町内常葉で二三七ミリ、古関で二九三ミリを記録し、過去においてもその類例を見ない豪雨となった。中でも下部の横道地区は連日の降雨で地盤がゆるみ、横道山が崩れて死者六人、重軽傷者五人、全壊家屋二戸と大きな災害を引きおこした、これは横道山のすそに人家が建てられていたことと、夜間であったことが災害をさらに大きくした。なおこの外ほかにも全壊十三戸、半壊十六戸、床上浸水一二一戸、床下浸水一八九戸という未曾有の災害を被り、災害救助法が適用された。

台風通過時の最低気圧は、八八〇ミリバール、最大瞬間風速は四〇・一メートルを記録している。立木は倒れ、屋根瓦は飛び散り、トタン板などは音を立てて散乱する状態であった。

以上主なる風水害について述べたが、次に本県及び本町における風水害について列挙すると次のとおりである。

山梨県における水害一覧表

年月日	西暦	主因	被害程度
景行天皇	一一三	霖雨	低地一帯湖水となる（日本武尊入国これを治めんがため国成の玉を埋めて退水を祈らせられた
武烈八年	五〇六	大洪水	
養老二年	七一八	大洪水	霖雨数旬に亘り諸川漲溢し田畑荒廃す
天長二年五月	八二五	大洪水	白根山大崩壊し且洪水氾濫し国中一大湖水となり水没、人命、田畑限りなし飢餓者出る
天長一〇年	八三三	洪水	御勅使川氾濫、原七郷荒蕪に帰す
仁治三年九月	一二四二	大雨	河川氾濫鰍沢方面被害甚だし
健長三年	一二五一	大水	田畑被害尠少なからず
正応四年	一二九一	大風雨	被害最も多し
応永二五年九月	一四一八	大風	諸国大木等折るなり
応仁二年八月	一四六八	大洪水	御勅使川の流域被害殊に多し
文明一四年	一四八二	大出水	大風また大雨
延徳三年七月	一四九一	洪水	大風吹きまた大水出る
明応元年六月	一四九二	大水	南都留郡谷村附近殊に甚だしく民家流亡す
〃 四年八月	一四九五	大風	作物一本も実らず飢餓す
〃 五年九月	一四九六	大風雨	諸川増水甚だしく郡内地方は一般に作物熟せず
〃 七年九月	一四九八	〃	低地は水、高地は風の被害あり
〃 九年六月	一五〇〇	大風	
〃 一〇年七月	一五〇一	大雨	昼夜大雨大水出る
文亀元年七月	〃	洪水	昼夜大雨降り大水出て悉く水に成る
永正八年九月	一五一一	大水	国々大水出る
〃 九年	一五一二	豪雨	河川の増水夥しく、石和川大出水
享禄元年六月	一五一八	大風	大風吹いて作物悉く損す
	一五二八	大洪水	田畑人家の流亡するもの多く餓死者を出す、殊に郡内地方甚だしかった。
天文二年六～九月	一五三三	大雨	数回の大雨増水し穀物凶作に陥る
〃 四年四月	一五三五	大風	大風吹いて皆家を損す
〃 五年六月	一五三六	霖雨	言語道断餓死殊更疫病はやる。
〃 七年二月	一五三八	大風	二、三月頃大風度々吹く
〃 九年九月	一五四〇	大洪水	東山梨郡栗原村（日川笛吹川）は全村砂礫荒原となる。また御勅使川暴れる。
〃 一一年九月	一五四二	〃	甲府盆地は泥砂の海と化し沃野も一木が青葉を留めず人畜の被害甚だし御勅使川釜無川氾濫暴れる（武田信玄の治水事業此の年にはじまる。）
〃 一三年七月	一五四四	大洪水	富士川大出水鰍沢被害多し
〃 一五年八月	一五四六	大雨	洪水となり殊に郡内地方山岳の崩壊多く田畑作物の被害甚だし
〃 一九年八月	一五五〇	大出水	郡内地方に餓死者出る
〃 二三年九月	一五五四	出水	降雨旬日に亘り各河川出水夥し人畜作物の被害甚だし殊に富士川の流域に多し
永禄二年	一五五九	大雨	俄かに雪しろ出る
元亀元年九月	一五七〇	洪水	風雨加うるに洪水あり、南巨摩

年月日	西暦	主因	被害程度
			郡鰍沢町被害多し、富士川合流地域
天正元年	一五七三	出水	大雨にて出水す
〃 二年	一五七四	洪水	大雨連日に亘り八ヶ岳は大崩壊し各河川増水亦夥しく北巨摩北部中巨摩南湖村流失民家田畑流亡す
〃 一一年	一五八三	大洪水	笛吹川大洪水起り殊に甲府以東に氾濫多く流失甚だし
文禄二年	一五九三	洪水	中巨摩郡下に田畑被害尠なからず三町村永源寺これがため頽廃す
慶長一四年九月	一六〇九	出水	大雨出水あり中巨摩郡下被害多く殊に大田和村被害甚大
正保元年九月	一六四四	出水	御勅使川氾濫し有野村他水下二一ヶ村水災に逢う
〃 二年	一六四五	大出水	御勅使川笛吹川大出水す
承応二年九月	一六五三	洪水	御勅使川氾濫し沿岸地方一帯に多大の被害を見た。
延宝元年九月	一六七三	大洪水	県内至る処被害を見た
延宝四年	一六七六	〃	笛吹川大洪水ありまた河口湖満水人命土地の被害少なからず
延宝七年七月九日	一六七九	洪水	作物の流亡民家の倒壊少なからず
天和元年	一六八一	〃	釜無川大氾濫し竜王村地籍堤防決壊田畑流失多し
貞享四年	一六八七	大出水	中巨摩郡下綿作水稲に被害多し
〃 五年九月	一六八八	大洪水	笛吹川釜無川に大洪水、甲府盆地は一望湖水となる人家の水没するもの無数人畜の死傷少なからず
元禄二年	一六八九	大洪水	笛吹川釜無川共に所々決壊し田畑の被害多し
元禄五年	一六九二	出水	長雨出水甚だしく作物稔らず
〃 一二年九月	一六九九	洪水	大風雨により洪水あり田畑の被害甚大なり殊に暴風洪水共に郡内地方に甚だし
正徳四年六月	一七一四	大出水	笛吹川大出水本支流沿岸人家田畑の流亡するもの多し
享保五年	一七二〇	出水	県東部一帯各河川出水黒駒村の一部落は全部流失す
〃 七年	一七二二	洪水	笛吹川釜無川各河川洪水あり堤防決壊甚だしく農作物其の他被害甚大
〃 一三年九月	一七二八	大洪水	笛吹川大洪水となり沿岸の田畑人畜の損傷激甚を極めた。殊に日川村の惨状甚だし
〃 一六年八月	一七三一	洪水	降雨二四日河口湖氾濫被害激甚国中一帯の洪水亦甚だし
寛保二年八月	一七四二	大洪水	笛吹川大洪水あり石和方面床上三尺の浸水同地一帯河原となる
宝暦七年六月	一七五七	出水	霖雨笛吹川出水石和地方堤防決壊浸水甚だし
寛政八年九月	一七九六	洪水	大風雨笛吹川最も惨を極め、決壊流亡甚だ多し
文政六年	一八二三	大洪水	金川その他の各河川氾濫し金川最も被害大きく英村一帯河原となる
〃 一一年六月	一八二八	〃	笛吹川差出水門破れ下流一八ヶ

年月日	西暦	主因	被害程度
弘化三年	一八四六	洪水	村をなめつくし甲府城下まで押寄せ大なる被害を与えた 笛吹川差出水門破壊、現時青梅街道附近一帯水災受く
安政六年九月	一八五九	〃	笛吹川差出水門より街道を押し流し水筋一帯水損を被る。
文久二年九月	一八六二	大洪水	笛吹川増水差出水門破れて下流村民水害を被ること少なからずまた郡内地方河口湖氾濫す
明治元年七月	一八六八	大洪水	田畑一円冠水流失家屋の破壊ありまた中部一帯泥水広々たる河原となる釜無川御勅使暴漲
明治八年八月	一八七五	〃	大風雨富士川増水一丈七尺堤防決壊四三ケ所（延長八四六間）破損四五ケ所（延長八九三間）農作物其の他被害大
〃 九年九月	一八七六	大暴風雨	荒川桂川富士川釜無川増水甚だしく死亡七人流失家屋八三戸堤防決壊六七六ケ所破損二九三ケ所其の他作物被害甚大
〃 一一年九月	一八七八	洪水	笛吹川八尺富士川一丈二尺増水堤防決壊六一ケ所破損三四ケ所道路流没一五〇ケ所笛吹川流域最も激しく富士川之に次ぐ午後猛雨盆を傾くが如く河川悉く増水
〃 一二年一〇月	一八七九	〃	富士川八尺堤防決壊一七ケ所破損七六ケ所に及ぶ
〃 一四年九月	一八八一	〃	暴風雨富士川一丈五尺釜無川九尺笛吹川七尺堤防決壊二二〇ケ所破損五六九ケ所農作物其の他被害多く災害は釜無流域が最も甚だしく塩川これに次ぐ
〃 一五年九月	一八八二	洪水	各河川悉く氾濫し堤防決壊四、四一一ケ所破損二、四七二ケ所道路流没三〇九ケ所人家破損四四一一戸人民流亡六農作物其の他被害甚大塩川筋最も惨状を極む
〃 一七年八月	一八八四	洪水	相模川酒匂の諸川暴漲し堤防橋梁損じたり
〃 一八年八月	一八八五	大洪水	各河川氾濫し死傷者二九名家屋破損浸水二、一一一流失六四戸堤防決壊五九八破損七五三道路流没四六一橋梁流失二一二破損二三八山岳其の他崩壊一、九〇〇ヵ所
〃 二〇年一〇月	一八八七	洪水	明治一八年の大水害により政府は堤防の改修の緊要を認め二〇年より事業に着手明治二七年漸く完成した。なお本県民謡の粘土節は此の工事中堤へ粘土を搗きながら歌われた唄
〃 二三年八月	一八九〇	〃	桂川流域に被害多し河口湖氾濫
〃 二五年七月	一八九二	大出水	笛吹川筋釜無川流域御勅使川堤防決壊多く流失浸水多し死亡六人家屋破損五六〇戸浸水九〇五戸堤防決壊一八三ケ所破損三〇五道路流没一、五三八橋梁流破

年月日	西暦	主因	被害程度
明治二六年八月	一八九三	洪水	一、一二五山岳その他崩壊多し釜無川氾濫塩川御勅使川堤防決壊
〃 二七年八月一〇～一四	一八九四	台風	風雨のため県内に顕著な被害生じた
〃 二九年九月六～一二	一八九六	台風	釜無川流域被害甚大特に御勅使川出水甚だしく塩川上流崩落あり酸鼻を極む笛吹流域の浸水域大
〃 三一年九月四～七	一八九八	〃	豪雨滝の如く河川悉く氾濫し山岳崩落甚だしく北巨摩郡下被害最も大なり中巨摩東八代郡これにつぐ侍従差遣さる死者一五〇人流失家屋四五〇戸最大日雨量一六六、〇ミリ
〃 三三・九・二二～二三	一九〇〇	〃	本県附近通過台風を起し未曾有の大風雨にて被害甚大
〃 三九年七月一二～一七	一九〇六	梅前	荒川の被害甚大増水四、三メートル三ツ水門附近より決壊また清川睦沢流れる甲府南部の浸水二メートル以上塩川これに次ぎ韮崎附近最も大、最大日雨量一七〇、五ミリ
〃 四〇年八月二二～二八	一九〇七	台風	五〇万県民挙げて死地に陥りし大厄、大小河川悉く氾濫山腹崩れ夥しく日川重川及御手洗川流域で日川村村一帯見渡す限り河原と化す（四〇年の大水害、この時笛吹川対岸罹災民に猟銃を合図として障子八枚建て列らね「コメキタアスヤル」とせしは史話として有名である）
〃 四三年八月二～一七	一九一〇	梅前台風	豪雨連日に亘り県下一面大洪水荒川塩川が大氾濫を示し甲府市はじめ盆地南部被害甚大面積四〇年に劣らず大きかった此の年御料林の下賜あり治山治水にめざめ森林育成に努めたなお御下賜に対し甲府舞鶴城公園に謝恩塔をたて三月一一日を恩賜林記念日とし今の世まで恩恵をたたえている。最大日雨量二二二、〇ミリ
大正元年九月二二～二三	一九一二	台風	稀有の風威を呈し被害甚だしく人畜死傷家屋倒壊橋梁流失堤防決壊農作物その他被害甚大特に風害激甚なり
〃 二年一〇月一～四	一九一三	〃	季節風相応の大雨を起し台烈風を測る状況を示した。
〃 九年八月二～六	一九二〇	〃	家屋倒壊堤防決壊交通機関の破損浸水し特に南都留郡下に被害多し
昭和一〇年九月二一～二六	一九三五	前線台風	全県下に亘り成熟期にあった葡萄果樹農作物等著しく総額五〇〇万円富士川塩川荒川御勅使川筋一帯が激甚で県下一円に甚大な惨害を与えた。堤防決壊流失道路橋梁の流失が最大
〃 一一年九月二六～二七	一九三六	前線低	東山梨東八代郡の笛吹川金川日

年月日	西暦	主因	被害程度
昭和一二年七月一四～一七	一九三七	梅雨前気圧	川の流域に被害多し死者二二人最大日雨量二一〇ミリ盆地東側の山脈を境とし盆地中部に多く北都留郡一部及び北部山間地域は意外に少なかった
〃 二〇年一〇月三～五	一九四五	前線台風	各河川大増水破堤氾濫流失夥しく即ち芦川筋は最も暴威を振ったまた中巨摩滝沢川及東八代の滝戸川も決壊したまた各地山の崩落も多し最大日雨量二四四、五ミリ
〃 二二年九月一三～一五	一九四七	台風（カスリン）	笛吹川上流及重川金川日川御手洗川笹子川において被害甚大特に東八代郡浅間村は各所に被害甚大なお橋梁の流失多し最大日雨量二一三、八ミリ
〃 二三年九月一五～一六	一九四八	台風（アイオン）	笹子川筋に多く大月市地内と北巨摩一部と東山梨郡下大、最大日雨量二二三、三ミリ
〃 二四年六月一六～二二	一九四九	前線台風	県南部に多く北に行くに従って少なかった。
〃 八月三一～九	〃	台風（キティ）	県南部富士川筋及び重川日川笹子川筋が最も多い
〃 二五年六月六～一四	一九五〇	梅雨前	南巨摩郡下西八代郡の南部が最も多く中巨摩郡西部これに次ぐ
〃 二八年九月二三～二五	一九五三	台風一三号	暴風雨による農作物果実に被害あり県下全般に亘る風害は山岳地方甚大出水に県南部地方特に早川入り及び奥地の西山村に至って甚大
〃 三一年九月二五～二七	一九五六	台風一五号	県西南部アルプス系南西斜面最多雨二四〇ミリメートル以上次いで南東岳麓盆地に概して少なかった
〃 三三年九月一七～一八	一九五八	台風二一号	大雨に加えて烈風あり近年稀な被害、河川道路橋梁損壊及び流失収穫期を控えた稲果樹の倒伏落果
〃 三四年八月一二～一四	一九五九	前線台風七号	未曾有の大暴風雨各河川の大氾濫続出明治四〇年以来の大水害となり家屋田畑の流失と多数の犠牲者を出した。また倒壊千数百戸その他甚大全県下に多数の倒壊家屋含む風害が大七、〇〇〇戸に及ぶ早川流域を中心とした県西部に特に水害多葡萄はじめ一般農作物も甚大最大日雨量一六〇、三ミリ
〃 九月二六～二七	〃	台風一五号伊勢湾台風	台風七号の総被害額三一一億二〇〇〇万円台風一五号は八九億二、〇〇〇万円災害救助法適用台風七号四八市町村台風一五号四九カ市町村
〃 三六年六月二三～二九	一九六一	前線台風	三市七町村にわたり死者五行方不明一流失家屋五床上浸水八三七があり特に鼓川の山津波坪川の決壊があった最大日雨量一八二、四ミリ
〃 九月一五～一六	一九六一	台風第	負傷者一八全壊家屋四四戸で峡

年月日	西暦	主因	被害程度
昭和三七年八月二五～二六	一九六二	台風	二室戸東郡内方面の風による被害県南部の富沢町に集中した山崩れ家屋の浸水等が一部に発生したが農作物の被害は少なかった
〃　三九年九月二三～二五	一九六四	〃	水稲を中心とした農作物の被害の最も大きかった家屋の破壊浸水等で建造物の被害は主として県南部に多かった。
〃　四〇年九月一六～一七	一九六五	台風	風は県下一円に吹いたので農作物建造物の被害は各地に発生した水による被害は甲府盆地以西がめだって多かった。
〃　四一年六月二七～二八	一九六六	台風	農作物の被害は少かったが大雨による河川の被害農業施設の被害等土木被害は大であった
〃　七月二二		雷雨	甲府市の中心から北部にかけてすさまじい雷雨は急激な出水をおこし山間部では山崩れ河川の氾濫著しく護岸欠壊家屋の倒壊流失を起し又下流朝日町を中心とした市街地は全市の三分の一に当る一四、〇〇〇世帯が浸水し死者一名全半壊家屋は一〇〇戸に達する災害となった被害の中心は相川上流の積翠寺及朝日三丁目であるこの災害に対して甲府市は災害救助法を受け自衛隊の応援をうけた
〃　九月二一～二五		前線台風	台風の進路に当たった南都留南巨摩西八代郡等の県南部に被害は集中した急激な出水により土質を崩壊し山津波を起し麓の部落を押し流した足和田村の三六戸をはじめ県下の全壊家屋は一〇〇戸を上回り特に今時の被害は人的被害が多く昭和三四年の七号台風時の二倍で一七四名にのぼる大災害であったまた県下では一五か町村が災害救助法の適用をうけた。

下部町における水害一覧表

年月日	西暦	状況
文明七年八月三日	一四七五	大洪水あり作物被害甚大
〃 一四年	一四八二	台風大洪水長雨にて作物稔らず飢渇する者多し
明応元年	一四九一	大雨降り各処田畑流失多し
〃 七年八月二八日	一四九八	大暴風雨各処山崩各河川氾濫して田畑橋流失す
〃 九年五月一八日	一五〇〇	暴風襲来被害甚大なり
永正一四年七月一三日	一五一八	暴風雨あり諸川洪水被害多し
天文八年八月	一五三九	大洪水のため常葉村奥田の若宮八幡宮流失波高島村で拾い上げ富士川左岸に祀る祭神大鶴鶏命他に天文一九年ともいう
天文九年八月一一日	一五四〇	暴風雨襲来して被害甚大なり（釜無川の信玄堤は此の年に築造）
〃 一五年七月一五日	一五四六	大雨降り続き大出水被害多し
〃 一九年八月二八日	一五五〇	大雨洪水のため常葉若宮八幡神社を吹き落し流失、波高島穴山梅雪家臣佐野庄五郎信義拾い上げて前に祀り後現在地に祀る他に天文八年八月ともいう。
永禄三年九月	一五六〇	一〇月まで雨降り続き収穫皆無疫病流行
天正一一年七月	一五八三	大洪水発生して被害多し
寛永五年春	一六二八	大出水して被害甚大
承応三年八月	一六五四	大雨降り続き河川氾濫被害多し
明暦元年八月一〇日	一六五五	巳の刻より大風吹き家屋や大木の倒れるもの多し
寛文一〇年六月三日	一六七〇	大雨大洪水おこる
元禄二年七月七日	一六八九	大洪水被害甚大
〃 一二年八月一五日	一六九九	辰巳の大風雨戌の刻より丑の刻まで吹き民家多数損じ竹木折れ枯る
〃 一四年七月一九日	一七〇一	一八、一九日大洪水にて被害多し
宝永四年一〇月	一七〇七	上之平村中尾沢氾濫総戸数四三戸中流失及び埋没戸数三九戸に及ぶ
正徳三年八月	一七一三	大雨降り満水
享保一三年七月八日	一七二八	大水害あり各地に死者多数あり
〃 一五年八月一一日	一七三〇	大出水各地に被害あり
元文元年八月一七日	一七三六	大風満水切房木村川除欠損甚だしく御普請方名主元右衛門から御代官へ陳情
元文四年七月七日	一七三九	大洪水各河川満水となる。
宝暦三年八月一八日	一七五三	大水害被害多数
寛政二年八月一九日	一七九〇	古関村大洪水中ノ沢山崩落して人家三戸及地蔵堂流失其の際地蔵尊の片腕を折るこれを戌年の荒という
〃 三年八月五日	一七九一	大洪水農作物被害甚大
享和二年六月	一八〇二	大洪水にて切房木の堤防切れ大破す
文政一一年七月三日	一八二八	六月二九日から大雨出水にて大磯川氾濫道村分にて田二反五畝新田二反歩切房木分にて田五反歩畑五畝歩流失につき道村名主善兵衛長百姓周兵衛百姓代七左衛門切房木名主岡右衛門長百姓儀八百姓代嘉右衛門連名にて市川御役所に届出づ
元治元年八月	一八六四	大風にて道村清久寺山門倒壊す
〃 八月七日	〃	大風雨にて人家一七軒潰れる
慶応二年八月二日	一八六六	大風にて瀬戸村徳岩院倒壊す
明治元年七月	一八六八	大豪雨三沢村にて家屋流失死者一人八月三沢村二戸水害の為半壊につき救恤

年月日	西暦	状況
明治三年八月	一八七〇	金一戸につき三分お手当下され候
〃　九月八日	〃	水害のため堤防欠潰次の通り上之平村一五〇間一色村七間波高島村一八〇間三沢村一二〇間
〃一〇年一〇月二日	一八七七	大暴風雨のため被害次の通り一色村全潰四軒岩欠村三軒大炊平村二軒道村二軒半潰三二軒北川村二軒半潰九軒上之平村全潰一軒折門村一軒
〃一一年九月一一日	一八七八	大風雨あり被害甚大
〃一七年一〇月	一八八四	道村地内大磯小磯川堤防一七三間欠壊三沢川地内三沢川堤防一一六間及び五五間欠壊す
〃二二年九月一一日	一八八九	大暴風雨あり被害甚大
〃四〇年八月二三～二五	一九〇七	暴風雨のため諸川暴漲し堤防決壊橋梁流失被害甚大なり
〃四二年九月一〇～一一	一九〇九	稀に見る大水害にて被害甚大なり三日間は立洪水で三日三晩降り続き隣家も見えない程降ったと古老は語る河口湖調べでは六〇〇～七〇〇ミリの降雨量という田畑の流失は八・六ヘクタールで地域的には常葉川沿岸地域三・六ヘクタール古関地区反木川常葉川沿岸の流域二ヘクタール三沢川、樋田川流域三ヘクタールで県下死者二三三人流失家屋四、五〇〇戸田畑の被害は甚大であった水害対策県民大会を開催、参会者六〇〇人であった。
〃四三年八月一〇	一九一〇	降雨大洪水被害甚大
〃四四年三月一一日	一九一一	大水害被害甚だし
大正七年九月二四日	一九一八	明治天皇は特別の思召をもって山梨県下の入会御料地全部を本県県有財産として御下賜になったその御下賜になられた御趣旨は山梨県は累年水害を被り民力の衰退の窮状をお救い下さったためであった。台帳面積では二九八、二〇三町歩実測で一六三、九〇〇ヘクタールで本県林野面積（三四万ヘクタール）の半分を占めている。本町における恩賜林保護財産区は旧古関村一、二一九・〇〇ヘクタール旧富里二、五〇〇・五九計三、七一九・五九ヘクタールで町面積の約三割に当る此の広大なる恩賜林の経営は長い間本町の治水経済元に大きく貢献した。
大正一〇年九月七日	一九二一	富里村竹の島地内大黒沢暴風雨のため氾濫し全半壊六戸に及ぶ この日暴風雨のため大黒山の崩壊一〇町歩にも及び押し流された土石流によって全壊四戸田畑の被害一町歩余りこの日の未明逃げ遅れし人二人、一人は寺の大きな石に上り一人は大きな松の木に登って救助された。今尚その大石の三分の二は埋もれているが、人助けの石と里人から親しまれていると古老は語ってくれた。尚古関小学校根子分教場はこの暴風雨で倒壊した。
昭和一〇年九月二四日	一九三五	豪雨各河川大洪水にて三沢橋流失他数橋傾く 台風襲来被害甚大

年月日	西暦	状況
昭和一三年六月二九日	一九三八	集中豪雨により被害多し
〃 二〇年九月一七日	一九四五	台風襲来被害多し
〃 一〇月五日	〃	集中豪雨久那土村では奥抔七人切房木道三保各一人死亡、峡南農工学校運動場大半流失身延線不通となり一一月半ばに開通す。此の日三沢奥抔裏山一町歩余に亘って崩落、民家四戸押潰されこの時町内各河川共氾濫し山の崩落、田畑の流失が相次ぎ橋梁悉く流失した
〃 二二年九月一五日	一九四七	集中豪雨のため河川氾濫中央線身延線共に不通となる。そのため天皇陛下の御来峡延期さる。
〃 二五年六月一四日	一九五〇	連日の豪雨で久那土村樋田天神社境内崩落土蔵一倒壊す
〃 二七年六月二三日	一九五二	ダイナ台風襲来被害甚大
〃 二八年九月二三日	一九五三	台風一三号襲来被害甚大
〃 二九年九月二六日	一九五六	台風二六号襲来被害甚大
〃 三三年七月二三日	一九五八	台風一一号の豪雨により波高島鉄橋流失電車不通八月七日まで徒歩連絡他にも被害多し
〃 三四年八月一四日	一九五九	台風七号襲来被害続出身延線は二〇日まで不通となる。
〃 九月二六日		台風一五号襲来切房木で全壊四戸半壊八戸其の他被害甚大（伊勢湾台風）ともいい慈観寺庫裏倒壊す。
〃 三六年六月二七日	一九六一	集中豪雨被害多し
〃 九月一六日	〃	台風一八号大暴風雨各河川氾濫し沿岸を崩壊し橋梁の流失多し
〃 三七年八月二五日	一九六二	台風一四号襲来
〃 三九年九月二五日	一九六四	台風二〇号襲来
〃 四〇年九月一七日	一九六五	台風二四号襲来大草堤小坂向田堤大堰堤清久寺前各欠潰樋田一名死亡
〃 四一年九月二五日	一九六六	台風二六号襲来下部横道山崩れ死傷者七人災害救助法が適用される。全壊一五棟

第四節　水防体制

洪水または高潮に際し水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持する目的で昭和二十四年六月水防法が制定された。同法第二十六条に指定管理団体の水防計画、その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、水防協議会を設置することに定められており、これにもとづいて同三十七年十月「下部町水防協議会条例」が制定された。

下部町水防協議会条例（昭和三十七年十月二日条例第百十一号）

（目的）

第一条　水防法（昭和二十四年六月法律第百九十三号）第二十六条第三項の規定による下部町水防協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

（会長の職務）

第二条　会長は、会務を処理し、協議会を代表する。

2　会長は、会議を招集し、その議長となる。

3　会長事故あるときは、その指名する委員がその職務を代表する。

（委員の任期）

第三条　関係行政機関の職員のうちから命ぜられた委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　会長において特別の事情があると認めたときは、前項の規定に拘らずその任期中においてもこれを免じ、又は解任することができる。

（協議会）

第四条　協議会は、委員の三分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2　協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

（幹事及び書記）

第五条　議会に幹事及び書記各々若干名をおき、会長が命じ、又は委嘱する。

2　幹事は、会長の命を受け庶務を処理する。

3　書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

（報酬及び費用弁償）

第六条　協議会委員に支給する報酬並びに費用弁償の額及び支給方法は、下部町各種委員等の報酬並びに費用弁償に関する条例（昭和三十一年下部町条例第十五号）による。

（会長の定める事項）

第七条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五三年条例第二五号）

この条例は、公布の日から施行する。

前述の水防協議会の設置により指定管理団体の水防管理者は水防協議会にはかって、県の水防計画に応じた水防計画を定め、知事の承認を得てこれが実施にあたっている。

本町の水防計画

水防法第二十五条の規定にもとづく水防計画は、総則、水防組織、水防区域の重要度、設備資材輸送等の整備確保、気象水位状況の観測通報連絡通信連絡、出動及び作業、その他の項から成り、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって町内河川の洪水による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

次に計画の一部を記すれば、

○水防組織

水防団の組織

町長は、区域内の河川の水防に対しては消防団をあてる。

(1)組織は次のとおりである。

消防団 ｛第一分団――各部
　　第二分団――各部
　　第三分団――各部｝

(2)　組織表

	消防団員数	区域	河川名
第一分団	一八七	常葉地内	栃代川、下部川
		下部地内	雨河内川、常葉川、一色川
		一色地内	
第二分団	一二五	車田地内	三沢川
		三沢地内	三沢川
		上田原地内	田原川
		道地内	三沢川
		樋田地内	樋田川
		古関地内	反木川
		根子地内	反木川

第三分団	八五	中之倉地内 常葉川
		釜額地内 釜額川
		大磯小磯地内 三沢川

水防本部の組織

(1) 組織系統

本部長　町長
副本部長　助役
指揮班　総務課長
副指揮班　土木課長
〃　経済課長
〃　民生課長

(2) 各班事務分担

1 庶務班

イ 情勢に応じての緊急対策の樹立。
ロ 水防工法の技術指導
ハ 水防警戒に関する事項
ニ 各係員に対する召集
ホ 水防資材の調達並に輸送
ヘ 休養、糧秣に必要なる一般庶務。

2 連絡班

イ 町内、市川土木事務所、市川警察署の連絡情報の蒐集。
ロ 被害状況その他の調査蒐集及び広報撮影

3 交通班

イ 交通の確保
ロ 交通不能箇所の交通に関する事項

(3) 連絡系統図

連絡系統図は次のとおりである。

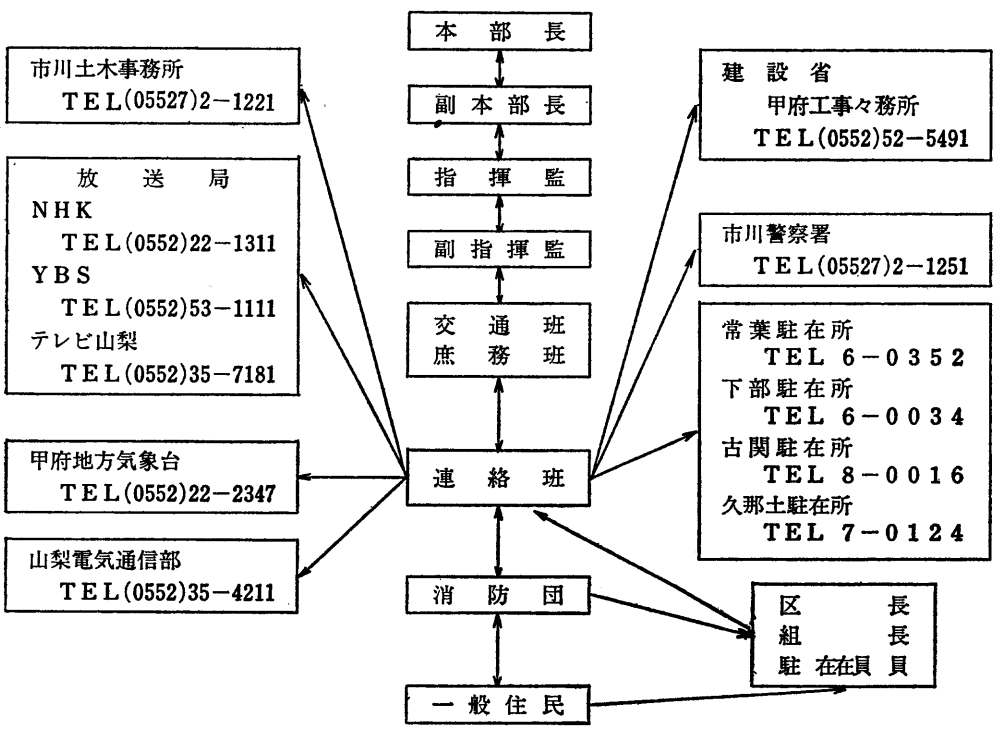

○設備資材輸送等の整備確保

1 輸送の確保

(1)水防本部、各支所管内との輸送経路については、本部において管内からの通報に基づいて状況に従って通行路線を決定し、輸送の確保を図る。

(2)水防本部、各支所間の輸送経路については、各支所よりの報告に基づいて、実情により通行路線を指示する。

(3)　水防本部長は、管内の重要水防区域についてはあらゆる状況を推定し、輸送経路見取図を作成し、市川土木事務所に提出しておくものとする。

1　附近見取図に道路幅その他通路のわかる輸送網図

2　万一に備えて多角的輸送路の選定図

○気象水位状況の観測通報連絡。

水防法第一〇条の二項の規定により洪水予報を行なう河川及び第一〇条の四の規定により水防警報を行なう区域に関しては、各々その項に示す要領により行なうものとする。

1　水防本部は、気象の状況により相当の降雨が認められたとき、または、甲府地方気象台から要求のあったときは、市川土木事務所長と緊密なる連絡を取り、必要に応じて管内の雨量を次の通り報告すると共に、甲府地方気象台に通知する。

通報基準

イ　時間雨量が二〇ミリを超えたとき

ロ　三時間雨量が五〇ミリを超えたとき

ハ　イロについて報告開始後、降雨継続の場合は一時間ごとに連絡する。

ニ、通報の必要がなくなったときは、その都度、甲府地方気象台より連絡する。

2　水位の観測通報

水防管理者は、自からの判断で出水の恐れのあることを知った場合及び洪水予報または水防警報による出水の通知があった場合は水位の変動を監視して、通報水位に達したときから直ちに市川土木事務所長に水位の報告をする。

○通信連絡

1　水防通信連絡系統

水防時に必要とする連絡のため、電話・電報の通信を要する主なる系統は、前述水防本部の組織(3)連絡系統と同様である。

次にかかげるものの通話は確実な方法をとり、受報者の確認を得るものとする。

1　水防本部の指示

2　洪水予報及び水防警報

2　通信連絡方法

水防上緊急を要する通信については概ね下記によるほか、非常の場合は甲府放送及び山梨放送により連絡するものとする。

第一連絡　加入電話

第二連絡　警察電話

第三連絡　鉄道専用電話

第四連絡　無線

第五連絡　電報

第六連絡　自動車、鉄道

第七連絡　自動車

第八連絡　徒歩

○出動及作業。

1　水防管理団体の非常配備

水防管理者は、管内の消防団を配備につかせるための指令は次の場合に発するものとする。

1　水防管理者が自からの判断により必要と認める場合

町内雨量観測所は、次のとおりである。

番号	級別	河川名	雨量計位置 郡市	雨量計位置 町村	雨量計位置 位置	種別	管理者	観測者	備考
		本栖湖	〃	〃	中之倉	普	日軽	赤池信一	（〃）七―〇九三〇
		下部川	〃	〃	湯之奥	普	山梨県	浦田博	（〃）六―八一六七
		常葉川	西八代	下部	常葉	自	建設省	職員	（〇五五六三）六―〇〇一一

町内水防倉庫設備資材、器材は次のとおりである。

（昭和五十四年度）

番号	所管別	河川名	国庫非国庫別	面積	管理責任者	位置	備蓄資材 土木器具	鋸・ナタ	照明具	その他	木材	空俵	むしろ	縄	蛇籠	鉄線
一	下部町	三沢川	国庫	三三・〇	下部町長	下部町車田地内	一四	三	二	四	二一〇	五〇〇	一〇	五	一七	一三〇
二	〃	常葉川	非国庫	三三・〇	〃	〃竹之島地内	一五	四	二	一三	一二〇	四〇〇	一五	四	三二	三五〇
三	〃	三沢川	〃	三三・〇	〃	〃三沢地内	五	二	一	六	四四	四〇〇	八	六	三二	三〇〇
四	〃	反木川	〃	三三・〇	〃	〃古関地内	五	四	一	七	一二〇	二五〇	八	五	一一	一五〇

2　水防警報指定河川にあっては、知事からその警報事項の伝達を受けた場合
3　緊急にその必要があるとして、知事から指示があった場合

2　本部員の非常配備
水防管理団体本部員の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、水防管理者はあらかじめその態勢を整備しておくものとする。

3　消防団に対する非常配備
(1)　待機　消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の状態を握することに努め、また一般団員は直ちに次の段階に入り、待機命令は概ね次の状態の際発するものとする。
1　洪水予報が発せられたとき
2　県水防本部が待機の態勢に入ったとき。
(2)　準備　消防の部長、班長は所定の詰所に集合し、または資材器材の整備、点検作業、人員の配備計画等にあたり、水防上危険である工作物のある箇所への団員の派遣、水位観測堤防監視等のため一部団員を出動させる準備命令は、概ね次の状況の際に発するものとする。
1　河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測されるとき。
2　水防警報が通知されたとき
3　自から必要と認めたとき
(3)　出動、消防団員の一部または全員が所定の詰所に集合し、警戒配置につく出動命令は、概ね次の状況の際発するものとする。
1　河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇の恐れがあるとき。
2　水防警報（出動）が通知されたとき
3　自から出動を必要と認めたとき
(4)　報告、次の場合には水防管理者は市川土木事務所に報告し、事務所長は県に報告するものとする。
1　警戒水位に達し、またそれ以外の場合においても水防団及び消防機関が出動したとき。
2　危険が増大して水防作業を開始したとき。
3　堤防その他異状を発見したとき

2　非常配備
1　水防非常配備の種類を次の三種類とする。
1第一配備態勢　少数の人員で主として情報の収集及び連絡に当り、事態の推移によっては直ちに招集、その他の活動ができる態勢とする。
2第二配備態勢、所属人員の約半数を動員し、水防活動の必要な事態が発生すればそのままで水防活動が遅滞なく遂行できる態勢とする。
3第三配備態勢、所属人員全員を動員する完全なる水防態勢。

○水防作業
1　水防工法

○川倉
水中川表法裾などに欠け込を生じたる時、拡大防止する方法にして、陸上にて木材を鉄線、または竹を以て結び付け、所定の位置に結び付けるもの。
材料＝木材、鉄線・竹蛇籠、玉石

○木流（竹流し）
樹木の種類は杉・檜・松・櫟・楢など枝葉多くかつ強きを良とする。梢を下にして欠口に流し、樹枝に土俵または砂利俵に重しを結び付け、割竹、あるいは鉄線にて天端を留め杭に繋ぎ留めるもの
材料＝流木・生竹・杭木・空俵・縄・鉄線

○積土俵
この工法は堤体の沈下の場合、あるいは堤高以上の水位に達する時

は、天端表高より五〇センチないし一メートルを隔て所要の高さまで土俵あるいは土のうを積立みてる

材料＝空俵及び縄、杭木または青竹

○むしろ張り

堤防の表法の垂下あるいは波欠を防止する方法で、むしろとむしろを縫い合わせ竹を取り付け土俵を縛り、これを巻き置きて法面に転がし其の元付けは縄または鉄線にて天端留め杭に繋ぐ

材料＝空俵、縄、むしろ、杭木、鉄線

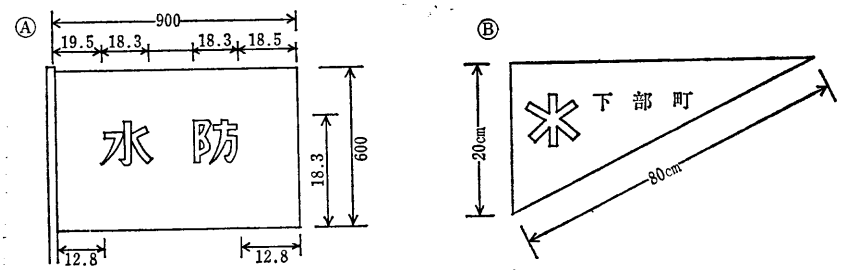

註　水防赤字　赤線取線は6糎とす。太さは3糎とす。

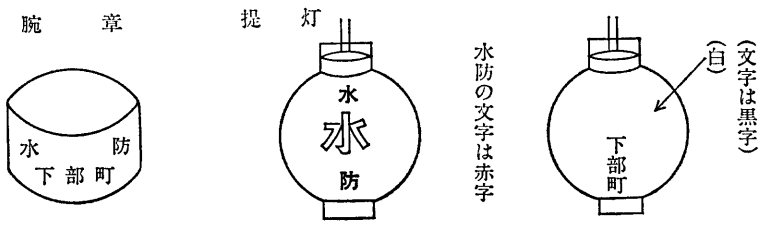

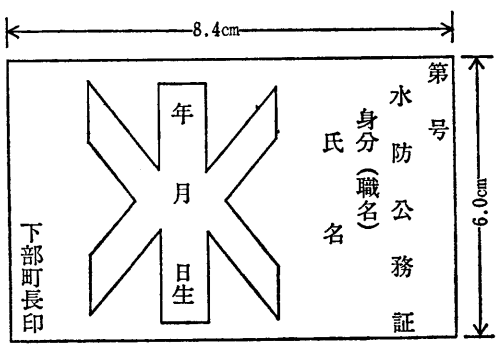

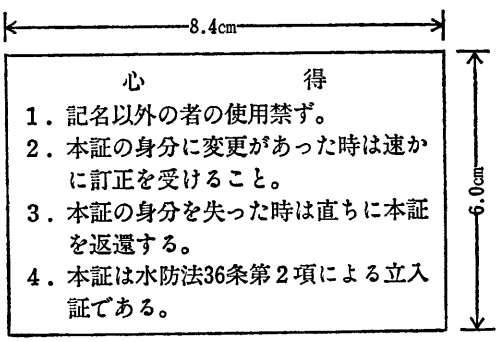

2　水防上の心得

1　消防団員は出動前よく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領などを家人に伝え、後顧の憂いをなくしいったん出動したなら命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。

2　作業中は終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。

○水防自動車及び身分証明

1　水防標識　水防作業を正確迅速かつ規則正しい団体行動をとらせるため、次の標識を定める。

1　水防要員の標識　左腕に腕章をつける

2　屯所の標識　昼間の標識はⒶを揚げ、夜間は提灯を掲げる。

3　水防用自動車優先通行標識、Ⓑを掲げる。

○水防信号は次のとおりである。

1　信号は適宜の時間継続する。

2　必要があれば警鐘信号及びサイ

水防信号

種類	設備	警鐘信号	サイレン信号
第一信号	量水標水位が警戒水位に達し、なお増大の恐れあることを知らせるもので、水防関係者が待機し資材の手配準備をするもの	○休止　○休止	約五秒　約五秒　約五秒 約五秒　約五秒　約五秒 ○——　○——　○—— 休止　休止　休止
第二信号	水防機関に属する全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	約五秒　約五秒 約五秒　約五秒 ○——　○——
第三信号	水防管理者の区域内に居住するものの出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○—○ ○—○—○—○—○	約一〇秒　約一〇秒 約五秒　約五秒 ○——休止　○——休止
第四信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱打	約一分 約五秒 ○——　○——

立退き計画

土木水防支部名	番号	水防管理団体名	河川名	避難立退区域	避難人員	避難立退き予定地	避難立退き経路
	二五	下部町	三沢川	下部町車田・三沢	一五〇	久那土小学校	町道・県道利用
	二六	〃	栃代川	〃　常葉	一三〇	下部中学校	〃
	二七	〃	下部川	〃　下部	一八〇	下部物見台	〃

レン信号を併用することも差し支えない。

3　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

○避難のための立退き

1　水防管理者は自ら防ぎょする堤防等が破堤の危機にひんした場合には、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立退きまたはその準備を通信連絡系統により指示するものとする。

2　立退き計画の主なる事項次のごとし、

(1)　立退きを要する人口、世帯数

(2)　避難地点及び避難地点までの連絡

○水防訓練及び常時監視

1　水防訓練

1　指定消防管理者は、六月までに一回以上県水防指導員の指導により、水防訓練を行うものとする。

2　演習要領　本町水防演習の要領は、県水防演習に準じ市川土木事務所長と協議の上、水防管理者が定めるものとする。

2　常時監視

水防管理者（団体）は、六月までに土木事務所職員と共に河川堤防その他水防に関係ある工作物等を巡視するものとする。

○公用負担

1　水防法第二一条により水防のために必要あるときは、水防管理者や、消防管理者は消防機関の長等に次の権限を行使することができる。

1　必要な土地の一時使用

2　土石、竹木、その他の資材の使用

3　土地、土石、竹木、その他資材の収用

4　車輛、その他運搬具または器具の使用

5　工作物、その他の障害物の処分

2　公用負担権限委任証明書

公用負担命令権限書

身分　　所属

右の者に　　の区域に於ける水防法第21条第１項の権限行使を委任した事を証明する。

昭和　　年　　月　　日

水防管理者

氏名　　印

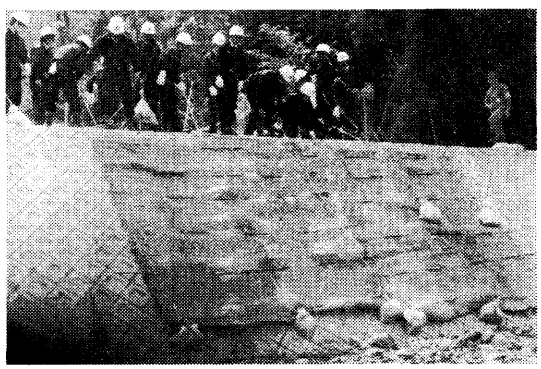

水　防　訓　練

水防法第二一条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者または消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行、必要ある場合にはこれを提示するものとする。

3公用負担命令

水防法第二一条の規定に、公用負担を命ずる権限を行使する際は原則として次のような命令票を目的物の所有者、管理者またはこれに準ずべき者に手渡して、これをなすものとする。

第　　号　公用負担命令書

目的物　　種類　　員数

負担内容　　使用　　権目　　人分

昭和　　年　　月　　日

下部町長　　印

事務取扱者　　印

殿

町内重要水防区域及び土石流発生危険区域重要水防区域

（昭和五十四年度計画）

土木水防支部名	担当水防管理団体名	河川名	位 町・大字	左右岸別	延長(m)	重要度 階級	重要度 種別	注意を要する理由	水防倉庫
〃	〃	常葉川	波高島	右	一五〇	b	水衛箇所	護岸老朽	下部町竹の島水防倉庫
〃	〃	〃	杉の木	右	一五〇	a	〃	〃	〃
〃	〃	〃	常葉	左	一〇〇	b	〃	〃	〃
〃	〃	〃	古関	右	一〇〇	b	〃	〃	下部町瀬戸水防倉庫
〃	〃	反木川	根子	右	一〇〇	b	〃	護岸軟弱	下部町瀬戸水防倉庫
市川	〃	下部川	下部	左右	六〇〇	a	水衛箇所	護岸軟弱	下部町竹の島水防倉庫
〃	〃	栃代川	常葉	左	一〇〇	b	〃	〃	下部町竹の島水防倉庫
〃	〃	田原川	上田原	左右	五〇〇〇	a	堤防高水衛箇所	護岸老朽、断面不足	下部町三沢水防倉庫
〃	〃	三沢川	三沢	右左	二〇〇〇	a	水衛箇所	護岸老朽	〃
〃	〃	樋田川	久保	右	二〇〇	b	〃	護岸老朽、護岸軟弱	下部町車田水防倉庫
〃	〃	常葉川	波高島	左	三七〇	a	堤防高	未改修	下部町竹ノ島水防倉庫

土木水防支部名	水防管理団体名	幹川名	溪流名	位置	保全対象区域の現況 人家戸数	保全対象区域の現況 公共建物	備考
市川土木事務所	下部町	樋田川	中村川	下部町			
〃	〃	三沢川	峰沢川	〃	三		
〃	〃	常葉川	花柄沢川	〃			
〃	〃	〃	大黒沢川	〃	三		
〃	〃	〃	竹の沢川	〃	四		
〃	〃	〃	水所沢川	〃	二		
〃	〃	三沢川	はんがら沢	〃			
〃	〃	一色川	天神沢川	〃	三		
〃	〃	樋田川	下堀切沢	〃			
〃	〃	〃	嶺沢	〃			
〃	〃	下部川	湯の沢	〃	八		
〃	〃	富士川	一色川	〃	三〇	公民館	
〃	〃	一色川	樋口沢川	〃	五		
〃	〃	〃	地蔵沢川	〃	九		
〃	〃	常葉川	釜額川	〃	二五		
〃	〃	樋田川	小沢川	〃	六		
〃	〃	三沢川	西沢	〃	一一		
〃	〃	〃	切房木沢	〃	二七		
〃	〃	〃	年林沢	〃	五		
〃	〃	〃	芝山沢	〃	五		
〃	〃	〃	鍋倉川	〃	七		

市川土木事務所	下部町	三沢川	中尾沢川	下部町	一二	
〃	〃	〃	からす沢	〃	九	
〃	〃	葉常川	古関沢	〃	一〇	学校、郵便局
〃	〃	〃	中之倉沢	〃	一〇	
〃	〃	〃	中屋敷沢	〃	一〇	
〃	〃	反木川	根子沢	〃	一二	
〃	〃	釜額川	三ッ沢	〃	一三	
〃	〃	栃代川	釜沢川	〃	一〇	
〃	〃	常葉川	出口沢	〃	九	
〃	〃	反木川	西沢川	〃	五	
〃	〃	下部川	寒伴沢川	〃	六	
〃	〃	〃	検行沢川	〃	五	
〃	〃	栃代川	岩かけ沢	〃	一〇	
〃	〃	三沢川	芝草沢川	〃	一二	
〃	〃	常葉川	山口沢	〃	一二	

第五章　その他の災害

第一節　地震災害

地震はその災禍が広範にわたり、かつパニックを引き起こし易い状態をつくる極めて恐ろしいものである。我が国は環太平洋地震帯に属して、世界有数の地震国である。過去においてマグニチュード七以上の大地震に、たびたび見舞われて、大きな被害を被っている。

地震の発生原因については、弾性反発説（断層）岩漿貫入説　岩漿爆発説などいろいろの説がある。県内を震央として発生する地震は、他県に比較して割合多く、地域的発生頻度は高い。大正末期からの統計によれば、有感地震回数は四一五回で、震源地は富士山麓が最も多くて二七%、道志川、桂川流域がこれについで二五%、次いで県西部及び東部地域となっている。

1 安政大地震

安政元（一八五四）年に発生したマグニチュード八・四のいわゆる安政の大地震は、本県においても富士川沿岸の峡南地域と、甲府市の南部に至る地域には、相当な被害をもたらした。

本町における被害状況については、資料に乏しく知る由もないが、わずかに残っている文書によって推察するのほかはない。ここにその文書を紹介して、当時の状況の一端をしのぶ参考に供する。

恐れ乍ら書付を以て願上げ奉り候

八代郡嶺村名主、長百姓、百姓代一同申上奉り候、当村儀は御高拾八石七斗余　家数拾四軒の極小村にて　作間渡世として村持山林の立木伐出し市川大門村其外へ薪に売り渡候土地柄にこれ有　且右通行道は字ひかげと唱へ嶮岨の岩山道に御座候処　去る寅年大地震以来折々山崩れいたし候得共　時々村中罷出で手入仕り通路罷在候処当十二月朔日右場所長五間余高数拾丈欠崩れ候に付又々取詰通路いたし罷在候儀の処当月廿一日夜猶又右場所長五拾間、高数拾丈岩山崩落牛馬は勿論人夫通行更に相成らず殊に当村より市川大門村迄の道筋は外にこれ無く必至と差支其の上右場所儀此後の山崩れも計り難く極危難の場所に相成候得共当惑至極依ては新道切開き候外御座無く候間何卒御見分の上新道切開通路差支に相成らざる様仰付られ下され度願上奉り候　以上

右嶺村役人惣代
名主　才兵衛
長百姓　伝左衛門

安政四巳年
十二月

市川
御役所

これは安政元年寅年の大地震で道路が崩落し、その後しばしば崩落するので別の所へ新道を開削していただきたいとの代官所への願書である。

恐れ乍ら書付を以て申上奉り候

古関川通り
定式用水御普請所
字矢ノ下
一、石垣延長拾間　平均高壱丈四尺、横三尺
同所
一　堰路長弐拾間　壱カ所

右は八代郡市之瀬村役人申上奉り候、私共村方の儀去る大地震にて岩山凡そ弐拾丈程石垣押崩し前書の通り堰路押埋め申候間之に依り此段書付を以て御届申上奉り候　以上

八代郡市之瀬村
名主　重郎右衛門㊞
長百姓　友右衛門㊞
百姓代　和十郎㊞

寅十一月八日

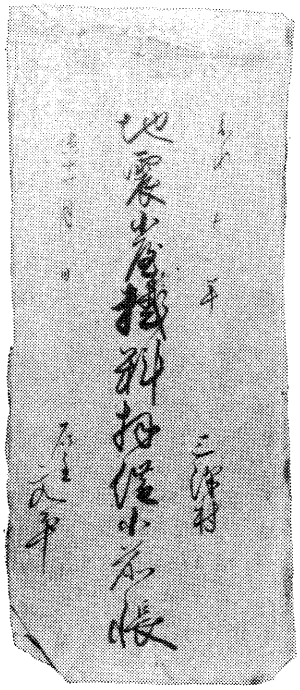

地震小屋掛料拝借小前帳

（嘉永２年）

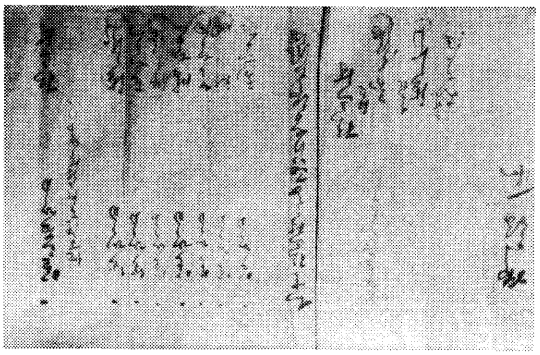

大雨風による潰家（杉山地内）

一金壱分　半潰家
一金壱分　〃

市川
御役所

この文書も地震のために水路の欠壊を訴えたもので、他にも文書にあらわれないような被害が多くあったことが推察できる。

さらにこの地震で被害を受けた者に対する小屋掛料拝借小前帳によると

嘉永七年　三沢村
地震小屋掛料拝借小前帳
寅十一月　名主　文平

（註）嘉永七年は十一月二十七日改元により安政元年となったので同じ年である

松之亟㊞

一金壱分　〃　〃　喜左衛門㊞
一金壱分　〃　〃　弥兵衛㊞
一金壱分　〃　〃　丈左衛門㊞
一金壱分　〃　〃　利八㊞
一金壱分　〃　〃　常右衛門㊞
一金壱分　〃　〃　与市右衛門㊞
一金壱分　〃　〃　定之亟㊞
一金壱分　〃　〃　周八㊞
右寄せて拾軒
右之通り慥に奉拝借候以上
名主　文平㊞
長百姓　伊左衛門㊞
〃　利右衛門㊞

一六〇八
金左衛門㊞

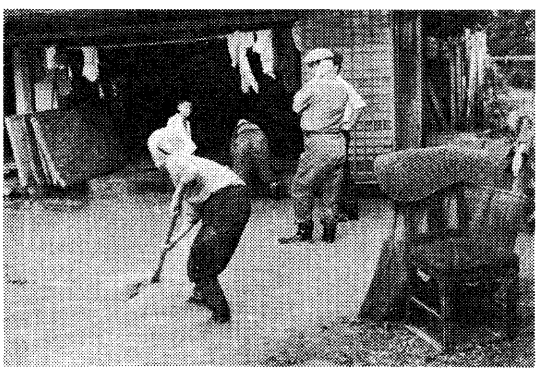

床上浸水（昭和41年一色）

〃　為右衛門㊞
百姓代　喜平二㊞
〃　藤右衛門㊞
御役所

安政二年　三沢村
上金連銘帳
卯三月　日　名主　文平

弐拾七石八斗六升
一金弐両　文　平㊞
外ニ増壱両
同又七両
九石弐斗六升六合内三石五斗隠居林右衛門持
一金弐分　利右衛門㊞
外ニ増弐朱
同三分弐朱
四石七斗四升四合
一金弐分　伊左衛門㊞
外ニ増弐朱
同三分弐朱
四石弐斗六升
一金壱分　為右衛門㊞
外ニ増壱分
同壱両
四石九升壱合
一金壱分　八郎右衛門㊞
外ニ増壱分
四石弐斗五升壱合
一金壱分　藤右衛門㊞
外ニ増壱分
三石弐斗五升九合
一金壱分弐朱　茂兵衛㊞
外ニ弐朱増上納
同弐朱
斗壱升五合
一金壱分　忠治郎㊞

外ニ弐分
弐石三斗四升八合
一金壱分　幸兵衛隠居
重右衛門㊞
幸兵衛代㊞
升
一金壱分　忠左衛門㊞
外ニ壱朱増上納
同三朱
三石六斗五升七合
一金壱分　友右衛門㊞
外ニ壱朱増上納
同三朱
弐石六斗四升七合
一金壱分　宇右衛門㊞
外ニ壱朱増上納
同三朱
弐石八斗六升八合
一金壱分　徳兵衛㊞
外ニ壱朱増上納
同三朱
壱石八斗九升
一金壱分　万　平㊞
外ニ弐朱増上納
五石三斗五升九合
一金壱分　源兵衛㊞
外ニ増弐朱
外ニ増壱分弐朱
拾石六斗三升弐合

一金弐分　甚右衛門㊞
外ニ増壱分
同壱両壱分
三石弐斗九升六合
一金壱分　文兵衛㊞
外ニ増弐朱
外ニ増壱分弐朱
五石五斗四合
一金壱分弐朱　権右衛門㊞
外ニ壱分壱朱
又弐分
七石弐斗三升
一金弐朱　式右衛門㊞
外ニ壱両弐朱
石弐斗九升五合
分　与惣右衛門㊞
（以下紙破れて不明）

これで見ると代官所では、被災者救済金や貸付金とする資金を、村々の有志に対して石高に応じて納金させたらしい。その金額と名前が三沢村では前記の通りである。

2　関東大地震

過去百年間に日本に発生した大きな地震（マグニチュード七以上）は六二回を数えるが、このうち本県に大きな被害をあたえたのは、関東大地震である。

安政の地震から約七十年、人々は地震の恐ろしさを忘れていた矢先、大正十二（一九二三）年九月一日、午前十一時五十八分四十五秒、突然大地は揺れ出した。人々が右往左往する瞬時の間に、巨億の富と十万の尊い人命を奪い去って、余震は翌年一月ころまで続いた。これを関東大震災という。

この地震の震源地は、相模湾内伊豆大島の東方十六キロメートルの海底で、マグニチュード七・九のまれに見る大きなもので、関東一円を襲い、九九、三三一人の死者と、四三、四七六人の行方不明者、一〇三、七三三人の負傷者を出し、全壊家屋一二六、二三三戸、焼失家屋四四七、一二八戸、津波による流失家屋八六八戸を算した。

山梨県では、死者一九人、負傷者一三人、全壊家屋一、七六三戸、半壊家屋四、九九四戸を数える前代未聞の大被害を与えられた。幸いわが下部町は地質構造の関係からか被害は少なく、古関地区で落石による死者二人だけで、他には大きな被害もなく、不幸中の幸いというべきであった。

この関東大地震は震度五の強震くらいであったろうか。加藤善吉氏は当時の恐ろしかった状況を次のように語ってくれた。

「私はその時十八歳であった。家の中で雑誌を読んでいたが昼飯には少し間があるので、ぶどうを食べようと思って家を出た途端にグラグラッと来た。よろけて立ってはいられない程であった。見ると自分の家の屋根と隣家の屋根がぶつかりそうに揺れている。家の中では棚のびんや茶碗などの器物が落ちて砕ける音がする、向山では石が、木や岩にぶつかってすさまじい音をたてながら転げおちる、田の用水路の水や肥溜は溢れている。時々猛獣のほえるような不気味な地鳴りを伴って、余震が絶えまなく続くので、ほんとに生きた心地はしなかった。家の中に落ち着くことなど到底考えられず、「今夜はもっと大きいのが来る」というデマが乱れとんで、どこの家でも庭や畑で幾晩も寝なければならなかった。夏だからよかったものの、冬であれば屋外に寝る訳にも行かず、どうしたであろうかと今考えて見ても身震いがする。そのうちに「不逞朝鮮人の来襲」などの流言飛語がささやかれ、当時消防組で組織していた自警組合では、全員を召集して部署につかせて、片っぱしから通行人を検問するという厳しい警戒ぶりであった。このような状態が九日間も続いた。そのうちに余震も間隔が遠くなり、朝鮮人襲来説も根も葉もないことがわかってきたので、世情は次第に落ち着いてきた」

3　全国及び山梨県における地震の頻数

(一)　日本ではどのような地震がおこったか

年月日	マグニチュード	地域	被害
天武一二・一一・二九	八・四	土佐その他東海、南海、西海諸道	民家多く倒る。土佐で田苑約一二平方メートル海中に沈む津波あり、（南海道沖）
貞観一一・七・一三	八・六	陸奥	大津波あり、溺死者一、〇〇〇人余
仁和三・八・二六	八・六	京都及び五畿七道	庁舎転倒し津波あり、死者多し（南海道・東海道沖）
永長元・七・一七	八・四	畿内、東海、南海諸国	寺院橋梁損傷す。津波あり、（東海道沖）
正平一六・八・三	八・四	畿内及び南海道の一部	摂津阿波に津波あり、流失家屋死者多し（南海道沖）
明応七・九・二〇	八・六	東海道全般	津波あり、伊勢大湊にて家屋流失一、〇〇〇棟、死者五、〇〇〇人、鎌倉にて溺死二〇〇人（東海道沖）
天正一三・一・一八	七・九	東海、東山、北陸諸道、畿内	飛騨白河谷山崩にて死者数百、近江長浜、美濃大垣震火災
慶長九・一・三〇	七・九	東海、南海、西海諸道	死者五、〇〇〇人、大津波あり、土佐穴喰にて溺死三、八〇〇人、房総半島四平方キロ干潟となる（南海道沖、房総半島沖）
慶長一六・一二・二	八・一	三陸蝦夷	大津波あり、伊達領にて溺死一、七八三人、南部津軽にて人馬溺三、〇〇〇人（三陸沖）
元禄一六・一二・三〇	八・二	江戸及東海道諸国	倒壊家屋二〇、一六二、死者五、二三三人、房総半島被害甚し、江戸、小田原にては出火死多し、津波あり（相模湾房州沖）
宝永四・一〇・二八	八・四	東海道、畿内南海道及び東山、西海両道の一部	倒壊家屋二九、〇〇〇、死者四、九〇〇人、九州南東海岸より伊豆まで津波あり、土佐にて高さ二〇メートル余（東海道・南海道沖）
天保一四・四・二五	八・四	釧路、根室	津波の被害多し、（根室、釧路の沖合）
安政元・一二・二三	八・四	東海、東山、南海諸道	大津波あり、倒壊家屋八、三〇〇、焼失三〇〇、死者一、〇〇〇人、富士川洪水を起す
安政元・一二・二四	八・四	伊勢湾より九州東北部	房総半島より九州東岸まで大津波、倒壊一〇、〇〇〇、焼失家屋六、〇〇〇、流失一五、〇〇〇、死者三、〇〇〇人、震・火・水のための損失家六〇、〇〇〇（南海道沖）
安政二・一一・一一	六・九	江戸	江戸市中死者七、〇〇〇人、全壊焼失家屋一四、三四六、震後各所より出火三〇余、焼失面積二・三平方キロ、総潰家屋五〇、〇〇〇、亀有、亀井戸の線

明治二四・一〇・二八	八・四	濃尾地震	全壊八〇、〇〇〇、死者七、二七三、断層多し、岐阜にて余震十余年続く
明治二九・六・一五	七・六	三陸大津波	大津波陸前吉浜にて高さ二五メートル、三県下にて全半壊、流失家屋一〇、六一七、死亡二七、一二二人全壊住家四、三八七、死者二〇九人、断層多し（仙北郡千尾、畑屋）
明治二九・八・三一	七・五	羽後、陸中国境附近	倒壊四二二、死者一二人
明治四四・六・一五	八・二	喜界島附近	死者九九、三三一、傷者一〇三、七三三人、行方不明四三、四七六人、焼失四四七、一二八全壊一二八、二六六、流失八六八
大正一二・九・一	七・九	関東南部（関東大地震）	死者三、〇一七人、全壊家屋四、九七四、全焼二、六五一
昭和二・三・七	七・四	丹後北西部	死者二、四八五人、傷者一、一五二人、家屋流失四、〇八六波の高さ綾里湾二四メートル
昭和八・三・三	八・五	三陸沖（津波）	死者九九八人、重傷二、一三五人、住家全壊二六、一三〇、流失三、〇五九
昭和一九・一二・七	八・三	熊野灘（東南海地震）	死者一、九六一人、重傷八九六人、住家全壊五、五三九、非住家全壊六、六〇三
昭和二〇・一・一三	六・九	三河渥美湾北岸	死者一、三三九人、全壊九、〇七〇、流失一、四五一、焼失二、五九八、大津波紀伊南端六、六メートル土佐田園一五平方メートル海没
昭和二一・一二・二一	八・一	潮岬沖（南海地震）	死者三、八九五、人傷者一六、三七五人、全壊三五四二〇、焼失三、九六〇、断層あり
昭和二三・六・二八	七・二	福井地震	家屋全壊一、九六〇、地盤沈下、津波最高六メートル
昭和三九・六・一六	七・五	新潟地震	死者四九人、全壊家屋六七三、半壊家屋三、〇〇四、津波三陸沿岸四メートル
昭和四三・五・一六	七・九	一九六八年十勝沖地震	死者行方不明二九人、傷者七八人、家屋全壊四六、半壊家屋一二五
昭和四九・五・九	六・九	一九七四年伊豆半島沖地震	死者二五人、傷者二〇五人、家屋全壊九六、半壊六一六
昭和五三・一・一四	七・〇	一九七八年伊豆大島近海地震	死者二八人、傷者一一、〇二三人、家屋全壊一、三六三、半壊六、〇六七
昭和五三・六・一二	七・四	一九七八年宮城県沖地震	

(イ)

(2)　甲府ニ於ケル弱震以上ノ地震概表　　自明治22年　至昭和12年

年	月日	発震時刻 時	発震時刻 分	発震時刻 秒	震度	最大 ミクロン半振幅	最大 周期 秒	仮算加速度（耗／秒）	性質	震央 地名	震央 東経	震央 北緯	震央距離（粁）	記事
明治三〇	二、二〇	五	五〇	〇〇	Ⅲ	六七五	〇・三	二九六	緩	陸前東方沖	—	—	(四二〇)	
三〇	二、二八	一	一五	二四	Ⅲ	二、四五〇	〇・九	一一九	緩	常陸沖	—	—	(二五〇)	
三〇	七、二二	一八	三二	四八	Ⅲ	一、六〇〇	〇・六	一七五	急	磐城沖	—	—	(三三〇)	
三三	一、一七	〇	一四	一四	Ⅳ	九〇〇	〇・七	七三	急	甲斐中部甲府附近	—	—	(一〇以下)	
三五	五、二五	二〇	二八	五〇	Ⅴ	一、一〇〇	〇・二	二一七	急	甲斐東部南都留郡	—	—	(三〇)	
三七	五、八	四	二四	四二	Ⅲ	五〇〇	〇・五	七九	稍急	越後六日町附近	—	—	(一六二)	
三七	六、七	一七	一九	五五	Ⅲ	一〇〇	〇・三	四四	緩	磐城遠洋	—	—	(二五〇)	
三九	二、二三	一八	四九	三四	Ⅳ	一、七五〇	〇・四	三〇九	稍急	安房沖	—	—	(二〇〇)	
三九	二、二四	九	一四	五〇	Ⅳ	二、八五〇	一・五	五一	稍急	東京湾	—	—	(一一五)	
四〇	一一、二二	二	一八	一七	Ⅴ	二、三五〇	〇・五	三七九	急	武蔵南部	—	—	(八〇)	
四一	一、一五	二一	五八	〇五	Ⅳ	一、九五〇	一・四	四〇	急	磐城沖	一四一、七	三七、三	三三二	
四一	二、二九	一一	一九	三七	Ⅳ	四五〇	〇・五	七九	急	甲斐ノ南部	一三八、三〇	五三、三〇	四五	
四一	一二、二八	一七	〇八	二四	Ⅴ	二、四〇〇	〇・三	一、〇五三	急	甲斐ノ中部	一三八、五	三五、六	—	
四二	二、一三	八	一九	〇七	Ⅲ	三〇〇	〇・六	四七	緩	銚子沖	一四一、〇	三五、六	二一九	
四二	二、一三	二三	二九	四五	Ⅴ	二、〇五〇	〇・六	二二五	急	房総沖	一四一、二	三五、二	二四一	
四二	七、一四	一五	三一	三〇	Ⅴ	三、八〇〇	二・五	二四	急	近江姉川	一三六、三	三五、五	二一二	
四二	七、三	五	五四	五二	Ⅴ	八〇〇	〇・七	六五	急	東京湾西岸	一三九、八	三五、五	一一四	
四二	一二、二〇	九	五八	一八	Ⅲ	七五〇	〇・五	一一八	緩	東京湾西岸	一三九、八	三五、四	一一六	
四三	六、二八	二二	五五	五八	Ⅲ	五五〇	〇・五	八七	緩	下総北部	一三九、七	三六、二	一二〇	
四三	一〇、二五	三	二二	二三	Ⅳ	五五〇	一・〇	二四	緩	下野南西部	一三九、五	三六、三	一一一	

四三	一一、二七	二一	二三	〇九	III	五〇〇	〇・四	一二三	緩	下野南部	一三九、七	三六、三	一二一	
四四	四、一七	一三	三〇	三四	III	二〇〇	〇・四	四九	緩	安房	一三九、九	三五、一	一三二	
四四	一一、五	一七	五九	三九	III	二、七〇〇	〇・三	一、一九四	急	東京湾	一三九、八	三五、二	一三三	
四五	五、三一	〇	三一	一四	III	八五〇	〇・四	二一〇	急	安房沖	一四〇、四	三五、〇	一六六	
四五	七、二八	一六	一一	三〇	III	三五〇	〇・一	一、三八四	急	甲斐ノ東部	一三八、三〇	三五、五〇	一六	
大正元	一〇、一八	二〇	〇一	四八	IV	三、四五〇	〇・八	二一三	急	甲斐ノ東部	一三八、八	三五、五	二六	
二	一二、一五	一一	〇二	三九	III	九〇〇	〇・三	三九五	急	九十九里浜附近	一四〇、四	三五、五	一六六	
四	六、二〇	一	〇〇	二五	III	五〇〇	〇・六	五五	急	相模湾	一三九、四	三五、一	九八	水道破裂ス
四	七、二	二三	三七	一五	III	八〇〇	〇・六	八八	急	谷村附近	一三九、〇	三五、五	四五	
五	九、一五	一六	〇一	五八	III	三、二〇〇	一・〇	一二六	緩	房総南東沖	一四一、一	三四、三	二七〇	
六	五、一八	四	〇七	一二	III	七、七〇〇	一・〇	三〇四	急	遠江北部	一三八、〇	三五、一	七八	
七	六、二六	二三	四七	〇二	IV	？	？	｜	急	甲斐東部	一三九、〇	三五、五	四五	水道破裂七、八ケ所
一〇	二、一四	一三	〇〇	〇五	III	六、五〇〇	二・〇	六四	急	甲斐谷村附近	一三九、〇	三五、五	四五	
一〇	一二、八	二一	三二	〇一	III	一、〇〇〇	一・二	二七	緩	常陸竜ケ崎附近	一四〇、四	三五、九	一六八	
一一	四、二六	一〇	一一	三三	III	二、三〇〇	一・〇	九一	緩	浦賀海峡	一三九、八	三五、二	一二三	
一二	六、二	五	一五	二四	III	六、六〇〇	〇・五	一〇四	稍急	常陸沖	一四一、四	三六、〇	二五八	
一二	九・一	一一	五九	四三	VI	六、〇〇〇	一・〇	二四七	急	関東大地震	一三九・二〇	三五・二〇	七五	大被害振幅は最小コノ程度ナラン東京六〇〇〇ミクロン(周期二秒)
一二	九・一	一二	〇三	｜	V	｜	｜	｜	｜	相模湾	一三九・五	三五・〇	一一一	
一二	九・一	一二	一二	｜	V	｜	｜	｜	｜	？	｜	｜	｜	
一二	九・一	一二	一八	｜	V	｜	｜	｜	｜	相模湾	一三九・三	三五・〇	九九	
一二	九・一	一二	二四	｜	V	｜	｜	｜	｜	相模座間附近	一三九・三	三五・四	七四	東京四八、〇〇〇ミクロン(一、二秒)
一二	九・一	一二	三五	｜	III	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	
一二	九・一	一二	三七	｜	III	｜	｜	｜	｜	下総北部	一四〇・一	三五・九	一四一	
一二	九・一	一二	四八	｜	V	｜	｜	｜	｜	相模湾	一三九・四	三五・二	九二	
一二	九・一	一三	一一	｜	III	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	

一二	九・一	一三	一三	—	Ⅲ	—	—	—	—	—	—	—	—
一二	九・一	一三	二一	—	Ⅲ	—	—	—	—	—	—	—	—
一二	九・一	一四	二二	一〇	Ⅴ	—	—	—	—	相模湾	一三九・五	三五・一	一〇四
一二	九・一	一七	〇一	〇〇	Ⅴ	—	—	—	—	甲斐、相模国境附近	一三九・〇	三五・三	五七
一二	九・二	三	〇四	五〇	Ⅴ	—	—	—	—	—	—	—	—
一二	九・二	四	一三	四八	Ⅴ	—	—	—	—	—	—	—	—
一二	九・二	九	五九	五八	Ⅲ	一、一〇〇	一・〇	四三	—	木更津沖	—	—	（一二六）
一二	九・二	一一	四六	五六	Ⅴ	—	—	—	—	房総沖	一四〇・三	三四・八	一八二
一二	九・二	一八	二七	〇五	Ⅴ	五、七〇〇	二・〇	五六	—	九十九里浜沿岸	一四〇・五	三五・五	一七五
一二	九・二	二二	〇八	三九	Ⅴ	五、九〇〇	二・〇	五八	—	山北附近	一三九・一	三五・三	五七
一二	九・二	二三	一六	一八	Ⅲ	五、七〇〇	二・〇	五六	—	相模湾東部	一三九・五	三五・二	九九
一二	九・三	一五	〇二	一六	Ⅲ	—	—	—	—	利根川流域	—	—	（一八〇）
一二	九・三	一七	一四	一三	Ⅲ	一、六〇〇	二・〇	一六	—	横須賀沖	—	—	（一七〇）
一二	九・三	二二	二九	三〇	Ⅲ	—	—	—	—	武蔵南西部	—	—	（八〇）
一二	九・三	九	四〇	五一	Ⅲ	九〇〇	三・〇	四	—	安房東部	—	—	（一三〇）
一二	九・三	一〇	四七	四六	Ⅲ	一、八〇〇	四・〇	四	—	房総南部	—	—	（一六〇）
一二	九・三	二三	三一	〇八	Ⅲ	四、九〇〇	三・〇	二二	—	相模西部	—	—	（六〇）
一二	九・五	〇	二五	四一	Ⅲ	六〇〇	二・〇	六	—	—	—	—	—
一二	九・六	三	三一	〇五	Ⅲ	三、一五〇	二・〇	三一	—	下総佐原附近	—	—	（一七九）
一二	九・七	二三	三二	五三	Ⅲ	一、四〇〇	一・〇	五五	—	横須賀沖	—	—	（一七〇）
一二	九・八	〇	一九	二八	Ⅲ	一、七五〇	二・〇	一七	—	—	—	—	—
一二	九・八	二	三五	一二	Ⅲ	二、〇〇〇	四・〇	五	—	野島崎沖	一三九・九	三四・八	一五四
一二	九・八	一八	〇九	二八	Ⅲ	四、八〇〇	二・〇	四七	—	谷村附近	一三九・〇	三五・五	四五
一二	九・一〇	二	〇七	五四	Ⅲ	一、七五〇	四・〇	八	—	伊豆大島附近	一三九・四	三四・八	一二六

一二	九・一五	二	四二	三三	III	一・九〇〇	二・〇	一九	｜	笹子附近	一三八・八	三五・六	二五
一二	九・二六	一七	二四	二八	III	六・三五〇	三・〇	二八	｜	伊豆大島東方沖	一三九・五	三四・七	一三五
一二	九・二七	一二	〇一	一五	III	二・五〇〇	二・〇	二五	｜	山梨県小沼附近	一三八・八	三五・六	二五
一二	一〇・四	〇	五四	四〇	IV	四・八五〇	一・〇	一九一	急	甲斐・相模国境附近	一三九・一	三五・四	五八
一二	一〇・一七	三	〇五	〇〇	IV	二・七〇〇	一・〇	一〇七	急	甲斐山中湖附近	一三八・九	三五・五	三七
一二	一〇・一七	一七	三〇	五六	III	一、三五〇	〇・九	六六	急	｜	｜	｜	｜
一二	一〇・一八	五	五二	四九	III	一、二五〇	一・〇	四九	急	｜	｜	｜	｜
一二	一一・二三	一一	三三	五二	IV	九、〇〇〇	一・五	一五八	稍急	相模鎌倉附近	一三九・五	三五・三	九四
一三	一一・一五	五	五〇	二七	VI	一一、二六〇	二・七	六一	急	丹沢山附近	一三九・二	三五・五	六二
一三	一二・一五	三	〇三	〇一	III	九、一〇〇	二・五	五八	緩	鹿島灘	一四一・二	三六・六	二五八
一四	五・二三	一一	一〇	四四	III	七、七五〇	三・七	二二	？	津居山沖合	一三四・七	三五・七	｜
一四	五・二四	二三	四四	三四	III	八〇〇	〇・二	七九〇	緩	木更津附近	一三九・七	三五・三	一一一
一五	七・三	一八	二六	二六	IV	一、六二五	二・〇	一六	急	東京湾中部	一三九・八	三五・四	一一六
昭和二	三・七	一八	二八	四〇	IV	五、五五〇	四・五	｜	緩	丹後福田川流域	一三五・一	三五・七	三三〇
三	二・一二	六	一〇	三四	III	二六五	四・〇	｜	稍急	小貝川下流域	一四〇・〇	三六・一	一四〇
四	七・二七	七	四八	二四	IV	四、七五〇	三・三	九	急	丹沢山附近	一三九・二	三五・五	六二
四	八・八	一三	四八	四八	III	｜	｜	｜	急	富士川流域	｜	｜	(三〇)
五	六・一	二	五九	〇五	III	二、七〇〇	四・〇	七	緩	那珂川下流域	一四〇・四	三六・四	一八五
五	八・一七	一八	二八	五八	III	一、二六〇	四・〇	三	急	浦賀水道北部	一三九・八	三五・三	一一九
五	一一・二六	四	〇三	〇一	IV	｜	｜	｜	緩	北伊豆裂震	一三九・〇	三五・一	七四
六	三・七	一	一三	三二	III	二、二四〇	〇・三	九八三	緩	北伊豆余震 狩野川河口沖	一三八・八	三五・一	六六
六	六・一一	一五	一六	一二	IV	四、三五〇	三・五	｜	急	富士山東麓	一三八・九	三五・四	四四
六	六・一七	二一	一〇	〇六	IV	三、二五〇	三・〇	一四	稍急	相模川中流域	一三九・四	三五・六	七八
六	八・一〇	二三	三四	二〇	III	二、三七五	二・五	一五	稍急	大井川中流域	一三八・一	三五・一	七三
六	九・一〇	二一	四三	一四	IV	二、二〇〇	三・〇	一一	急	桂川上流域	一三八・八	三五・五	三〇

六	九・一八	一五	一三	三四	III	一、四五〇	三・三	五	急	相模河内川流域	一三八・〇	三五・五	四五
六	九・二一	一一	二〇	一三	IV	?	?	｜	稍急	埼玉仙元山附近	一三九・三	三六・〇	七八
八	三・三	二	三三	二四	IV	一、七〇〇	〇・八	一、〇四七	緩	三陸沖強震	一四四・七	三九・一	六六六
九	四・一五	一九	三三	五〇	III	一、一〇四	一・五	一九	稍急	野島崎南東沖	一四〇・〇	三三・五	一八〇
九	八・一八	一一	三九	〇〇	III	二・八〇〇	一・七	三八	稍急	岐阜―八幡附近	一三七・〇三	三五・七	一三六
一〇	四・九	一七	一九	〇五	III	三、一〇〇	一・〇	一二二	緩	天竜川中流域	一三七・九	三五・〇	九三
一〇	七・一一	一七	二五	〇〇	IV	六、〇〇〇	一・二	一六五	稍急	静岡強震	一三六・二六	三四・五九	八二
一〇	七・一九	九	五〇	二八	III	六、〇〇〇	二・〇	五九	緩	鹿島灘	一四一・三	三六・六五	二七〇
一一	一〇・二六	〇	三〇	五五	III	五、二〇〇	一・九	五七	稍急	野島崎南々東沖	一四〇・一	三四・四	一九四
一一	一一・三	五	四六	五九	IV	二四、二〇〇	二・三	一八一	緩	金華山沖中震	一四二・〇	三八・四	四一七
一二	一一・二三	二	三九	二三	IV	六、〇〇〇	〇・三	二、六三二	極急	甲斐駒ヶ岳附近	一三八・一五	三五・四六	二九

(3)山梨県に震央のあった主な地震

明応九年六月四日			甲斐国地強く震う
永正一三年七月一二日			〃 〃
天文一八年四月一四日			〃 〃
天保五年四月八日			駿河甲斐富士山地鳴
明治三三年一月一七日	震度	四	甲府附近
明治三五年五月二五日	〃	五	南都留郡
明治四一年二月二九日	〃	四	甲斐南部
明治四一年一二月二八日	〃	五	甲府附近
大正元年一〇月一八日	〃	四	甲斐東部
大正七年六月二六日	〃	四	谷村附近
大正一二年九月一日	〃	五	山中地方
大正一二年一〇月四日	〃	四	甲斐相模国境
大正一二年一〇月一七日	〃	四	山中湖
昭和六年四月一一日	〃	四	富士山東麓
昭和六年九月一六日	〃	四	桂川上流
昭和一二年一一月二三日	〃	四	甲斐駒ヶ岳
昭和三四年九月二四日	〃	四	山梨県西部

(4) 知っておきたい地震用語

地震の震度を表すのに、日本では気象庁震度階を使って八段階に分けている。地震の規模を表すマグニチュードの単位を使って、大地震、中地震小地震、微小地震の四段階に区分されて使用されている場合がある。最近では両者を併用して、例えば「東海地震はマグニチュード五、下部町では震度三の弱震でした」という表しかたである。

地震の大きさは、地震を起こすエネルギー（断層、陥没、火山その他地殻変動の規模）と、震災距離、地質及び地殻の構造などによって異なる。

○マグニチュード

震央における地震そのものの大きさをいう単位で、震央距離一〇〇キロ

に置かれた、ウッドアンダーソン式地震計の最大振幅が、一センチの時マグニチュード四の地震であるという。

○震度階

震度階とは、ある場所における人体に感じた程度や、被害の状況などによって地震の大きさを表わす区分であって、震源地からの遠近とか、地盤の構造によってさまざまである。

○断層

地層や岩石が、強い引っ張りや圧縮によって断ちきられ、地塊がずりさがった（ずりあがった）状態をいう。

○活断層

第四紀（一〇〇万年）以降に起こった断層、または動きの目撃されたことのある断層で、多くの場合地震断層である。

㈱県内活断層及び有感地震分布図

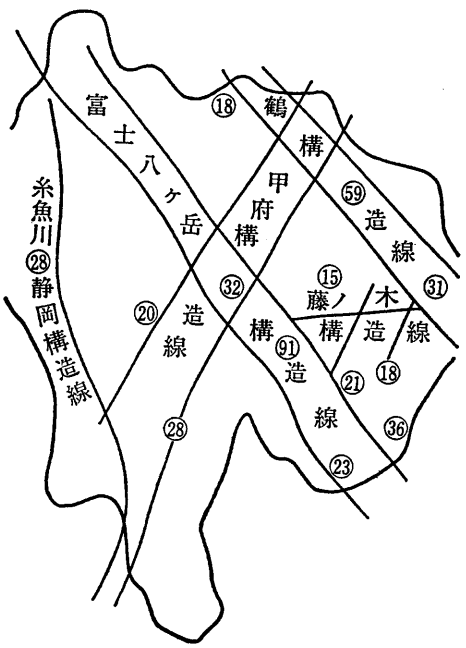

マグニチュード地震の規模等級を示す尺度で記号Mを用いる。

地震の区分	マグニチュード（M）
大地震	M七以上
中地震	M五以上　M七未満
小地震	M三以上　M五未満
微小地震	M一以上　M三未満
ごく微小地震	M一以下

気象庁震度階　ある場所における地震動の強さ

震度	解説
七　激震	家屋の倒壊が三〇％以上におよび山くずれ、地割れ、断層などを生ずる
六　烈震	家屋の倒壊が三〇％以下で、山くずれが起き、地割れを生じ、多くの人々は立っていることができない程度の地震
五　強震	壁に割れ目がはいり墓石、石どうろうが倒れたり煙突、石垣などが破損する程度の地震
四　中震	家屋の動揺が激しく、すわりの悪い花びんなどは倒れ、器内の水はあふれ出る。また歩いている人にも感じられ多くの人々は戸外にとび出す程度の地震
三　弱震	家屋がゆれ戸障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当ゆれ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震
二　軽震	大ぜいの人に感ずる程度のもので、戸障子がわずかに動くのがわかるぐらいの地震

一　微震	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の地震
○　無感覚	人体には感じないで、地震計に記録される程度の地震

第二節　東海大地震の想定

一　東海大地震説

東海大地震について、地震研究所恒石幸正は次のような説を発表している。

太平洋プレートの動きと、駿河トラフ（駿河湾を南北に走る活断層）の構造から、近い将来東海地方に大地震の発生が予測されることは、地震学界の定説となっている。

「環太平洋地震帯」とは、太平洋が陸地と接する場所に巨大地震が多く発生しており、地震学界におけるプレート理論なるものが、この謎を解明している。太平洋の東南部には、東太平洋海嶺という海底火山脈が、南北数千キロにわたって連なっており、その頂上部に海嶺軸と呼ばれる谷がある。これが地球の割れ目で、ここから地球内部のマグマが噴き出しては固められて、新しい海底を作り出している。こうして生まれたプレート板状の海底は左右に分かれて、それぞれ南米大陸、ユーラシヤ大陸に向かって、年間二、三センチの速度で移動する。数千万年かかって大陸まで到達した海底プレートは、そこで大陸の下に無理やりにくぐり込む。このために地殻には圧縮力が働き、地殻を破壊して地震が発生する。海と陸のプレートがぶつかり合う場所で起こる地震は、マグニチュード（M）八級の大地震が多い。これがプレート理論である。

昭和五十三年五月二十二日地震予知連絡会に報告されたものによれば、東海大地震を起こす元凶と目されている駿河トラフを延長した内陸にも、活断層のあることを発見したとのことである。これは富士山中腹にまで延びていると報告されているので、これに近い本町としては、特に深い関心を持つべきであろう。

気象庁は遠州灘に海底地震計も設置して（昭和五十三年七月）海底からの観測を強化して、地震の前兆現象を確実に把握しようと努めている。

二　東海地震防災基本計画

中央防災会議（会長内閣総理大臣）は大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地震防災対策強化地域の「地震防災基本計画」を正式に決めた。この基本計画は関係省庁や、防災対策強化地域内の自治体国鉄などの指定公共機関が作成する「地震防災強化計画」病院、石油コンビナートなど特定の民間企業が作る「地震防災応急計画」の指針になるもので、警戒宣言が出た場合の①地震情報の伝達、②避難対策、③交通規制、④避難地など防災施設の整備、などの基本事項を定めている。これを基に強化計画・応急計画などの策定をすることになっている。

警戒宣言が出た後の措置で、住民の生活に直結した項目としては。

一　飲料水。自治体は水の供給を確保し、住民などが自ら緊急貯水に努める。

二　電気、電力会社は必要な電力を供給するため、他の電力会社から電力を緊急融通できるような体制をとる。

三　電話、応急対策で重要な通信を確保するため、一般の利用を制限するなどの措置をとる。

四　道路、強化地域内の車の走行は極力制限する。また同地域内への車両の流入は制限するが、地域外への流出は原則として制限しない。高速道路は強化地域への流入を制限するとともに同地域内のインターチェンジなどからの流入も制限する。

五　海上および飛行場、津波による危険が予想される地域では船舶の入港

制限や停泊中船舶の避難などの規制を行い、強化地域内の飛行場は緊急輸送などを除き、閉鎖する。

六　鉄道、強化地域への列車進入は制限し、同地域を運行中の列車は原則として、最寄りの安全な駅やその他の安全場所まで安全速度で運転し停車、待機する。

これに伴い山梨県では、県防災会議（会長・望月幸明知事）で協議の上強化計画として正式決定をした。すなわち次の通り。

県は今後、地震防災強化地域に指定された五十六市町村に対して県計画をベースにした強化計画の策定を指導するとともに事務所・企業・学校などに応急計画を策定するよう指導する。

強化計画は、これまでの県地域防災計画地震編が、地震発生後の対策を中心に策定されていたことから、事前対策に力点を置いている。地震情報などの伝達、事前避難、緊急避難、災害時避難の明確化など避難体制確立、食糧備蓄数量、死体の見分け、検視の内容充実、警戒宣言発令、災害発生時の電気通信施設の応急対策、ガス事業施設の強化、学校における防災、交通規制、犯罪の予防など各関係機関に幅広くかかったものだが、特に強化計画は、これまでより一層警察への依存度が高くなっている。

大震法は県・市町村が六か月以内に強化計画を策定することを義務付けている。県は国の計画を参考に、これまでの県地域防災計画地震編を見直す形で強化計画づくりを急いでいた。強化計画の主な内容は次の通り。

一　避難計画。事前避難、警戒宣言発令後、危険と認められる時、地域住民をあらかじめ避難させる必要が認められるとき。

二　死体検分、検視。実施機関警察。内容。地震災害等により現に行方不明の状態にあり、既に死亡していると推定される者の捜索・検分・検視または死体処理、埋葬も市町村長が事情に応じて応急的に行う。

三　電気通信災害応急計画。電話利用制限、緊急通話優先のため、一般の問い合せ、見舞いなどの通話を制限する措置を実施する。門要通信の確保、災害時等に次の機関（県災害対策本部・警察・消防・病院・放送・報道）が優先して使用できるよう措置する。非常無線の発動、有線通信が途絶した時、各市町村の孤立化を解消するための設置をする。

四　交通計画。交通規制、県外（警戒宣言の発せられていない都県）へ車両を流出させ、入県を禁止。県内主要道路の通行禁止。県境の流入禁止規制、中央自動車道（相模湖インター、小渕沢インター）国道二十号線（上野原、白河）五十二号線（富沢）百三十八号線（山中湖）百三十九号線（上九一色）百四十一号線（高根）緊急道路の確保。

五　公安警備。警戒宣言発令から災害発生まで、またはその恐れのなくなくなるまでの間、または突発性地震災害発生に際し、県民の生命、身体の保護及び被災地の治安維持のため活動する。

下部町では昭和五十四年十月五日条例第二十二号をもって下部町地震災害警戒本部条例を制定公布し、いったん有事の際に備えて万全の態勢を整えている。

下部町地震災害警戒本部条例

（趣旨）

第一条　この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号以下「法」という）第十八条第四項の規定により、下部町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という）の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条　地震災害警戒本部長（以下「本部長」という）は警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2　警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という）地震災害警戒本部員（以下「本部員」という）その他の職員を置くことができる。

3　副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4　副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

本部員は、次に掲げる者を以て充てる。

一　山梨県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者。

二　下部町教育長

三　助役、収入役及び各課長

四　消防団長

五　下部町の区域において業務を行う法第二条第七号に規定する指定公共機関又は同条第八号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が委嘱する者

6　本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7　副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という）は、町の職員のうちから町長が指名する。

8　本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

（部）

第三条　本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3　部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4　部長に事故があるとき、部に属する本部員のうちから部長があらかじめに指名する者がその職務を代理する。

（委員）

第四条　この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める

附則

この条例は、公布の日から施行する。

三　地震の心得十か条（下部町制定）

(1)まずわが身の安全を図れ

丈夫なテーブル、机などの下に身をかくして、しばらく様子を見ましょう。

(2)正しい情報をつかみ、余震を恐れるな。

町役場、消防署、警察署などの指示に従って行動しましょう。沈着な行動をとりましょう。

(3)すばやく火の始末

過去の例から大地震で恐いものは火災です。警戒宣言が発令された時、また地震を感じたらすばやく火の始末をしましょう。

(4)火が出たらまず消火

万一火が出た場合には、初期のうちに火を消すことが大切です。大声で隣近所に声をかけあい、皆で協力して火を消しましょう。

(5)あわてて戸外に飛び出すな

どんな大きな地震でも大揺れは一分程度といわれています。あわてて外にとび出すと落下物などによりケガをするなどの危険が多いので、まわりの様子をよく確かめて落ちついて行動しましょう。

(6)狭い路地、へいぎわ、がけや川べりに近寄らない。

狭い路地、へいぎわ、がけの上やがけの下、ブロック塀のそばなど危険な場所にいるときは急いで離れましょう。

(7)山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意

山ぎわや急ながけのそばは、山崩れやがけ崩れがおこります。低地では浸水のおそれがあるので、すばやく安全な場所に避難しましょう。

(8)避難は徒歩で、持物は最小限に

火事や山崩れ、がけ崩れの危険な地域の人々が避難を行う時は、消火や救護活動などの障害となるので、自動車は絶対使わず、必ず徒歩で避難しましょう。

持ち物は最少限にとどめ、背おうなどして身軽に行動できるよう、両手をあけて避難しましょう。

(9)協力して応急救護

たくさんのケガ人が出ると救急の手が回らないこともあります。協力

し合って応急手当てをしましょう。急場には、お互いに助け合いましょう。

(10)秩序を守り、衛生に注意

身勝手な行動をとらず、秩序を守りましょう。伝染病等の発生のおそれがあるので、衛生には十分注意しましょう。

◎不意の地震に不断の用意

イ携帯ラジオ、懐中電灯などの用意

ロ飲み水、消火用水の用意

ハ家具類の固定、発火危険物の始末

ニ非常時の避難場所、避難方法は日ごろから。

第三節　地すべり及び急傾斜危険地帯

一　地すべり

斜面上の土地の表層部がゆるやか（一日一メートル以内）にある斜面に沿って、下方にすべり移動する現象を地すべりという。山くずれなどで崩壊した物質が風化して粘土層を形成したり、の基盤の岩石（特に頁岩層＝泥板岩）が粘土化したところへ、長雨や雪解けのように、多量の地下水を含んで軟弱になった時におこり易い。日本では第三紀層の頁岩や泥岩層の断層破砕帯の地域、温泉作用によってできた粘土層の分布する地域に特に多い。一般的には傾斜八度から一五度附近に多く発生し、人間の生活の場との関係が深い。

本町の地質は第三紀層の御坂山系に属し（第二編参照）、極めて軟弱であって、前記地すべりの発生し易い要因を多分に含んでいる。地すべりについての記録はなく不明であるが、最近のものでは昭和十年の芝草に発生した地すべりと、昭和十三年上田原に発生した地すべりは著名で当時の新聞にも報道された。

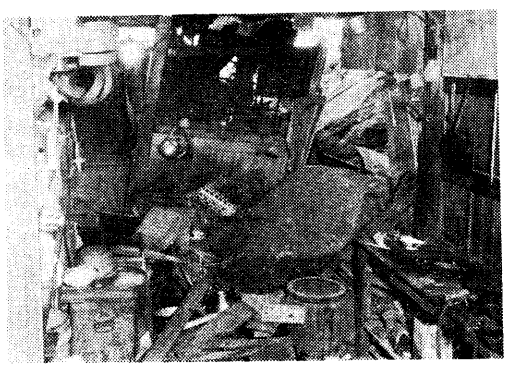

落石による被害（昭和32年下部地内）

交通の家を捨て
部落民避難

上田原の災害を報じた新聞

芝草の地すべり

昭和十年九月二十四日、一週間も降り続いた長雨に、畑の表土の流失を心配して大向山（芝草部落の対岸の耕地）へ畑の見回りに出掛けた内藤もとえさんは、突如自分の立っている目の前の大地が動いて、三〇センチ程の亀裂が縦に走った。何とも言えない恐怖に襲われ急いで帰宅した。近所の人にも知らせ大向山を注視していたところ、間もなく「ズシーン」という地鳴りが起こり、約五ヘクタール余の大地がうねうねと波をうちながらすべり落ち、三沢川にその先端が突入するのを目撃した。

このため三沢川はせき止められ、長雨に増水していた川は一瞬ダムの状態になり、部落最下端の赤池保太郎氏の住宅と長屋は水没、間もなく流失してしまった。さらに大向山の畑と芝草地内の田約五〇アールも流失した。

この地は明治四十二年の時、すでに地すべりの徴候があって県に陳情調査の結果近くのマミアナ沢の水がさしているので、早晩すべる可能性があると認められてはいたが、対応策は何一つ行われてはいなかった。

終戦後蛇籠を入れて応急処置をしたが、なお下流への災禍が心配されるので昭和三十年ころ堰堤工事が施行された。（内藤ともえ談）

上田原の地すべり

昭和十三年十月八日、上田原孫田山の地すべりは午前三時半ころ、大音響と共に土砂が壊壊して、大原馬造氏所有の水車小屋一棟、小林菊造氏方の物置小屋一棟を押しつぶして、さらに山頂には新たに千余メートルにわたって大亀裂二か所を生じ、陸稲・桑園など十ヘクタール余りが押し流され、地鳴りは止まず刻々と山頂の土砂が崩壊するという、悲惨極まりない状態であったと、当時の山梨日日新聞は報じている。

○十月八日の被害状況は次の通りである。

場　所　上田原孫田山

倒壊戸数　水車小屋一棟　物置一棟

移転戸数　五戸　十一棟

家財搬出　八戸　十九棟

地すべり面積　田三〇アール、畑五ヘクタール

山林五ヘクタール、計一〇・三ヘクタール

○地すべり発生の経緯は次のとおりである。

明治三十五、六年ころ山頂に亀裂を生ず

大正十二年関東大地震にて亀裂増大

昭和九年夏の豪雨にてさらに亀裂増大する

昭和十三年六月二十七日に、千余メートルの亀裂が一度に三か所発生、十月八日の大地すべりとなる。

二　急傾斜危険地帯

下部町は大小の山岳に取り囲まれ、地形的にも地質的にも急傾斜危険地帯は至る所にある。昭和三十八年古関中学校校庭拡張工事の際、地下約二メートルの所から五輪塔十四基が発掘された。おそらく上部山地の地すべりで埋没されたものと思われる。さらに明治二十三年四月一日には、大雨によって熊沢地内宮の脇が約三ヘクタールにわたってすべり落ちて樋田川をせきとめ、折からの濁流によって湖のようになったとも伝え、その節神明宮の境内敷地も半分程くずれ去ったと報告されている。町内にはこのほか、に大きな地すべりがあったと思われるような地形が多く見かけられる。

このような災害を未然に防止するために、昭和四十四年法律第五十七号をもって、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律が制定せられた。

急傾斜地崩壊危険区域指定規準

一　急傾斜地の高さが五メートル以上のもの。

二　急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家が、五戸以上あるもの、また五戸未満であっても官公署、学校、病院、旋館などに危害の生ずるおそれのあるもの

右法律の規定によって、次の箇所が急傾斜危険地域の指定をうけている。

山梨県告示第三百六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）

第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険地区に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十五年七月十二日

山梨県知事　田　辺　国　男

急傾斜地危険区域名	次に掲げる地番の土地に、設置した標柱初号から末号までを順次結んだ線に囲まれた区域					
	標柱番号	郡	町	大字	字	地番
湯町	一、	西八代	下部	下部	下部	九九七の一
	二、	〃	〃	〃	〃	九九六の四
	三、	〃	〃	〃	〃	同
	四、	〃	〃	〃	〃	九八九
	五、	〃	〃	〃	〃	九六四の一
	六、	〃	〃	〃	〃	九六三
	七、	〃	〃	〃	〃	九六三の一
	八、	〃	〃	〃	〃	九九六の三
	九、	〃	〃	〃	〃	九九七の一
	十、	〃	〃	〃	〃	同

山梨県告示第五百六十三号

昭和五十年九月十一日

山梨県知事　田　辺　国　男

熊沢	一、二、三、四、五	西八代	下部	熊沢	坂東	八七九
	二、	〃	〃	〃	宮の脇	四〇四の一
	三、	〃	〃	〃	宮の脇	四六九
	四、	〃	〃	〃	家の前	六四七
	五、	〃	〃	〃	家の前	六二九

急傾斜地危険箇所調査表

番号	地帯名	箇所名	地形 傾斜度	地形 長さ	地形 高さ	地質 種類	地質 表土の厚さ	崩壊の有無	人家	危険度
1	御弟子	御弟子	60度	110m	15m	第三紀熔岩 火山角礫岩	a	無	9	A
2	沢	沢	60	230	20	〃	a	無	9	A
3		山家	45	120	20	第三紀泥岩	a	有	10	A
4	峰	峰久保	30	120	20	〃	a	有	9	A
5	峰	峰久保	35	30	19	〃	a	有	5	A
6	久保	久保	70	270	20	〃	a	無	15 学校診療所	A
7	久保	久保	45	200	15	〃	a	有	9	A
8	大山	大山	50	70	7	第三紀熔岩 火山角礫岩	a	無	6	B
9	峰山	峰山	60	170	12	第三紀 玄武岩	a	無	12	A
10	根子	根子	15	70	9	〃	a	有	14	B
11	根子	根子	45	50	11	〃	a	有	6	A
12	五軒屋	五軒屋	45	180	15	〃	a	有	3	A
13	熊沢	熊沢	70	170	7	第三紀熔岩 火山角礫岩	a	有	15	B
14	熊沢	熊沢	70	50	11	〃	a	有	5	A
15	日向	日向(三沢)	35	350	10	〃	a	有	28 (1)駅	A
16	日向	日向(三沢)	35	300	8	〃	a	無	40	C
17	三沢	大草	37	200	11	〃	a	有	21	A
18	三沢	大草	38	300	9	〃	a	有	19小中 保育役場	B
19	樋田	樋田	40	350	8	〃	a	有	13	B
20	水船	水船	43	110	70	〃	a	有	8	A
21	水船	水船	45	180	11	〃	a	無	26	A
22	芝草	芝草	80	60	5	〃	a	無	24	B
23	瀬戸	瀬戸	38	160	14	第三紀 玄武岩	a	無	11	A
24	奥杯	奥杯	42	150	15	第三紀熔岩 火山角礫岩	a	有	13	A
25	割子	割子	45	110	8	〃	a	有	12	B
26	割子	割子	42	120	9	〃	a	有	10	B
27	大道	大道	42	270	10	〃	a	有	8	A
28	古関	三宮司平	45	210	31	〃	a	有	15 学校局	A
29	上平	上平	45	240	30	〃	a	有	21 学校役場	A
30	宮ノ平	宮ノ平	45	280	30	第三紀 玄武岩	a	有	19	A
31	古関	中ノ沢	46	150	30	〃	a	無	6	A
32	中ノ倉	中ノ倉	50	70	30	〃	a	有	13	A
33	中ノ倉	中ノ倉	50	100	31	第三紀 玄武岩	a	有	13	A
34	中ノ倉	中屋敷	50	80	31	〃	a	無	10	A
35	大石	大石	35	250	10	第三紀熔岩 火山角礫岩	a	有	10	A
36	田ノ上	田ノ上	38	130	11	〃	a	有	9	A
37	上田原	上田原	35	110	15	第三紀安山岩 火礫岩	a	有	12	A
38	上田原	上田原	40	200	15	〃	a	有	17	A
39	上田原	上田原	38	19	17	〃	a	有	8	A
40	上田原	上田原	45	100	18	〃	a	有	6	A
41	長塩	大曽里	36	160	12	第三紀熔岩 火山角礫岩	a	有	10	A
42	釜額	釜額	38	120	15	〃	a	有	9	A
43	釜額	釜額	40	50	17	〃	a	有	6	A
44	和平	和平	39	80	14	〃	a	有	13	A
45	岩欠	岩欠	40	50	15	〃	a	有	14	A
46	和奈場	和奈場	43	100	14	〃	a	無	9	B
47	一色	一色	40	70	15	第三紀石英 安山岩灰岩	a	有	13	A
48	一色	一色	35	81	17	〃	a	有	12	A
49	北原	北原	30	50	10	第三紀 玄武岩	a	有	11	A
50	清沢	清沢	40	130	12	〃	a	有	16	A
51	桧平	桧平	42	70	15	〃	a	有	8 駅	A
52	山口	山口	40	150	14	〃	a	有	17	A
53	山口	山口	36	110	10	〃	a	有	12	A
54	竹ノ島	竹ノ島	45	150	17	第三紀 砂岩 泥岩	a	有	15	A
55	上の平	上の平	35	200	13	〃	a	有	29	A
56	下部	下部	38	180	14	〃	a	有	21 駅	A
57	湯町	湯町	40	430	31	〃	a	有	18 旅館4	A
58	湯町	湯町	48	250	5	〃	a	有	40 旅館21	A
59	湯町	湯町	45	180	35	〃	a	有	24 郵便局 保育園	A
60	波高島	波高島	40	200	31	〃	a	有	旅館(4) 13 駅	A
61	波高島	波高島	38	210	26	〃	a	有	13 公民館	A
62	桃ヶ窪	桃ヶ窪	40	60	30	〃	a	有	5	A
63	廻沢	廻沢	39	150	10	〃	a	有	5	A
64	湯之奥	湯之奥	36	90	10	〃	a	有	13	A